

令和4年度

包括外部監査の結果報告書

スポーツ関連施設の財務事務の執行および
管理運営の状況について

令和5年3月

福井県包括外部監査人
上 坂 誠 和

【 目 次 】

第1章 外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類	1
II. 選定した監査テーマ	1
III. 監査テーマを選定した理由	1
IV. 外部監査対象期間	2
V. 外部監査対象施設	2
VI. 外部監査の方法	2
VII. 外部監査の実施期間	3
VIII. 外部監査人および外部監査人補助者	3
IX. 重要な用語の説明	3
X. 利害関係	4
第2章 監査対象の概要	5
I. 県のスポーツ政策	5
II. 県のスポーツ振興を担う主な組織	13
III. 監査対象施設の概要	14
第3章 総論	16
I. 県における事務手続	17
II. 関連する条例および規程等	18
III. 利用料金	21
IV. 減免・免除	22
V. 利用の予約方法	23
VI. 利用者数の把握	24
VII. 利用料金の徴収方法	25
VIII. 利用料金の管理体制	25
IX. 施設の管理および運営	26
X. 備品の管理	28
XI. 施設の運営状況の判断	30
XII. 指定管理者制度	32
XIII. 目標の設定と実績管理	36
XIV. 県のモニタリング	39
XV. 都市公園の活用	41
XVI. 利用促進策	44

第4章 各論	53
I. 直営施設の検討	58
1. 福井県福井運動公園	58
2. 福井県立武道館	77
3. 幾久公園	88
4. 臨海中央公園	95
II. 指定管理者制度導入施設の検討	103
1. 福井県立馬術競技場	103
2. 福井県立ライフル射撃場	113
3. 福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンター	125
4. 福井県立クレール射撃場	137
5. 福井県立ホッケー場	151
6. 福井県立艇庫	162
7. テクノポート福井総合公園	172
8. ふくい健康の森	187
9. 若狭総合公園	205
10. 奥越ふれあい公園	215
11. トリムパークかなづ	228
12. 丹南総合公園	239
III. 事務事業の検討	254
1. 県民スポーツ祭開催事業	255
2. 1県民1スポーツ普及事業	258
3. フルマラソン開催推進事業（令和4年度：ふくい桜マラソン開催推進事業）	260
4. スポーツ情報ポータルサイト保守事業	263
5. 嶺南地域のスポーツ・レクリエーション施設整備事業	266

第1章 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

II. 選定した監査テーマ

スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

III. 監査テーマを選定した理由

県は、国（文部科学省）の「スポーツ基本法」の制定（平成23年6月）を受けて、平成25年7月に「（第1次）福井県スポーツ推進計画」（計画推進期間：平成25年度～平成30年度）、国（文部科学省）の「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月）の発表を受けて、令和2年3月に「（第2次）福井県スポーツ推進計画」（計画推進期間：令和元年度～令和6年度）を一部改訂し、スポーツの推進を図っている。

この間、福井県においては、平成30年に第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」と第18回全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」を開催し、それを機に、スポーツ施設の充実化や交通インフラなどの整備が進められた。この国民体育大会において、福井県は、男女総合優勝（天皇杯）を獲得するとともに、初の女子総合優勝（皇后杯）をも獲得できている。

また、令和2年7月に策定された福井県長期ビジョンの中でも、スポーツをふくいの活力源としてあげており、県は、スポーツの振興や普及を重視していると考えます。

一方、少子高齢化社会により国内の人口が減少し、競技人口や観戦者数も伸び悩むなか、「スポーツをとおして人を集める」、「交流人口の拡大」といった考えが強まってきており、自治体の政策は、従来の地域内のスポーツ振興という目的に加え、地域外からの誘客によるレジャー・サービス産業の発展という観光目的を志向する方向に向かっている。この1つの方法として、県、市町、経済団体、観光団体、スポーツ団体、大学、報道機関等の関係団体が一体となってスポーツを通じた取組みを推進する「地域スポーツコミッション」があり、「スポーツ・ツーリズム」や「スポーツを取り入れたまちづくり」による地域活性化策として多くの役割が期待されている。

また、この推進策として、県は、組織面では、文化・スポーツを活かした楽しみや元気あふれるまちづくりを推進するため、交流文化部内の文化課とスポーツ課を統括する「文化・スポーツ局」を令和3年4月に設置している。また、スポーツ施設の面では、県有のスポーツ・レクリエーション施設である嶺北地域の「ふくい健康の森」の平成30年のリニューアルに合わせ、新たに嶺南地域においてスポーツ・レクリエーション施設の整備を行っている。情報面では、福井県スポーツ情報ポータルサイトおよびスポーツ施設を含む施設予約サービスのサイト（県内全市町と共同運用）を整備し、運用開始している。

また、約1年後の令和6年3月には北陸新幹線が福井・敦賀まで開業し、同年3月31日に福井県初の大規模都市型フルマラソンである「ふくい桜マラソン」が開催される予定である。

このような状況を踏まえると、今後のスポーツ政策は、「する、みる、ささえる」という3つの観点からバラ

ンスの取れた政策を実行し、目標を実現することがますます大切となってくる。

そこで、福井国体の実施によりスポーツ施設の整備が一段落し、新幹線開業やふくい桜マラソン開催を控えたこのタイミングでスポーツ政策の根幹部分であるスポーツ施設およびその関連事業について監査を行うことは、時期的にも県民の関心度の高さの点でも適当であると考え、今回の監査のテーマとして選定した。

IV. 外部監査対象期間

原則として令和3年度（必要に応じてその他の年度も対象とする。）

V. 外部監査対象施設

今回の監査にあたり、福井県が所有するスポーツ施設を監査対象施設とした。当該条件に合致する施設は、以下の16施設になる。

- ・ 県の直営施設
福井県福井運動公園、福井県立武道館、幾久公園、臨海中央公園
- ・ 指定管理者制度を導入している施設
福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンター、福井県立クレール射撃場、福井県立ホッケー場、福井県立艇庫、テクノポート福井総合公園、ふくい健康の森、若狭総合公園、奥越ふれあい公園、トリムパークかなづ、丹南総合公園

VI. 外部監査の方法

(1) 主要な監査目標は以下のとおりである。

スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理の状況について、法令等に準拠した上で効果的、効率的かつ経済的に実施されているかを検討する。

(2) 主な監査要点

1. 事務の執行等が、法令、条例、規則、要綱等に準拠して行われているか
2. 委託等の契約は適切に行われているか
3. 施設の利用状況は適切か
4. 現金・固定資産等の現物管理が適切に実施されているか
5. 県営スポーツ施設の管理運営は適切に行われているか
6. 直営施設が、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から適切に管理運営されているか
7. 指定管理者の選定過程は適切か
8. 指定管理者制度導入施設が、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から適切に管理運営されているか
9. 県の指定管理者に対する指導監督は適切か
10. 事務事業の実施状況が適切か

(3) 主な監査手続

1. 県担当者、指定管理者等への質問
2. 関係書類の閲覧、照合、分析
3. 現地調査
4. 現金・固定資産等の管理状況の把握
5. 財務事務の執行および管理に関する規程等の整備状況の把握
6. その他必要とした手続

VII. 外部監査の実施期間

令和4年6月22日から令和5年3月13日まで

VIII. 外部監査人および外部監査人補助者

- ・ 包括外部監査人
上坂 誠和（公認会計士・税理士）
- ・ 外部監査人補助者
藤井 宏澄（公認会計士・税理士）
福原 豪秀（公認会計士・税理士）
梅田 雅彰（公認会計士・税理士）
寺尾 忠佳（公認会計士・税理士）
木村 善路（公認会計士・税理士）

IX. 重要な用語の説明

本報告書の中で使用される以下の用語は、次のような意味で用いている。

【使用されている用語の説明】

- ・ 「指摘事項」と「意見」

「指摘事項」とは、一連の事務手続の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、あるいは、違法ではないが、社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

また、「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織および運営の面で合理化に役立つものとして改善または検討が望まれる事項を記載している。

- ・ 3E

3Eとは、Economy（経済性）、Efficiency（効率性）およびEffectiveness（有効性）を示す。経済性は「同じものをどれだけ安く手に入れることができたか」、効率性は「同じ材料でどれだけのもを産出できたか」、有効性は「その産出物によってどれだけ効用を生み出したか」を意味する。

【 本報告書における記載内容の留意事項 】

・ 端数処理

報告書の数値は、原則として金額は単位未満の端数を切り捨てて記載し、比率は小数点2位以下を四捨五入して記載している。但し、県より入手した資料が異なる端数処理をしていた場合は、そのままの金額を記載することとしている。以上より、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

X. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 章 監査対象の概要

Ⅰ. 県のスポーツ政策

1. 福井県スポーツ推進計画

福井県においては、「福井県スポーツ振興プラン」（平成 10 年 3 月策定）および「福井県教育振興ビジョン」（平成 14 年 3 月策定）に基づいて、県民一人ひとりの生活の中にスポーツが位置づけられた「生涯スポーツ社会づくり」に積極的に取り組んできた。一方、国において、平成 23 年 6 月に、昭和 36 年に制定された「スポーツ振興法」が 50 年ぶりに全面改正され、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国および地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めた「スポーツ基本法」が新しく制定された。

これらを踏まえて、県は、平成 30 年の第 73 回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」の開催に向けて施策を展開するとともに、全国トップクラスの健康長寿県として「元気な福井の健康づくり応援計画」等と連携しながら、県民の誰もがそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しむことができる環境を整えるための、新たな「福井県スポーツ推進計画」を策定している。

「福井県スポーツ推進計画」は、以下のような期間で策定されている。

第 1 次計画推進期間：平成 25 年度（2013 年度）～ 平成 30 年度（2018 年度）

第 2 次計画推進期間：令和 元年度（2019 年度）～ 令和 6 年度（2024 年度）

このスポーツ推進計画において県が「目指す姿」が掲げられているが、第 1 次計画推進期間と第 2 次計画推進期間において、その内容に大きな違いはなく、現在推進中の第 2 次計画推進期間における「目指す姿」は、以下のとおりとなっている。

<目指す姿>

1. 県民の誰もがスポーツを楽しめる福井

ライフステージに応じ、本県発祥のニュースポーツなどを含めた幅広いスポーツを気軽に楽しめる福井を目指します。

2. 運動好きな子どもたちが元気に輝ける福井

全国トップクラスの体力をさらに伸ばし、心も体も健康で、積極的に運動・スポーツに親しむことができる子どもを育む福井を目指します。

3. 国内外で活躍できるトップアスリートが育つ福井

福井国体・障スポの成功を機に、県民に夢や希望を与える、国際大会などで活躍する選手を育む福井を目指します。

また、本計画では、以下のようにスポーツ推進のための基本施策を掲げるとともに、それぞれについて実施する具体的な施策を掲げている。さらに、実効性のある計画とするために、目標年次（令和6年度）までの数値目標を設定し、施策を実施するとしている。

1. 県民の誰もがスポーツを楽しめる福井

<基本施策>

I. 1 県民 1 スポーツ

～福井国体・障スポを契機とした地域スポーツの振興～

施策の目標指標

項目	H24 (策定時)	H30 (現状)	R 6 (目標)
成人のスポーツ実施率 (週1回以上スポーツを実施)	36.8%	54.1%	65%
総合型地域スポーツクラブ会員数	6,274人	6,619人	7,500人

具体的施策

1 「する」「みる」「ささえる」スポーツに親しむ環境づくり

- ・一年を通してスポーツを楽しむ機会の充実（県民スポーツ祭等）
- ・県民交流イベントの開催（はびりゅうフェスタ等）
- ・スポーツ施設の情報を提供（県内のスポーツ施設の情報の収集と発信）
- ・地域、企業でのスポーツ交流への支援（イベント企画力向上研修会の開催）
- ・総合型地域スポーツクラブの活動の充実（部活動連携等）
- ・オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成（キャンプの誘致等）

2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- ・働き盛り世代のスポーツ参加の促進（出前講座等）
- ・子育て世代のスポーツ参加の促進（親子で参加できるスポーツ体験教室の開催）
- ・福井国体のデモンストレーション競技等を活用したスポーツの推進
- ・県民スポーツチャレンジ制度の普及拡大
- ・体力測定を活用した健康・体力の増進（体力測定会の開催）

- ・スポーツ障害の予防（スポーツ障害予防に関する情報の発信）
- ・幼児期からの自ら体を動かす意欲の醸成（幼児教育研修の実施）
- ・スポーツ少年団活動の推進
- ・レクリエーション・スポーツの普及拡大（体験イベント等）

3 ユニバーサルスポーツの推進

- ・高齢者のスポーツ参加の促進（指導者派遣・体験教室の開催等）
- ・障がいのある人のスポーツ参加の促進（障がい者スポーツ教室開催への支援）
- ・障がい者スポーツ選手の育成（強化練習の支援等）
- ・障がい者スポーツ指導員の養成（指導者養成講習会を開催）
- ・障がいのある人となない人が共にスポーツに親しむ機会の創出
- ・スポーツ活動場所の確保

4 スポーツボランティアの活性化

- ・多様な指導者の養成（生涯スポーツ等）
- ・スポーツ推進委員の資質向上（研修会の開催）
- ・スポーツ指導者バンク等の活用（スポーツ指導者、スポーツボランティア）

5 スポーツ交流の推進

- ・地域スポーツコミッションによるスポーツツーリズム等の推進
- ・県内のスポーツ施設を活用し全国規模のスポーツイベント等を誘致
- ・参加型スポーツイベント等の開催を推進
- ・競技大会とあわせた県民向け大会の開催
- ・県内トップチーム・選手を県民一体でサポート・応援
- ・スポーツ情報の提供

2. 運動好きな子どもたちが元気に輝ける福井

<基本施策>

Ⅱ. 子どもの体育・スポーツ活動

～学校等での活動を通じた運動やスポーツの多様な楽しみ方の推進～

施策の目標指標

項 目		H24 (策定時)	H30 (現状)	R 6 (目標)
運動やスポーツをすることが 好きな子ども	小学生	90.2%	91.2%	93%
	中学生	85.9%	87.2%	89%
1日の運動実施時間が 1時間以上の子ども	小学生	61.5%	62.4%	78%
	中学生	75.7%	74.9%	82%

具体的施策

1 学校体育の充実

- ・「運動が好き」な子どもを増やす体育の授業改善（楽しい、分かる、できる授業）
- ・小学校体育授業の支援（補助指導員派遣）
- ・体育指導資料集の活用と教員研修会の開催
- ・工夫して体を動かす時間を確保する「A1（アクティブワン）運動」の実施
- ・小学校・中学校にトップアスリートを派遣（走る、跳ぶ、投げる等正しい動作を習得）

2 地域の協力を得た運動部活動の推進

- ・公認スポーツ指導者や国体成年選手を運動部活動に派遣
- ・指導者の資質向上（地域スポーツ指導者研修会等）
- ・市町教育委員会や中・高体連と連携し、運動部活動の在り方の検討を促進

3. 国内外で活躍できるトップアスリートが育つ福井

<基本施策>

Ⅲ. トップアスリートの養成

～福井国体のレガシーを活かした競技力の維持・向上～

施策の目標指標

項目	H24 (策定時)	H30 (現状)	R 6 (目標)
競技スポーツの全国大会での 上位入賞数（1～3位）	データ なし	290件	100件/年を維持 (※)
公認スポーツ指導者新規登録数	95名	87名	100名

※ 福井国体に向けたジュニア選手育成時期（H25～27）の平均89件を上回る件数

具体的施策

1 選手を育成強化する体制づくり

- ・有望なジュニア選手の発掘・育成（能力測定会・競技体験会の実施等）
- ・国体や全国大会等に向けた少年選手の確保（遠征・合宿等の強化支援等）
- ・成年の有力選手のU I ターンの促進（スポジョブふくい継続）
- ・有望選手の強化（オリンピック候補選手の支援）
- ・「ふるさと選手」の確保
- ・クラブ・企業チームの強化（自立を目指すクラブチームの支援）
- ・国体成年選手による少年選手の指導の推進
- ・「新しいお家芸競技」（地域に根差したスポーツ）の育成（全国大会誘致・開催等の支援）

2 指導者の育成と確保

- ・公認スポーツ指導者資格取得の促進（講習会を開催）
- ・国内トップクラスの指導者の配置（スーパーアドバイザーによる指導）
- ・指導者の確保と資質向上（研修会の開催等）

3 競技力向上のための環境づくり

- ・スポーツ医・科学支援体制の充実（専属トレーナー派遣等）
- ・アスリートに必要な栄養指導の推進
- ・女性アスリートのサポート
- ・アンチ・ドーピングに関する啓発
- ・強化練習会場の確保
- ・強化備品・競技用具の整備

上記の「具体的な施策」を実行・実現していくなかで、スポーツ施設が重要な役割を担っている部分は多々あり、スポーツ施設が果たす役割は非常に大きいと考える。スポーツ施設のあり方を考えるうえで、上記の具体的な施策は、考慮すべき事項になる。

2. 計画の推進体制と評価

県は、上記「福井県スポーツ推進計画」を推進していくにあたり、推進体制を整備するとともに、進捗状況の評価方法を設定している。当該推進体制等の内容は以下のとおりとなる。

1 推進体制

県では、スポーツ推進にあたり、スポーツにかかる関係機関・団体等との連携を図るとともに、学校体育やスポーツ医・科学等の各種専門的知見の取組みに反映させるため、条例に基づき、「福井県スポーツ推進審議会」を平成 24 年 3 月に設置した。

- (1) 同審議会が中心となって、推進計画に基づきスポーツを推進するとともに、推進計画の進捗管理を行う。
- (2) 県は、市町および市町教育委員会、関係機関、スポーツ関係団体などとの連携体制を強化しながら、推進計画の周知を図り、同計画に基づく取組みを推進する。

2 進捗状況評価

- (1) 推進計画の進捗状況の評価は、施策目標の達成状況を客観的に把握・評価するため、「目標指標」を用いて行う。
- (2) 具体的には、福井県スポーツ推進審議会を定期的で開催し、最新のデータに基づき、これまでの目標指標の推移や目標年度との関係を踏まえ、目標の達成状況の評価を行う。
- (3) 県民意識調査等により、定期的に県民のスポーツ活動に対する実態やニーズの把握を行う。
- (4) 目標の達成のために必要があると認められる場合には、福井県スポーツ推進審議会における検討を経て、取組み内容の充実を図る。

3 進行管理

計画に掲げた施策の基本的方向や具体的な施策などについては、その進捗状況や評価を県民に公表するとともに、次年度以降の施策の展開に反映し、より高い実効性を担保できるよう努める。

3. 推進計画の進捗状況

福井県スポーツ推進計画の令和3年度における進捗状況は下記のとおりとなっている。

なお、目標達成率の評価区分は、目標値以上は「達成」、達成率が80%以上100%未満は「概ね順調」、達成率が80%未満は「努力を要する」としている。

【令和3年度 福井県スポーツ推進計画の状況】

＜目指す姿1＞ 県民の誰もがスポーツを楽しめる福井							
項目	目標値 (A) (R6)	実績値 (B)				目標達成率 (B/A)	
		H24 (策定時)	R1	R2	R3		
達成状況	成人のスポーツ実施率 (週1回以上スポーツを実施)	65.0%	36.8%	54.8% (全国53.6%)	56% (全国59.9%)	66.5% (参考値) ※1 (全国56.4%)	参考値のため 評価せず
	総合型地域スポーツクラブ会員数	7,500人	6,274人	6,635人	6,009人	6,246人	概ね順調 (83.3%)

※1：例年、体力・運動能力調査では調査対象者を幅広く募り行っていた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、人を集めることができなかった市町では、スポーツクラブやスポーツ教室など普段スポーツを行っている人を対象に調査を実施したことからスポーツ実施率が上昇したと推測されるため、令和3年度は、参考値としている。

＜目指す姿2＞ 運動好きな子どもたちが元気に輝ける福井								
項目	目標値 (A) (R6)	実績値 (B)				目標達成率 (B/A)		
		H24 (策定時)	H30	R1	R3			
達成状況	運動やスポーツをすることが 好きな子ども	小学生	93%	90.2%	91.2%	91.7%	86.7%	概ね順調 (93.2%)
		中学生	89%	85.9%	87.2%	87.8%	84.5%	概ね順調 (94.9%)
	1日の運動実施時間が 1時間以上の子ども	小学生	78%	61.50%	62.4% (47.9%) ※2	— (45.2%) ※2	— (42.0%) ※2	目標達成状況は ※3参照
		中学生	82%	75.7%	74.9% (76.1%) ※2	— (75.5%) ※2	— (74.5%) ※2	目標達成状況は ※3参照

※2：全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、H25より当該質問の回答様式が変更となったため、()内の数値は参考値となる。

H30の上段は、回答様式をH24に合わせた県の独自調査による。

※3：1日の運動実施時間の調査は、平成25年度から回答方法が変更になり、全国・本県とも大幅に割合が減少しています。

小学生 H24 61.45% → H25 44.8% (16.7%減)

中学生 H24 76.65% → H25 71.8% (4.9%減)

令和3年度の実績値(参考値)に、回答方法変更に伴う減少分を足して、目標値と比較すると、想定目標達成率は、小学生58.7%、中学生79.4%となります。

小学生 R3 42.0% + 16.7% = 58.7%

中学生 R3 74.5% + 4.9% = 79.4%

1日に1時間以上運動をする児童生徒の割合（上段は福井、（ ）内は全国の数値、単位は％）

区分		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R3
全国調査	小学生	61.5 (59.4)	44.8 (-)	47.5 (43.4)	47.5 (42.9)	47.5 (44.4)	49.0 (44.8)	47.9 (42.5)	45.2 (40.8)	42.0 (38.2)
	中学生	76.7 (73.7)	71.8 (-)	75.0 (70.6)	74.4 (70.4)	75.8 (73.6)	76.6 (74.4)	76.1 (74.0)	75.5 (72.6)	74.5 (68.8)

注：回答方法が変更になり全国的に割合が大きく減少

◀回答方法▶

H24まで・・・30分未満、30分～1時間、1～2時間、2時間以上から選択
H25から・・・月火水木金土日の各曜日の運動時間を記載

◀目標に対する県教育委員会の考え▶

- ・計画期間の途中で調査方法が変更になり、計画当時と現在で比較できる指標がないことから、今回の計画改定では目標値を変更せず、想定目標達成率で実績報告することとしています。
- ・本県の数値は、回答方法の変更にかかわらず、毎年、小学生は4～5ポイント、中学生は2～3ポイント、全国平均を上回っています。
- ・教員の労働時間制限や部活動改革等により、これまでのように目標達成に向けて学校での運動時間を増やすことは難しいのが現状であり、国の方針を見極めながら、今後の取組みを検討していく予定です。

＜目指す姿3＞ トップアスリートの養成							
達成状況	項目	目標値 (A) (R6)	実績値 (B)				目標達成率 (B/A)
			H24 (策定時)	R1	R2	R3	
達成状況	競技スポーツの全国大会での上位入賞数（1～3位）	100件/年を維持	データなし	196件	130件	169件 ※	達成 (169.0%)
	公認スポーツ指導者新規登録者数	100名	95名	45名	94名	219名	達成 (219.0%)

※ R3の実績は2月末時点

令和3年度時点においては、いずれも「達成」、もしくは「概ね順調」となっており、「努力を要する」となった項目はなかった。引き続き良好な進捗状況になるよう努めてほしい。

II. 県のスポーツ振興を担う主な組織

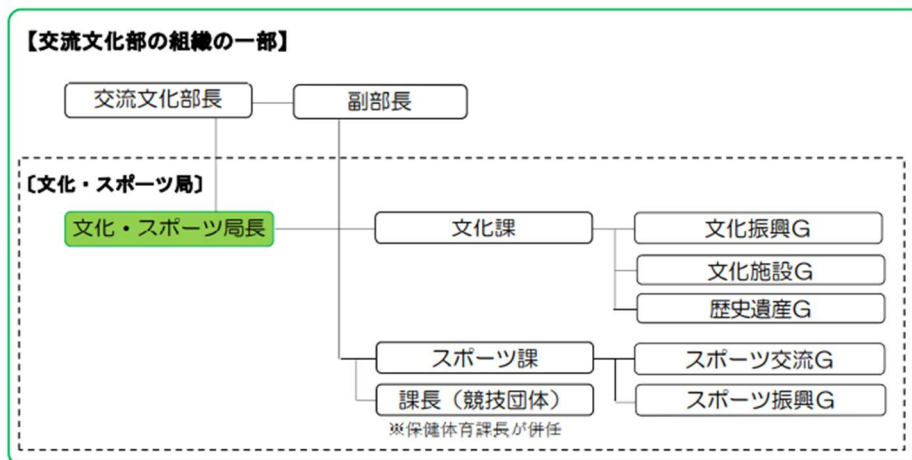
1. 文化交流部 文化・スポーツ局 スポーツ課

福井県のスポーツ行政は、主に交流文化部内にあるスポーツ課によって推進される。

スポーツ課の主な業務内容は、スポーツ推進計画に関すること、競技スポーツに関すること、国民体育大会に関すること、生涯スポーツに関すること、障がい者スポーツに関すること、各種スポーツ大会に関すること、日本スポーツマスターズ2023福井大会に関すること、ワールドマスターズゲームズ2021関西に関すること、県立スポーツ施設に関することなど、スポーツ全般事項を担っている重要な組織となっている。

なお、令和3年4月1日付けで、県に『文化・スポーツ局』が設置されている。これは、文化とスポーツで「ふくいをもっとおもしろく」を目標に、交流文化部に『文化・スポーツ局』を新設し、文化・スポーツを活かした楽しみや元気あふれるまちづくりを推進すべく、また、北陸新幹線福井・敦賀開業に向け、フルマラソンの開催や県民主役のまちなか文化イベントの拡大など、県民も訪れる人も楽しめる場所・機会づくりを加速すべく設置されたものである。

スポーツ課には、新しい組織の下、関係各課と連携をとりながら、積極的にスポーツの推進を行っていくことを期待する。



2. 地域スポーツコミッション「福井県スポーツまちづくり推進機構」

スポーツ大会の誘致やスポーツイベントの企画・開催、県内スポーツチームの応援など、スポーツを通じて地域活性化を図るため、県、市町、経済団体、観光団体、スポーツ団体、大学、報道機関等の関係団体が一体となって取組みを推進することを目的として、地域スポーツコミッション「福井県スポーツまちづくり推進機構」が設立されている。

当機構の会長は、福井県知事であり、副会長は、県の交流文化部長が充てられている。また、事務局は、県の交流文化部スポーツ課に置かれている。

Ⅲ. 監査対象施設の概要

今回、監査の対象となった各施設における主な内容は、以下のとおりである。

所轄	交流文化部 文化・スポーツ局										
	スポーツ課										
施設名	福井県 福井 運動公園	福井県 福井少年 運動公園	福井県立 武道館	福井県立 馬術競技場	福井県立 ライフル 射撃場	福井県立 アーチェリー センター	福井県立 弓道場* センター	福井県立 クレー 射撃場	福井県立 ホッケー場	福井県立 総串	
敷地面積 (㎡)	306,134	38,900	29,722	19,040	17,276	16,687		120,500	8,335	4,130	
屋内	体育館 (メイン)	2,870㎡									
	・バレーボール	4 面									
	・バスケットボール	3 面									
	・バドミントン	18 面									
	・ハンドボール	1 面									
	・卓球	40 台	屋内休館所に数台 (子供用)								
	・フットサル	1 面									
	・ランニングコース	2 階									
	体育館 (サブ)	1,050㎡									
	・バレーボール	2 面									
	・バスケットボール	1 面									
	・バドミントン	6 面									
	競技場			多用途 (636㎡)							
	温水プール	25m×6コース									
	幼児プール	水深 0~5cm									
	その他プール等										
	全天候型球技場										
	トレーニング室	あり		あり (81 ㎡)						あり	
	エアロビクススタジオ										
	弓道場			近的12射 遠的6射							
研修室 (会議室)	会議室		5 室			あり	大小1室		200名収容		
合宿所・ 休養施設	合宿所 最大 64名 収容		合宿所 最大宿泊 76名	クラブハウス							
その他	ボクシング練習室 多目的室 (ダンス、空手、ヨガ等 鏡張りの部屋)	屋内休憩所	柔道場 (大・小) 剣道場 (大・小) 相撲場 (試合場・ 練習場)				トレーニング* ウォール面積 (156㎡)				
屋外	芝生広場		あり								
	グラウンド										
	陸上競技場 又はトラック	9.98スタジアム 約 16,000人収容									
	補助競技場	総面積 27,100㎡									
	パットゴルフ場										
	マレットゴルフ場	36 ホール									
	ゲートボール場										
	テニスコート	16 面									
	ソフトボール場										
	プール	50m×9 (夏季)									
	飛込プール	あり									
	サッカースタジアム										
	野球場	約22,000人収容									
	補助球場	あり									
	遊具		芝生広場								
	野外ステージ		あり								
	その他		目録の丘		本馬場 約70×115m 覆馬場 約20×40m	50m 射撃場 10m 射撃場	全 27射	ウォール面積 143,5㎡	国際式 トラップ1面 国際式 スキート1面	11人制 1コート 6人制 3コート	総串 115台収容 久々子湖 滑艇場
	駐車場	普通 (台)	1,129	福井運動 公園と共通	335	10	64	50	87	15	29
大型 (台)		16		2							

所轄	交流文化部 文化・スポーツ 文化課	産業労働部 公営企業課	健康福祉部 地域福祉課	土木部						
				都市計画課						
施設名	幾久公園	テクノポート 福井	ふくい 健康の森	若狭 総合公園	奥越ふれ あい公園	トリム [®] - かなづ	丹南 総合公園	臨海 中央公園		
敷地面積 (㎡)	31,844	159,000	740,000	160,000	196,000	200,000	155,000	50,000		
屋内	体育館 (メイン)					1,638㎡	2,130㎡			
	・バレーボール					2面	2面			
	・バスケットボール					2面	2面			
	・バドミントン					6面	8面			
	・ハンドボール					1面				
	・卓球					10面				
	・フットサル					1面				
	・ランニングコース									
	体育館 (サブ)									
	・バレーボール									
	・バスケットボール									
	・バドミントン									
	競技場									
	温水プール			25m×6コース	25m×6コース					
	幼児プール			水深2種類	水深40cm					
	その他プール等			流水プール	ジャグジー					
				ウォータースライダー						
	全天候型球技場							多目的		
	トレーニング室			あり (316㎡)			あり			
	エアロビクススタジオ			あり (214㎡)			あり			
弓道場						近的4射				
研修室 (会議室)				会議室 30名	あり	2室	あり			
合宿所・ 休養施設				多目的 休養施設						
その他			200mトラック 運動フロア (1,526㎡)							
屋外	芝生広場		10,000㎡ 超	中央広場	あり	ひろびろ広場	あり	あり		
	グラウンド	多目的		多目的		多目的	多目的	多目的		
	陸上競技場 又はトラック	300mトラック ×4コース		400mトラック ×4コース		400mトラック ×8コース				
	補助競技場									
	バットゴルフ場		18ホール							
	マレットゴルフ場		36ホール	36ホール	36ホール		27コース			
	ゲートボール場	2面			2面	4面	屋根付 3面 屋外 3面	1面		
	テニスコート	3面		8面		6面	8面	3面		
	ソフトボール場							1面		
	プール									
	飛込プール									
	サッカースタジアム		21,053人収容							
	野球場							3,500人収容		
	補助球場									
	遊具	アスレチック 遊具	アスレチック広場 ・ソリコース	アスレチック 遊具広場	遊び広場 トリム広場	子供の森	遊具広場	芝生広場		
				ちびっこ広場						
				ファミリー健康広場						
	野外ステージ				あり		あり			
	その他			バ [®] - [®] お [®] - [®] 広場	スケートパーク		出合いの森	ピオ [®] - [®] 園	ピ [®] お [®] - [®] (里山)	イント [®] 広場
				お [®] お [®] お [®] 広場	ロー [®] - [®] スケートコース		せせらぎの森	和風園	1,900㎡	
			バスケットコート	ふれあい公園		お [®] お [®] か池	森の学校	散策路(里山)		
			バー [®] - [®] お [®] - [®] 広場	バ [®] - [®] お [®] - [®] 広場		水生花園		580m		
駐車場	普通 (台)	20	400	597	209	627	340	327	67	
	大型 (台)			10	10	10	8	8		

第3章 総論

第3章および第4章においては、監査の結論を記載する。

第3章 総論においては、スポーツ施設であるかどうかに関係ない全般的な事項および複数の施設に該当する事項であり説明上まとめて記載したほうがよいと思われる事項を記載し、第4章各論においては、各施設に該当する事項として個別に記載したほうがよいと思われる事項を記載した。

今回の監査における総論での指摘事項および意見の一覧は以下のとおりである。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項 目
第3章 総論			
1		1	条例における数字の表記について
2		2	利用料金の設定単位について
3		3	施設利用の予約について
4		4	観客数の把握について
5		5	決済方法の多様化について
6	1		備品管理シールの運用について
7		6	備品台帳について
8		7	AED の設置場所の表示について
9		8	施設の運営状況を判断するための指標について
10		9	適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析について
11		10	目標設定の方法について
12		11	目標設定の根拠資料の作成について
13		12	モニタリング手法について
14		13	Web サイトの充実について
15		14	意見箱の設置について
16		15	アンケートの実施について
17		16	アンケートの実施対象について
18		17	SNS 等を利用した情報発信について
19		18	インターネット上の口コミの活用について
20		19	イベントの実施推進について
21		20	ふるさと納税やクラウドファンディングを利用した資金確保について

I. 県における事務手続

1. 歳出事務手続について

地方自治体の契約については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの4つの方法により契約を締結することになっている。

歳出事務を行うに当たって、県の契約方法の定めに従って行なわれているかを確認した。各施設の歳出事務手続の適正性について、以下の観点から検討を行った。

- (1) 契約方法（一般競争、指名競争、随意契約）の選択は妥当か。
- (2) 予定価格は適切な積算根拠に基づき算出されているか。
- (3) 入札の事務手続は適正に行われたか。
- (4) 随意契約の事務手続は適正におこなわれたか（随意契約理由は妥当であるか、1者見積の場合の理由は妥当であるか。）。
- (5) 起案から承認、発注から検収に至るまでの一連の事務手続は、定められた手続に準拠して行われているか。

検討を行った結果、特に問題は発見されなかった。

2. 指定管理者との契約手続について

今回の監査対象となったスポーツ施設における指定管理者については、次のとおりである。

所轄	交流文化部 文化スポーツ局 スポーツ課						産業労働部 公営企業課	健康福祉部 地域福祉課	土木部 都市計画課			
	福井県立 馬術 競技場	福井県立 ライフル 射撃場	福井県立 アーチェリーセンター クライミングセンター	福井県立 クレー 射撃場	福井県立 ホッケー場	福井県立 艇庫	テクノポート 福井 総合公園	ふくい 健康の森	若狭 総合公園	奥越ふれ あい公園	トリムパーク かなづ	丹南 総合公園
選定方法	公募			-		公募		-				
	-			特定団体		-		特定団体				
指定管理者	(学) 金井学園	福井県 ライフル 射撃協会	福井県 アーチェリー・ クライミング 振興協議会	(一社) 福井県 クレー 射撃協会	越前町	美浜町	(共同 事業体) グリーン・ コンソーシアム	(公財) 福井県 健康管理 協会	小浜市	大野市	あわら市	越前市
指定期間	5年 令和3年 4月～	5年 令和3年 4月～	5年 令和3年 4月～	5年 令和3年 4月～	5年 令和3年 4月～	5年 平成29 年	5年 平成31年 4月～	5年 平成31年 4月～	5年 令和3年 4月～	5年 令和3年 4月～	5年 令和3年 4月～	5年 平成30年 4月～
申請団体数	1	1	1	3	-	-	1	1	-	-	-	-

県は指定管理者との間で「管理に関する基本協定書」を締結し、そこに指定管理者が行う管理業務を記載するが、一般的には以下の業務に関することを記載する。

- 「(1) 利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
 (2) ○○○○○○○○ の維持管理に関する業務
 (3) 運営業務
 (4) その他 ○○○○○○○○ の管理に必要な業務」

この管理業務に関する具体的な内容については、県が「管理運營業務仕様書」を作成し、指定管理者の募集時の現地説明会において募集要項とともに県が詳しく説明する。

今回の監査対象となった12の指定管理者のうち、非公募による特定団体が6つ（すべて県内の市町）、公募が6つであった。公募のうち、申請団体が複数あったのは1つのみで、残り5つは一者応札であった。

このスポーツ施設の管理業務契約において一者だけの申請となった施設は、4つが特定のスポーツを行うための施設であり、残り1つはスポーツ施設以外に県民健康センターや生きがい交流センターをもつ施設であった。

これについて、前者は、申請者がその特定のスポーツについての県全体をカバーする競技団体であり、そのスポーツについての知識・経験が豊富であること、後者は、県の健康管理協会であり、スポーツを含めた健康に精通している団体であることから、問題はないと考える。

II. 関連する条例および規程等

1. 条例・規程等の体系の階層および名称

今回の監査対象となった施設に関する所管と条例・規程等の関係は、次のとおりである。

所管	土木部 都市計画課					交流文化部 文化・スポーツ局			
						文化課	スポーツ課		
施設名	若狭 総合公園	奥越ふれ あい公園	トリムパーク かなづ	丹南 総合公園	臨海 中央公園	幾久公園	福井県 福井 運動公園	福井県 福井少年 運動公園	福井県立 武道館
法律	都市公園法								—
条例	指定管理者制度 基本条例				—	—		—	
	福井県都市公園条例 (第16条)				福井県都市公園条例 (第8条)			福井県立 武道館 の設置および管理 に関する条例	
規則	福井県都市公園の管理 に関する規則					運動公園 の管理運営 に関する規則		福井県立武道館 の管理運営 に関する規則	
所管	交流文化部 文化・スポーツ局 スポーツ課								
施設名	福井県立 馬術 競技場	福井県立 ライフル 射撃場	福井県立 アーチェリー センター	福井県立 クライミング センター	福井県立 クレー 射撃場	福井県立 ホッケー場	福井県立 艇庫		
法律	—								
条例	指定管理者制度 基本条例								
	福井県立 体育施設 の設置および管理 に関する条例								
規則	福井県立 馬術競技場 の管理運営 に関する規則	福井県立 ライフル射撃場 の管理運営 に関する規則	福井県立 アーチェリーセンター の管理運営 に関する規則	福井県立 クライミングセンター の管理運営に 関する規則	福井県立 クレー射撃場 の管理運営 に関する規則	福井県立 ホッケー場 の管理運営 に関する規則	福井県立 艇庫 の管理運営 に関する規則		

所管	産業労働部 公営企業課	健康福祉部 地域福祉課
施設名	テクノポート 福井 総合公園	ふくい 健康の森
法律	—	—
条例	指定管理者制度 基本条例	
	テクノポート福井 総合公園 の設置および管理 に関する条例	ふくい 健康の森 の設置および管理 に関する条例
規則	テクノポート福井 総合公園 の設置および管理 に関する条例施行 規程	ふくい健康の森 の設置および管理 に関する条例施行 規則

この表における「規則」の階層において、テクノポート福井総合公園では「条例施行規程」となっており、ふくい健康の森の「条例施行規則」および他のすべての施設の「規則」と名称が異なる。

テクノポート福井総合公園を管轄する公営企業課において適用される「地方公営企業法」では以下のように規定されている。

(地方公営企業に関する法令等の制定及び施行)	
第五条 地方公営企業に関する法令並びに条例、規則及びその他の規程は、すべて第三条に規定する基本原則に合致するものでなければならない。	
(企業管理規程)	
第十条 管理者は、法令又は当該地方公共団体の条例若しくは規則又はその機関の定める規則に違反しない限りにおいて、業務に関し管理規程（以下「企業管理規程」という。）を制定することができる。	

「条例施行規程」と「条例施行規則」の名称が異なることについて、県の情報公開・法制課によると、①法令に基づく規則制定権は、すべての機関に付与されているわけではないが、公営企業においては、「規則」ではなく「企業管理規程」を定める権限が付与されており、②規則または規程を制定する際、どちらの形式を選択するかは規則制定権の根拠となる法令の規定（規則を制定できる範囲等）および規定の内容により、各機関が個別に判断しており、③必ずしも条例→規則→規程という階層構造となるわけではない、とのことであった。テクノポート総合公園は公営企業課が管轄しており、この総合公園にも地方公営企業法が適用されるということである。

なお、Webサイト上の福井県条例規則集から「条例施行規程」で検索したら30の条例施行規程が表示され、「条例施行規則」で検索したら124の条例施行規則が表示された。これらの名称の違いも上記の情報公開・法制課の説明と同じ理由によるものと思われる。

以上により、「条例施行規程」と「条例施行規則」の名称の違いについて問題はないと判断する。

2. 条例の数字の表記について

次の表は、「福井県都市公園条例」の利用料金表の一部を抜粋したものである。

(二) 附属施設

算定基礎 区分	限度額(単位 円)								摘要
	学生等				一般				
	午前八時 三十分か ら午後一 時まで	午後一時 から午後 六時まで	午後六時 から午後 八時三十 分まで	午後八時 三十分以 後の一時 間につき	午前八時 三十分か ら午後一 時まで	午後一時 から午後 六時まで	午後六時 から午後 八時三十 分まで	午後八時 三十分以 後の一時 間につき	
附属施設全般	二、四一 〇	二、四一 〇	一、四七 〇	五三〇	六、一八 〇	六、一八 〇	三、七七 〇	一、一五 〇	職業野球の ためにグラ ウンドおよ びスタンドを 併せて利用 する場合 は、無料と する。
役員室	六二〇	六二〇	三八〇	一四〇	一、五七 〇	一、五七 〇	八四〇	三〇〇	
貴賓室	六二〇	六二〇	三八〇	一四〇	一、五七 〇	一、五七 〇	八四〇	三〇〇	
会議室	六二〇	六二〇	三八〇	一四〇	一、五七 〇	一、五七 〇	八四〇	三〇〇	
拡声装置および スコアボード装 置一式	一、九九 〇	一、九九 〇	一、二五 〇	三八〇	三、七七 〇	三、七七 〇	二、三〇 〇	七三〇	
投球練習場	七三〇	七三〇	四四〇	一六〇	二、二〇 〇	二、二〇 〇	一、四七 〇	四二〇	
バッティングゲ ージ(一台につ き)	七三〇	七三〇	四四〇	一六〇	二、二〇 〇	二、二〇 〇	一、四七 〇	四二〇	

このように利用料金の表記が漢数字を用いており、金額が2段になっているものも多い。

これについて、全国知事会の Web サイト上の都道府県例規集のサイトにリンクされている各都道府県の例規集から、都市公園条例を検索してその中で料金が算用数字と漢数字のどちらで表示されているかを調べた(調査日:平成5年2月16日)結果、以下のとおりであった。

(都道府県例規集サイト: https://www.nga.gr.jp/pref_info/ruletop.htm)

・算用数字で表示されている都道府県: 25

北海道	岩手県	山形県	茨城県	栃木県	神奈川県	新潟県
富山県	長野県	静岡県	滋賀県	京都府	兵庫県	和歌山県
鳥取県	島根県	香川県	愛媛県	高知県	佐賀県	長崎県
熊本県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県			

・漢数字で表示されている都道府県: 22

青森県	宮城県	秋田県	福島県	群馬県	埼玉県	千葉県
東京都	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	愛知県	三重県
大阪府	奈良県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	福岡県
大分県						

文化庁の文化審議会から2022年1月に公表された「公用文作成の考え方(建議)」によれば、読み手に伝わる公用文作成の条件として「分かりやすく書く」とされ、数字を使う際には「横書きでは、算用数字を使う」とされている。半角の算用数字で表記すれば、料金が直感的に一目で把握しやすく、また、2段表記されることほとんどないと思われる。なお、各施設の Web サイト等では算用数字で分かりやすく表記されていた。

なお、和歌山県では「和歌山県条例の形式を左横書きに改正する条例」を公布して 2002 年 4 月から施行している。この条例において、漢数字と算用数字の使い分けについて記載されている。

意見 1	条例における数字の表記について
<p>各施設のWebサイトの利用料金は、算用数字で表記されているが、各条例の利用料金は、漢数字で表記されている。県は、県民の分かりやすさを考慮していないと思われるおそれがある。</p> <p>明瞭性や整合性の観点からも条例における利用料金は、算用数字で表記したほうがよいと思われる。県は、今一度条例における漢数字と算用数字の使い分けについて再検討をすることが望まれる。</p>	

Ⅲ. 利用料金

利用料金は、県の直営施設と指定管理者制度を導入している施設で設定主体が異なっている。県の直営施設である福井県福井運動公園、福井県立武道館、幾久公園および臨海中央公園においては、条例に基づき所管課で利用料金を設定している。一方、指定管理者制度を導入している施設においては、各条例で利用料金の限度額を設定されていることから、各施設の指定管理者が施設ごとに、その限度額の範囲内で定めている。

なお、各施設の利用料金に関する規定がある条例は以下のとおりである。

施設名	条例
福井県福井運動公園 幾久公園 臨海中央公園 若狭総合公園 奥越ふれあい公園 トリムパークかなづ 丹南総合公園	福井県都市公園条例
福井県立武道館	福井県立武道館の設置および管理に関する条例
福井県立馬術競技場 福井県立ライフル射撃場 福井県立クレー射撃場 福井県立アーチェリー・クライミングセンター 福井県立ホッケー場 福井県立艇庫	福井県立体育施設の設置および管理に関する条例
テクノポート福井総合公園	テクノポート福井総合公園の設置および管理に関する条例
ふくい健康の森	ふくい健康の森の設置および管理に関する条例

各施設の利用料金については、一部施設を除いて県の Web サイト、もしくは各施設の Web サイトに記載されている。各施設の利用料金と条例の利用料金との整合性を確認した結果、整合性に問題はなかった。

各施設の利用料金の設定状況を確認したところ、算定基礎が利用時間の最低単位が 1 時間単位で設定している施設がある一方、午前・午後・夜間といった大きな単位のみで設定している施設もあった。

この点、午前・午後・夜間といった大きな単位で設定した場合だと、短時間利用を希望する利用者が必要以上の料金を支払うことになる。また、例えば、午前 11 時から午後 2 時で利用したい場合には、時間帯をまたぐことになり、利用時間は短くても、午前と午後の 2 つ時間帯の利用料金を支払うことになる。また、同じ時間帯に複数の利用者が短時間でそれぞれ利用したい場合などでも一人ないし一団体の利用者しか利用できず、施設が空いても利用できない者が生じてしまうことになる。

このようなことを回避し、利用者の利便性を高め、施設利用者を増やすためも、できるだけ利用料金は 1 時間単位等の短い単位での料金設定をすることが望まれる。特に、短い時間での利用の可能性が考えられる貸会議室や体育館については、短い単位での料金設定をすることが望まれる。

意見 2	利用料金の設定単位について
施設の利用料金の設定あたり、算定基礎が午前・午後・夜間といった大きな単位のみで設定している施設がある。	
県または指定管理者は、利用者の利便性も考慮し、1 時間単位等の短い単位での料金設定についても検討することが望まれる。	

利用料金について、施設によっては Web サイトに掲載されていなかったり施設のパンフレットに記載されていなかったりとさまざまであった。また、一部の有料施設において利用料金を支払わないで利用するケースもあった。

利用料金の周知は、各施設の利用者および潜在的利用者にとって重要な情報源であるため、わかりやすい形で幅広く周知を行う必要がある。また、利用料金の収受は、公平かつ規則に準拠して徴収するよう努力する必要がある。

IV. 減免・免除

利用料金の減免・免除のルールは、県の各種条例と規則、および各施設において独自に設けた規則に定められている。指定管理者制度導入施設では、県と各指定管理者との間で管理運営業務仕様書が定められており、その中で減免・免除を行う場合には、「あらかじめ基準を作成し県の承認を得ること。免除にあたっては、指定管理者は不当な差別的扱いをしてはならない。」とされており事前承認事項となっている。

各施設の減免・免除の適用状況についてヒアリングと関連書類の閲覧を行った。

一部の施設においては、減免・免除について、減免基準における減免対象が明確になっていなかった。

また、減免について県の承認を得ていなかった施設や減免料金の一部が事業報告書に記載されていない施設、さらに減免対象者が一部の利用者限定された施設や特定の地域の利用者に限定されていた施設があった。

減免・免除対象外利用者は、減免・免除対象利用者に比べて利用料金に差が生じる。減免・免除は、利用料金の面でいえば公平でないことになるが、社会的・政策的な要請要望があるため認められている。そのため、減免・免除の整備と運用は、厳格に行っていく必要がある。

V. 利用の予約方法

利用の予約方法について調査したところ、各施設さまざまであり、まとめると以下のとおりである。

施設名	電話	FAX	メール	Web予約
福井県福井運動公園	○	×	×	×
福井県立武道館	○	○	○	×
福井県立馬術競技場	○	×	○	×
福井県立ライフル射撃場	○	×	○	×
福井県立アーチェリー・クライミングセンター	○	○	×	×
福井県立クレ-射撃場	○	○	○	×
福井県立ホッケー場	○	○	○	×
福井県立艇庫	○	×	○	×
テクノポート福井総合公園	○	○	○	×
ふくい健康の森	○	×	×	×
若狭総合公園	×	×	×	×
奥越ふれあい公園	△※1	×	×	×
トリムパークかなづ	△※1	○	○	△※2
丹南総合公園	△※1	○	○	△※3
幾久公園	×	×	×	×
臨海中央公園	○	×	×	×

○：当該方法で予約可能

×：当該方法で予約不可

△※1：電話で空き状況の確認は可能。正式な予約は別途申請書を提出。

△※2：Web予約はできないが施設の空き状況の確認は可能

△※3：施設のうち一部施設のみWeb予約可能（なお、往査時にはWebサイトの予約サービスの利用案内ページのリンクが切れていた。）

意見 3	施設利用の予約について
<p>現在においてほとんどの施設で予約を行う場合は、窓口受付や電話等での予約受付が主になっている。今日ではパソコンや携帯（スマートフォン含む）の利用者が多くWebサイトで予約や予約状況の確認ができれば、利便性が向上すると考えられる。そのため、県または指定管理者は、早い段階でWebサイト予約ができるシステムを取り入れることが望まれる。</p> <p>この点、県は令和5年3月に県内全市町と共同で公共施設の予約が24時間365日いつでも可能な専用Webサイト「施設予約サービス」を運用開始した。これによりすべての県内の公共施設の利用予約や空き状況の確認ができ、利便性が向上することを期待したい。</p>	

VI. 利用者数の把握

幾久公園を除くすべての施設においては、施設の利用者数の把握を行っていた。

把握方法は、各施設で異なるが、その多くは施設利用申請書により利用者数を把握している。公園などの施設利用申請書が不要な施設では、午前や午後などの単位で目視により確認して大まかな利用者数の把握を行っている。その他、券売機の売上情報によって把握を行っている施設もある。

意見 4	観客数の把握について
<p>スポーツ観戦などの観客数の把握が一部施設を除き行われていなかった。観客数の把握が行われていないと、施設の評価が適切に行われないおそれがあり、実際の稼働率を把握するためには、観客数も把握することが望ましい。</p> <p>観客数の把握は、例えば日本観光協会方式（ガイドライン）の「一定面積の最盛時の利用者×回転数×全体の面積÷一定面積」といった算定方法で把握してもよいと考えられるし、各施設で合理的に観客数を定められるのであれば、その算定方法でも問題ないと考えられる。</p>	

Ⅶ. 利用料金の徴収方法

各施設における利用料金の徴収方法は、以下のとおりである。

施設名	現金	銀行振込	キャッシュレス決済	
			クレジットカード	電子マネー
福井県福井運動公園	○	○		○
福井県立武道館	○	○		○
幾久公園	○			○
臨海中央公園	○			○
福井県立馬術競技場	○	○	○	○
福井県立ライフル射撃場	○			
福井県立アーチェリー・クライミングセンター	○			○
福井県立クレ射撃場	○	○		○
福井県立ホッケー場	○	○		
福井県立艇庫		○		
テクノポート福井総合公園	○	○		○
ふくい健康の森	○	○		
若狭総合公園	○	○		
奥越ふれあい公園	○			○
トリムパークかなづ	○	○		
丹南総合公園		○		

○：当該方法で利用料金の決済が可能

利用料金の徴収方法で一番多いのは、現金での徴収であり、次いで銀行振込となっている。キャッシュレス決済は、利用者にとっては便利であるが、施設側から見ると手数料が発生したり、機器の導入および運用が必要といった理由により、採用していない施設も一部あった。なお、県が電子マネー決済のうちPayPayを推進しているため、採用されている電子マネーの種類はPayPayが多かった。

意見 5	決済方法の多様化について
今日ではキャッシュレス化が進んでおり、決済方法が多様化している。県または指定管理者は、利用者の利便性も考慮し、決済方法の多様化への対応を図ることが望まれる。	

Ⅷ. 利用料金の管理体制

利用料金の管理体制についてヒアリングや関連書類の閲覧を行った。

利用料金の収受業務の流れについて確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の収受から銀行への入金までの流れについて特に問題は発見されなかった。

IX. 施設の管理および運営

どの施設においても、基本的に日常点検は職員が行い、不具合箇所があれば随時修繕等に対応している。高額な修繕等がスポットで発生した場合は、その都度、県と協議を行い対応している。法令点検等の専門知識を要するものについては外部の専門業者に委託し、定期的実施してもらっている。

指定管理者制度が導入されている施設においては、「指定管理者制度に関する手引き」に施設・設備の管理物件の修繕についての方針が示されている。

若狭総合公園、奥越ふれあい公園、トリムパークかなづ、丹南総合公園以外の指定管理者制度が導入されている施設においては、管理物件の修繕等について、見積額が1件につき100万円（消費税および地方消費税を含む。）以上のものは県の負担と責任で、1件につき100万円（消費税および地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者の負担と責任で修繕等を行うこととされている。

本監査では、16施設全て往査を行ったが、多くの施設で老朽化が目立った。福井県立艇庫と丹南総合公園は、平成27年に施設が設置されたため問題ないが、その他の施設では設置されてから30年以上経過している施設が多い。平成30年度に福井国体が開催され、いくつかの施設では、施設の改修や一部施設の新設が行われたが、全体としてはやはり施設の老朽化が目立つ。

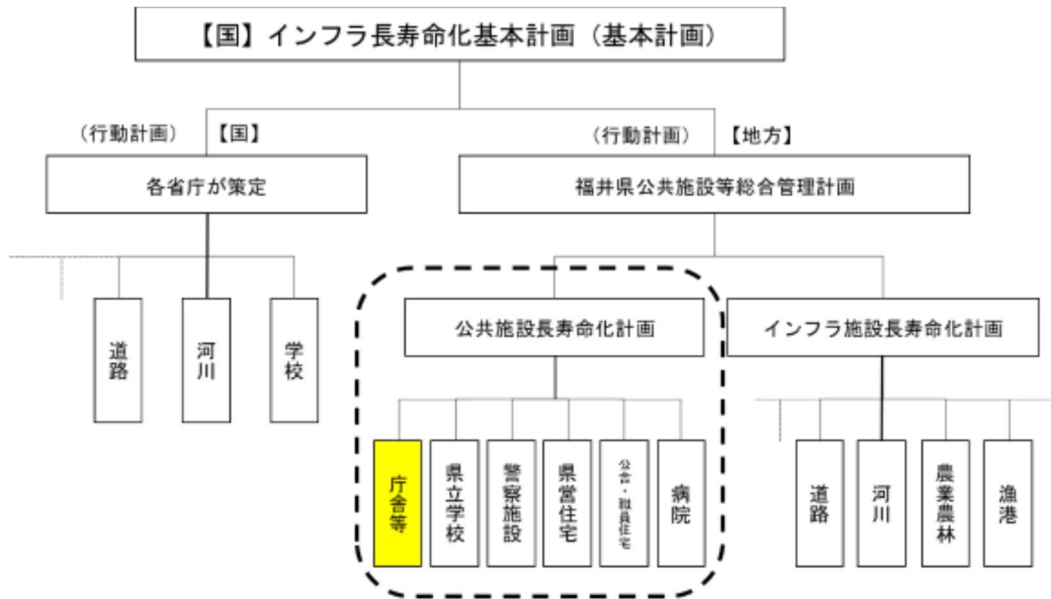
築年数の古い施設においては、中長期的な観点から施設の修繕・維持保全計画が立てておくことが必要になるであろう。

[県による施設の老朽化対策]

国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」を受けて、各インフラを管理・所管する者は、この基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組みの方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定することとされている。県は、この行動計画として「福井県公共施設等総合管理計画」を策定し、行動計画において策定することとした施設に対しては、予防保全型維持管理の考え方を前提とした個別施設計画として、インフラ施設ごとの「長寿命化修繕計画」を策定している。

この「福井県公共施設等総合管理計画」は、本県が保有するすべての公共施設等（庁舎、学校等の建物のほか、道路橋梁、農業水利施設等のインフラ施設、病院、水道事業等の公営企業に係る施設など）の老朽化状況や利用状況を把握し、これを踏まえて10年間（平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）まで）の長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などの計画であり、更新・統廃合・長寿命化などの計画的な実施および適切な管理を通して、公共施設等の最適な配置による行政サービスの行政サービスの水準の確保および今後の財政負担の軽減・平準化を図ることを目的とする。

今回の監査対象との関連では、県は、個別施設計画として「福井県県有施設長寿命化計画（庁舎編）」（スポーツ施設）および「福井県公園施設長寿命化計画（2020年1月）」（都市公園）を策定している。



X. 備品の管理

1. 備品の管理方法について

見積額が1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の物品を購入または調達するときは、あらかじめ県と指定管理者で負担および所有権について協議するものとされており、見積額が1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の物品を購入または調達するときは、指定管理者の負担で行うものとし、当該物品の所有権は指定管理者に帰属するものとされている。

県の備品管理等については、「福井県財務規則」等によって定められており、物品である備品を購入・変更および処分したりした場合は備品台帳に記録し、備品を購入等した場合には、備品に備品管理シールを貼付することが求められている。備品管理シールを備品に適正に貼付し管理することで、保管状況を適切に管理することが可能になり、また、県の備品か指定管理者の備品もしくはそれ以外の備品か明確に区分することが可能になるため、備品管理シールの適切な運用は重要となる。備品の使用状況によっては、備品管理シールの劣化が早かったり使用により剥がれたりする可能性が高いと考えられるが、これらを放置すると備品管理シールによる現物管理がおろそかになってしまう。

本監査において監査人は、ヒアリング、関係書類の閲覧、および現地調査を実施し、備品台帳と一部抽出した備品現物の突合せにより、備品の管理状況の把握と現物確認を行った。

各施設の備品について現物確認を実施したところ、多くの施設において、貼付されている備品管理シールが破損、汚損ないし剥離しており、番号等の照合が確認できないものが発見された。また、備品管理シールが備品に貼付されていないものが発見された。

まとめると以下のとおりとなる。

施設名	備品管理シールの破損・汚損・剥離	備品管理シールの貼付漏れ
福井県福井運動公園	○	○
福井県立武道館	○	
幾久公園		
臨海中央公園		
福井県立馬術競技場		○
福井県立ライフル射撃場		○
福井県立アーチェリー・クライミングセンター		
福井県立クレー射撃場		
福井県立ホッケー場		○
福井県立艇庫		
テクノポート福井総合公園	○	
ふくい健康の森		
若狭総合公園		
奥越ふれあい公園		
トリムパークかなづ		○
丹南総合公園	○	

○：該当あり

指摘事項 1	備品管理シールの運用について
<p>備品について現物確認を実施したところ、多くの施設において、貼付されている備品管理シールの破損、汚損ないし剥離があり、番号等の照合が確認できないものが発見された。また、備品管理シールが備品に貼付されていないものが発見された。</p> <p>備品管理上、備品管理シールによる現物管理は重要である。県または指定管理者は、定期的に現物の状態を確認して、貼付漏れがあった場合には備品管理シールを貼り付ける対応や、破損等している場合には速やかに新しいものに貼り替えるなどの対応を取る必要がある。</p> <p>なお、屋外で使用する備品などは、備品管理シールは比較的破損、汚損しやすく、劣化しやすいことが予想される。このような備品には、よりシールの素材を耐候性のある丈夫なシールを貼り付けたり、備品台帳において写真を添付したり、保管場所の壁に備品一覧表を貼り付けたりするなど、備え付け・保管の状況が分かるようにするなどの工夫が必要である。</p>	

意見 6	備品台帳について
<p>施設ごとに作成している備品台帳には、県で管理している物品番号が記載されていないため、同じ名称のものが複数記載されている場合には個別識別ができない場合もあり、突合せや管理が適切に行なわれないおそれがある。そのため、県または指定管理者は、施設で使用している備品台帳には、県が管理している物品との同一性を確認できるように物品番号を記載し、備品の個別識別ができるようにすることが望まれる。また、備品台帳には、保管場所も記載し、個別の備品の現物確認を効率的に実施できるようにすることが望まれる。</p>	

2. AEDについて

AEDは現状、法令・条例および規則で設置が義務付けられているわけではない。安全配慮の観点から人が多く集まる場所やスポーツ施設などにはAEDの設置が推奨される。AEDの設置状況について調査したところ、監査対象である16施設全てにAEDが設置されていた。

AEDが設置されている場合には、AEDが施設内のどこに設置されているかをわかりやすく表示しておくことで、必要な人がいざ必要となったときに迅速に利用することが可能となるためAEDの設置場所について表示することは重要となる。

意見 7	AEDの設置場所の表示について
<p>各施設のAEDの設置場所には、AEDの設置案内のシールが貼られていたが、ほとんどの施設の施設案内図にはAEDの設置場所が記載されていなかった。</p> <p>スポーツ施設や公園といった場所は、老若男女を問わず使用される場所である。特に公園は施設自体が大きい。県または指定管理者は、AEDが必要となった緊急事態に素早く対応できるように、施設案内図にAEDの設置場所を分かりやすく記載したほうがよいと考える。</p>	

XI. 施設の運営状況の判断

次の表は、各施設の令和3年度の支出合計、指定管理料、委託料および利用者数と施設の運営状況を判断するための指標の参考例として、それらから算出される比率である指定管理料比率（指定管理料／支出合計）、委託割合・再委託割合（委託料／支出合計）、利用者1人当たりコスト（支出合計／利用者数）を一覧表にしたものである。

所 轄	交流文化部 文化・スポーツ局									
	文化課	スポーツ課								
施設名	幾久公園	福井県 福井 運動公園	福井県立 武道館	福井県立 馬術 競技場	福井県立 ライフル 射撃場	福井県立 アーチェリーセンター クライミングセンター	福井県立 クレー 射撃場	福井県立 ホッケー場	福井県立 艇庫	
〈 令和3年度 〉										
支出合計 (A)	千円	7,108	260,931	62,633	25,156	1,964	8,736	15,090	2,970	3,139
指定管理者		—	—	—	(学) 金井学園	福井県 ライフル 射撃協会	福井県 アーチェリー・ クライミング 振興協議会	(一社) 福井県 クレー 射撃協会	越前町	美浜町
指定管理料 (B)	千円	—	—	—	5,124	1,288	7,641	6,436	—	—
指定管理料 比率 (B ÷ A × 100%)	%	—	—	—	20.4	65.6	87.5	42.7	0.0	0.0
委託料 (C)	千円	5,527	124,286	34,951	1,603	585	2,558	883	2,970	770
委託割合 (C ÷ A × 100%)	%	77.8	47.6	55.8	—	—	—	—	—	—
再委託割合 (C ÷ A × 100%)	%	—	—	—	6.4	29.8	29.3	5.9	100.0	24.5
利用者数 (D)	人	—	302,801	62,011	6,904	1,598	9,349	1,702	14,449	12,643
利用者 @コスト (D ÷ A × 100%)	円/人	—	862	1,010	3,644	1,229	934	8,866	206	248

所 轄	産業労働部 公営企業課	健康福祉部 地域福祉課	土木部 都市計画課					
	テクノポート 福井	ふくい 健康の森	若狭 総合公園	奥越ふれ あい公園	トリムパーク かなづ	丹南 総合公園	臨海 中央公園	
〈 令和3年度 〉								
支出合計 (A)	千円	62,476	276,926	52,672	20,691	50,434	38,355	5,971
指定管理者		(共同 事業体) グリーン・ ソリューション	(公財) 福井県 健康管理 協会	小浜市	大野市	あわら市	越前市	—
指定管理料 (B)	千円	56,407	210,500	14,250	15,980	24,094	—	—
指定管理料 比率 (B ÷ A × 100%)	%	90.3	76.0	27.1	77.2	47.8	0.0	—
委託料 (C)	千円	7,982	159,877	18,703	13,726	10,090	26,739	5,008
委託割合 (C ÷ A × 100%)	%	—	—	—	—	—	—	83.9
再委託割合 (C ÷ A × 100%)	%	12.8	57.7	35.5	66.3	20.0	69.7	—
利用者数 (D)	人	104,139	187,485	61,371	20,225	57,298	70,423	2,945
利用者 @コスト (D ÷ A × 100%)	円/人	600	1,477	858	1,023	880	545	2,028

(注) ・「支出合計 (A)」の数値は、直営においては、歳出の合計額、指定管理者においては、事業報告書の収支表における支出合計の数値を記載している。

- ・ 幾久公園においては、利用者数はカウントされていない。
- ・ 臨海中央公園の利用者数は、有料の利用者のみである。

この表から以下のことが読み取れる。

[指定管理料比率]

指定管理者に市町を選定している6市町のうち、3つは指定管理料を支払っているが、残り3つは指定管理料を支払っていない。

[委託・再委託割合]

スポーツ課のスポーツ施設は当該スポーツに関する専門性が高いが、その実施については県および指定管理者の能力・ノウハウに依存する部分が多い。そのため比較的自前で行う部分が多く、再委託割合は低くなる傾向があるが、県立ホッケー場のように、再委託割合が高い施設もある（詳細は後述する）。また、都市公園は、規模が大きくなるほど設備や公園の環境維持のため、再委託割合が高くなる傾向にある。

[利用者1人当たりコスト]

最低206円～最高8,866円となっており差が大きい。スポーツの競技人口や必要となる設備などの特殊性から一概にコストがかかりすぎているかどうかの判断はできないが、施設の運営状況の判断の指標として有効な指標であるといえる。

意見 8	施設の運営状況を判断するための指標について
<p>県は、コストに関する指標など施設の運用状況を判断するための指標を設定し、毎年度その指標から県の判断結果を記録として残すべきである。</p> <p>また、これらの指標を事業報告書に記載している指定管理者はないが、この指標は、県の施設の運営状況を判断するための指標としてだけでなく、指定管理者にとってもコスト削減や利用者増加を意識させる指標になると思われるので、県は、指定管理者に県が設定した指標を事業報告書に記載させるようにすることが望まれる。</p>	

ⅩⅡ. 指定管理者制度

1. 指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、従来の公共施設を公共団体等が管理運営するのではなく、民間事業者等に管理委託することで、民間事業者のノウハウ等を活かしつつ多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応することを期待し平成15年6月の地方自治法の改正により創設された制度である。県は指定管理者制度を導入しているが、原則公募により広く指定の申請を受け付け、民間の能力やノウハウを積極的に活用していくものの、施設の目的や設置状況等、施設の状況によっては公募によらず特定の団体を指定管理者に選定するという方針を採っている。指定管理者が行う業務は施設の設置目的や性格、業務内容等に応じて施設ごとに定め、指定期間は原則として5年としている。

今回調査を実施した施設は全部で16施設あるが、そのうち12施設で指定管理者制度が導入されている。以下より、県における指定管理者制度の状況を記載する。

今回の監査対象とした施設で、指定管理者制度を採用している施設、および概要は以下のとおりである。

施設の名称	指定管理者制度導入年月	今回指定期間		選定方法		申請団体数	指定管理者団体名	今回を含めた選定回数
				公募	特定団体			
福井県立馬術競技場	平成18年4月	5年	令和3年4月～	○		1	学校法人 金井学園	4
福井県立ライフル射撃場	平成18年4月	5年	令和3年4月～	○		1	福井県ライフル射撃協会	4
福井県立アーチェリー・クライミングセンター	平成18年4月	5年	令和3年4月～	○		1	福井県アーチェリー・クライミング振興協議会	4
福井県立クレール射撃場	平成28年4月	5年	令和3年4月～	○		3	一般社団法人 福井県クレール射撃協会	1
福井県立ホッケー場	平成18年4月	5年	令和3年4月～		○	-	越前町	4
福井県立艇庫	平成29年4月	5年	平成29年4月～		○	-	美浜町	1
テクノポート福井総合公園	平成18年4月	5年	平成31年4月～	○		1	グリーン・コンソーシアム (共同事業体)	4
ふくい健康の森 (温泉・スポーツ施設)	平成18年4月	5年	平成31年4月～	○		1	公益財団法人 福井県健康管理協会	4
若狭総合公園	平成18年4月	5年	令和3年4月～		○	-	小浜市	4
奥越ふれあい公園	平成18年4月	5年	令和3年4月～		○	-	大野市	4
トリムパークかなづ	平成18年4月	5年	令和3年4月～		○	-	あわら市	4
丹南総合公園	平成25年9月	5年	平成30年4月～		○	-	越前市	2

- ・ 福井県立クレール射撃場は、令和3年4月から指定管理者が交代し現在の一般社団法人福井県クレール射撃協会となっている。
- ・ 一般社団法人福井県クレール射撃協会以外の指定管理者は、指定管理者制度が導入された時から継続している。

2. 指定管理者の選定方法について

県の指定管理者候補者の選定方法は、県の策定した「指定管理者制度に関する手引き」（令和4年12月改正）によれば、指定管理者は、原則として公募としているが、施設の性質や設置目的、整備手法によって必ずしも公募によることが適当でない、あるいは現実的ではない場合は非公募としている。

非公募の理由として以下の理由が挙げられている。

- ① PFI法に基づき施設の管理運営事業者を選定した者を指定する場合
- ② 近い将来、施設の廃止または移譲の方向が示されている場合
- ③ 県の重要施策の推進にあたり、県と密接に連携して事業を展開する団体が、事業の展開と一体的に管理運営を行うことにより、施設の効用が最大限に発揮される場合
- ④ 公共団体または公共的団体が無償または低額で管理運営を行い、施設の効用が最大限に発揮される場合
- ⑤ 施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
- ⑥ その他、公募によることがふさわしくないと認める場合

今回の包括外部監査の対象となった指定管理者制度採用の施設については、上記表のとおり、公募によるものが6施設、非公募によるものが6施設であった。非公募による6施設について、公募しない理由に上記ルールからの逸脱はなく問題がなかったことを確認している。

[指定管理者の選定方法]

県は、指定管理者の選定にあたって、指定管理者として議会に提出する予定の候補者を選定するための選定委員会を設置する。選定委員会は選定委員5名で構成され、そのうち外部委員が4名（関連分野の専門家、経営の専門家、利用者代表から各1名以上）、内部委員が1名（所管課長）となっている。指定管理者選定までに開催される選定委員会の開催回数は計2回であり、1回目の審議は、指定管理者の業務内容、募集条件、応募資格、選考基準等を確認し決定する。2回目の審議は、申請内容の審査、候補者の選定、選定結果の公表内容等を決定する。

指定管理者の選定にあたって、審査基準例を参考に、配点ウエイト等を設定し審査する。審査項目および評点は選定委員会の審議により決定し、募集要項等で事前に公表されることとなる。以下、「指定管理者制度に関する手引き」（令和4年12月改正）に記載されている審査基準例は以下のとおりである。

(審査基準例)

審査基準	配点
1 県民の平等な利用を確保することができるものであること ・ 県民の平等利用の確保	必須 (確保されないと認める場合は失格)
2 ○○○○館の効用を最大限に発揮するものであること ・ ○○○○館の設置目的と事業内容との適合性 ・ 利用者(使用者)のサービス向上のための取組み内容 ・ 利用者増、利用促進のための取組み内容 ・ 利用料金の設定水準、料金に関する提案内容 ・ 利用者の意見の反映、業務改善への取組み内容 ・ その他、新たな企画提案(自主事業等)の有無、内容 ・ 提案した計画の内容の実現可能性	30 (40)
3 管理の経費の削減が図られるものであること ・ 管理運営にかかる県への支出(納付)経費(原則として次の算定方法により算出する。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> $\text{【当該提案者の点数】} = \text{配点(点)} \times \text{②} / \text{①}$ <p>※ ①は当該申請者の提示額 ②は最も低額の提示を行った申請者の提示額</p> </div> ・ 提案した提示額の実現可能性	30 (40)
4 ○○○○館の管理を安定して行う能力を有するものであること ・ 人的能力(管理運営組織、人員配置等)の内容 ・ 物的能力(収支計画、資金調達、トラブルや危機管理対応、保険対応等)の内容 ・ 申請者の実績(同種の施設の管理運営実績) ・ 申請者の安定性、信頼性(財務状況、資産、提携団体) ・ 業務全般に対する取組み姿勢 ・ 提案した内容の実現可能性	30 (40)
合計	100

各施設の状況に応じ配点

今回の公募により選定された6施設についても、選定委員会が設置され選定結果に問題となることは発見されなかった。

3. 指定管理料と指定管理者の財政状況

指定管理者制度は前述のとおり、公共団体等が管理運営するのではなく、民間事業者等に管理委託することで、民間事業者のノウハウ等を活かしつつ多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応することを期待されているが、各市町のために県の負担で建設した施設については、県は、指定管理者となっている市町に指定管理料を支払わず、市町がランニングコストを負担する取り決めで運営していたり、指定管理料として費用の一部を負担する取り決めを交わしたりしている。

以下、市町が指定管理者となっている施設における令和3年度の指定管理料比率(総支出額に対する指定管理料の割合)は以下のとおりである。

施設の名称	指定管理者	指定管理料(千円)	市町の支出額(千円)	総支出額(千円)	指定管理料比率	備考
福井県立ホッケー場	越前町	-	2,797	2,797	0.0%	
福井県立艇庫	美浜町	-	3,115	3,115	0.0%	
若狭総合公園	小浜市	14,250	33,878	48,128	29.6%	公園施設に係る費用を含む
奥越ふれあい公園	大野市	15,980	3,916	19,896	80.3%	"
トリムパークかなづ	あわら市	24,094	22,668	46,762	51.5%	"
丹南総合公園	越前市	-	32,405	32,405	0.0%	"

各市町との連携により施設の有効活用を期待するところだが、民間のサービス水準にまで引き上げるノウハウもなく、また市町のルールに基づいて事務が行われるため運営の事務効率も決してよいとは限らない。

ただし、福井県立ホッケー場については、ホッケーの町としてホッケー競技を重視している地域にあり、また、福井県立艇庫については、ボートの町としてボート競技を重視している地域にあり、地元の自治体がそれぞれ指定管理者となることは、それら競技の普及や強化にかかる地元自治体の方針や政策に合わせて各種強化策、教室、イベントの開催等を推進しやすくなるため、ランニングコストを払うことになったとしても、それなりに指定管理者となることのメリットや成果があると考えられる。

また、若狭総合公園、奥越ふれあい公園、トリムパークかなづ、丹南総合公園については、公園敷地内にスポーツ施設が整備されているが、住民が公園やスポーツ施設を利用してくれることにより、住民の健康増進に資することができたり、住民へのレクリエーション施設の提供による住民福祉の向上に貢献できたりといったメリットや成果があると考えられる。

そのため、これら自治体が指定管理者となって施設運営のランニングコストを負担することは、必ずしも否定されるものではないと考えるが、指定管理者である市町は、県や競技団体との緊密な連携の下、効率的な運営や施設の有効活用により一層努めることが期待される。

4. 指定管理者の再委託割合

指定管理者が選定された後、県と指定管理者との間で、管理運営に関する協定書（基本協定書・単年度協定書）を締結することとなる。以下、「指定管理者制度に関する手引き」（令和4年12月改正）における基本的な取り決め事項であるが、③権利義務の譲渡および一括再委託の禁止とあるように、県の承諾なく業務の再委託は原則として禁止されている。

《基本的な協定事項》

- ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
- ② 指定管理者が行う管理の基準
- ③ 権利義務の譲渡および一括再委託の禁止
- ④ 県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
- ⑤ 使用料に関する事項（使用料の徴収がある場合）
- ⑥ 利用料金に関する事項（利用料金制を導入する場合）
- ⑦ 事業報告等に関する事項
- ⑧ 目標管理に関する事項（施設として数値目標を設けること）
- ⑨ 県と指定管理者との責任分担に関する事項
- ⑩ 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- ⑪ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑫ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑬ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑭ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑮ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑯ モニタリング
- ⑰ 物品の具体的管理（台帳の整備、物品の状況確認）
- ⑱ 物品の購入
- ⑲ 施設の修繕
- ⑳ その他必要と認める事項 等

今回の監査対象施設の令和3年度の支出合計に占める再委託料は以下のとおりである。

施設の名称	委託料 (A) (千円)	支出合計 (B) (千円)	再委託割合 (B ÷ A × 100%)	備 考
福井県立馬術競技場	1,603	25,156	6.4%	
福井県立ライフル射撃場	585	1,964	29.8%	
福井県アーチェリー・クライミングセンター	2,558	8,736	29.3%	
福井県立クレ射撃場	883	15,090	5.9%	
福井県立ホッケー場	2,970	2,970	100.0%	
福井県立艇庫	770	3,139	24.5%	
ふくい健康の森 (温泉・スポーツ施設)	159,877	276,926	57.7%	公園施設に係る費用を含む
テクノポート福井総合公園	7,982	62,476	12.8%	〃
若狭総合公園	18,703	52,672	35.5%	〃
奥越ふれあい公園	13,726	20,691	66.3%	〃
トリムパークかなづ	10,094	50,434	20.0%	〃
丹南総合公園	26,739	38,355	69.7%	〃

指定管理者制度を採用している施設のうち、福井県立ホッケー場、ふくい健康の森、奥越ふれあい公園、丹南総合公園の4施設については、再委託割合が50%超と高い割合になっている。なお、福井県立ホッケー場については、指定管理者の収支報告に再委託先の決算状況のみを記載しているため、100%再委託として解釈せざるを得ない。実際は100%ではないかもしれないが、それでも再委託割合は相当程度に高いことが想定される。奥越ふれあい公園、丹南総合公園といった公園施設については、スポーツ施設以外の管理に係る費用（芝・植栽管理等）も含むため、委託料の割合は大きくなる傾向にある。各施設の再委託の内容については、第4章各論を参照のこと。

県は、指定管理者の事業支出の割合に対して委託料の割合が高い場合には、その内容について確認し、指定管理者制度の趣旨に反して、実質、管理全般を再委託しているような状態になっていないか注意してモニタリングしていく必要がある。

XIII. 目標の設定と実績管理

目標設定は事業の方向性を定めるとともに事業の成果を検証する上で重要な事項となる。また、目標を設定すること自体にも、現在の事業遂行状況や事業環境、事業における強み・弱み、事業を維持する体制等、さまざまな要因を検討することになるため、事業が置かれている立ち位置を深く理解することができ、非常に有用である。

意見 9	適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析について
<p>県民のスポーツへの参加を促し健康増進につなげることや、施設の利用者を増加させ施設の有効利用を促すためにも、県または指定管理者は、適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析を行っていく必要があると考える。</p>	

今回、各施設の目標設定状況と実績管理方法を確認したところ、運営主体によって一定の傾向の違いがあった。

県（直営）	指定管理者
<p>県民が安全で、安心して運動できるスポーツ環境の提供や競技団体等が円滑に大会を開催できることを目標としている。施設の維持・管理や競技団体間の利用調整を行うことを主眼に置いていることもあり、主に定性的な目標を掲げていることが多い。収入・支出・利用者数などに定量的な目標設定は行っていない。</p>	<p>定性的な目標のみならず、定量的な目標も設定していることが多い。定量的な目標としては、主に利用料金、利用者数、大会数などを掲げている。定量的な目標は、基本的に前年度ベースで〇%といった設定方法で、臨時的要因を加味しているケースは少ない。実績管理も月次で資料を作成しているが、計数のみに留まっていることがほとんどである。</p>

これは主に運営主体の置かれている状況や環境、期待されている役割の違いから現れるものではないかと考えられる。しかし、どの施設においても、現状の目標設定と実績管理では十分とは言えず、最終的な目標である更なるスポーツの推進のために、目標を有効に利用することが望まれる。

目標設定の種類としては、大別して定性的な目標と定量的な目標がある。定性的な目標は、数値化できない要素を目標とすることであり、例えば、「スポーツを盛んにする」といったものである。一方で、定量的な目標は、数値化できる要素を目標とすることであり、例えば、「利用者数を〇人にする」といったものである。

定性的な目標、定量的な目標に優劣はないと考えるが、一般的に、定性的な目標は抽象的になる傾向がある。目標を施設管理に関わる関係者に共有し、達成に向けて実践していくには、定性的な目標をできるだけ定量的な目標まで落とし込み、客観的数値目標として達成を目指すことが重要であると考えられる。

目標設定の方法はいくつかあると考えられる。まずは目標の対象であるが、施設利用を主眼に置くと、利用者数や大会回数、イベント実施数等はダイレクトに利用状況を示す数値として活用ができる。定量的な指標を目標として設定するメリットは、測定が容易で客観的であることから、理解しやすいことにある。さらに、単なる利用者数という総括的な単位の指標だけでなく、性別、年齢、居住地域、利用頻度、スポーツ経験年数等、より詳細な要素を目標として設定することで、施設の目指す方向性がより具体化する可能性がある。スポーツの裾野を広げる観点からは、新規利用者数も有用な情報となりうる。

また、利用の解釈を応援来場や観戦来場まで広げると、大会やイベントにおける来場者数という指標も、施設活性化の観点からは重要な指標となりうる。実際にプレーすることだけがスポーツではなく、プレーを見ることや応援することもスポーツが持つ魅力的な側面である。そして、観戦者がスポーツの魅力に気づき、自分もやってみようという意欲につながるとすれば、スポーツの裾野は広がる。スポーツの活性化および施設利用の促進を図るためには、利用者のみならず、観戦者にもフォーカスすることも重要であると考えられる。

目標については、収支の側面から設定することも考えられる。収入についてはある程度利用実績に引っ張られるところもあるが、収入という項目はそれ自体に重要性があるため目標を立てることは必須であると思われる。また、支出については、必要な支出は前もって見積り、不要な支出は削減する目標を立てることで施設運営の経済性・効率性を促進すべきである。

さらに見方を変えて、施設運営の業務提供体制を主眼に置くと、利用者アンケートでの満足度〇%、リピーター率〇%、施設稼働率〇%、施設内での事故ゼロ等が考えられる。平時の施設運営を滞りなく遂行するのはもちろんだが、いかに施設運営に付加価値を創造するかも運営管理者の腕の見せ所となる。

なお、目標を設定する際には、取り組んでいる基本施策と関連させて目標を考慮することも重要である。例えば、現在県が掲げている基本施策である「1 県民 1 スポーツ」であれば、施設が想定する来場地域の住民数における施設利用者の割合を目標とする、「トップアスリートの養成」であれば、施設利用者における大会入賞者数や入賞割合を目標とする、といった具合である。目指すべき基本施策と施設運営の目標が同じ方向を向いていれば一体として推進ができることになり、3E（経済性・効率性・有効性）の観点でも非常に効果がある。

これまでに掲げた目標設定の例は、あくまでも将来予想であるため、合理的な範囲で目標を検討・見積ることとなる。目標数値の算定方法は、前期など基準をベースに割合を乗じるやり方や他の施設を参考として自己の施設に当てはめるやり方もあるが、必ずしも前期が妥当とは限らない。目標については月ごとの目標を積み上げて行う中で、例年と異なる事象や出来事がある場合には、あらかじめその部分を個別に見積り、平時目標に加減することでより精度の高い目標ができ上がる。

意見 10	目標設定の方法について
目標設定の際には、その多くが直近実績を基準にしている。直近実績は目標設定の参考とはなるが、それ自体はそもそも効果的とはいえない事業運営の結果かもしれず、基準として必ずしも妥当とは限らないことを理解する必要がある。県が中長期計画で掲げている基本目標や推進事業の内容、周囲の人口・他の同様の施設の存在等の客観的データ、フェルミ推定（調査しないと分からないような数量を論理的に概算すること）等の手法を用いて、県または指定管理者は、理論的に目標数値を算出する方法を検討するのが望ましい。	

目標設定の際には、どのように決定したのかのプロセス把握も欠かせない。目標は一定の前提を決めた上で、ある程度継続的に把握することにより多様な分析が可能となり、施設運営の参考となる情報として昇華するのであるから、その目標設定の基準・条件等はどの関係者に対してもわかりやすく把握できる必要がある。

意見 11	目標設定の根拠資料の作成について
<p>事業計画書や事業報告書にて記載される目標数値について、それがいかなる要因を考慮して決定したのかを説明できる資料がない。県または指定管理者は、目標設定の際には、内部環境や外部環境をどのように考慮したのか、目標算出の計算はどのように行ったのかを事後的にも把握できる、要因把握が可能な資料（「目標数値設定表」等）を作成することが望ましい。</p>	

実績管理については、実績を適切に集計していくことも大切だが、それにとどまらず目標や前期実績などと比較することで、差異部分が浮かび上がる。ここに施設運営の成果や改善ポイントが多分に含まれている。実績については、年度が終了した後に集計するのではタイムリーな情報を提供できないため、月次ベースで確認していくことで進捗状況が確認でき、施設運営をより良いものとする材料として活用できる。

目標設定と実績管理を適切に行うことで、成果が出た部分・改善が必要となる部分がそれぞれ認識できるため、この要因を詳細に分析してなぜこのような結果になったのかを把握する。これを次回の目標設定に生かすことで、いわゆる PDCA サイクルが効果的に機能する。スポーツの推進は、抽象的でとても大きな目標であるが、それを具体的な数値で表現し、年度ごとに少しずつ PDCA サイクルを機能させる積み重ねが、いずれ大きな目標の実現に繋がると思われる。

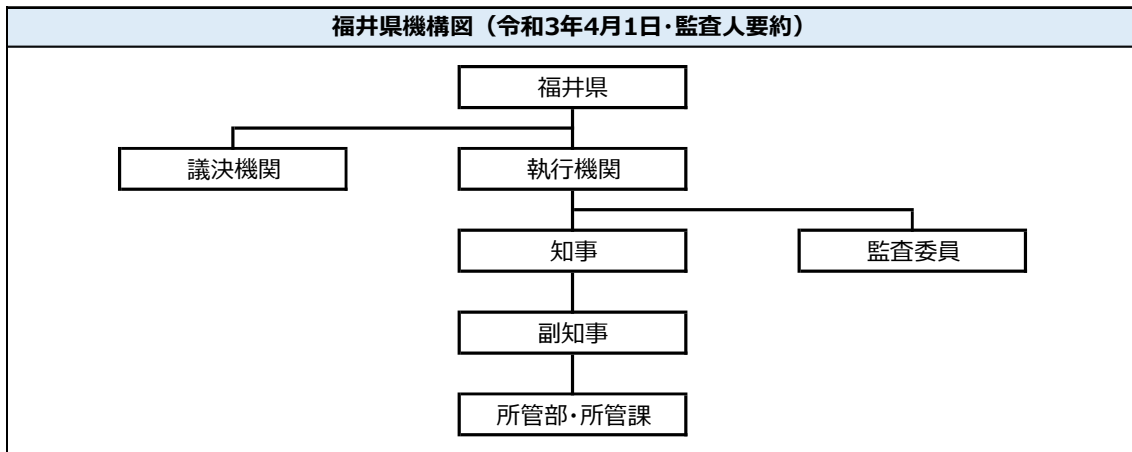
XIV. 県のモニタリング

モニタリングとは、一般に「監視」という言葉で表現される。監視というと少々当たりの強い言葉のように感じられるが、今回のテーマにおいてのモニタリングの意義を考えると、施設の財務面および管理運営面が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスといえるのではないだろうか。

モニタリングには、不適切な業務執行がないかを評価し、是正する役割が当然にある。しかし、モニタリングの意義をより建設的に考えると、財務面における収支を改善させ、より魅力ある施設運営のために、どのように業務に取り組んでいるかを評価し、より良い体制となるための改善提案も、モニタリングが担う重要な役割であると考えられる。

今回検証を行った施設は、県が直接運営している施設と指定管理者制度を利用して運営している施設に大別される。

県が直接運営している施設に対するモニタリングは、県の業務執行に対する監視・監督が行われる。つまりは、第一次的には所管課が適切な業務執行を行っているかを評価し、必要に応じて是正を行うことで業務執行が担保される。また、所管課に対しても県の監査委員が包括的に監査を行っており、県の内部における客観的立場において業務執行の適切性が評価される。



一方、施設の中には指定管理者制度を利用して運営管理を行っているものもある。指定管理者に対するモニタリングについては、県は次のように評価を行っている。

区分	チェック項目	根拠法令	内容
内部評価	指定管理者による報告書の提出	1 事業報告書	地方自治法第244条の2第7項 年度終了後30日以内に提出
		2 月次報告書	福井県指定管理者制度基本条例第10条 翌月10日までに提出
		3 その他事業報告	各施設の基本協定書 随時報告
	指定管理者の業務履行状況のチェック体制	4 事業評価業務	各施設の基本協定書 指定管理者自らの業務についての事業評価を、業務の一部として位置付け義務化
		5 管理業務のモニタリングおよび業務改善等指示	地方自治法第244条の2第10項 福井県指定管理者制度基本条例第10条 各施設の基本協定書 県は、1、2、3の報告を受けたときは、管理業務のモニタリングを実施し、その結果、成果が十分に達成されていない等の時は、業務改善等を指示
		6 監査（監査委員、外部監査）	地方自治法第 252 条の 27 民間事業者である指定管理者も、指定管理業務遂行の範囲内において、監査の対象
外部評価	外部評価委員会	<p>県では、公募により選定された施設の指定管理者の業務実施の状況などについて、専門家や利用者代表などから指定管理者の運営について意見を求めるために、外部評価委員会を開催し、指定管理者との協定で定められたとおりの適正な水準が保たれているか評価を行っている。</p> <p>なお、非公募施設の指定管理者については、以下の理由により、外部評価の必要性はないと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町・・・各組織において監査され、所管課からの確認 指導等も当然行われている ・それ以外の指定管理者・・・県と密接な業務関係により施設運営しており、常に県の管理監督下にある。 	
セルフモニタリング	指定管理者は、サービスの状況を検証するため、随時、利用者アンケートや満足度調査を実施する。		

指定管理者は、実績報告として、毎月の月次報告書、および、年に1度の事業報告書を作成し、県へ提出する。所管課による主たるモニタリング手続は、それら報告書の確認になる。所管課は、月次報告書を読覧し、利用者や収入状況を中心にモニタリングを行う。さらに、前年実績との比較や計画との比較を行い、必要に応じて是正措置を行っている。また、事業報告書を読覧し、目標値の達成状況および苦情や要望について確認し、必要に応じて是正措置を行っている。なお、実際に現場の状況を確認するために、現地視察にも規定回数以上行っている。

所管課におけるモニタリングによって把握された重要事項は必要に応じて報告が行われ、記録として残される。しかし、内部評価においてどのような観点からどのようにモニタリングしたのかを把握できる資料は残していないため、どの程度までモニタリングを行うかは、担当者の判断によるところとなる。

意見 12	モニタリング手法について
<p>内部評価において、どのような観点からどのようにモニタリングしたのかを把握できる資料が残されていない。県は、モニタリング実施時において何についてモニタリングしたかを記録した調書を残すべきである。例えば、チェックリスト等を使用することで、評価基準や評価項目・評価方法を明確化させることで、一定水準以上のモニタリングを確保することができ、また、調書として残すことで今後のモニタリングにも活用できると考えられる。</p>	

指定管理者の業務運営については、モニタリング手続の一環として外部評価が実施されている。外部評価委員会は面談形式で毎年度末頃に開かれ、外部評価委員によって業務実施状況の評価が行われている。外部評価委員や県からの指摘については、翌年度の計画書へ反映するように指定管理者へ働き掛けている。

指定管理者については、基本協定書上、セルフモニタリングが求められている。これは、「利用者へのサービス向上等の観点から、アンケート等により、利用者の意見、要望、苦情等を聴取し、その結果および結果の評価に基づく管理業務改善の状況について県に報告する」こととしており、指定管理者に自主的なモニタリングを促しているものと判断できる。セルフモニタリングの実施程度は、各指定管理者によるところが大きい。積極的にアンケートをとっている指定管理者もあれば、利用者からの意見等が出れば対応するなどの消極的な指定管理者もある。セルフモニタリングについては、実施していないとは言えないまでも、その手法に関しては改善すべきところも見受けられるため、詳細については、XVI. 利用促進策にて述べる。

XV. 都市公園の活用

都市公園とは、都市公園法に基づき地方公共団体や国により設置される公園または緑地である。都市公園法によると、都市公園は次のように分類される。

種類	設置単位	分類	標準面積	
住区 基幹公園	日常生活圏	街区公園	0.25 ha	
		近隣公園	2 ha	
		地区公園	4 ha	
都市 基幹公園	1つの市町村の区域	総合公園	10~50 ha	
		運動公園	15~75 ha	
大規模公園	1つの市町村を超えた広域圏	広域公園	50 ha 以上	
	大都市その他の都市圏	レゾナンス 都市	都市公園	500 ha
		都市	都市計画公園	1,000 ha
国営公園	都道府県の区域を超える広域圏	—	300 ha 以上	
緩衝緑地 等	—	特殊公園		
		緩衝緑地		
		都市緑地	0.1 ha 以上	
		緑道	10~20 m (幅員)	
		都市林		
		広場公園		

また、社会資本整備による効果には、次の2つの効果があり、国土交通省は都市公園のストック効果を以下の9つに分類している。

・社会資本整備による効果

フロー効果：公共投資により派生的に創出される生産、雇用、消費等の経済活動により経済全体が拡大する効果

ストック効果：整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果

【都市公園のストック効果】

安全・安心 効果	① 防災性向上	効果	災害発生時の避難地、防災拠点等となることによって都市の安全性を向上させる効果
	② 環境維持・改善	効果	生物多様性の確保、ヒートアイランドの解消等の都市環境の改善をもたらす効果
生活の質の向上 効果	③ 健康・レクリエーション空間提供	効果	健康運動、レクリエーションの場となり心身の健康増進等をもたらす効果
	④ 景観形成	効果	季節感を享受できる景観の提供、良好な街並みの形成効果
	⑤ 文化伝承	効果	地域の文化を伝承、発信する効果
	⑥ 子育て・教育	効果	子どもの健全な育成の場を提供する効果
	⑦ コミュニティ形成	効果	地域のコミュニティ活動の拠点となる場、市民参画の場を提供する効果
生産拡大 効果	⑧ 観光振興	効果	観光客の誘致等により地域の賑わい創出、活性化をもたらす効果
	⑨ 経済活性化	効果	企業立地の促進、雇用の創出等により経済を活性化させる効果

今回の監査対象となった施設のうち都市公園に該当するものは、次の8つである。

種類	分類	公園名	面積	完成
住区 基幹公園	地区公園	福井少年運動公園	3.9 ha	S48.4
		幾久公園	3.2 ha	S59.4
		臨海中央公園	5.0 ha	H6.4
都市 基幹公園	総合公園	トリムパークかなづ	20.0 ha	H15.4
		奥越ふれあい公園	19.6 ha	H12.12
		丹南総合公園	15.5 ha	H27.4
		若狭総合公園	16.0 ha	H11.4
	運動公園	福井運動公園	28.0 ha	S41.4

このうち都市基幹公園である総合公園は、県土の均衡ある発展と地域格差是正を図る施策の一環として、広域的利用に供される文化、スポーツ・レクリエーション等の多機能を有するものとして、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の各地域に設置された公園である。これらの公園は所在する自治体の要望によって整備されたものであり、再整備等を行う場合でも、各自治体と協議を行って決定することになる。また、整備時の覚書で各自治体が維持管理業務を行うこととしており、あわら市、大野市、越前市、小浜市の各自治体が各施設の指定管理者となっており、公募しておらず、4自治体のうち越前市には指定管理料を支払っていない。

このような経緯があるため、公園の再整備等においては、より主な利用者である地域住民に近い各自治体の要望を受けて県がそれを検討するというスタンスだといえる。そのため、以下の記述は県に対

する意見というより、指定管理者である各自治体への意見という面が強いため、県への意見とはしない。

1. 時代やニーズ等の変化への対応

今回の監査対象となった施設におけるゲートボール場は以下のとおりである。

公園名	完成	ゲートボール場			備考
		屋内	屋外	計	
若狭総合公園	平成11年4月		2面	2面	
奥越ふれあい公園	平成12年12月		4面	4面	
トリムパークかなづ	平成15年4月	3面	3面	6面	(※1)
丹南総合公園	平成27年4月	2面	1面	3面	(※2)
幾久公園	昭和59年4月		2面	2面	
臨海中央公園	平成6年4月		2面	2面	
計		5面	14面	19面	

(※1) 「屋内」は屋根付き。

(※2) 全天候型球技場をゲートボール場として使用する場合。

なお、ふくい健康の森は、8面あったゲートボール場を廃止し、2019年にその跡地に福井県初の公設スケートパークをオープンさせた。

日本ゲートボール連合傘下の加盟団体会員数は、統計を開始した1996年には約57万人だったが、2016年の統計では約9万5千人にまで減少しており、高齢者数は増えているのにゲートボール人口は20年間で約6分の1に激減している。

ふくい健康の森も利用者数の減少を考慮してゲートボール場を廃止したが、現存するゲートボール場も利用者は少ない。この理由として、現役引退した高齢者や老人がするスポーツというイメージが定着している点や5人チーム内での人間関係が煩わしい点、高齢者の受け皿となるスポーツ大会も多様化・細分化している点などが考えられる。

ゲートボール場のように、時代やニーズ、周辺環境の変化等により、整備当初に想定されていた効果を十分発揮できない場合がある。利用状況等に応じた用途の変更や公園施設の集約・再編などを行うことでストック効果を向上させる必要がある。

2. 都市公園の緑

県や指定管理者が管理する都市公園において、監査人が見た限り、公園内の樹木や草花に名称を記載した名称板などそれを説明してあるものが備えてある公園はなかった。都市公園のストック効果の1つとして、「⑥子育て・教育効果」が挙げられている。名称板があれば、子供にとって小さいときから自然に親しむ教育効果や親とのコミュニケーション効果があるだけでなく、大人にとっても知識教養が広がる効果がある。都市公園において不可欠な要素である樹木や草花の管理に大きな労力やコストをかけているにもかかわらず、その樹木や草花のことに知識がなかったり関心が持てないのは何とももったいないことといえる。

都市公園内の樹木や草花については、できるだけその名称や特徴などを説明するものを備えることにより、子育て・教育効果を向上させることができるとされる。

3. 都市公園の有効活用と地域活性化

監査を通じて、今回の監査対象となった都市公園がもつストックのキャパシティが十分生かされているとはいえず、やり方次第で現状よりもっと有効活用することにより地域を活性化できると感じた。

そのためには、指定管理者である市町や県は都市公園の戦略的マネジメントの発想を取り入れるとともに、地域住民・団体が管理運営に参加したり、民間の事業者の公園内の施設の設置の認可や事業の参入を図るなどにより、さまざまな主体や施設との連携を拡大・強化するのが有効だと思われる。

XVI. 利用促進策

1. 各施設における利用促進策

各施設において、施設の利用促進につながるものについてどういったことを行っているかについて調査した。

施設名	①パンフレットの有無	②WEBサイトの有無	③意見箱の有無	④アンケートの有無	⑤SNS等での情報発信	⑥チラシや会報誌の発行	⑦インターネットのロコミ閲覧	⑧イベントの実施
福井運動公園	○	○	○	×	×	○	×	○
県立武道館	○	○	×	○	○	○	×	○
幾久公園	△	△	×	×	×	×	×	×
臨海中央公園	△	△	×	×	×	×	×	×
県立馬術競技場	○	○	×	○	○	×	×	×
県立ライフル射撃場	×	○	×	×	×	×	×	×
県立アーチェリー・クライミングセンター	○	○	×	×	○	×	×	○
県立クレー射撃場	×	○	×	×	○	×	×	×
県立ホッケー場	○	○	×	×	×	×	×	×
県立艇庫	×	△	×	×	×	×	×	×
テクノポート福井総合公園	○	○	○	○	○	○	×	○
ふくい健康の森	○	○	○	○	○	○	×	○
若狭総合公園	□	○	○	○	×	○	○	○
奥越ふれあい公園	□	○	○	×	×	○	○	○
トリムパークかなづ	□	○	○	×	×	○	○	○
丹南総合公園	□	○	○	○	×	○	○	○

○：あり □：あるものの現在配布はしていない △：あるものの内容は乏しい ×：なし

【①パンフレットの作成】

施設のパンフレットの作成状況について調査したところ、多くの施設で施設のパンフレットが作成されていた。中には、パンフレットは利用する人がほとんどいないとの判断で配布していない施設もあった。

パンフレットを発行している施設の中には、パンフレットの情報が古くなっている可能性があるため、その点に注意して、随時更新していく必要があるであろう。また、パンフレットの廃棄が発生しないように更新を考慮して発行部数等の調整を行っていただきたい。また、パンフレットには、基本情報として所在地、施設内容の他、利用時間や利用料金等の案内もできる限り載せたほうが利用者にとってよいと考える。

パンフレットについては、施設内だけでなく、人々が集まる場所、特に親子が集まる場所などに設置すると、施設の利用促進につながるのではないかと考える。

なお、パンフレットを配布していない施設については、Webサイト等での情報発信の充実が望まれる。

【②Webサイトの作成】

施設のWebサイトの作成状況について調査したところ、全ての施設についてWebサイトが作成されていた。ただし、その記載内容について、各施設によって大きく異なっていた。Webサイトが充実している施設もあれば、情報内容が非常に乏しい施設もあるという状況だった。

今日、人々の情報収集手段としてWebサイトを利用することが日常的に行われており、Webサイトを充実させることは、施設利用者の利便性を高める観点および施設の利用促進を図る観点からも重要である。実際にWebサイトを改修したら利用者が増加した施設もあった。そのため、Webサイトにおいては、所在地、施設内容、利用時間、利用料金等の基本的な施設概要情報を掲載するだけでなく、施設の魅力的な点の紹介やイベント情報等も掲載するなどし、施設の存在価値や魅力を広めるようWebサイトの充実を図っていくことが望まれる。また、Webサイトの作りにおいても、情報を探しやすく、見たい情報まで簡単にたどりつけるように使い勝手がよく、また、見やすいサイトとなるよう工夫していただきたい。

県は、令和5年3月に県内全市町と共同で公共施設の予約が24時間365日いつでも可能な専用Webサイト「施設予約サービス」の運用を開始したが、このサービスと施設独自のWebサイトがリンクして、施設の空き情報の確認や施設の予約申請が施設のWebサイトから容易にできるようになることが望まれる。

意見 13	Webサイトの充実について
県または指定管理者は、施設利用者の利便性を高める観点および施設の利用促進を図る観点から、施設のWebサイトにおいては、所在地、施設内容、利用時間、利用料金等の基本的な施設概要情報を掲載するだけでなく、施設の魅力的な点の紹介やイベント情報等も掲載するなどし、施設の存在価値を広めるようWebサイトの充実を図っていくことが望まれる。また、Webサイトの作りにおいても、情報を探しやすく、見やすいサイトとなるよう工夫することが望まれる。	
また、県が運営開始したWebサイトである「施設予約サービス」と施設独自のWebサイトがリンクして、施設の空き情報の確認や施設の予約申請が容易にできるようになることが望まれる。	

【③意見箱の設置・④アンケート実施】

施設の意見箱の設置状況について調査したところ、意見箱の設置は、約半数の施設で行われていた。ただし、ほとんどの施設では、投書実績がないとのことであった。意見箱が目立たない場所に設置されていたり、意見箱の周辺に回答用紙や筆記具なども備え付けられていなかったりして、利用が期待しにくい状況となっている施設もあったので、意見の投書がしやすいような工夫が必要と考える。回答用紙は、自由記載欄のみの白紙でなく、一定の項目について質問項目を設けることも、投書を促す一つの方法かと考える。

意見 14	意見箱の設置について
意見箱については、目立たない場所に設置されていたり、意見箱の周辺に回答用紙や筆記具なども備え付けられていなかったりして、利用が期待しにくい状況となっている施設もある。県または指定管理者は、意見の投書がしやすいような工夫をすることが必要と考える。	

指定管理者は、利用者へのサービス向上等の観点から、アンケート等を常時または定期に実施し、利用者の意見、要望、苦情等を聴取し、その結果および結果の評価に基づく管理業務改善の状況について県に報告することが求められている。いわゆる利用者の満足度を調査するためのアンケートの実施が求められている。

各施設についてアンケートの実施状況を確認したところ、アンケートを配布して利用者の意見、要望、苦情等を聴取している施設は半数以下であった。また、実施していたとしても、特定のイベントや教室等に参加した人を対象としたアンケートであり、不特定多数の者へアンケートを配布しての実施は行われていなかった。

また、アンケートを配布していない施設においては、利用者の意見、要望、苦情等は、意見箱への投書の回収や、常連の利用者から口頭で直接的な意見をもらって行っているとのことであった。

利用者の満足度を調査するためのアンケートは、受け身的な形でのものではなく、アンケートを配布して行うなどの積極的な形での実施が本来の趣旨からすると適切と考える。

また、集めた利用者の意見、要望、苦情等について、まとめて整理して管理していない施設も多くあるが、ぜひまとめて整理し保管して情報共有を図れるようにしていただきたい。

利用者の満足度調査を実施することにより、施設の設備やサービスに係る利用者の満足度を評価することができ、また、施設の運営上の課題や問題を浮き彫りにすることができるため、それを踏まえた施設の運営を行っていくことで、利用者の満足度が上がることが期待できる。施設の利用者の満足度が上がれば、施設利用者が増加することが期待できる。施設利用者が増加することは、有料施設であれば施設運営者にとっても利用料収入が増加することになり、施設における収支も改善することが期待できる。このようにアンケート等による利用者の満足度調査は、利用者だけでなく、管理者、ひいては、県にとっても良い結果をもたらす可能性がある。そのため、利用者の満足度調査を実施し、それを踏まえた施設の運営を行うことが望まれる。

参考までに利用者の満足度調査の実施方法について紹介する。

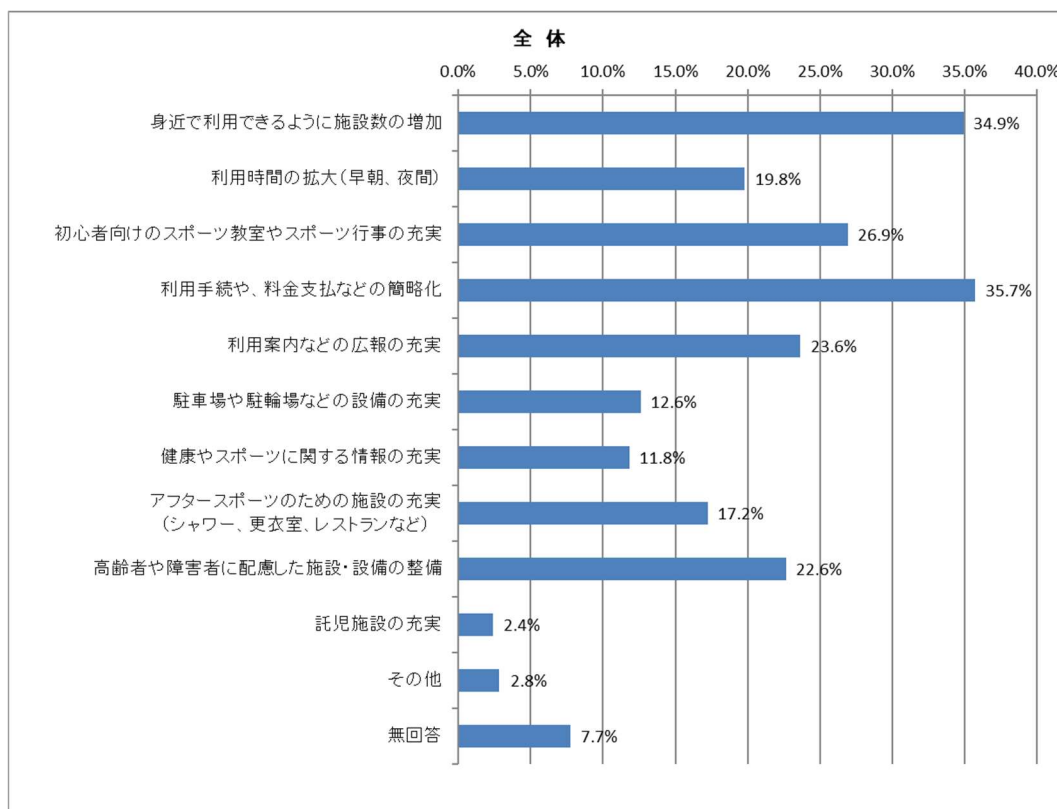
利用者の満足度調査の項目としては、属性（居住地、年齢、性別、職業、年収等）、施設利用状況等（利用時間帯、利用時間数、利用頻度、利用歴、交通手段、ふだんの運動・スポーツ実施頻度や実施場所）、サービス満足度（施設・設備・サービスに対する満足度）といったものを設けて、期間比較できるようにしておくとうい考える。また、施設間比較等ができるように一定の項目については共通のものを設定するとうい考える。

実施対象者は、施設利用者に対してだけでなく、利用者以外を対象に実施することも、潜在的利用者を増やすためにも望まれる。常連の利用者だけなど一部の人だけに依頼するやり方だと、意見が偏る可能性があるため、できるだけ多く人の意見が反映されるような方法をとるほうがよいと考える。潜在的な利用者の要望を聞くことはリピーター以外の新たな利用者を増やすことが期待できることから、ぜひ実施してもらいたい。

実施方法だが、アンケート用紙を配布して記載してもらおう方法でもよいが、インターネットを通じて回答してもらおうなど電磁的な方法で実施することで集計や分析が容易になることから、そういった実施方法も検討していただきたい。

なお、県が行った令和3年度におけるスポーツに関する県民意識調査では、公共スポーツ施設に何を望んでいるかの項目があり、以下のような調査結果となっている。各施設および県においては、このような調査結果も参考にして、施設の魅力を高める改善を推進していくことが望まれる。

【設問 11】あなたは、体育館、野球場、プール、テニスコートなどの公共スポーツ施設について何を望みますか。



意見 15	アンケートの実施について
<p>基本協定書にアンケート実施の取り決めの記載があるにもかかわらず、アンケートを配布して利用者の意見、要望、苦情等を聴取している施設は半数以下であった。また、実施していたとしても、特定のイベントや教室等に参加した人を対象としたアンケートであり、不特定多数の者へアンケートを配布しての実施は行われていなかった。</p> <p>県または指定管理者が実施する利用者の満足度を調査するためのアンケートは、受け身的な形でのものではなく、アンケートを配布して行うなどの積極的な形での実施が本来の趣旨からすると適切と考える。</p> <p>また、集めた利用者の意見、要望、苦情等について、まとめて整理して管理していない施設も多くあるが、ぜひまとめて整理し保管して情報共有を図ることが望まれる。</p>	

意見 16	アンケートの実施対象について
<p>アンケートの実施対象者は、施設利用者に対してだけでなく、利用者以外を対象に実施することも、潜在的利用者を増やすためにも実施することが望まれる。常連の利用者だけといった一部の人のみに依頼するやり方だと意見が偏る可能性がある。また、潜在的な利用者の要望を聞くことは、リピーター以外の新たな利用者を増やすことが期待できる。県または指定管理者は、できるだけ多く人の意見が反映されるような方法でアンケートを実施することが望ましい。</p>	

【⑤ SNS 等を利用した情報発信・⑥チラシや会報誌を利用した情報発信】

SNS 等を利用した情報発信の実施状況について調査したところ、SNS 等での情報発信を行っている施設は半数以下であった。また、チラシや会報誌を利用した情報発信の実施状況について調査したところ、それを行っている施設は半数であった。

今日、SNS 等を利用する者が多く存在する。そのため、SNS を利用して施設の情報を流すことで、施設の存在や魅力を伝えることができ、利用者を増加させる効果があると考え。特にイベント情報等を流すことで、こういったことが今ここでできるんだということが分かるとそこに行ってみようと思う人が出てくるため、そのきっかけ作りを行ってほしい。また、チラシや会報誌を発行し配ることも同様に情報発信として有用と考える。令和6年3月にはふくい桜マラソンが開催されるが、それに向けて、ランニングコースを各施設に整備したり、ランナー向けの教室などを開催したりしているが、そういった情報を SNS 等で発信したり、チラシや会報誌で情報提供したりすれば利用者や参加者も増えるのではないかと考える。そのため、体験会や教室、また、大会情報も含めて積極的に情報発信をしていただきたい。

県の第2次の「スポーツ推進計画」の中でも、県内の各種スポーツイベント、プロチーム、施設等の情報を、ポータルサイト、SNS などを活用して提供することを具体的な施策として掲げており、施設側だけでなく、県としても積極的な推進が望まれる。

県内のスポーツに関する大会やイベント等の情報を、関係機関と連携し、積極的に情報発信することにより、県民がスポーツをする機会や見る機会が増加することを期待したい。

意見 17	SNS等を利用した情報発信について
<p>今日、SNS等を利用する者が多く存在しており、SNS等を利用して施設の情報を流すことで、施設の存在や魅力を伝えることができ、利用者を増加させる効果があると考えます。また、チラシや会報誌を発行し配ることも同様に情報発信として有用と考えます。特にイベント情報等を流すことで、こういったことが今ここでできるんだということが分かるとそこに行ってみようと思う人が出てくるため、県または指定管理者は、そのきっかけ作りを行うことが望まれる。</p>	

【⑦インターネット上の口コミ】

インターネット上の口コミについてのチェックの実施状況について調査したところ、実施している施設は少なかった。今日、インターネット上には、さまざまな口コミ情報が流れている。どこかに出かける際には行き先の口コミ情報を見たりすることも多いと思われる。そして、インターネット上の口コミ情報は、忖度等なく、素直な意見や評価が記載されている。特に苦情や不満は普段接している施設の職員にはなかなか直接言いにくい、インターネット上の口コミにはそういった情報も多く記載されており、情報の宝庫とも言える。そのため、インターネット上の口コミ情報は、有益な情報源として、定期的にチェックして、それを施設の運営に役立ててほしい。実際に若狭総合公園においては、インターネット上の意見をもとに獣害防護柵の設置を行ったという実績もあった。また、可能であれば、口コミ上の利用者の要望や不満に対して、施設としての対応状況等を回答していけると、さらに良い評価を得られて、施設の利用者が増加するのではないだろうか考える。

意見 18	インターネット上の口コミの活用について
<p>今日、インターネット上には、さまざまな口コミ情報が流れている。インターネット上の口コミ情報は、忖度等なく、素直な意見や評価が記載されているものが多い。特に苦情や不満は普段接している施設の職員にはなかなか直接言いにくい、インターネット上の口コミにはそういった情報も多く記載されており、情報の宝庫とも言える。そのため、インターネット上の口コミ情報は、有益な情報源として、県または指定管理者は、定期的にチェックして、それを施設の運営に役立ててほしい。</p>	

【⑧イベントの実施】

イベントの実施状況について調査したところ、イベントを開催している施設は半数以下であった。また、実施していても頻度は少ないという状況であった。イベントの実施は、施設の利用者を増やす効果が大きいと考える。そのため、積極的に自らイベントを企画して、利用者増加を図っていくことも検討してほしい。また、施設においてイベントを実施できることもPRし、外部の者によって、イベントを実施してもらうことも検討してもらいたい。

県の第2次の「スポーツ推進計画」の中でも、県内のスポーツ施設を活用し、全国規模のスポーツイベントや世界大会、プロリーグ、トップ選手の試合・合宿等の誘致・開催を推進することを具体的な施策として掲げており、施設側だけでなく、県としても積極的に推進していくことが望まれる。

意見 19	イベントの実施推進について
<p>イベントの実施は、施設の利用者を増やす効果が大いと考え。そのため、県または指定管理者は、積極的に自らイベントを企画して、利用者増加を図っていくことも検討してほしい。また、施設においてイベントを実施できることもPRし、外部の者によって、イベントを実施してもらうことも検討してもらいたい。</p>	

2. その他の利用促進策

その他、施設の利用促進を図るための施策を考えてみた。

スポーツは、身体を動かすことにより喜びや楽しみを感じ、仲間との交流を図ることで安らぎと連帯感が生まれ、人々の健康を増進させたり、人々に夢や感動を与えたりするだけでなく、地域への経済効果の創出効果や、希薄化しつつある地域コミュニティの活性化にもつながるものであり、健康的で活力のある生活を営むことができる持続可能なまちづくりを導き、少子化・人口減少といった問題や社会全体での医療費増大の解決の糸口につながるものとする。スポーツ活性化を図ることは、人々の生活全般を豊かにすることであり、とても重要なことである。

スポーツ活性化のためには、スポーツ施設を充実することはもちろんのこと、「する、みる、ささえる」の身近なスポーツ環境を整備することも重要である。身近なスポーツ環境を整備することは、結果として、スポーツ施設の利用促進につながっていくものとする。

施設の観点からは、誰もが安全で安心してスポーツを親しめるよう、施設を整備し、施設の保守点検や改修等に計画的に取り組み、随時、適切な維持管理を行っていくことが重要となる。そのため、県または指定管理者は、利用者の快適性や利便性の確保を常に意識し、施設の管理運営を行っていくことが求められる。

【ふるさと納税の利用】

ただし、スポーツ施設自体の整備・改修や必要な備品の整備、施設の運営にはお金がかかり、厳しい財政事情の中、多くのスポーツ施設やスポーツ団体においては、資金の確保は共通の悩み事項であると思われる。

今日、ふるさと納税制度があり、その中には寄付をする者が応援したいプロジェクトを選択して、寄付ができる仕組みが設けられている。この制度に、スポーツ関連施設などの整備、一流スポーツ選手による講座の開催、イベントの誘致など、スポーツを軸にまちの活性化を目指すプロジェクトに限定したものを設定し、スポーツ施設の整備や運営の資金確保に役立てることの検討をしてほしい。実際に、自治体によっては、老朽化したスポーツ施設の整備・改修やスポーツ事業推進活動をプロジェクト応援型のふるさと納税として設定し、資金を集めているところがある。そういった自治体の活動を参考に県もスポーツ施設の整備等について推進していただきたい。

【クラウドファンディングの利用】

また、県は、イベント実施の資金をクラウドファンディングを利用して調達することも検討することが望まれる。実際に、福井運動公園の陸上競技場において、陸上競技のイベントである Athlete Night Games in FUKUI が毎年夏に開催されているが、運営者である一般財団法人福井陸上競技協会は、その活動資金の一部をクラウドファンディングを利用して調達している。このようにクラウドファンディングを利用して資金を集めてイベントを実施し、スポーツ施設の利用者を増やすことができればと思う。

また、県は、県が行う「ふるさと納税による新事業創出支援事業」によるクラウドファンディングで事業プロジェクトに寄付をした場合には、県に対するふるさと納税として取り扱うとしており、そういった事業を行っていることも含めてPRし、積極的な資金確保を行っていくことも検討してほしい。

意見 20	ふるさと納税やクラウドファンディングを利用した資金確保について
スポーツ施設の整備・改修や必要な備品の整備、イベントの実施にはお金がかかり、厳しい財政事情の中、多くのスポーツ施設やスポーツ団体においては、資金の確保は共通の悩み事項であると思われる。現在においては、制度として、ふるさと納税やクラウドファンディングが存在し、それを利用することで、スポーツ施設の整備・改修や必要な備品の整備、イベントの実施の助けになると考えられるため、それら制度を利用してほしい。	

また、施設の利用促進を図るためには、スポーツ人口を増やすことが重要となる。

スポーツ人口を増やすための施策としては、基本的に県の第2次の「スポーツ推進計画」の基本施策ごとの具体的施策（第2章 監査対象の概要 I. 県のスポーツ政策を参照のこと。）を積極的に実行・推進しておくことが非常に大事であると考え。そのため、福井県スポーツ推進計画の基本施策ごとの具体的施策は、真摯に実行してほしい。

【監査人が提案するその他の利用促進策】

その他、福井県スポーツ推進計画に記載はないものの、以下のような施策も実施すれば、スポーツ施設の利用者数が増加するのではとないかと考える。

- ・何歳になっても、自己の運動能力測定や体力測定ができる場所をスポーツ施設に設ける。
- ・スポーツ施設で開催される大会やイベントのカレンダーを作成し公開するとともに家族でのお出かけコースやデートコースプランとして各スポーツ施設における大会やイベントの観戦プランを企画し案内する。
- ・地域や町ごとに強化スポーツを決めて一般の住民が参加するイベントを開催し、一般の方がスポーツに親しんだり、交流を図られる機会を作ったりするなどスポーツを通じた地域や町づくりを行う。
- ・新施設を整備する際の話になるかもしれないが、車の運転ができないものにとっても利用しやすい施設のアクセスを考慮して立地を考える。
- ・行政内部の連携を強化するとともに、スポーツにかかわる多様な地域・機関・組織・団体との連携・協力体制を確立しながら、スポーツの総合的な推進に努める。

- e スポーツ設備についても県のスポーツ施設内に設置し、e スポーツの推進を行う。

施設を管理する所管課は、その管理においてはさまざまな苦労があるとは思いますが、自らが実際に利用されている現場に行ったり、体験したりして、実際の現場の様子を体感し、利用者の気持ちを熟知するくらいの気持ちで、利用者のニーズは何か、改善すべき点はないか等を絶えず意識しながら業務を推進していくことがより重要だと考える。

第4章 各論

今回の監査における各論の指摘事項および意見の一覧は以下のとおりである。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項 目
各論 I			
1.福井県福井運動公園			
22	2		利用料金の減免・免除手続について
23	3		利用者数の管理について
24		21	利用者データの活用について
25		22	会議室の利用率の向上について
26		23	意見箱の設置場所について
27		24	利用促進への取組みについて
28		25	夜間照明設備について
29		26	案内表示看板について
30		27	施設の快適性について
31	4		備品台帳からの消去漏れについて
32	5		備品の現物確認について
33	6		使用していない備品について
34		28	備品の数量管理について
35		29	使用できない備品の管理について
36		30	備品の保管場所の管理について
37		31	備品の借用管理について
38		32	美術品の管理について
2.福井県立武道館			
39		33	スポーツ保険料の管理について
40		34	利用者データの活用について
41		35	会議室の利用率の向上について
42		36	Webサイトのリンク切れ等について
43		37	普及活動への取組みについて
44		38	出張ベースでの武道教室の促進について
45		39	施設の老朽化について
46	7		備品の現物確認について

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項 目
47		40	ブラウン管テレビの管理について
3.幾久公園			
48		41	委託料の帰属・配分方法について
49		42	公園内の据え付け灰皿について
50		43	公園内の樹木管理について
4.臨海中央公園			
51	8		利用料金の預け入れについて
52		44	樹木の管理について
53		45	放置自転車の廃棄について
54		46	公園内の据え付け灰皿について
各論Ⅱ			
1.福井県立馬術競技場			
55	9		自主事業の利用料金の承認について
56	10		事業報告書の提出期限について
57	11		基本協定書における管理物件一覧の記載誤りについて
2.福井県立ライフル射撃場			
58		47	施設使用の合意について
59		48	利用料金の案内について
60	12		減免手続について
61		49	Webサイト上の施設の表記について
62		50	駐車場の案内図の設置
63		51	ビームライフル用射座の設置について
64		52	樹木の管理について
65		53	TVの廃棄について
66		54	備品の管理について
3.福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンター			
67		55	減免金額の報告について
68		56	Webサイトのリンク切れについて
69		57	回数券や定期料金の設定について
70		58	LED 照明の積極的な導入について
71	13		廃棄物について
72	14		備品の現物確認について

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項 目
4.福井県立クレ-射撃場			
73	15		指定管理者交代時の引継ぎについて
74	16		自動販売機手数料収入の計上漏れについて
75	17		射場使用料収入計上額の誤りについて
76	18		射場使用料収入の計上漏れについて
77	19		減免の適用誤りについて
78		59	情報の記録・整理・保管について
79		60	Webサイトの表示について
80		61	シミュレーション設備等の導入について
81		62	会議室の利用率の向上について
82	20		災害時の対応規程が作成について
83		63	事業計画書の目標値の記載について
84	21		源泉所得税の徴収納付漏れについて
5.福井県立ホッケー場			
85		64	減免ルールの改善について
86		65	LED 照明の積極的な導入について
87	22		事業計画書における休業日の承認について
88		66	施設の損害に係る保険契約の整備について
89	23		施設賠償責任に係る保険契約の把握について
90	24		指定管理者の委託状況について
91	25		事業報告書における収支報告の適切性について
92	26		利用料金収入の帰属について
93	27		指定管理者における委託先の管理について
94		67	効率的な施設管理について
6.福井県立艇庫			
95		68	2,000mコースの設置について
96		69	施設名の明示について
97	28		管理日誌の適切な作成について
98		70	安全管理マニュアルの整備について
99	29		シャワー設備の運用方法の改善について
100	30		基本協定書における管理物件一覧の記載誤りについて
101	31		月次報告書における記載誤りについて

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項 目
7.テクノポート福井総合公園			
102		71	会議室の利用率の向上について
103		72	使用していない備品について
104		73	収入に関する勘定科目の独立表示について
105		74	自主事業における収入・支出の独立表示について
8.ふくい健康の森			
106		75	パンフレットにおける利用料金の明示について
107		76	案内板の表示について
108		77	スケートパークの利用料金の収受について
109		78	アンケート調査の実施について
110		79	事業報告書における利用促進策の記載について
111		80	利用者数の集計について
112		81	収益拡大策について
113		82	使用禁止遊具について
114		83	身障者用の点字ブロック について
115		84	利用案内の掲示板の管理について
116		85	AED の設置について
117		86	ブラウン管テレビについて
118		87	運動指導委託業務における適正額について
119		88	事業報告書における資料について
9.若狭総合公園			
120		89	利用促進のための施策について
121		90	Web サイトのリンク切れについて
122		91	温水プール運営について
123		92	管理マニュアルの周知について
124		93	安全管理マニュアルの整備について
10.奥越ふれあい公園			
125		94	フリースペースの利用者数の把握と報告について
126		95	設備の破損等について
127		96	テニスコートの管理棟の管理状況について
128	32		減免の事業報告書への記載漏れについて
129		97	月次報告書の記載内容について

通番	指摘事項 No.	意見 No.	項 目
11.トリムパークかなづ			
130		98	減免の対象について
131		99	ネイチャーゾーンについて
12.丹南総合公園			
132		100	利用料金のWebサイト上の表示について
133		101	減免基準について
134		102	Webサイトのリンク切れについて
135		103	会議室の利用率の向上について
136		104	施設のWebサイトの構成について
137		105	野球連盟に文書での取り決めなく貸与している会議室について
138		106	点字ブロックの破損について
139		107	事業報告書の記載について
各論Ⅲ			
1.1 県民1スポーツ普及事業			
-	該当なし		—
2.1 県民1スポーツ普及事業			
140		108	Webサイトの情報の更新について
3.フルマラソン開催推進事業			
141		109	活動指標の適切性について
4.スポーツ情報ポータルサイト保守事業			
142		110	活動指標の適切性について
143		111	情報の更新について
144		112	施設の予約について
5.嶺南地域のスポーツ・レクリエーション施設整備事業			
145		113	活動指標の適切性について
146		114	成果指標について

I. 直営施設の検討

1. 福井県福井運動公園

(1) 施設の概要

施設名	福井県福井運動公園
施設所在地	福井県福井市福町 3-20
設置年月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福井運動公園：昭和 43 年 8 月 ■ 少年運動公園：昭和 48 年 5 月
所管課	交流文化部 文化・スポーツ局 スポーツ課
運営方法	直営
根拠条例等	都市公園法 福井県都市公園条例 運動公園の管理運営に関する規則
設置目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福井運動公園（陸上競技場、補助競技場、体育館、野球場、水泳場、テニスコート、合宿所他） <ul style="list-style-type: none"> ・・・福井国体開催のために整備された公園 ■ 少年運動公園（こどもの国） <ul style="list-style-type: none"> ・・・次代を担う子どもたちの健全な成長を願い、自然の中での冒険や遊びを通じて、体力づくりと豊かな情操を養うため整備された公園
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 陸上競技場（愛称：「9.98スタジアム」） <ul style="list-style-type: none"> 総面積：27,102 m²、建物面積：4,088.37 m² 日本陸上競技連盟第 1 種公認競技場 収容人数：約 16,000 人（メインスタンド 7,000 人、芝スタント 9,000 人） トラック（全天候舗装）、インフィールド（全天候舗装・天然芝）、アウトフィールド（全天候舗装）、メインスタンド（本部室（運営・記録室）、トレーニング室、会議室、医務室、司令室、アナウンス室、写真判定室、室内走路、身障者用スロープ、多目的トイレ）、付属設備（夜間照明、大型映像装置） ■ 補助競技場 <ul style="list-style-type: none"> 総面積：27,100 m² 日本陸上競技連盟第 3 種公認競技場 トラック（全天候舗装）、インフィールド（天然芝）、付帯設備（夜間照明） ■ 体育館

	<p>建築面積：11,063.06 m²、建物延床面積：13,889.16 m² メインアリーナ 2,870 m²（観覧席 3,975 席、競技コート（バスケットボール 3 面、バレーボール 4 面、バドミントン 18 面、ハンドボール 1 面）、サブアリーナ 約 1,050 m²（観覧席 201 席、競技コート（バスケットボール 1 面、バレーボール 2 面、バドミントン 6 面）、付属施設（ボクシング練習室、トレーニング室、多目的室、控室、更衣室、特別室、医務室、キッズルーム、会議室等）、ランニングコース（メインアリーナ 2 階）</p> <p>■野球場 総面積：25,623 m²、建物面積：3,544.71 m² 収容人数：約 22,000 人 メインスタンド（事務室、役員室・ピッチング練習場 2 か所、医務室、選手ロッカー・シャワー室 2 か所、審判ロッカー・シャワー室、身障者便所、役員席、記録席、場内放送室、ラジオ放送室 2 か所、新聞記者室、審判員室、カメラマン席、ミーティング室 2 か所、食堂兼会議室 2 か所、身障者エスカレーター、観覧室・公式記録員室、テレビ放送室 3 か所）、グラウンド（内野 3,200 m²、外野 10,300 m²（芝張）、ホーム・バックセンター間 122m、ホーム・バックネット間 23 m、ファウルライン 100m、スコアボード 1 基（LED 大型映像装置）、ナイター照明灯 6 基）</p> <p>■補助球場 総面積：9,544 m²</p> <p>■テニスコート 総面積：15,000 m² 建物面積：管理棟（185.9 m²）、運営棟（89.42 m²） 収容人数：約 1,920 人 ハードコート 16 面（4 面夜間照明設置）、管理棟（受付・更衣室・シャワー室・トイレ等）、運営棟（大会運営室、倉庫）</p> <p>■水泳場（50m プール、飛込プール、25m プール） 総面積：10,392.4 m² 建物面積：管理棟（1,018.24 m²）、屋内プール（949.35 m²） 収容人数：約 1,500 人 50m プール《屋内》【日本水泳連盟公認】、飛込プール、25m プール《屋内》【日本水泳連盟公認】、管理棟（ロッカー室（男女各 300 人分）、シャワー室（男女各 8 ブース）、医務室、会議室、事務室等）</p>
--	--

	<p>■合宿所 建築面積：305.7㎡、建物延床面積：943.0㎡ 宿泊収容人員：44名（最大収容64名） 宿泊室、その他施設（研修室（20畳）、会議室、談話コーナー、食堂、浴室、洗面・洗濯所）"</p> <p>■マレットゴルフコース</p> <p>■管理事務所 建築面積：395㎡、建物延床面積：627.0㎡</p> <p>■少年運動公園（こどもの国） 総面積：38,900㎡、建物面積：屋内休憩所（1,446㎡） 屋内休憩所、冒険の丘、屋外ステージ、各種遊具、芝生広場</p> <p>■駐車場 普通車用1,129台、大型用16台</p>
施設の利用時間	陸上競技場：8:30～20:30 体育館：8:30～20:30 野球場：8:30～20:30 水泳場：平水8:30～日没、温水8:30～20:30 テニスコート：8:30～20:30 合宿所：8:30～翌日の8:30 野外ステージ：8:30～日没 屋内休憩所：10:00～16:30
休園日	年末年始（12月29日～1月3日） 体育館：月曜日（祝日の場合はその翌日） 少年公園屋内休憩所：月曜日（祝日の場合はその翌日）

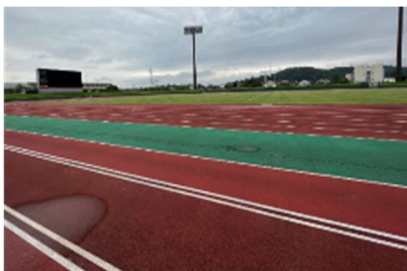
当公園は、福井運動公園と福井少年運動公園からなり、福井運動公園は、主な施設である陸上競技場、体育館、野球場、水泳場、テニスコート、合宿所から成り立っている。

特に福井運動公園内にある福井県営陸上競技場は、平成29年9月9日に開催された第86回日本学生陸上競技対校選手権大会（日本インカレ）の男子100メートル決勝において、桐生祥秀選手（当時：東洋大学4年、現所属：日本生命）が日本人選手として初めて10秒の壁を破る9秒98の日本記録を当県営陸上競技場で樹立したことを記念して、この記録が県民の皆さんの記憶に残るよう、また競技場を陸上競技の聖地として全国に発信するため、福井県営陸上競技場の愛称を「9.98スタジアム」としている。その後開催された平成30年8月17日に開催されたAthlete Night Games in FUKUIにおいても、男子走り幅跳びで城山正太郎選手が、また、男子110メートルハードルで高山峻野選手が、それぞれ日本新記録を樹立したほか、女子100メートルハードルでも寺田明日香選手が日本記録タイを出すなど好記録が次々と生まれている競技場となっている。

(陸上競技場)



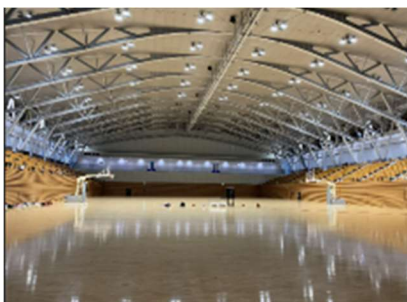
(陸上競技場)



(体育館)



(体育館)



(野球場)



(野球場)



(補助球場)



(水泳場)



(テニスコート)



(テニスコート)



(2) 比較財務諸表（収支表）

<福井県>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<収入>					
福井運動公園施設使用料	19,374	19,568	24,092	14,785	18,590
自動販売機貸付料	7,552	7,116	8,045	7,892	7,066
繰越金	-	20,000	-	-	-
雑収入	2,827	3,812	3,842	1,101	1,351
新型コロナ地方創生臨時交付金	-	-	-	120	-
収入計	29,754	50,497	35,979	23,899	27,008
<支出>					
報酬	13,500	16,500	19,841	4,200	4,200
共済費	4,727	6,343	6,508	1,351	1,353
賃金	13,608	16,699	15,972	-	-
旅費	931	1,129	1,242	155	156
消耗品費	7,671	8,517	5,204	6,704	6,334
燃料費	3,799	4,537	3,759	2,528	4,311
食糧費	-	-	-	-	2
印刷製本費	74	97	76	87	84
光熱水費	51,661	61,087	55,702	47,498	54,303
修繕料	14,420	10,380	8,371	18,546	13,577
通信運搬費	614	589	607	593	561
手数料	2,283	2,568	2,958	2,081	2,209
保険料	1	1	-	-	1
委託料	84,741	128,869	123,782	123,578	124,286
使用料および賃借料	407	458	545	536	563
工事請負費	12,451	22,103	31,856	62,346	48,034
原材料費	1,036	-	-	-	-
備品購入費	1,842	674	1,524	776	903
負担金補助および交付金	4	14	29	4	-
償還金利子および割引料	-	-	-	12	47
支出計	200,281	264,073	258,140	266,803	260,931
収支	△ 170,526	△ 213,575	△ 222,160	△ 242,904	△ 233,923

平成30年度における繰越金の発生は、福井国体開催により実施できなかった工事等を繰越して実施したことの影響により発生したものである。また、同年度における光熱水費の増加は、福井国体開催により電気使用料が増加したことによるもの、委託料の増加は、新体育館の空調設備や音響設備の保守管理がこの年より発生した分が増加したことによるもの、工事請負費の増加は少年公園の大型遊具設置分の工事が増加したことによるものである。

令和元年度における福井運動公園施設使用料の増加は、国体終了後の設備の改修の影響により増加したものである。また、同年度における報酬の増加は、所属長が正職員から嘱託になったことにより人件費としての報酬が増加したことによるもの、工事請負費の増加は、陸上競技場の公認更新により改修工事が発生したことによるものである。

令和2年度による福井運動公園施設使用料の減少は、新型コロナウイルス感染症の発生により1週間程度施設を閉鎖するなど利用制限を行ったり、大会中止による予約キャンセルが相次いだことにより減

少ししたものである。また、同年度における修繕料の増加は、自動審判掲示システムの老朽化によりシステムの修繕ほか少年運動公園の雨水桝の修繕等が増加したことによるものであり、工事請負費の増加は、野球場のファールポールの更新、また水泳場の空調設備改修により工事費が増加したことによるものである。

令和 3 年度による福井運動公園施設使用料の増加は、新型コロナウイルス感染症の発生による施設を閉鎖するなどの利用制限を解除した影響により増加したものである。また、同年度における修繕料の発生は、体育館空調設備の予防修繕（メインアリーナのボイラーと冷却塔）が発生したことによるものであり、工事請負費は、主に少年運動公園の遊具（冒険の丘）の第 1 期工事が発生したことによるものである。

（3）施設の利用概要

①利用料金

利用料金は、スポーツ課で他県事例等を参考に、県民に利用しやすい料金として決定し、条例において定められており、当該条例に基づいて設定している。

利用料金は、陸上競技場、水泳場、テニス場、野球場、体育館、合宿所、野外ステージといった施設ごとに、個人または団体か、専用するか専用しないか、また、一般か学生等の利用者の属性や利用時間別に定めている。また、料金基礎も 1 時間ないし 1 日単位で利用できるようになっていたり、午前 8 時半から午後 1 時までや、午後 1 時から午後 6 時まで、午後 6 時から午後 8 時半までといった区分で設定されていたりと施設によって異なる。また、施設の利用料金の設定の他にも、拡声装置、大型映像装置、夜間照明機器、冷暖房施設の使用する場合の料金も設定されている。

利用料金は、1 時間単位で設定されているものも多く、利用者にとって利用しやすい料金設定になっていると考える。

<利用料金>

競技施設	区分等				使用料金							
					1時間につき			1日につき				
					830	1300	1700	1800	2030			
陸上競技場	専用	本居室、トレーニング室、拡声装置、補助競技場を含む	アマチュアスポーツ	入場料等を徴収しない	学生等	970円				9,640円		
					一般	2,620円				26,190円		
				入場料等を徴収する 入場整理券等で入場を制限する	学生等	2,910円				28,920円		
					一般	7,860円				78,570円		
					学生等	◎				◎		
		アマチュアスポーツ以外のスポーツ	入場料等を徴収する	入場料の最高額の200倍	学生等					◎		
					一般					◎		
			本居室の冷暖房加算	学生等	40円				460円			
				一般	100円				870円			
				学生等	80円							
	非専用	トラック フィールド メインスタンドのみ	個人	20人	学生等	110円						
					一般	460円						
					学生等	900円						
					一般	◎						
					学生等	◎						
		21人以上	20人使用料×構成員総数/20	学生等								
				一般								
				学生等	510円		920円					
				一般	1,530円		2,750円					
				学生等	50円/回		100円/回					
	補助競技場 (陸上競技場専用使用日以外に限る)	専用	室内練習場、更衣室、夜間照明を含む	個人	室内練習場、夜間照明を含む	学生等	150円/回		310円/回			
						一般						
						学生等	510円		920円			
						一般	1,530円		2,750円			
						学生等	50円/回		100円/回			
		1/2灯	夜間照明設備 (補助競技場を除く。)	全灯	学生等	13,240円						
					一般	40,740円						
					学生等	6,620円						
					一般	20,370円						
					学生等	2,650円						
	1/5灯	夜間照明設備 (補助競技場を除く。)	1/2灯	学生等	8,150円							
				一般	1,320円							
				学生等	4,070円							
				一般	1,320円							
				学生等	4,070円							
	1/10灯	夜間照明設備 (補助競技場を除く。)	1/5灯	学生等	1,320円							
				一般	4,070円							
				学生等	1,320円							
				一般	4,070円							
				学生等	1,320円							
	大型映像装置	広告を表示しない場合	広告を表示する場合 (広告を表示しない場合の料金に加算)	学生等					101,850円			
				一般					101,850円			
				学生等	220円				2,200円			
				一般	440円				4,400円			
				学生等	220円				2,200円			
	本部室	冷暖房なし	冷暖房加算(2/10相当額)	学生等	上記金額に2/10相当額加算				上記金額に2/10相当額加算			
				一般								
				学生等	220円				2,200円			
				一般	420円				4,190円			
				学生等	160円				1,680円			
	会議室	会議室1	冷暖房なし	冷暖房加算(2/10相当額)	学生等	50円				310円		
					一般	100円				1,020円		
					学生等	200円				1,830円		
					一般	560円				5,500円		
					学生等	100円				810円		
		会議室2	冷暖房なし	冷暖房加算(2/10相当額)	学生等	250円				2,550円		
					一般	上記金額に2/10相当額加算				上記金額に2/10相当額加算		
					学生等	150円				1,120円		
					一般	360円				3,260円		
					学生等	150円				1,120円		
	会議室3	冷暖房なし	冷暖房加算(2/10相当額)	学生等	360円				3,260円			
				一般	上記金額に2/10相当額加算				上記金額に2/10相当額加算			
				学生等	150円				1,120円			
				一般	360円				3,260円			
				学生等	150円				1,120円			
	会議室4	冷暖房なし	冷暖房加算(2/10相当額)	学生等	360円				3,260円			
				一般	上記金額に2/10相当額加算				上記金額に2/10相当額加算			
				学生等	150円				1,120円			
				一般	360円				3,260円			
				学生等	150円				1,120円			
	展望室	冷暖房なし	冷暖房加算(2/10相当額)	学生等	360円				3,260円			
				一般	上記金額に2/10相当額加算				上記金額に2/10相当額加算			
				学生等	150円				1,120円			
				一般	360円				3,260円			
				学生等	150円				1,120円			
	水泳場	専用 (会議室・放送室を含む)	入場料等を徴収しない	50mプール、飛び込みプール	平水	学生等	2,200円				22,000円	
						一般	2,200円				22,000円	
						学生等	1,470円				14,670円	
						一般	1,470円				14,670円	
						学生等	3,150円				31,430円	
			25メートルプール	平水	学生等	3,150円				31,430円		
					一般	6,600円				66,000円		
					学生等	4,410円				44,010円		
					一般	4,410円				44,010円		
					学生等	9,450円				94,290円		
		入場料等を徴収する 入場整理券等で入場を制限する (入場料を徴収しない場合の3倍相当額)	50mプール、飛び込みプール	平水	学生等	6,600円				66,000円		
					一般	6,600円				66,000円		
					学生等	4,410円				44,010円		
					一般	4,410円				44,010円		
					学生等	9,450円				94,290円		
		非専用	個人	2時間まで	平水	超過加算 1時間につき (2時間までの料金の5/10相当額)	中学以下	70円/2時間				
							高校以上	90円/2時間				
							一般	160円/2時間				
							中学以下	110円/2時間				
							高校以上	160円/2時間				
			2時間まで	温水	超過加算 1時間につき (2時間までの料金の5/10相当額)	中学以下	310円/2時間					
						高校以上	上記金額に5/10相当額加算					
						一般	上記金額に5/10相当額加算					
						中学以下	◎					
						高校以上	◎					
団体		30人~99人	2時間まで	個人料金*0.7*使用者数 超過加算 1時間につき10分の5加算	中学以下	◎						
					高校以上	◎						
					一般	◎						
					中学以下	◎						
					高校以上	◎						
100人以上		2時間まで	個人料金*0.5*使用者数 超過加算 1時間につき10分の5加算	中学以下	◎							
				高校以上	◎							
				一般	◎							
				中学以下	◎							
				高校以上	◎							
会議室						学生等	320円			3,150円		
						一般	790円				7,960円	

競技施設	区分等				使用料金						
					1時間につき				1日につき		
					830	1300	1700	1800		2030	
体育館	多目的室	更衣室、拡声装置を含む		照明、冷暖房なし	学生等	150円					
		照明施設加算			一般	460円					
		冷暖房加算			学生等	10円					
	トレーニング室	更衣室、トレーニング用具を含む。	1人につき	冷暖房期間外	学生等	150円/回					
				冷暖房期間中	一般	460円/回					
					学生等	200円/回					
	ボクシング練習室 (更衣室、競技用具を含む)	個人			学生等	100円					
					一般	200円					
		団体(5人以上)			学生等	360円					
					一般	1,020円					
		年間使用			個人	学生等	6,820円/年				
						一般	20,370円/年				
						学生等	33,610円/年				
						一般	101,850円/年				
		冷暖房加算			個人	学生等	10円				
						一般	50円				
	学生等					60円					
	一般					200円					
	会議室	会議室1(52人)			音響等設備を含む	学生等	200円				
					一般	610円					
		会議室2(108人)	全面			音響等設備を含む	学生等	410円			
						一般	1,220円				
			2分の1			音響等設備を含む	学生等	全面×1/2			
						一般	全面×1/2				
		会議室3(84人)	全面			音響等設備を含む	学生等	360円			
						一般	1,020円				
			2分の1			音響等設備を含む	学生等	全面×1/2			
						一般	全面×1/2				
控室		控室1大			冷暖房なし	学生等	200円				
					一般	610円					
	控室2大			冷暖房なし	学生等	200円					
				一般	610円						
	控室3小			冷暖房なし	学生等	100円					
				一般	310円						
	特別室			冷暖房なし	学生等	150円					
				一般	360円						
	合宿所	宿泊	1人につき (18時～翌日9時)		冷暖房なし	学生等				390円/泊	
					一般					750円/泊	
休憩		10畳間			冷暖房なし	学生等	150円				
					一般	290円					
		6畳間			冷暖房なし	学生等	110円				
					一般	210円					
			4畳間			冷暖房なし	学生等	90円			
						一般	160円				
研修室				冷暖房なし	学生等	280円					
				一般	520円						
食堂				冷暖房なし	学生等	290円					
				一般	540円						
会議室				冷暖房なし	学生等	280円					
				一般	520円						
少年公園		屋外ステージ			電気器具を使用しない	学生等	無料				
					一般	無料					
					電気器具を使用する	学生等	160円			1,680円	
一般		440円				4,400円					

使用料金欄の◎は、区分等欄により使用料を計算してください。
 使用料金欄の赤字は時間帯の料金。
 使用料金欄の青字は大会等が終了しない場合に限る。
 使用料金欄の空白は大会等が終了しない場合限り、左欄の使用料を運用で適用する。
 使用料金欄の17時は規則の供用時間欄の日没と読み替える。
 使用料金欄の「/回」、「/2時間」等の表示がされている場合は「1時間につき」を「1回につき」、「2時間につき」等表示単位に読み替える。
 県外に住所を有する者が施設を使用する場合の使用料は、10分の5に相当する額を加算する。
 学生等と一般とで構成される団体が施設を使用する場合の使用料は、一般の団体が使用する場合の額とする。
 ゲート閉鎖時間:福井運動公園(6時閉門～21時閉門) 福井少年運動公園(7時閉門～日没閉門)

②減免・免除

利用料金の免除および減免基準を定めており、それに基づいて利用料金の減免・免除を行っている。減免申請書類を確認し、減免基準に合致して減免が行なわれているか確認したが、減免基準に違反した減免の事実はなかった。

指摘事項	2	利用料金の減免・免除手続について
福井運動公園のテニスコートにおいては、年間利用券があり、料金表によれば一人当たり6,820円となっているが、某高校の男子テニス部については、テニス部全体で6,820円で利用しており、料金規定と異なる対応が行なわれていた。実態としては、減免により利用料金が減額となったとのことであった。県は、減免により利用料金を減額するのであれば、減免申請書を提出してもらい、承認する形で行う必要がある。		

③利用予約方法

施設の利用予約は、受付窓口、電話にて予約が行なわれ、最終的に利用申請書を窓口へ提出する形で本申込みとなる。

Web予約システムは、まだ導入されておらず、施設の空き状況に関しても直接電話による問合せにより確認できる形となっており、Web上で確認することも現時点ではできない。また、予約の管理も紙の予定表に記載して管理している状況にある。

利用者の予約開始時期については、各種競技団体や中体連や高体連が主催する主な大会は、2月に行われる調整会議を経て年間での予約が可能となっているが、一般の利用者は利用日の2か月前から予約が先着順にて可能となっている。特定の団体の便宜を図るような対応はなされておらず、平等利用は確保されている。

④利用料金の徴収方法

利用料金の収受は、窓口ないし券売機において、原則、現金または PayPay にて行なわれる。申請することにより納入通知書による振込も可能となっている。

⑤利用料金の管理体制

利用料金の収受業務の流れについて確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の収受から銀行への入金までの流れについて特に問題は発見されなかった。

⑥利用者数の把握方法

施設利用申請のある施設における利用者数については、施設職員が記録している業務日誌に記載の人数に基づき把握している。把握した人数については、利用者調べ表に日々入力し、集計している。人数についても、施設ごと、学生・一般の区分ごとに分けて集計している。

施設利用申請のない少年運動公園の利用者数については、日々午前と午後の2回人数をカウン

トし集計している。

利用自体は、平日は少し空きがある時間帯はあっても、各施設ともに土日はほぼ埋まっている。キャンセル待ちは行っていない。

指摘事項 3	利用者数の管理について
陸上競技場の利用人数調べを閲覧したが、2022年2月28日および3月28日については、利用者がいたものの、利用者の記録が1日分漏れていた。県は、利用者数の管理の上でも記録漏れが発生しないようなチェック体制を整備し運用すべきである。	

意見 2 1	利用者データの活用について
利用者の分析については、運動施設別の利用者人数程度の分析を行っているのみで、多角的な分析を行っていない。スポーツの一層の振興を図る観点からすると、どの側面から推進活動を行うことが効果的かを認識する必要がある。現在、曜日別分析や学生／一般分析が主であるところ、これを例えば、男女比、年齢別等の属性別などや、天候による影響、周辺状況やイベントの影響などを組み合わせて分析することにより、より多角的な側面から利用実態を理解でき、スポーツ振興のための次の一手を打つための重要な情報となりうるものと考えられる。県は、利用者に関する多様なデータを有効活用することにより、利用促進を図ることが望まれる。	

⑦利用者数の推移状況

施設名	区分	利用人数（人）					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
陸上競技場	学生	46,918	31,601	25,413	17,990	55,681	35,521
	一般	23,653	72,958	9,141	4,897	13,106	24,751
	計	70,571	104,559	34,554	22,887	68,787	60,272
補助競技場	学生	12,461	13,937	15,986	14,980	16,679	14,809
	一般	5,410	7,397	4,553	4,433	4,713	5,301
	計	17,871	21,334	20,539	19,413	21,392	20,110
水泳場	学生	10,171	9,383	12,007	10,567	10,093	10,444
	一般	4,498	7,444	5,995	5,373	5,224	5,707
	計	14,669	16,827	18,002	15,940	15,317	16,151
野球場	学生	5,729	7,508	6,740	3,860	6,804	6,128
	一般	3,141	16,049	4,142	2,375	3,786	5,899
	計	8,870	23,557	10,882	6,235	10,590	12,027
補助球場	学生	382	1,461	2,232	1,196	705	1,195
	一般	243	548	866	561	745	593
	計	625	2,009	3,098	1,757	1,450	1,788
テニス場	学生	13,490	13,449	14,254	7,304	11,421	11,984
	一般	6,246	3,739	3,280	2,750	3,535	3,910
	計	19,736	17,188	17,534	10,054	14,956	15,894
体育館	学生	64,250	58,406	70,921	34,673	72,904	60,231
	一般	72,815	120,936	67,892	25,285	41,457	65,677
	計	137,065	179,342	138,813	59,958	114,361	125,908
合宿所	学生	876	308	503	0	82	354
	一般	168	997	63	0	57	257
	計	1,044	1,305	566	0	139	611
合計	計	270,451	366,121	243,988	136,244	246,992	252,759
競技観戦者		99,245	188,714	129,845	19,345	17,345	90,899
合計	計	369,696	554,835	373,833	155,589	264,337	343,658
少年運動公園	屋内	—	—	9,985	3,423	7,082	6,830
	屋外	—	—	35,712	30,786	31,382	32,627
	計	0	0	45,697	34,209	38,464	23,674
総合計	計	369,696	554,835	419,530	189,798	302,801	367,332
トータルコスト（千円）		200,281	264,073	258,141	265,297	260,931	249,745
一人当たりコスト（円）		541.7	475.9	615.3	1,397.8	861.7	778.5

※平成29年度、平成30年度においては、少年運動公園の利用人数のデータはない。

平成30年度においては、平成30年度の福井国体開催に合わせて施設改修を行なったことで利用しやすくなったことや福井国体開催により554千人（前年度比50.1%の増加）となった。令和元年度は福井国体終了の反動もあり、419千人（前年度比24.4%の減少）となり、令和2年度、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少している。

⑧目標設定と実績管理

施設としては、県民が安全、安心して運動できるスポーツ環境の提供や競技団体等が円滑に大会を開催できることを目標として、施設の維持・管理、競技団体間の利用調整を行っていることもあり、収入・支出・利用者数などに関して具体的な目標設定は行っていない。スポーツ課においても目標を

設定し各施設へ割り振るなどといったことも行ってない。また、人数の集計は行っているが、増減要因分析までは行ってない。そのため、具体的な効果測定ができていない状態である。

- ・ 令和3年度における達成率
目標設定がないため該当なし。

⑨利用促進策

施設としては、県民が安全、安心して運動できるスポーツ環境の提供や競技団体等が円滑に大会を開催できることを目標として、施設の維持・管理、競技団体間の利用調整を行っていることもあり、利用率向上策として特別なことは実施していない。施設としては、円滑な業務運営に資するよう施設の混雑などを予測し、駐車場の分割利用、駐車場系の設置、シャトルバス駐車場の提供等を行っている。

利用率を向上させる活動に関しては、基本的に各競技団体にまかせている状況にある。

平成30年度の福井国体時に向けて施設の改修が行なわれたこともあり、その後の施設のレベルが上がり、各競技団体を中心とした活動も増え、強化練習も増えている状況にある。ただし、各種競技団体がその運営上の要望を福井運動公園の事務所に出した場合において、即座に対応できる人材は足りておらず、対応方法に関してマニュアル化もされていないことから、臨機応変な対応は難しい状況にある。

施設として利用率向上策として特別なことは実施していない。Webサイトを通じた情報公開は行っているが、内容としては施設の紹介と安心・安全の確保のための情報提供が主である。利用率を向上させる活動に関しては、基本的に各競技団体にまかせている状況にある。

利用者アンケート調査はしていない。Web上での口コミ等も特段チェックはしていない。利用者の要望等は、各種競技団体との調整会議で意見を聴取したり、また、施設利用者から利用の際に直接意見等を聴取したり意見交換を行うくらいである。出てきた要望に関しても特段記録は残したり、一覧にまとめたりといったことはしていない。フィードバックの機会も特段設けていない。

意見箱を設置しているが、投函実績はないとのことである。

陸上競技場で、毎年8月に一般財団法人福井陸上競技協会によってAthlete Night Games in Fukuiのイベントが開催されている。当該イベントは、陸上競技とエンターテインメントを複合化し、色々な仕掛けをし、選手と観客との距離が近く、臨場感を感じながら、一流選手の走りや跳躍、投てきを楽しみながら観戦できるイベントとなっている。当該イベントは、クラウドファンディングを活用して資金を集めて実施したり、インフィールドから観戦できたり等、実施方法および運営方法ともに工夫がされており、評価できるものとする。今後、魅力を伝えるためのPRを積極的に行うとともに、さらなる観客を楽しめる仕掛け、例えば、スマートフォンを活用した選手情報や記録情報のリアルタイム配信等を設けるなど、絶えず改善を進めて、日本の陸上競技大会の最先端モデルとして評価が高まるよう期待する。

意見 22	会議室の利用率の向上について
<p>会議室があるが、現状、一般には開放しておらず、施設利用者やスポーツ関係者にのみ解放しているとのことである。県は、会議室の利用者を施設利用者等に限らず、一般の方にも開放し、会議室をより多く利用してもらえるようWebサイト上などでPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。</p>	

意見 23	意見箱の設置場所について
<p>意見収集手段を確認したところ、利用者の意見を募るために管理事務所の前に意見箱を1つ設置しているものの、意見箱の明示が不明確であり、設置場所も道路上にあり、とても目立ちにくく、基本的に自動車で移動することを考えると気づかれることがないような場所に設置されていた。また、外観がポストに見え、意見箱の表記も消えており、過去にも誤って郵便物が入っていたこともあったとのこと非常に分かりにくい状況にあった。加えて、意見箱の周辺に回答用紙や筆記具なども備え付けられていないため、利用が期待しにくい状況となっている。</p> <p>幅広く意見を収集するために、県は、利用者が目の届く所に設置するとともに、外観も意見箱と分かるように設定すべきであり、加えて、意見箱の存在を周知し、投稿したいと考えている人が気軽に意見を投稿しやすいように分かりやすくする必要がある。</p> <p>特に、福井運動公園に対して一番貢献してくれるであろう利用者の意見は貴重であり、各利用者の行動を考慮すると、現状、管理事務所の前だけに設置されている意見箱1つでは十分でなく、それぞれの運動施設にも意見箱を用紙や筆記用具とともに設置し、幅広く意見を募れる体制を整備すべきと考えられる。</p>	

意見 24	利用促進への取組みについて
<p>施設管理者へのヒアリングによると、1県民1スポーツ普及事業として、指導者の養成、働き盛り世代等へのスポーツ体験会の提供など、スポーツに親しむ県民の増加により施設利用促進を図っているとのことである。しかし、ヒアリングからの印象では、施設管理者としては、過去より継続して利用されているスポーツ協会に加盟している各種団体との日程調整やそれら団体からの改善要望等に対する対応や、施設管理を徹底し、利用者へ安心・安全を提供すればよいという風潮が見受けられ、施設の利用促進については、利用者自身や各種スポーツ団体に依存している側面が強いと感じた。福井県としてスポーツの振興・普及を目標として掲げているのであれば、県は、一般の利用客による施設利用を増加させる取組みをより一層、能動的に計画し実行していくことが望まれる。</p>	

(4) 施設の管理および運営の状況

日常点検は職員が行い、法令点検等の専門的技能等を要するものについては外部の専門業者に委託し、施設の管理マニュアルに基づき管理するとともに、修繕が必要なものは随時実施している。また、利用実績に基づき、施設の次年度の修繕工事や点検時期を計画している。

平成30年度の福井国体開催を機に施設全体について以下のような整備・改修が行なわれている。

陸上競技場：メインスタンド改修、トラックフィールド改修、夜間照明設置、大型映像装置設置等
補助競技場：トラック改修（300m→400m）、フィールド内サッカー・ラグビー場併用化、夜間照明設置、屋内走路（110m）設置等

体育館：建替え

野球場：メインスタンド耐震補強・漏水対策、スコアボード LED パネル化（BOS 表示、スピード表示）等

テニスコート：コート改修（12面→16面）、管理棟・運営棟新設、夜間照明設置等

水泳場：25m 屋内プール改築、50m屋外プール観覧席耐震改修等

補助球場：内野クレイ舗装、外野芝張替、バックネット改築、防球ネット設置

園内外構：駐車場整備、遠路、緑地、案内板等整備、ランニングコース整備、マレットゴルフコース整備、記念碑移設

園外外構：取付道路整備、外周管理道路改修等

少年運動公園：芝生広場整備、大型屋根設置、屋内休憩所補修、遊具・ベンチ等改修、冒険の海広場化、大型遊具

その後、令和3年度および令和4年度においても一部改修を行っている。

・委託割合（令和3年度）

委託料	124,286 千円
支出合計	260,931 千円
委託割合	47.6 %

福井運動公園においては、建物、設備等の点検業務、管理業務、植栽管理業務、清掃業務等を委託している。

委託業務の手続について必要な手続が行なわれているか確認したが、特段問題は発見されなかった。

福井県営水泳場設備保守点検業務の一般競争入札につき、長年1社しか入札参加しておらず、設計金額の見積も先の業者に依頼している状況となっている。また、入札金額も毎年同じ金額が続

いている状況である。ヒアリングでは、入札に際し、特別な条件は付けていないものの、毎年同じ業者が1社しか入札に応じない状況となっているとのことである。入札の趣旨からすると、幅広く入札を受け、委託業務品質の向上およびコスト削減を図るべきであると考えられるし、長期的な観点でも、1社専属状態が引き起こすデメリット（ノウハウの独占や後継業者の不足など）も検討されるべきである。したがって、入札に際しては、仕様書の工夫や入札内容の細分化など、幅広く入札をしてもらえような努力をしてほしい。なお、この一者応札については、令和5年2月14日に同様の内容に対する改善措置が出ており、県は対応中となっている。

意見 25	夜間照明設備について
<p>野球場や陸上競技場においては、夜間照明設備が付いているものの、全照明を点灯して利用するのは年間数日くらいである。ただし、電気料金の支払いは、高压電力契約によっており、全照明を点灯する使用電力量がピークとなる日の最大需要電力に合わせて年間契約を結んでおり、年間を通すと割高な料金設定になってしまっている。1年間を通じて、ほぼ平均的に電力を使うことができれば問題ないものの年間稼働日数が少ないのであれば、県は、使用料の多い日については、電源車をレンタルしてまかなうなどし、少しでも電気料金を削減する工夫をコスト計算を行なったうえで、検討してもらいたい。また、高压契約のものについて、日常的に使用する設備と臨時で使用する設備に契約を分け、前者については低圧契約、後者については、発電機を借りるなどして電気料金の削減も可能と考える。その他、それぞれの電気機器の電気使用量のピークがずれるよう電源を入れる等の工夫を行うなどし、少しでも電気料金を削減することが望まれる。</p>	

意見 26	案内表示看板について
<p>屋内休憩所について、新型コロナ感染症対策のため入口が開かれた状態にあったため、扉付近に貼ってある授乳室の案内表示看板が見えなくなっていた。利用者の利便性を考え、県は、案内表示看板は見える位置に掲示されておくよう改善が必要である。</p>	

意見 27	施設の快適性について
<p>公園全体として木が多く、子ども連れにとっては死角になる場所が多いように感じる。県は、より開けた公園になるよう景観の改善を検討していただきたい。</p>	



施設全体の視察を行ったところ、全体的に屋根のある休憩箇所が少ない印象があり、晴れの日などに日よけできる場所が少ないように感じた。簡易テントの持ち込みを許可しているとのことであるが、利用者、特にファミリー層に利用しやすい施設とするため、日よけのある休憩箇所を増やす工夫を実践すると利用者の快適性も高まって良いのでは考える。

(5) 備品の管理

備品に関しては、備品台帳を作成し管理している。また、現物には備品管理シールを貼付している。
現存の備品に対して定期的な現物確認はしていない。事前監査（毎年）と本監査（2年に1度）の際に重要度が高い備品について現物確認がなされている。

指摘事項 4	備品台帳からの消去漏れについて
CD、MDデッキ（SONY MXD-D100 55,440円）については、平成27年度に備品自体を廃棄し現物が存在していなかったが、備品台帳上は残っており、台帳上、消去するのを失念している状況であった。県は、台帳と現物の不一致が生じないような管理の仕方を整備するなど備品の管理を適切に行っていく必要がある。	

指摘事項 5	備品の現物確認について
備品の現物確認状況を確認したところ、体育館において大きな大会が開催される前にその大会に合わせて備品等を確認している以外には、内部の事前監査や本監査の実施時において、重要性のある備品については現物確認を実施している程度で、定期的に全体的な備品の現物確認を実施していないとのことであった。 備品については、現物数量や日常管理の程度にもよるが、県は、原則として年に1回は、全ての備品について実際に存在しているかどうか、使用できるものであるかを確認すべきである。数量が多すぎる等の場合でも、例えば、数年に1度の頻度でのローテーションによる現物確認は実施したほうがよいと考える。	

指摘事項 6	使用していない備品について
長期間使用されておらず、今後も使用の見込がない備品が倉庫に保管されていた。県は、今後、使用しない、もしくは、使用できない備品については現物を廃棄する必要がある。 (宿泊施設倉庫内ブラウン管テレビ) (宿泊施設倉庫内ワイヤレスアンテナ)	
	
	

意見 28	備品の数量管理について
<p>例えば、物品番号 16005755 のファール回数表示は、備品台帳に現在数量は 1 つと記載されているが、現物は 2 つあった。</p> <p>記載数量と現物数量の差異は、競技ごとに必要な数量を 1 つとしているとのことだった。競技ごとに必要な数量を 1 つと備品台帳に記載すると、現物 2 つのうち 1 つを廃棄した場合、備品台帳の数量が実態と差異が生じたりする可能性がある。県は、備品数量が容易に把握できるように、備品台帳には、実際の現物数量で記載するか、もしくは、複数の備品を 1 つとして記載するのであれば、備品現物に (1/2) (2/2) 等の番号をつけるとともに、備品台帳の備考欄に実際の数量情報を記載する等実際の数量が分かるように備品管理を行っていくほうがよいと考える。</p>	

意見 29	使用できない備品の管理について
<p>故障中で稼働できない備品が他の備品と同じ場所に置かれている。</p> <p>県は、故障中で稼働できないものについては、正常に稼働しているものとは区別して分かるように管理すべきである。また、故障したものについては、適時適切に修繕を行っていく必要がある。</p>	

意見 30	備品の保管場所の管理について
<p>備品の現物確認を実施したところ、備品台帳に保管場所（施設）の記載欄がなく、どの場所にあるかなかなか分からないものがあった。また、1 つの運動施設（ロケーション）で確認された現物の数量が備品台帳と合わないケースが発見された。他の複数の運動施設（ロケーション）にある現物の数量を合算すると、備品台帳上の数量となるものの、その現物が現状どこに存在しているかが明示されている状態ではなく、この状態では、現物の所在が即座に判明せず、盗難、紛失、他者への貸出しが放置されるおそれがある。したがって、県は、現物の一元管理および移動管理を行い、現物の所在を明らかにする管理体制が望まれる。</p> <p>例えば、管理方法として、備品台帳に保管場所を記載し把握できるようにするとともに、各施設で共通して使用している備品等の管理についてはパソコンから現時点における保管場所を容易に分かるようにするといった工夫が考えられる。また、備品ごとに基本的保管場所を決めて、備品自体に保管場所がわかるようなシールを貼り付けると良いのではないかと考える。その際、シールは保管場所ごとに色分けしたり、保管場所の No. を記載すると管理が容易になるのではと思われる。</p>	

意見 31	備品の借用管理について
<p>利用者による備品の借用に関しては、借用書をとっているものの、その返却については日報にメモされるのみで、借用事実と紐づけて管理が行われていない。備品はあくまでも県の財産であり、借用は県の財産が手許を離れている事実を鑑みると、その返却を受けることまでが重要な現物管理である。したがって、県は、借用書を一元管理し、借用書上で返却証跡を残すなど、借用事実が適切に管理できるような体制を整備することが望まれる。</p>	

意見 32	美術品の管理について
<p>管理棟 1 階の階段前にブロンズの彫刻像が無造作に置かれており、高価な美術品が人目に触れない状態となっている。県は、当該ブロンズの彫刻像について、他の施設での設置も含め、適切な配置場所を検討していただきたい。</p>	

2. 福井県立武道館

(1) 施設の概要

施設名	福井県立武道館
施設所在地	福井市三ツ屋町 8-1-1
設置年月	平成元年 6 月
所管課	交流文化部 文化・スポーツ局 スポーツ課
運営方法	直営
根拠条例等	福井県立武道館の設置および管理に関する条例 福井県立武道館の管理運営に関する規則
設置目的	武道の普及振興により心身の健全な発達を図るため
施設の内容	<p>■ 本館</p> <p>柔道大道場：正式試合場 4 面（540 畳）【観覧席 887 席】 柔道小道場：正式試合場 2 面（240 畳） 剣道大道場：正式試合場 6 面【観覧席 911 席】 剣道小道場：正式試合場 2 面 相撲場：正式試合場 1 面【観覧席 120 席】 相撲練習場：練習土俵 2 面 多種目競技場：正式試合場 なぎなたの場合 1 面、銃剣道・空手道の場合 2 面【観覧席 150 席】</p> <p>付帯設備（会議室 1～4、トレーニング室）</p> <p>■ 弓道場</p> <p>近的射場（12 人立）、遠的射場（6 人立）、 付帯設備（会議室 5）</p> <p>■ 合宿所（最大 76 人宿泊可）</p> <p>宿泊室、研修室、指導者室、食堂、ラウンジ、大・小浴場</p> <p>■ 駐車場</p> <p>第 1 駐車場（普通車 140 台 バス 2 台） 第 2 駐車場（普通車 180 台） 利用者駐車場（普通車 15 台）</p>
施設の利用時間	<p><火曜日～土曜日> 8：30～21：00 <日曜日・国民の祝日> 8：30～17：00</p>
休園日	月曜日、国民の祝日の翌日、お盆（8 月 14 日～8 月 16 日）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

福井県立武道館は、福井市に位置しており、比較的交通の便の良い地域に設置されている。柔道場、剣道場、相撲場、弓道場、多種目競技場を備えて、日本古来の各武道競技に対応できるとともに、会議室（5室 計221名収容）、研修室等が完備されており、研修会や企業ミーティングに利用できる。また、合宿所も完備されており、合宿も可能となっている。また、無料の駐車場も3箇所整備されている。

県立武道館は、5つの道場があり、規模としては、日本トップクラスの面積規模を誇り、同時に複数の団体や競技ができる施設として、県内における武道系の競技の拠点として活用度は高いだけでなく、県外からも大規模な大会やイベントが利用可能な施設となっている。

(県立武道館外観)



(柔道大道場)



(2) 比較財務諸表（収支表）

<福井県>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<収 入>					
武道館使用料	6,440	6,417	6,520	3,769	4,569
行政財産使用料武道館	4,129	3,599	3,484	742	3,001
自販機貸付料	981	981	1,584	1,454	1,599
雑収入	148	141	149	101	102
新型コロナ地方創生臨時交付金	-	-	-	115	-
収入計	11,700	11,140	11,739	6,183	9,272
<支 出>					
人件費	-	-	-	-	-
共済費	3	4	4	-	-
賃金	1,241	1,345	1,345	-	-
報償費	2,274	2,396	2,183	421	1,763
旅費	1,011	1,000	944	199	790
消耗品費	757	872	659	1,264	823
燃料費	1,883	3,107	3,333	1,286	2,639
食糧費	27	29	25	-	3
印刷製本費	357	665	308	155	297
光熱水費	9,955	10,390	10,031	7,904	9,494
修繕料	3,469	5,979	2,354	4,829	6,068
通信運搬費	353	382	388	360	324
手数料	552	691	654	338	610
保険料	5	7	6	86	93
委託料	23,253	29,545	32,116	34,463	34,951
使用料および賃借料	835	832	812	624	641
工事請負費	-	-	-	-	4,114
備品購入費	-	-	67	-	-
負担金補助および交付金	27	21	17	17	17
支出計	46,011	57,271	55,254	51,951	62,633
収支	△ 34,310	△ 46,130	△ 43,514	△ 45,768	△ 53,360

平成30年度における燃料費の増加は、福井国体開催により増加したものであり、また、修繕料の増加は、相撲場土俵修繕3,165千円が発生したことによるものである。また、委託料の増加は、庁舎管理業務等の契約額が増加したことによるものである。

令和元年度における委託料の増加は、庁舎管理業務等の契約額が増加したことによるものである。

令和2年度における武道館使用料の減少は、新型コロナ感染症の発生により施設を閉鎖するなど利用制限を行なったことにより減少したものである。また、同年度における修繕料の増加は、主に消防設備、空調設備、給排水設備の高額修繕が多数発生したことによるものである。

令和3年度による武道館使用料の増加は、新型コロナ感染症に対する感染防止対策を整えた団体等の利用が増加したことによるものである。また、同年度における修繕料の増加は、主に柔道場と剣道場の煙感知器更新費4,290千円が発生したことによるものであり、工事請負費は、弓道近的射場照明LED化工事2,398千円、監視カメラ増設工事1,716千円が発生したことによるものである。

(3) 施設の利用概要

①利用料金

利用料金は、スポーツ課で他県事例等を参考に、県民に利用しやすい料金として決定し、条例において定められており、当該条例に基づいて設定している。

利用料金は、柔道場、剣道場等の施設ごとに、大道場、小道場、使用面数等に区分し、個人か団体（専用）か、一般か学生か等の利用者の属性および利用時間帯別に定めている。また、料金基礎も、午前、午後、夜間ないし1日単位で利用できるようになっている。また、施設の利用料金の設定の他にも、冷暖房設備を使用する場合の料金も設定されている。会議室も同様に、午前、午後、夜間ないし1日単位で利用できるようになっている。

<利用料金>

■ 競技場

単位(円)

区 分	柔 道 場		剣 道 場		相 撲 場		弓道場	多 種 目 競 技 場		備 考						
	小道場	1面	大道場	1面	小道場	1面		大道場	1面		練習場	試合場	全面	1面		
専 用 す る 場 合	一 般	午前(8:30~12:00)	4,300	2,300	11,520	2,830	4,300	2,300	16,760	2,830	1,000	5,130	3,980	4,400	2,300	入場料等で制限する場合 (1) アマチュアスポーツ・ スポーツ以外の行事3倍 但し入場料の最高額が 4,920円未満の場合2 倍 (2) アマチュアスポーツ以 外のスポーツ 入場料最高額の200倍 (最低474,570円)土・ 日・祝日は2/10加算 トレーニング室 競技場と併せて使用する場合は、無料
		午後(13:00~17:00)	5,240	2,720	13,620	3,150	5,240	2,720	18,850	3,150	1,250	5,760	4,820	5,240	2,720	
		夜間(17:00~21:00)	5,240	2,720	13,620	3,150	5,240	2,720	18,850	3,150	1,250	5,760	4,820	5,240	2,720	
		一日(8:30~21:00)	14,780	7,740	38,760	9,130	14,780	7,740	54,460	9,130	3,500	16,650	13,620	14,880	7,740	
	学 生	午前(8:30~12:00)	1,570	760	3,670	1,000	1,570	760	5,350	1,000	340	1,780	1,470	1,680	760	
		午後(13:00~17:00)	1,880	870	4,080	1,250	1,880	870	6,080	1,250	440	1,990	1,680	1,880	870	
		夜間(17:00~21:00)	1,880	870	4,080	1,250	1,880	870	6,080	1,250	440	1,990	1,680	1,880	870	
		一日(8:30~21:00)	5,330	2,500	11,830	3,500	5,330	2,500	17,510	3,500	1,220	5,760	4,830	5,440	2,500	
個 人 使 用	一般学生	午前・午後・夜間各々	140				140				140		140		140	
	学生	午前・午後・夜間各々	60				60				60		60		60	
冷 暖 房 料 金	一般			2,200				2,520			1,000	760	870		(1時間あたり)	
	学生			1,050				1,360			490	390	440			

※ 学生は、小学生・中学生・高校生・大学生とし、小学生未満は無料とする。
※ 一般と学生等とで構成されている団体が使用する場合は、一般の使用料の額とする。

■ 会議室

区 分	会議室1(48席)	会議室2(84席)	会議室3(27席)	会議室4(31席)	会議室5(31席)	
一 般	午前(8:30~12:00)	940	1,780	490	660	660
	午後(13:00~17:00)	1,250	2,100	660	760	760
	夜間(17:00~21:00)	1,250	2,100	660	760	760
	一日(8:30~21:00)	3,440	5,980	1,810	2,180	2,180
学 生	午前(8:30~12:00)	340	560	170	230	230
	午後(13:00~17:00)	390	710	170	230	230
	夜間(17:00~21:00)	390	710	170	230	230
	一日(8:30~21:00)	1,120	1,980	510	690	690

※ 冷・暖房使用の場合は20%加算とする

■合宿所

区 分		宿泊室1～7	指導者宿泊室1・2	研 修 室	食 堂
宿泊 以外	一 般	290	160	620	800
	学 生	150	90	320	410
	※ 1時間使用料金(冷暖房使用の場合は20%加算とする。)				
宿 泊	一 般	1人1泊		750	
	学 生	1人1泊		390	
	※ 冷・暖房使用の場合は20%加算とする。				

②減免・免除

利用料金の減免・免除の基準を定めており、それに基づいて実施している。減免申請書類を確認し、減免基準に合致して減免が行なわれているか確認したが、問題はなかった。

③利用予約方法

施設の利用予約は、受付窓口や電話で予約が行なわれ、最終的に利用申請書を窓口やFAX、メールで提出する形で本申込みとなる。

Web予約システムは、まだ導入されておらず、施設の空き状況に関しても直接電話による問合せにより確認できる形となっており、Web上で確認することも現時点ではできない。また、予約の管理も紙の予定表に記載して管理している状況にある。

令和5年に福井県財産活用課においてWeb予約システムを構築する予定であり、その際に、当武道館においても、Webでの予約申請や申請書の電子化を予定している。

登録されている各種競技団体や中体連や高体連は、2月に行われる利用調整会議を経て年間の予約が可能となっているが、一般の利用者は利用日の4か月前から予約が先着順にて可能となっている。特定の団体の便宜を図るような対応はなされておらず、平等利用は確保されている。

④利用料金の徴収方法

利用料金の収受は、個人利用者は、現金またはPayPay、団体利用者は、現金またはPayPayもしくは納入通知書による振込形式により行なわれている。団体利用者による納入通知書は、基本的に1月分まとめて翌月払いとなっている。

⑤利用料金の管理体制

利用料金の収受業務の流れについてヒアリングにより確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の収受から銀行への入金までの流れについて、以下を除き、特に問題は発見されなかった。

意見 33	スポーツ保険料の管理について
<p>武道学園の講師および受講者が加入するスポーツ保険について、その保険料について、講師分は公費負担、受講者分は私費負担となっているが、これら保険料が私人口座に合算され、そこから保険料が支払われる仕組みとなっている。なお、この私人口座には、現在、不明残高がある状態となっている。県の管理から外れた形での口座があることは適切でないとする。</p> <p>また、公費と私費を合算して管理している現在の体制については、資金を明確に管理できていない状態であり、これが県の簿外の私人口座にて行われていることについても、資金管理が不透明になるおそれがある。また、この私人口座には不明残高があり、この内容も明確にできていないことから、資金管理が十分にできていないことがうかがえる。</p> <p>したがって、県は、武道学園のスポーツ保険に関する保険料の資金の流れを明確にし、適切な管理が行えるよう整備されたい。</p>	

⑥利用者数の把握方法

利用者に提出してもらう使用申請書に記載の人数に基づき把握している。毎月の利用者数は、施設ごと、一般・学生を区分し、日・月・年などで集計している。

利用自体は、平日日中は少し空きがある時間帯はあっても、各施設ともに平日夜間や土日はほぼ埋まっている キャンセル待ちは行っていない。

意見 34	利用者データの活用について
<p>利用者の分析状況を確認したところ、武道に関わる人口調査は実施されており、データを保有している。しかし、その情報をもとに県立武道館としてスポーツ振興につながる働きかけには活用しておらず、調査しているだけの状況となっている。</p> <p>県は、利用者データについて、多角的な側面から分析を行い、効果的な普及活動に活用できるようにすることが望まれる。</p>	

⑦利用者数の推移状況

施設名	利用人数（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
柔道場	32,175	36,592	26,952	12,671	15,152	24,708
剣道場	37,182	32,823	32,964	14,994	21,230	27,839
相撲場	2,869	5,056	21,227	8,875	10,617	9,729
弓道場	19,904	29,601	11,065	3,660	6,953	14,237
多種目	15,227	18,190	947	212	769	7,069
合宿所	2,796	2,163	1,823	275	292	1,470
会議室	11,731	16,504	11,847	4,779	6,433	10,259
トレ室	1,677	1,575	817	408	565	1,008
計	123,561	142,504	107,642	45,874	62,011	96,318
トータルコスト（千円）	42,285	53,800	51,787	51,298	62,633	52,361
一人当たりコスト（円）	342	378	481	1,118	1,010	666

（参考）武道館全体の利用者数の推移

区分	利用人数（人）									
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般	47,546	46,642	45,999	45,888	44,792	45,755	65,786	41,436	19,046	26,582
学生	84,763	84,879	80,947	76,645	75,078	77,806	76,718	66,206	26,828	35,429
合計	132,309	131,521	126,946	122,533	119,870	123,561	142,504	107,642	45,874	62,011

過去の利用者数の推移を確認したところ、平成元年の開館後、平成24年度までにおいては、ほぼ毎年増加していく傾向で推移してきたが、平成25年度以降、減少に転じた。平成29年度や平成30年度においては、福井国体開催の影響もあり増加している。その後は令和元年から令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受けて大きく減少している。

⑧目標設定と実績管理

施設としては、県民が安全、安心して運動できるスポーツ環境の提供や競技団体等が円滑に大会を開催できることを目標として、施設の維持・管理、競技団体間の利用調整を行っていることもあり、利用者数や収入金額に関する目標設定は特段行なわれていない。スポーツ課においても目標を設定し各施設へ割り振るなどといったことも行っていない。

利用者数や収入金額の実績管理は、日・月・年などで集計して分析している。

・令和3年度における達成率

目標設定がないため該当なし。

⑨利用促進策

施設としては、県民が安全、安心して運動できるスポーツ環境の提供や競技団体等が円滑に大会を開催できることを目標として、施設の維持・管理、競技団体間の利用調整を行うことが、まず第一となっている。利用率を向上させる活動に関しては、基本的に各競技団体にまかせている状況にある。

平成 30 年度の福井国体時に向けて施設の改修が行なわれたこともあり、その後の施設のレベルが上がり、各競技団体を中心とした活動も増え、強化練習も増えている状況にある。ただし、各種競技団体がその運営上の要望を福井県立武道館に向けた場合において、職員数は足りておらず、対応方法に関してマニュアル化もされていないことから、臨機応変な対応は難しい状況にある。

福井県立武道館の概要や活動については、Webサイトやパンフレットで紹介している他、メールマガジンでもPRしており、武道の普及につなげている。現在、多言語化はしていない。

武道教室を毎年、前期と後期に分けて開催しており、8月と2月に体験入学を実施している。武道教室としては、柔道、剣道、空手道、弓道、なぎたな、銃剣道、相撲の7道を開催しており、対象者は、それぞれ小学生から一般と幅広くなっている。また、体験入学や武道教室の案内ポスターを学校や団体などに配布しているなど募集に務めている。

県立武道館における武道の普及活動として実施している武道学園の取り組みは大変評価できる。

他の県下の管理施設においても、武道学園のような、経験のないスポーツ、なじみのないスポーツに対して、実践のハードルが低い企画・事業をもって、気軽に参加してもらう機会を設けることが全体的なスポーツ人口の増加・スポーツの普及につながると考えられる。

利用者の満足度やニーズの把握のための調査のためのアンケート調査等は行っていないが、登録団体や中体連や高体連との間で開かれる利用調整会議において要望をヒアリングし、その内容を検討し、改善につなげている。個人利用者については、直接お話があったものについて内容を検討するとともに、改善につなげている。なお、意見箱といったものは設置されていない。

意見 35	会議室の利用率の向上について
会議室があり、現状、一般の方も利用できるようになっているが、実質、利用者のほとんどは、教育関係者のみとのことである。県は、会議室をより多く利用してもらえようWebサイト上などでPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。	

意見 36	Webサイトのリンク切れ等について
当施設のWebサイト上の「福井県公立武道館協議会 加盟施設 一覧表」や一部のページからの「武道館のトップページへ」は、クリックすると、「お探しのページが見つかりません」となっておりリンク先が切れてしまっており到達できなくなっていた。	
県は、Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。	
また、当施設のWebサイト上、《福井県内 公共施設》として、福井県広域スポーツセンター、エンゼルランドふくい、ふくい健康の森、テクノポート福井総合公園の4つだけをリンクしている状況にあった。	

他方、福井運動公園など他の県のスポーツ施設をリンクしていない上に、スポーツ施設でないエンゼルランドふくいをリンクしているなどリンクの基準が不明であった。

デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、県は、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行っていくべきと考える。

意見 37	普及活動への取組みについて
-------	---------------

武道館として、前期・後期の武道教室の開催および開催前の武道体験教室を年2回開催しており、また、これに先立ち、ポスターやチラシを県内学校や市役所に配布しているものの、競技普及は、基本的に各種団体に任せているところがある。武道館も各種団体と異なるルートや得意な方法により普及活動を行うことが望まれる。

意見 38	出張ベースでの武道教室の推進について
-------	--------------------

武道館は、出張ベースでの武道教室を行う制度を設けているとのことであるが、そういった県内における武道に接する機会の均等を図るための取組みを積極的に実施することが望まれる。また、出張ベースでの武道教室を行っていることがWebサイトに記載されていないので、そういった制度があることをWebサイトにおいて案内することが望まれる。

(4) 施設の管理および運営の状況

施設については、年一回以上、外部の専門業者に点検業務を委託し、施設の種別ごとに状態を確認している。修繕が必要なものは随時修繕を実施している。

修繕・定期更新が必要なものは計画を立てており、大規模なものについては、予算要求を随時行ないながら実施を計画している。施設ができてから30年以上経過していることもあり、老朽化が進んでいる、故障してもそのままという状況ではなく、利用者の利便性を考えながら、必要な修繕は、スポーツ課と連携しながら毎年行っている。

施設や備品は、使えるだけ使うというのが基本的スタンスであり、使用できなくなったものが発生した場合や状況に適合しなくなったものが発生した場合に優先して対応がなされる傾向あり、予防的修繕は基本的に行なわれていない。

空調設備について、メンテナンス業者より33年経過しているため更新の検討が必要との指摘を受けている。予算要求しているとのことであるが、状況について注視してほしい。

平成30年度の福井国体開催に合わせて、壁面補修、建物・設備老朽化箇所改修、正面造園部改修、駐車場補修等の整備・改修が行なわれている。

福井国体後の令和3年度においても、煙探知機更新修繕（剣道場・柔道場）、弓道場照明設備更新（LED化）、屋外駐車場等監視カメラ増設の整備・改修を行っている。

・委託割合（令和3年度）

委託料	34,951 千円
支出合計	62,633 千円
委託割合	55.8 %

福井運動公園においては、建物、設備等の点検業務、管理業務、植栽管理業務、清掃業務等を委託している。

委託業務の手續について必要な手續が行なわれているか確認したが、特段問題は発見されなかった。

意見 39	施設の老朽化について
<p>施設の老朽化・陳腐化状況を確認したところ、施設の躯体は比較的しっかりしているものの、建設から30年以上が経っていることもあり、施設壁面にひびが入っていたり、天井に雨漏りの跡があるところが散見された。また、弓道場の射場については、競技に影響はないものの、地盤沈下の影響もあり施設建屋の床が一部傾いているところがあった。</p> <p>利用者へ安心・安全な施設を提供するためにも、県は、随時適切な修繕等を行い、施設の維持に努められたい。</p>	

（5）備品の管理


備品に関しては、備品台帳を作成し管理している。また、現物には備品管理シールを貼付している。現存の備品に対して定期的な現物確認はしていない。事前監査（毎年）と本監査（2年に1度）の際に重要度が高い備品について現物確認がなされている。

備品の現物確認を実施したところ、貼付されている備品管理シールが破損、汚損ないし剥がれたりしており、番号等の照合が確認できないものが発見された。

（破損している備品管理シール）



指摘事項 7	備品の現物確認
<p>内部の事前監査や本監査の実施時において、重要性のある備品については現物確認を実施しているくらいで、定期的に全体的な備品の現物確認を実施していないとのことであった。</p> <p>備品については、現物数量や日常管理の程度にもよるが、県は、原則として年に1回は、全ての備品について実際に存在しているかどうか、使用できるものであるかを確認すべきである。数量が多すぎる等の場合でも、例えば、数年に1度の頻度でのローテーションによる現物確認は実施したほうがよいと考える。</p>	

意見 40	ブラウン管テレビの管理について
<p>合宿所内に古いブラウン管テレビが置いてあり、地デジチューナーを介して地上デジタル放送を視聴することができるような形になっていた。当該テレビに付いていた手順マニュアルに従って、地上デジタル放送を視聴できるか確認してみたが、視聴することができなかった。県は、テレビとして使用するのであればいつでも使えるようにしておく必要がある。もし、テレビとして使用できなくなっているのであれば、当該ブラウン管テレビは廃棄すべきである。</p> <p>(合宿所内ブラウン管テレビ)</p>	
	

3. 幾久公園

(1) 施設の概要

施設名	幾久公園
施設所在地	福井市大宮 2-19-15
設置年月	昭和 57 年 10 月
所管課	文化・スポーツ局文化課
運営方法	直営
根拠条例等	都市公園法 福井県都市公園条例 福井県都市公園の管理に関する規則
設置目的	県民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与するため
施設の内容	多目的スポーツ広場 テニス場 ゲートボール場 その他（遊具等） 駐車場 20 台
施設の利用時間	幾久公園：24 時間 テニス場：【 4 月 1 日～10 月 31 日】 6:00～19:00 【11 月 1 日～ 3 月 31 日】 9:00～17:00
休園日	テニス場：12 月 29 日から翌年 1 月 3 日

施設としては、昭和 25 年に県営幾久運動公園として整備され、一般県民の体育振興、憩いの広場として、利用されてきたが、年々施設の老朽化が著しくなり、さらに年々市街化が進展するに連れて福井市の中心部に位置する公園となってきたことから、地元住民の公園として整備するよう要望が強くなった。そこで、県は地区住民などに広く利用されることを目的として、昭和 56 年度から昭和 58 年度にかけて、地区公園として整備した。以上の経緯から、スポーツ施設として競技力向上を目的とした施設というよりは、憩いの場であるとか、交流や教育の場としての要素が強い施設となっている。

幾久公園は福井県立歴史博物館の同一敷地内に位置しており、主にロケーションの観点からは、歴史博物館が運営管理することに一定のメリットがあると考えられる。

(施設全体図)



(テニスコート)



(多目的スポーツ広場)



(日時計)



(2) 比較財務諸表 (収支表)

<福井県>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<歳入>					
施設使用料	-	583	549	503	559
行政財産使用料	-	9	9	9	9
収入計	-	592	558	512	568
<歳出>					
消耗品費	-	339	-	-	-
光熱水費	-	1,523	1,396	973	871
修繕料	-	656	212	1,351	709
委託料	-	5,119	5,874	5,562	5,527
支出計	-	7,638	7,483	7,887	7,108
収支	-	△ 7,046	△ 6,925	△ 7,375	△ 6,540

※ 平成29年度の収支については、当時の資料が残っておらず、詳細不明である。

利用料収入は僅かであり、収支状況は厳しいと言える。公園の樹木管理等の委託費が毎年多額に発生している。

(3) 施設の利用概要

①利用料金

利用料金は、条例において定められており、当該条例に基づいて設定している。

＜利用料金＞ (単位：円)

	利用料金		備考
	学生等	一般	
1面 1時間につき	100	190	使用者が入場料等を徴収する場合または入場を整理券等で制限する場合は、左記の金額の三倍に相当する額
1面 1日につき	1,050	1,880	

②減免・免除

条例および規程において利用料金の免除・減免を定めることとなっているが、その具体的な基準を示したものはない。これまで減免した事例はないとのことである。今後も減免する予定はないことから、減免・免除の基準を設ける予定はないとのことである。

③利用予約方法

利用の予約は受け付けておらず、直接来館による申込のみとなっている。

④利用料金の徴収方法

利用料金は、幾久公園内テニスコートの利用にて発生する。収受業務は、幾久公園を管理している福井県立歴史博物館の職員通用口受付（守衛室）にて実施されており、取り扱いは現金およびPayPayである。

⑤利用料金の管理体制

収受業務は業務委託されており、受託者による適切な管理および委託者による適切な監督が行われている。

利用料金の収受業務の流れについてヒアリングにより確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の収受から銀行への入金までの流れに特に問題は発見されなかった。

⑥利用者数の把握方法

利用料金が発生するテニスコートの利用者数については、利用申込書および収入状況から把握可能であるものの、日常的に利用人数を把握していない。また、利用料金が発生しない幾久公園としての利用者数については、巡回時に目視把握しているものの、定量的な測定は実施していない。

⑦利用者数の推移状況

当施設においては、日常的に利用人数を把握していないため、利用者数の推移状況は不明である。

⑧目標設定と実績管理

目標設定については、所属長の目標管理の中で設定されており、内容としては、幾久公園として適切な管理運営を行うこととされている。利用者数については、特に定量的、指標的な目標設定は実施されておらず、ある意味では安心・安全上の問題が起きないことが至上命題とされる。

実績管理についても、定量的な測定は実施していないことから、具体的な効果測定はほとんど実施できていない。

・令和3年度における達成率

目標設定がないため該当なし。

⑨利用促進策

利用率向上策として特別なことは実施していない。Webサイト等を通じた情報公開は行っているが、内容としては施設の紹介と安心・安全の確保のための情報提供が主である。SNSでの情報発信も行っているが、内容は、テニスコート等のスポーツ施設のことでなく、施設の管理者である福井県立歴史博物館の内容が中心となっている。また、パンフレットはあるが、他の施設に置いたり、配ったりはしていない。施設利用料金についても、テニスコートのみ有料、多目的グラウンド等公園施設は無料であるが、その周知もWebサイト・パンフレット等では行っていない状況である。

幾久公園には多目的スポーツ広場、テニスコート、ゲートボール場（現在はほぼ利用なし）、遊具等が設置されており、スポーツ利用が想定されるにも関わらず、県のスポーツ施設を紹介する福井県スポーツ情報ポータルサイト「F.sports!」への掲載はない状態である。また、パンフレットやWebサイトにおいても、テニスコートの利用料金の記載がなく、県民に対する情報公開が不足している。

(4) 施設の管理および運営の状況

施設については、老朽化が進んでおり修繕が必要なものがあるが、限られた予算にて対応しているため、修繕が行き届いているとは言い難い。現状、幾久公園単独の修繕予算は僅かしか計上されていないが、現実として修繕を要するものは多いため、同一管理下にある福井県立歴史博物館の修繕予算を一部転用した修繕となっている。なお、施設管理については、日常的なモニタリングの中で施設状況を日々確認している。

公園の現場視察を実施したところ、公園内ベンチのそばに多くの据え付け灰皿が散見された。受動喫煙の防止が求められるようになってそれなりの月日が経つが、未だにオープンスペースに灰皿が備え付けられている状況は好ましくないと考えられる。

また、公園全体として、樹木が非常に多いため、これの管理のための委託料も多額に発生している。樹木から発生する落ち葉が大量であり、これが通路をふさいだり、点字ブロックを不明瞭にしたりと弊害が発生している。さらに、樹木の根により、通路のアスファルトがはがれたり、ひび割れたり、凹凸ができたりするケースも散見された。なお、落ち葉問題については、公園利用者の善意による落ち葉拾い活動により、一定程度解消されている側面もある。

幾久公園敷地内には、ゲートボール場があるが、現在は利用がほぼない状態であり、敷地も草でおおわれている状況であった。付近にあるゲートボール場用電源設備も朽ち果てていた。

そもそもはゲートボールによるスポーツ推進を目的に設置されているのであるから、現在の遊休状態は、スポーツ推進の観点からも、また、土地の有効活用の観点からも望ましいものとは言えない。

したがって、ゲートボール場としての利用が見込めないのであれば、例えば、バスケットボール場（3on3）やドッグラン広場やスケートボード場などに転用するなど、限られた土地を効果的に使い、県民に対して利用を促す施策が望まれる。

(ゲートボール場)



・委託割合（令和3年度）

委託料	5,527 千円
支出合計	7,108 千円
再委託割合	77.8 %

委託料は、主に公園の樹木管理等の維持管理委託業務である。なお、幾久公園の施設管理業務の委託状況を確認したところ、幾久公園の運営に際しては、一部の施設管理業務を委託しており、この委託は幾久公園と共に管理する歴史博物館の一体契約となっている。

意見 4 1	委託料の帰属・配分方法について
<p>令和3年度において、施設管理業務の委託料を確認したところ、当初予算は、歴史博物館と幾久公園について当該委託料を割り振って見積りを行っている。しかし、入札の結果、当初予算の範囲内に委託料が収まったため、当初予算の割合などによって契約された委託料を割り振るのではなく、歴史博物館側の判断で委託料全額を歴史博物館のみに割り振って収支管理を行っている。したがって、幾久公園自体は委託料ゼロで施設管理業務を委託する状況となっている。</p> <p>この状況は、幾久公園側に必要な管理支出が発生しないような誤解を招き、幾久公園の実態をゆがめて今後の管理方針にも影響をもたらすと考えられるため、県は、一体契約の場合は合理的な基準で支出を振り分け、収支実態を適切に認識すべきである。</p>	

意見 4 2	公園内の据え付け灰皿について
<p>公園の現場視察を実施したところ、公園内ベンチのそばに多くの据え付け灰皿が散見された。受動喫煙の防止が求められるようになってそれなりの月日が経つが、公園内の多数の灰皿が備え付けられている状況は好ましくないと考えられる。</p> <p>望まない受動喫煙の防止の観点から、県は、当該灰皿は撤去し、受動喫煙対策を実施した専用喫煙所を設けるなど、対策が必要であると考えられる。</p> <p>(公園内の据え付け灰皿)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	

意見 4 3	公園内の樹木管理について
<p>公園全体として、樹木が多いため、この管理のための委託料も多額に発生している。樹木から発生する落ち葉が大量であり、これが通路をふさいだり、点字ブロックを不明瞭にしたりと弊害が発生している。さらに、樹木の根により、通路のアスファルトがはがれたり、ひび割れたり、凹凸ができたりする場所も散見された。</p> <p>なお、落ち葉問題については、公園利用者の善意による落ち葉拾い活動により、一定程度解消されている側面もあるが、根本的な解決ではないと思われる。</p> <p>将来まで多額の委託料をかけて樹木を管理し続け、樹木による敷地破損を修繕し続け、利用者の善意に頼り続けるのも限界があると考えられることから、県は、樹木の管理については、例えば、樹木数を管理可能なレベルまで間引くなど、根本的な問題解決を図る必要があると考える。</p>	

(公園内の樹木や通路)



(5) 備品の管理

幾久公園においては、備品はない。

4. 臨海中央公園

(1) 施設の概要

施設名	臨海中央公園
施設所在地	臨海中央公園：福井市白方町 坂井市三国町米納津 49 臨海中央公園 テニスコート：福井市白方町 37 丁目 3-1
設置年月	平成 3 年 4 月
所管課	土木部 都市計画課 福井港湾事務所
運営方法	直営
根拠条例等	都市公園法 福井県都市公園条例 福井県都市公園の管理に関する規則
設置目的	地区住民や企業就労者のスポーツレクリエーションなどの余暇活動の場を提供するため
施設の内容	面積：約 50,000 m ² 有料施設：ソフトボール場 1 面 約 5,000 m ² 、 テニスコート 3 面 約 1,900 m ² 無料施設：芝生広場 約 6,100 m ² 、 エントランス広場、休憩所 駐車場：67 台
施設の利用時間	ソフトボール場・テニスコート：8 時 30 分～日没まで
休園日	なし

工業団地であるテクノポート福井内にあり、地域住民や企業労働者の余暇活動の場として利用されるだけでなく、また防災ヘリ・ドクターヘリの離発着場など防災拠点としての役割も果たしている施設である。

当公園内のスポーツ施設は、競技力向上という観点ではなく、主に地域住民やテクノポート内の企業就労者を対象としたレクリエーションの観点から設置された施設になる。

(ソフトボール場)



(テニスコート)



(管理人棟)



(芝生広場)



(施設全体図)



(ゲートボール場)



(2) 比較財務諸表（収支表）

<福井県>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<歳入>					
利用収入	110	111	119	147	200
歳入計	110	111	119	147	200
<歳出>					
消耗品費	154	16	124	117	79
燃料費	38	5	31	54	0
印刷製本費	29	43	41	41	89
光熱水費	371	446	261	228	186
修繕料	-	492	305	42	547
通信運搬費	15	17	18	39	52
手数料	-	-	-	-	6
委託料	5,088	4,704	4,364	5,461	5,008
備品購入費	-	-	593	-	-
歳出計	5,698	5,724	5,740	5,987	5,970
収支	△ 5,588	△ 5,613	△ 5,622	△ 5,840	△ 5,771

利用収入は、テニスコートとソフトボール場の利用料であり、逡増しているが、金額は小さい。
支出は、特に目立った増減はない。

(3) 施設の利用概要

①利用料金

利用料金は、条例に基づいて設定している。

	算定基礎	金額			
		県内		県外	
		学生等	一般	学生等	一般
ソフトボール場	1時間つき	160	360	240	540
	1日につき	1,680	3,560	2,520	5,340
テニス場	1面1時間につき	100	190	150	285
	1面1日につき	1,050	1,880	1,575	2,820

②減免・免除

施設において、具体的な減免・免除基準は設けていない。また、これまで減免した事例もなく、学校利用の場合にも減免していない。県としても、近隣の類似施設（三国運動公園等）と比較して半分以下と十分に安価な金額設定となっており、減免を行う必要性は低いため、減免・免除基準を設ける予定はないとのことである。

③利用予約方法

利用の予約は、委託業者の管理人が福井港湾事務所から貸与された携帯電話または対面により行っており、ネットによる使用申請はできない。予約者の管理は、紙の予約台帳を作成し行っている。電子メールやFAXでの予約はできない。また、Web予約システムは、導入されておらず、施設の空き状況に関しても、Web上で確認することも現時点ではできない。

利用者の予約開始時期については、約1か月前から予約が可能となっている。特定の団体を優先する等便宜を図ることはない。

④利用料金の徴収方法

利用料金の徴収は、現金またはPayPayでの支払いのみであり、事前徴収となっている。銀行振込による支払いやクレジットカードでの支払いはできない。

⑤利用料金の管理体制

利用料金の徴収は委託業者が行っている。

利用料金の收受業務の流れについて確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の收受から銀行への入金までの流れについて、以下を除き、特に問題は発見されなかった。

指摘事項	8	利用料金の預け入れについて
臨海中央公園有料公園施設使用料徴収事務委託契約書の第4条2項上、収入した現金が1万円に達するまでは5日以内（土日祝日含む）に預け入れることができるとなっているが、一部の預け入れが5日以内に実施されていなかった。県は、内部統制を適切に整備・運用し、そういったことが発生しないようにすべきである。		

⑥利用者数の把握方法

有料施設の利用人数については、利用者に提出してもらっている「使用許可書」において利用者の人数が記載されており、それに基づいて利用人数を把握している。

無料の来園者については、管理人が毎日の巡回時にカウントしている。

⑦利用者数の推移状況

	利用人数（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
テニスコート	964	1,116	1,418	1,717	2,656	1,574
ソフトボール場	173	111	101	104	289	156
計	1,137	1,227	1,519	1,821	2,945	1,730
トータルコスト（千円）	5,698	5,725	5,740	5,987	5,971	5,824
一人当たりコスト（円／人）	5,011	4,666	3,779	3,288	2,027	3,367

上記の表の利用者数は、有料の施設利用者数のみであり、直近5年間は漸増している。

⑧目標設定と実績管理

当施設においては、収入・支出・利用者数などに関して具体的な目標設定をしていない。また、人数の集計は行なっているが、増減要因分析までは行っていない。そのため、具体的な効果測定ができていない状態である。

・令和3年度における達成率

目標設定がないため、該当なし。

⑨利用促進策

現状、施設のWebサイトが作成され利用料金の案内があるものの、非常にシンプルであり、施設の内容やアクセス方法に関する記載もない。利用者の利便性を高め、施設の稼働率を高めるためにも、施設の魅力を伝えるようなWebサイトの作成が望まれる。

パンフレットは現在配布されていない。電話または対面で予約受付を行っており、Webサイトでの予約はできない。

利用者の満足度やニーズの把握のためのアンケート調査等は実施しておらず、また、意見箱の設置も行っていない。

テクノポート内の企業や近隣の学校にも使ってもらいたいと思っており、過去には案内活動をしたことがあるものの、現在は、施設の利用促進活動といったことは行っていない。

県のスポーツ施設を紹介する福井県スポーツ情報ポータルサイト「F.sports!」への掲載はない状態であったが、指摘により2023年2月時点では掲載された。

植栽の維持管理、落ち葉の処理等、施設の維持管理をしっかり行い、利用者に気持ちよく使ってもらうことを心掛けている。

・公園の有効利用

ゲートボール場は利用者が年々遞減している。また、ソフトボール場についても、令和3年度の利用者数は前年より大幅に増加したが、それでも289人と非常に少ない。このソフトボール場は公式の試合が実施できるものであるが、1試合を18名、2時間で換算すると、年間16試合、32時間分の使用人数ということになり、1日8時間使用できるとすると、年間で稼働3日分となる。

これらを含め、現在の利用者数は施設の規模と比較して少ないと思われる。県はこれら施設の利用を促すような活動は特段実施していないが、有効利用については検討している。検討する際には、近隣住民へのアンケートなどによる要望の把握や、近隣における同様の施設の存在の有無、他の施設との関連、施設の設置費用・維持費用等を総合的に検討し最大効用をもたらす決定が望まれる。

また、この施設の現在の場所や利用内容で利用者の増加が望めないのであれば、新しい利用形態として、公園全体の貸し出しについて検討する価値があると思われる。この貸し出しについては、利用例を県側から示すのがよいと思われる。人気が出れば利用者が少ない公園の利用方法の全国的なモデルになりうると思われる。

(4) 施設の管理および運営の状況

所管課作成の公園施設長寿命化計画に基づき、施設の更新・修繕を行っている。

日常点検については、委託業者の管理人が行い、点検結果については、福井港湾事務所で現場確認を行うとともに、不具合箇所があれば随時修繕等に対応している。法令点検等の専門的技能を要するものについては外部の専門業者に委託し、定期的を実施してもらっている。


街灯をLED化している。また、樹木管理については、松くい虫の被害に特に注意を払っている。

・委託割合（令和3年度）

委託料	5,008 千円
支出合計	5,971 千円
委託割合	83.9 %

臨海中央公園においては、植栽管理業務、公園維持管理業務、使用料徴収業務等を委託している。

委託業務の手続について必要な手続が行なわれているか確認したが、特段問題は発見されなかった。

意見 44	樹木の管理について
施設の樹木が生い茂り、建物の屋根にかかっている状態になっていた。県は、建物が傷まないように早期に伐採する必要がある。	
(生い茂った樹木)	
	

意見 45	放置自転車の廃棄について
<p>公園の現場視察を実施したところ、敷地内に放置自転車が捨てられていた。県は、当該放置自転車について早期に廃棄すべきである。</p>	
<p>(放置自転車)</p>	
	

意見 46	公園内の据え付け灰皿について
<p>公園の現場視察を実施したところ、多くの据え付け灰皿が散見された。受動喫煙の防止が求められるようになってそれなりの月日が経つが、公園内の多数の灰皿が備え付けられている状況は好ましくないと考えられる。</p>	
<p>望まない受動喫煙の防止の観点から、県は、当該灰皿は撤去し、受動喫煙対策を実施した専用喫煙所を設けるなど、対策が必要であると考えられる。</p>	
<p>(公園内灰皿)</p>	
	

(5) 備品の管理

県所有の備品は件数4件と少ないものの、備品台帳が作成され管理されている。また、現物には備品管理シールを貼付して管理している。

委託業者の管理人は、現存の備品に対して定期的な現物確認を使用前後で実施している。備品の件数は4件と少ないこともあり備品台帳に基づく確認までは行っておらず、目視での確認をしてい

るとのことであったが、備品の管理としては問題が発生しないレベルと判断する。

福井港湾事務所としても年に1回は現物確認を行っている。

(6) その他

・ 公園の名称

「臨海中央公園」という公園の名称は、固有名詞がなく普通名詞のみで成り立っているため、この公園の存在を知らない人にはどこにあるのか場所の想像がしづらく、また、印象が薄い感じがする。

県民の認知度を高めるためには名称に地名をいれるのがよいと思われるが、この公園は福井市と坂井市三国町にまたがっており、この地域を表すのに適当なものが思いつかない。しかし公園の利用者を増やし有効利用するためには、県民の認知度を高め公園に愛着を持ってもらうことが必要であり、その1つの方法として、コストとの関係もあるが、その公園名を公募するのもよいのではないかと考える。

Ⅱ. 指定管理者制度導入施設の検討

1. 福井県立馬術競技場

(1) 施設の概要

施設名	福井県立馬術競技場
施設所在地	福井県福井市海老助町 8 - 1
設置年月	昭和 57 年 7 月
所管課	文化・スポーツ局スポーツ課
運営方法	指定管理者制度
根拠条例等	福井県指定管理者制度基本条例 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例 福井県立馬術競技場の管理運営に関する規則
設置目的	県民の体育およびレクリエーションの振興を図るため
施設の内容	敷地面積 19,040.61 m ² 本馬場、管理棟、厩舎、外来厩舎、装蹄病馬処置室、ポロ・オガクズ置場、馬洗場、覆馬場その他 駐車場 10 台
施設の利用時間	開館時間：8:30～17:15
休館日	月曜日、12月29日から翌年1月3日まで

通称、「福井ホースパーク」の名称で運営されており、馬術競技の強化選手の利用から一般の乗馬体験利用まで幅広く事業を実施しており、県民に乗馬の魅力を伝える拠点となっている。

(クラブハウス)



(本馬場)



(覆馬場)



(本厩舎)



(2) 指定管理者

①指定管理者の概要

指定管理者の名称	学校法人金井学園
募集方法 (公募/非公募)	公募
制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 馬術競技場の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 (2) 馬術競技場の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務 (3) 馬術競技場の維持管理に関する業務 (4) 馬術についての指導および助言に関する業務 (5) 上記に掲げるもののほか、馬術競技場の管理に関し知事が必要と認める業務
指定管理料	平成 29 年度：5,091 千円 平成 30 年度：5,091 千円 令和 元年度：5,139 千円 令和 2 年度：5,186 千円 令和 3 年度：5,124 千円

②指定管理者の選定理由

当該団体は、福井県立体育施設指定管理者選定委員会の審査において、「福井県立体育施設の設置および管理に関する条例」で定める指定の基準に適合しているものと評価された。特に、ナイター営業の実施や保育園、障がい者等を対象とした乗馬体験教室の開催など地域に貢献する取組みなどの提案内容が優れており、福井県立馬術競技場の設置目的を効率的に達成することができ、

指定管理者にふさわしいと認められることから、当該団体を指定管理者候補者に選定された。

③指定管理者選定委員および選定結果

1) 選定委員会委員

- ・福井大学教育学部 教授
- ・北陸税理士会坂井支部 副支部長
- ・福井県レクリエーション協会 理事
- ・総合型地域スポーツクラブ福井県連絡協議会 常任委員
- ・福井県交流文化部 スポーツ課長

2) 選定結果

審査基準は、1.県民の平等な利用が確保されていること、2.馬術競技場の効用を最大限に発揮するものであること、3.管理の経費の縮減が図られるものであること、4.馬術競技場の管理を安定して行う能力を有するものであること、の4点から構成されている。2について、ナイト営業の実施や保育園、障がい者等を対象とした乗馬体験教室の開催など地域に貢献する取組みなどの提案が評価された。3について、提案された管理経費は妥当であると評価された。4について、馬術競技場の現在の指定管理者として安定的に運営を行っており、馬術競技の技術指導に必要な指導員を配置できるなど施設運営のノウハウを十分有しているとして評価された。

以上の総合的な評価により、学校法人金井学園は、指定管理者の指定の基準を満たしているものと評価され、指定管理者候補者に選定された。

指定管理者候補者の選定手続きおよび選定結果の妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、選定委員の選定状況、審査基準、審査内容を確認し、指定管理者の選定手続きは所定の手続きに基づいて行われ、選定結果は審査基準と審査内容に照らして妥当であることを確認した。

(3) 比較財務諸表（収支表）

<福井県>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<歳入>					
行政財産使用料・スポーツ課	10	10	10	10	10
収入計	10	10	10	10	10
<歳出>					
委託料	5,234	5,157	5,366	5,252	5,190
工事請負費	-	-	-	2,384	-
支出計	5,234	5,157	5,366	7,636	5,190
収支	△ 5,223	△ 5,147	△ 5,355	△ 7,625	△ 5,179

<指定管理者>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<収入>					
県費収入（指定管理料）	5,091	5,091	5,139	5,186	5,124
利用料収入	17,667	17,403	18,455	16,938	20,449
雑収入	1,459	1,054	1,547	1,238	1,658
収入計	24,217	23,549	25,141	23,362	27,231
<支出>					
人件費支出	13,624	13,985	14,415	13,210	13,423
管理費支出	8,314	8,356	7,809	8,097	8,983
維持費支出	1,410	1,779	1,513	1,317	1,820
事務支出	694	797	480	807	928
支出計	24,044	24,919	24,219	23,432	25,156
収支	173	△ 1,369	922	△ 70	2,075

令和3年度の収入面は、利用料収入が特に伸びている。これは、新型コロナウイルス感染症の蔓延から回復する中で、野外スポーツとして楽しめる乗馬体験が改めて評価され、入会金収入および騎乗料・指導料収入が増加したことによるものである。なお、令和3年度の支出面は、飼料費が高騰していることから管理費支出が増加するとともに、施設老朽化にともない修繕費も前年度より増加となった。収支全体的にみると、利用料収入の伸びの貢献が大きく、黒字となった。

なお、収支状況の確認を行った際、人件費支出内の臨時職員給与の中に、福井工業大学馬術部への宿直管理費の支払いがあるが、これは各個人へ直接支払っているわけではなく、性質としては委託費と考えられる取引が検出された。現状の給与としての処理となると労働管理などの問題もある。県は、指定管理者に収支状況を確認し、事業リスクの軽減を図るよう促す心がけが大切である。

(4) 施設の利用概要

①利用料金

利用料金については、条例において利用料金の上限が定められているが、指定管理者は、その範囲内で料金を定めている。

<利用料金>

(単位：円)

	入会金	年会費	騎乗料 (1鞍40分)	コーチ料	騎乗料のうち 県条例分	備考
個人会員	66,000	55,000	1,650	1,100	一般 160/H	5名以内
家族会員	88,000	66,000	1,650	1,100		5名以上 10名以内
団体会員	132,000	110,000	1,650	1,100		レギュラー コース
ジュニア会員	33,000	33,000	1,650	1,100	学生等 90/H	国体選手 育成コース
	無料	30,000	無料	無料		60歳以上
シニア会員	33,000	33,000	1,650	1,100	団体 (15人以上) 半日9,750 一日19,480	
ビジター	-	-	5,500 (30分)			
乗馬教室	10人未満 (1人あたり) 1,320 10人以上 (1人あたり) 1,100					
スポーツ少年団	1人1か月 11,000					
預託馬 (1頭)	1か月 88,000 (但し、装蹄料・治療費・予防接種等は含まない)				800/1馬房1日	

②減免・免除

「福井県立体育施設の設置および管理に関する条例」に基づいた形で、県が承認する事業計画書において利用料金の減免及び免除について定めており、それに従い利用料金の減免・免除を行っている。

③利用予約方法

利用の予約は、メールと電話で行っている。予約方法については、自動化も検討しているが、馬の空き状況や体調なども考慮する必要があり、また、馬には個性があり、乗る人との相性を考慮する必要がある等の理由により容易に導入できるものではない。引き続き県とも今後に向けてどのような方法が最善か検討が必要であろう。

④利用料金の徴収方法

利用可能な支払方法は、現金、銀行引落、クレジットカード及びAirPay対応の電子マネーである。利用料金は、事後決済であるが、年会費のみは事前徴収となっている。

⑤利用料金の管理体制

利用料金の収受業務の流れについて確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の収受から銀行への入金までの流れについて特に問題は発見されなかった。

⑥利用者数の把握方法

県立馬術競技場の利用者数は、利用申込等の実績ベースで把握している。

⑦利用者数の推移状況

	利用人数（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
県立馬術競技場	7,678	7,150	7,616	5,147	6,904	6,899
計	7,678	7,150	7,616	5,147	6,904	6,899
トータルコスト（千円）	24,044	24,919	24,219	23,432	25,156	24,354
一人当たりコスト（円／人）	3,131.5	3,485.2	3,180.0	4,552.6	3,643.7	3,598.6

新型コロナウイルス感染症の発生以前はおおむね横ばいで推移していたが、新型コロナウイルス感染症が本格した令和2年度からは利用人数が落ち込んでおり、現在も新型コロナウイルス感染症の発生以前の水準まで戻っていない状況となっている。

⑧利用促進策

指定管理者は、馬術競技場（福井ホースパーク）の認知度を高めるために、Webサイト・SNS等を活用した情報発信、各種大会への施設提供などの取り組みを行っている。また、利用者が将来に亘って利用したいという意識と意欲を喚起させるために、会員やビジターからのアンケート等で顧客満足度を調査・把握したり、他施設との比較を行ったりした上で、施設運営の改善に努めている。さらに、本質サービス（乗馬に関する技術力・指導力・安心感等）、表層サービス（スタッフの接遇態度と施設・環境の安全性・雰囲気良さ等）の充実と改善による施設運営力の向上を図っており、夏期ナイト乗馬の運営や保育園へ出張乗馬、障がい者乗馬講習の受講による障がい者が馬と触れ合う際のノウハウを吸収するなど、サービス面の向上にも取り組んでいる。

これら幅広い施策は、福井県の馬術競技力の向上はもちろんのこと、広く県民に対して馬に触れ合う場所・機会を積極的に提供したいという強い想いが感じられる。

（5）施設の管理および運営の状況

日常点検は職員が行い、不具合箇所があれば随時修繕等で対応している。法令点検等の専門知識を要するものについては外部の専門業者に委託し、定期的実施してもらっている。高額な修繕等が発生した場合は、その都度、県と協議し修繕等の対応を行っている。

施設建物等は、そのほとんどが設置当初の昭和57年当時のもので、施設老朽化がみられる。長期的な修繕計画は立てていないものの、計画的に修繕計画を立て、県と協議しながら進めている。

（錆が酷い構造物）



※所々、鉄骨が錆びて老朽化しているところが見られる。雨風だけでなく、馬の洗浄・排泄物なども原因で錆が進んでしまっているものと見受けられた。

直近では、令和2年に管理棟の屋上防水工事（塩ビ系シート敷設）および和室への漏水による腐食部分の修繕を実施した。

施設運営は24時間体制で管理しており、福井ホースパーク苑長を代表に施設管理者・馬術指導員の3名が常駐し、苑内の施設・備品等の管理業務を行うとともに、馬術指導並びに顧客対応に遺漏なく対応している。また、指定管理者の馬術部スタッフの協力を得て、最低2名の宿直管理業務を実施し、さらに、2名の兼務職員による休祝日等の支援によって、安全性及び信頼性を確保した運営が行われている。

情報セキュリティについても、指定管理者のセキュリティ規則に則り、適切に運営されている。

県立馬術競技場は、馬という生き物を扱う特殊性から、専門的な資格や技能を持った専門家に業務を委託しなければならない業務がある。例えば、馬への装蹄や予防接種といった業務である。これら業者の選定については、指定管理者の所管部署における適正な入札により、最も適切な業者の選定を行い実施している。

・再委託割合（令和3年度）

委託料	1,603 千円
支出合計	25,156 千円
再委託割合	6.4 %

※指定管理者より提出される収支決算書においては、委託料という科目にて明示がないため、元帳上、外部委託の支出項目に該当すると考えられる「装蹄費支出」「医療費支出」「その他維持費」について集計し、再委託割合を算定している。

委託料は、浄化槽保守点検業務、火災報知器設備保守点検業務、馬の装蹄・予防接種業務等である。

委託業務手続について、必要な手続が行われているか確認したが、特段問題はなかった。

（6）備品の管理

備品に関しては、県所有物と指定管理者所有物は台帳を分けて管理している。県の備品については、備品管理シールを貼り、現物管理する運用となっている。

県立馬術競技場の現物を確認したところ、備品管理シールが貼付されていなかった。ヒアリングによると、馬術障害用具の形状は主に木製であり、塗料も塗布されていることから、備品管理シールを貼付することで備品の破損を招くおそれがあること、また、屋外競技のため、使用に伴い剥がれるおそれが高いことから、備品管理シールを貼付していないとのことである。

現存の備品に対して定期的な現物確認を実施している。馬術競技場において、県の備品の貸出は行われていない。

(7) 指定管理者制度

① 指定管理料の算定

指定管理料については、「指定管理者制度に関する手引き」の流れに基づいて決定している。具体的には、財政課より所管課に算定方法の指示があり、それに基づき、所管課は、算定表を作成し、指定管理料の総額を算定している。

総額の算定方法だが、大別して収入と経費に分かれる。収入については、直近3年間か前指定期間の平均収入を比較し、収入が多い方を採用している。経費については、人件費・管理費及び事業費に分かれる。人件費は、前年度の実績ベースで必要な人数に階級に応じた標準単価を乗じて算定する。管理費と事業費は、施設の性格・業務内容等および社会経済情勢の変化等を十分に配慮しながら費目ごとに積上げ計算を行ったうえで総額を決定し、前指定期間の実績と比較して適切と考えられる方を採用し算定している。

指定管理料については、所管課において算定された後、財政課によりチェックされるとともに、選定委員会が各費用について確認し最終的に議会で承認される流れになっている。

指定管理料の算定の際に考慮されていない事象（例えば急激な物価上昇や消費税増税など）が生じた場合は、その都度追加予算で対策を行っている。

② 自主事業と指定管理事業の区分

指定管理事業として、馬場利用、馬利用、馬房利用、合宿所利用がある。自主事業としては、馬預託、乗馬レッスン、乗馬体験、出張乗馬などがある。それぞれの明確な区分けは難しく、指定管理事業としての要素を複数組み合わせることで自主事業として運営しているケースもあると考えられる。

指摘事項	9	自主事業の利用料金の承認について
<p>自主事業については、基本協定書上、自主事業は県の承認を受けて行うこととなっている。事業計画書を確認したところ、事業計画書において、乗馬体験およびお試し乗馬レッスンの利用金額が記載されておらず、結果的に利用料金については計画承認を受けていない形になっていた。なお、各プランに関する利用料金設定は下記のとおりである。</p>		
<p><利用料金> (単位：円)</p>		
	利用料金	備考
乗馬体験	2,750	所要時間30分
乗馬レッスン（お試し）	11,550	3回コース
	19,250	5回コース
乗馬レッスン （期間限定お試し）	41,800	12鞍/3か月
	82,500	24鞍/6か月
<p>基本協定書への遵守性を考慮すると、指定管理者は、乗馬体験およびお試し乗馬レッスンの利用料金についても明記し、県から承認を受けた状態で実施する必要がある。</p>		

③ 指定管理者による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

<事業報告の内容>

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容を毎年度終了後30日以内に提出する。 (1) 管理業務の実施状況 (2) 馬術競技場の利用状況 (3) 馬術競技場の利用料金の収入の状況および免除の状況 (4) 管理業務にかかる経費の収支の状況 (5) その他馬術競技場の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容を翌月の10日までに提出する。 (1) 馬術競技場の利用状況 (2) 馬術競技場の利用料金の収入の状況および免除の状況 (3) その他馬術競技場の管理の状況を把握するために必要な事項	福井県は、管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるときは、学校法人金井学園に対し随時報告を求めることができる。

指定管理者からは、月次で月次報告書が、年次で事業報告書が提出されている。事業報告書の内容としては、管理運営業務の実績報告、経費の収支実績を主として報告されており、利用者や利用料金などの定量的側面のみならず、事業の取り組み実績や利用者の声などの定性的な側面についても報告されている。

指摘事項 10	事業報告書の提出期限について
<p>事業報告書の提出状況を確認したところ、基本協定書では、事業報告書を、毎年度終了後30日以内に提出しなければならないことになっているが、実際に事業報告書が提出されたのは令和4年5月16日となっていた。</p> <p>実務上、令和3年度の事業は令和4年3月31日をもって実績が確定し、その後、指定管理者における決算確定および実績のとりまとめが行われたうえで、報告書として提出されるため、その作業に時間を要してしまう状況も理解できる。</p> <p>しかし、基本協定書に定められた事項を遵守するのが協定書を定めた意味であることから、県と指定管理者は、実務側の迅速化を図って期限を遵守するか、どうしても期限遵守が困難である場合は、双方合意のもと、期限に関する取り決めを合理的な範囲で設定し、基本契約書を遵守した事業運営を執り行うようにするべきである。</p>	

指摘事項 11	基本協定書における管理物件一覧の記載誤りについて									
<p>基本協定書の内容を精査したところ、馬術競技場の管理物件一覧の面積および数の表記が正確でないものが発見された。具体的には、管理物件一覧の中の「外来厩舎」に係る記載で、下記のとおりであった。</p> <p><外来厩舎></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>誤った記載</th> <th>正しい記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延床面積</td> <td>30㎡</td> <td>240㎡</td> </tr> <tr> <td>収容可能頭数</td> <td>30頭</td> <td>32頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本協定書における取り決めは、双方の認識を整理し、後の争論を防ぐ役割があるため、双方合意のもと正確に作成されるべきであると考えられる。県および指定管理者は、誤らないように基本協定書を作成する必要がある。</p>			誤った記載	正しい記載	延床面積	30㎡	240㎡	収容可能頭数	30頭	32頭
	誤った記載	正しい記載								
延床面積	30㎡	240㎡								
収容可能頭数	30頭	32頭								

④目標設定と実績管理

1) 令和3年度による達成率

各種大会など、年間利用計画に合わせて業務計画を行っている。また、施設運営上は取り組み目標として、職員に対する人材育成、利用者へのサービス向上、施設の利用促進、施設の維持管理、利用料金収入の確保・経費削減、利用者の要望等の把握および対応、目標管理による業務の効果測定といった、各項目について幅広く定性的な目標を掲げている。これらの定性的な目標は、事業報告書上で達成の状況が報告されている。一方で、取り組みについての定量的な目標・指標の提示は少なく、事業報告書についても数的な達成率評価は実施されていない。

2) 目標設定と実績管理

指定管理者は、事業遂行上の目標として、収支が同等になることを目標としている。馬の飼料代の変動が大きく計画が立てにくい、自馬会員の増加や会員数の増加を図っており、継続的に収支状況の改善に取り組んでいる。

以上のように、収支面においては予実管理を行っているが、利用者数・会員数などについては、実績のみを報告するのみで、目標との乖離分析などは行っていない。

⑤モニタリング

県の指定管理者の評価体制については、「第3章 総論 XIV. 県のモニタリング」に記載しておりである。

⑥インセンティブ

馬術競技がスポーツの中でも馬という生き物を取り扱う特殊性もあり、かつ、預託に関する支出も多く発生することから、収支の側面のみに着眼すると、インセンティブは働きにくい。しかし、指定管理者自身の馬術競技への想いや指定管理者と馬術競技への関わり合いが強く、それ自体が十分なインセンティブとなって運営されていると考えられる。

⑦指定管理制度導入の成果

コスト面から判断すると、県の支出が減少していることから、指定管理制度導入の一定の効果はあると判断できる。それ以上に、指定管理者自身の馬術競技への想いの強さにより、乗馬レッスンや乗馬体験、出張乗馬などの、馬との関わり合いをより促進する活動が実施されている。したがって、馬術競技場を舞台とした総合的なスポーツ活動の普及の観点まで考慮すると、指定管理制度の導入は、大きな成果があったと考える。

2. 福井県立ライフル射撃場

(1) 施設の概要

施設名	福井県立ライフル射撃場
施設所在地	福井県福井市杉谷町 49-40-3
設置年月	平成元年 6月
所管課	交流文化部 文化・スポーツ局 スポーツ課
運営方法	指定管理者制度
根拠条例等	福井県指定管理者制度基本条例 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例 福井県立ライフル射撃場の管理運営に関する規則
設置目的	県民の体育およびレクリエーションの振興を図るため
施設の内容	敷地面積 17,276.60 m ² 【射撃場】 50m射撃場：スモールボアライフル電子標的 24 射座（バツフル式） 10m射撃場：エアライフル電子標的 26 射座（覆道式） 【付属施設】 事務室、トイレ（車いす対応トイレあり）、倉庫、湯沸室 他 駐車場 64 台
施設の開館日・利用時間	開館日：月曜日を除く平日・土・日・祝日 開館時間：平日 12:30～17:15 土・日・祝日 8:30～17:15
休館日	月曜日、12月29日から翌年1月3日まで

福井県内唯一のライフル射撃競技の専用競技場および国体などの公式大会が開催できる競技場であり、ライフル競技力向上を図っている。

主にジュニアを対象としたチームライフル体験教室を開催し、スポーツ振興も図っている。

(50m射的場外観)



(10m射撃場・事務所外観)



(2) 指定管理者

①指定管理者の概要

指定管理者の名称	福井県立ライフル射撃協会 福井県ライフル射撃協会は、昭和 40 年 9 月 20 に発足し、県民の体育およびレクリエーションの振興に資するため、射撃競技の健全な普及向上ならびに射撃を通じて青少年の道徳向上に貢献し、広くスポーツ精神をかん養することを目的として活動している。 令和 4 年 3 月 31 日時点で、役員 18 名、一般会員 63 名、高校会員 24 名、小・中学会員 5 名で構成されている。
募集方法 (公募/非公募)	公募
制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理期間	平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 23 年 3 月 31 日 平成 23 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 平成 28 年 4 月 1 日 ~ 令和 3 年 3 月 31 日 令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日
指定管理者が行う業務	(1) 利用の許可、利用許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 (2) 利用料金に関する業務 (3) ライフル射撃場の維持管理に関する業務 (4) その他のライフル射撃場の管理に必要な業務
指定管理料	平成 29 年度 : 1,933 千円 平成 30 年度 : 2,008 千円 令和 元年度 : 1,354 千円 令和 2 年度 : 1,366 千円 令和 3 年度 : 1,228 千円

②指定管理者の選定理由

福井県ライフル射撃協会は、福井県立体育施設指定管理者選定委員会の審査において、「福井県立体育施設の設置および管理に関する条例」で定める指定の基準に適合しているものと評価されている。

特に、ビームライフル教室の開催やビームライフルクラブの活動などライフル射撃競技の普及拡大に向けた提案内容が優れており、福井県立ライフル射撃場の設置目的を効率的に達成することができることが主な選定理由となっている。

③指定管理者選定委員および選定結果

1) 選定委員会委員

- ・福井大学教育学部 教授
- ・北陸税理士会坂井支部 副支部長
- ・福井県レクリエーション協会 理事
- ・総合型地域スポーツクラブ福井県連絡協議会 常任委員
- ・福井県交流文化部 スポーツ課長

2) 選定結果

審査基準は、1.県民の平等な利用が確保されていること、2.ライフル射撃場の効用を最大限に発揮するものであること、3.管理の経費の縮減が図られるものであること、4.ライフル射撃場の管理を安定して行う能力を有するものであると、の4点から構成されている。2について、チームライフル教室の開催やチームライフルクラブの活動などライフル射撃競技の普及拡大に向けた提案が評価された。3について、提案された管理経費は妥当であると評価された。4について、ライフル射撃場の現在の指定管理者として安定的に運営を行っており、射撃場管理に必要な射撃指導員を配置できるなど射撃場管理のノウハウを十分有しているとして評価された。

以上の総合的な評価により、福井県ライフル射撃協会は、指定管理者の指定の基準を満たしているものと評価され、指定管理者候補者に選定された。

指定管理者候補者の選定手続きおよび選定結果の妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、選定委員の選定状況、審査基準、審査内容を確認し、指定管理者の選定手続きは所定の手続きに基づいて行われ、選定結果は審査基準と審査内容に照らして妥当であることを確認した。

意見 47	施設使用の合意について
<p>指定管理者である福井県ライフル射撃協会の住所が、福井県立ライフル射撃場の住所となっているが、県と指定管理者との間で指定管理者の住所を福井県立ライフル射撃場に置くことの合意が得られている形跡が見受けられなかった。</p> <p>指定管理者といえども県所有の施設に住所を置く場合には、県より合意を得ることが必要であると考えられる。そのため、指定管理者は、その住所地を県所有の施設に置くのであれば、県の承認を取っていただきたい。</p>	

(3) 比較財務諸表（収支表）

<福井県>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<歳入>					
自動販売機貸付料	244	244	225	202	227
国庫補助金－新型コロナ対応～	-	-	-	24	-
収入計	244	244	225	227	227
<歳出>					
消耗品費	-	-	-	24	-
委託料	1,998	2,075	1,641	1,432	1,294
備品購入費	-	-	-	352	-
工事請負費	-	-	-	-	1,500
支出計	1,998	2,075	1,641	1,808	2,794
収支	△ 1,753	△ 1,830	△ 1,415	△ 1,581	△ 2,566

<指定管理者>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<収入>					
指定管理料	1,933	2,008	1,354	1,366	1,228
射場利用料金	1,539	857	527	243	363
その他	748	1,072	1,532	1,003	423
収入計	4,221	3,938	3,414	2,613	2,014
<支出>					
消耗品費	-	5	32	-	-
印刷製本費	-	-	22	-	-
水道光熱費	1,801	1,607	1,474	1,334	1,379
修繕費	-	127	216	183	0
委託料	748	658	663	670	585
手数料	6	6	1	1	0
その他	592	-	-	-	-
支出計	3,147	2,403	2,408	2,188	1,964
収支	1,074	1,535	1,006	425	50

平成30年度は、福井国体の影響もあり比較財務諸表では、収支状況が一番良い。令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の発生による影響で収入が減少し収支も悪化している。

人件費については、指定管理者からボランティアにより無償で派遣されているため発生していない。

(4) 施設の利用概要

①利用料金

利用料金については、条例において上限が定められているが、指定管理者は、その上限額を料金として定めている。また、条例および規則において利用料金の免除および減免を定めている。

条例では、50m射撃場と10m射撃場で大別し、射撃場を専用する場合としない場合で料金設

定が異なる。そして、10m射撃場では、空気銃を使用する場合としない場合で料金設定が異なる。

<利用料金>

	専用	空気銃		一般	学生等
50m 射撃場	専用する	—		5,130 円 ~ 6,840 円	1,650 円 ~ 2,200 円
	専用しない	—	一人一時間につき	290 円	90 円
10m 射撃場	専用する	使用する		8,340 円 ~ 13,240 円	2,780 円 ~ 5,830 円
			一人一時間につき	210 円 ~ 230 円	70 円 ~ 90 円
	専用しない	使用しない	一人一時間につき	200 円 ~ 220 円	60 円 ~ 80 円

意見 4 8 利用料金の案内について

福井県ライフル射撃協会のWebサイト上において、当協会が指定管理者として管理している福井県立ライフル射撃場の概要が記載されているページがあるが、利用料金の記載が行なわれていない。そのため、利用料金を把握するためには、電話で指定管理者に問い合わせるか、もしくは、福井県のWebサイトより利用料金を検索して把握するしかない。

今日、Webサイト上で情報を収集する人が多くなっており、施設の使用を検討している利用者の利便性を高めるためにも、指定管理者は、施設のWebサイト上に利用料金について記載するなど、施設利用者にとって分かりやすく情報を提供する必要があると考える。

②減免・免除

利用料金の減免・免除は、「福井県立体育施設の設置および管理に関する条例」に基づき行われる。

減免と免除は、所定の申請用紙に記入し指定管理者に提出することで減免と免除が受けられる。現状、減免・免除を受けているのは、部活で利用している高校生やビームライフルクラブの小中学生等の一部の利用者である。減免・免除は過去の慣習から行っているものとのことであり、県の承認を受けた減免基準によって行なわれているものではない。

指摘事項 1 2 減免手続について

指定管理者は、一部の利用者に対して利用料金の減免を行っている。利用料金免除申請書で減免の管理を行っているが、指定管理者が利用料金の全部または一部を免除する場合には、県の承認を得なければならないとされているところ、県の承認を得ていない。

部活で利用している高校生やビームライフルクラブの小中学生等の一部の利用者の利用料金について減免を行っている。減免は過去の慣習から行っているものとのことであり、県の承認を受けた減免基準によって行なわれているものではない。

指定管理者は、減免により利用料金を減額するのであれば、県に承認してもらう必要がある。

③利用予約方法

施設の利用については、県内在住者については予約なしで利用が可能となっている。ただし、平日または合宿等での利用については、当施設のWebサイト上のお問合せフォームにて予約する方式となっている。Web予約システムは、まだ導入されておらず、施設の空き状況に関しても、Web上で確認することも現時点ではできない。

各種競技団体による大会の予定は、年度初めの4月に一般より先に予約を入れてしまう体制になっている。一般の利用者の予約は、先着順である。

県高校部会や県立高校射撃部、チームライフルクラブの利用においては、優先利用を認めるなどの便宜を図っているとのことであるが、その他特定の団体には便宜を図ってはいないとのことである。

福井県立ライフル射撃場の利用者を拡大し、競技力向上とスポーツ振興を図るうえでは、学生以下の利用者を増加させることが有効であるから高校生等に優先利用を認めるのは問題ないが、一方で、公の施設として、施設の利用にあたっては、常に公平な対応を確保することが求められるので、現状と同じように今後も公平性の確保を重視していただきたい。

④利用料金の徴収方法

利用料金の徴収は、現金のみで事後徴収となっている。電子マネーやクレジットカード決済は行っていない。電子マネーやクレジットカード使用の要望が過去に1件あった程度で、利用者数が少ない中、手数料を勘案すると導入のメリットがないため、電子マネー等の導入はしていない。

⑤利用料金の管理体制

利用料金の収受業務の流れについて確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の収受から銀行への入金までの流れについて特に問題は発見されなかった。

⑥利用者数の把握方法

福井県立ライフル射撃場の利用者は、福井県立ライフル射撃場利用申請書に必要事項（使用時間や使用人員等）を記入しており、この申請書により利用者数を把握している。

⑦利用者数の推移状況

	利用人数（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
一般	1,406	1,694	602	437	498	927
学生以下	3,695	3,903	3,102	1,332	1,100	2,626
計	5,101	5,597	3,704	1,769	1,598	3,554
トータルコスト（千円）	3,148	2,405	2,410	2,189	1,966	2,424
一人当たりコスト（円／人）	617	430	651	1,237	1,230	682

平成30年度までは、福井国体の影響で利用者が増加傾向であったが、その後新型コロナウイルス感染症の発生による影響もあり、令和3年度にかけて利用者数が大幅に減少している。利用人数の一般と学生以下の利用割合は、学生以下が約70%以上を占めており、部活で利用している近くの

高校の生徒の利用者が減少しているのが大きく影響している。また、部活で競技を始めた高校生が毎年発生するものの、卒業後においては、ほとんどの生徒がライフル競技を辞めてしまうことも利用者が増加しない要因の一つとなっている。

⑧利用促進策

当施設が行っているライフル競技事業のうち、ビームライフル以外については、銃刀法の規制があり、誰もが気軽にできるスポーツではないことから、ライフル競技自体の競技人口が増えにくい状況にある。そのため、当施設の利用者はある程度限られることになり、大幅な利用促進の増加を図ることは困難と考えられる。

そのため、指定管理者としては、規制がないビームライフルによる底辺拡大による利用率の向上を考えている。具体的には、ビームライフルクラブの運営やビームライフル体験教室の施設内開催や出張開催を実施して、主に中学生以下を対象にして底辺の拡大を図ってきている。令和3年度は、ビームライフル体験会を3回実施している。

また、これまでは、県外の大学やライフル協会への合宿の依頼を行っていた。新型コロナウイルス感染症の発生後においては、合宿の依頼は停止しているが、今後行っていく予定とのことである。

指定管理者は、Webサイトを通じて、利用案内、大会情報、イベント情報の紹介を行っているのに加えて、指定管理者の協会員に対して、会員向けのWebサイトの他、メールでの情報発信を行っている。一方、SNSを通じての情報発信は行っていない。また、パンフレットでの施設紹介等は行っていない。

一方、利用者アンケートや満足度調査を行っておらず、意見箱といったものも設けていない。また、Web上での口コミ等も特段チェックはしていない。基本的に限られたメンバーということもあり、意見等あれば直接言ってくる関係にあるとのこと、利用者の意見や要望等が合った場合には、理事会等で協議し対応している。内容についても議事録に残しているとのことである。ただし、意見等について一覧にまとめて管理するといったことはしていない。

意見 49	Webサイト上の施設の表記について
福井県ライフル射撃協会のWebサイトにおいて、福井県立ライフル射撃場についての紹介ページがあるが、協会が指定管理している旨の記載がない。現状の表記だと福井県立ライフル射撃場は、福井県ライフル射撃協会の所有物と誤解を与えるおそれがある。そのため、指定管理者は、指定管理者が「福井県ライフル射撃協会」であることを表記したほうがよい。	

意見 50	駐車場の案内図の設置
福井県立ライフル射撃場を利用する際に使用する駐車場は、通常、管理棟前の駐車場であるが、当施設の案内版が、少し離れた50m射撃場のところにあることから、初めての利用者などは、管理棟前の駐車場とは違う所に誤って誘導されてしまうようになってしまっている。そのため、指定管理者は、管理棟前の駐車場の場所が分かるような案内図を設置することが望まれる。	

意見 5 1	ビームライフル用射座の設置について
<p>ビームライフルは、銃刀法の規制がないため老若男女を問わず楽しめるのでライフル射撃利用者の底辺拡大に向けてビームライフルの利用者を増加させることが有効と考えられる。そのためにはビームライフル用の射座が設置されることが望まれる。</p> <p>また、指導員の人数も不足しており、現状以上の人数が来場しても対応できない状況にある。ビームライフルを行う者は、ビームライフル会員になる必要があるが、現状、新規会員を断っている状況にあるほどである。</p> <p>将来において、ビームライフル会員が増加したとしても指導員が対応できるような状況になった際には、エアライフル競技の底辺拡大や愛好者拡大を図るためにも、県および指定管理者は、ビームライフル専用の射場を設置するといった施策を検討することが望まれる。</p>	

(5) 施設の管理および運営の状況

日常点検は職員が行い、不具合箇所があれば随時修繕等に対応している。高額な修繕等が発生した場合は、その都度、県と協議し修繕等の対応を行っている。定期的な消防設備および電気保安管理といった法令点検等の専門知識を要するものについては外部の専門業者に委託し、定期的の実施してもらっている。

また、エアライフル射撃場は、銃保管をしているため万全な管理体制が求められるため、担当者による自主点検の他、機械警備会社に24時間体制での警備委託を行っている。

平成30年度の福井国体開催に合わせて、以下のような整備・改修が行なわれている。



- ・10mエアライフル射撃場の新築（電子標的）
- ・50mエアライフル射撃場の電子標的の整備


10mエアライフル射撃場は、平成30年度の福井国体に合わせて平成28年3月に完成しているため、施設は問題ないが、50m射撃場は老朽化が進んでいる。少ない人員の中で、施設の維持管理に努めている。

・再委託割合（令和3年度）

委託料	585 千円
支出合計	1,964 千円
再委託割合	29.8 %

委託料は、消防設備の点検、電気保管管理業務、機械警備業務である。

意見 5 2	樹木の管理について
<p>施設の樹木が生い茂り、的の屋根の上や、建物の屋根の上にかかっている状態になっていた。指定管理者は、的の屋根や建物の屋根が傷まないように早期に伐採するのが望ましい</p>	
<p>(的の屋根の上の樹木)</p>	<p>(建物の屋根の上の樹木)</p>
	

意見 5 3	TVの廃棄について
<p>現場視察を実施したところ、敷地内に液晶テレビが捨てられていた。不法投棄されたものとのことである。県と指定管理者は協議して当該液晶テレビについては早期に廃棄すべきである。</p>	
<p>(廃棄すべき液晶テレビ)</p>	
	

(6) 備品の管理

備品については、県の所有物と指定管理者の所有物がそれぞれ分けられて備品台帳が作成され管理されている。また、現物には備品管理シールを貼付しているが、一部の備品に備品管理シールが貼られていなかった。

指定管理者は、現存の備品に対して定期的な現物確認は、年1回、年度の後半において行っている。教習の際には据え付け銃の貸し出しを行っているが、それに関しては、指導員が付き添いで教習と管理を行っている。

意見 54

備品の管理について

50m射撃場に置かれている福井県立ライフル射撃場の管理物件について、県所有の備品と地元
の高校および福井県ライフル射撃協会の備品が無造作に置かれており整然と管理されていなかった。

整然と管理されていないと、例えば大会等が行われた場合、利用者が無許可で使用したり誤って
備品を持ち出したりする可能性もある。そのようなリスクを回避するためにも、指定管理者は、ライフル
射撃場の管理物件について整然と管理する必要がある。また、使用できない不要なものがあれば廃
棄する必要がある。

(50m射撃場事務室)



(50m射撃場会議室)



(7) 指定管理者制度

①指定管理料の算定

指定管理料については、「指定管理者制度に関する手引き」の流れに基づいて決定している。

指定管理料については、財政課より所管課に算定方法の指示があり、それに基づき、所管課は、
算定表を作成し、指定管理料の総額を算定している。

総額の算定方法だが、大別して収入と経費に分かれる。収入については、直近3年間か前指定
期間の平均収入を比較し、収入が多い方を採用している。経費については、人件費・管理費および
事業費に分かれる。人件費は、前年度の実績ベースで必要な人数に階級に応じた標準単価を乗じ
て算定する。管理費と事業費は、施設の性格・業務内容等および社会経済情勢の変化等を十分に
配慮しながら費目ごとに積上げ計算を行うことにより総額を決定し、前指定期間の実績と比較して適
切と考えられる方を採用し算定している。

指定管理料については、所管課において算定された後、財政課によりチェックされるとともに、選定
委員会が各費用について確認し最終的に議会で承認される流れになっている。

②自主事業と指定管理事業の区分

チームライフルクラブの運営や出張ベースでのチームライフルの体験会を行なっている。これらの事業は
指定管理者として実施しているものではない。

③指定管理者による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容を毎年度終了後30日以内に提出する。 (1) 管理業務の実施状況 (2) ライフル射撃場の利用状況 (3) ライフル射撃場の利用料金の収入の状況および免除の状況 (4) 管理業務にかかる経費の収支の状況 (5) その他ライフル射撃場の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容を翌月の10日までに提出する。 (1) ライフル射撃場の利用状況 (2) ライフル射撃場の利用料金の収入の状況および免除の状況 (3) その他ライフル射撃場の管理の状況を把握するために必要な事項	福井県は、管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるときは、福井県ライフル射撃協会に対し随時報告を求めることができる。

令和3年度の事業報告書と月次報告書を通査したが、いずれも上記の必要事項は記載されていることを確認した。なお、福井県は、随時報告を求めたことはない。

④目標設定と実績管理

1) 令和3年度による達成率

	令和3年度目標値	令和3年度実績値	達成率
利用大会数	7大会	11大会	157.14%
大会以外での利用数	475日	398日	83.78%
利用延人数	2,600人	1,598人	61.46%

利用大会数は、実績値が目標値を大きく上回っているものの、大会以外での利用者数と利用延人数は、実績値が目標値を下回っている。特に利用延人数は、大きく下回っている。

2) 目標設定と実績管理

指定管理者事業計画書で利用大会数・大会以外での利用数および利用延人数を具体的に目標数値として設定しており、事業報告書と月次報告書で実績を管理把握している。また、年間行事計画に合わせて人員の配置等の業務計画を行い、各業務終了後に利用人数、時間、経費等の分析を実施するとしている。

⑤モニタリング

県の指定管理者の評価体制については、「第3章 総論 XIV. 県のモニタリング」に記載しておりである。

⑥インセンティブ

ライフル射撃は、銃刀法の規制があるため利用者はある程度限られ、なかなか競技人口は増えない。そういった中、福井県ライフル射撃協会が、福井県立ライフル射撃場の管理運営を行うことは、専

門性の強い競技の管理が直にできるだけでなく、ライフル競技の発展や競技人口増加に直接関わって
いくことができることになり、競技自体の普及や強化につながる活動であることから、指定管理を受ける
必然的な強いインセンティブが認められる。

ただし、現状、収支面でのインセンティブは働きにくい状況にある。

⑦指定管理制度導入の成果

平成17年度以前の管理委託契約時3年間の利用者数と直近3年間の利用者数の比較をすると
下表のとおりになるが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響があるため、平成29年
度から令和元年度の利用者数とする。

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
6,830人	5,319人	4,296人	5,101人	5,597人	3,704人

利用者数は、平成17年度以前の管理委託契約の3年間のほうが平成29年度から令和元年度
よりも多い。平成30年度は、福井国体が開催され、利用者数が多いが、令和元年度以降は、大きく
減少し、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もありさらに減少している。

平成28年3月に10m射撃場が完成したこともあり、新型コロナウイルス感染症の影響が減少した
場合には、利用者数の増加が見込まれるため、今後に期待したい。

一方、指定管理者が、競技団体ということもあり、ライフル射撃の普及拡大および競技の強化が図
られており、指定管理者制度導入の成果はあったと考える。

3. 福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンター

(1) 施設の概要

施設名	福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンター																								
施設所在地	福井県福井市合谷町 1 - 1																								
設置年月	平成 10 年 5 月																								
所管課	交流文化部 文化・スポーツ局 スポーツ課																								
運営方法	指定管理者制度																								
根拠条例等	福井県指定管理者制度基本条例 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例 福井県立アーチェリーセンターの管理運営に関する規則 福井県立クライミングセンターの管理運営に関する規則																								
設置目的	余暇時間の増大や、スポーツニーズが多様化する中、アーチェリー競技、クライミング競技の振興と競技力の向上を図るため																								
施設の内容	<p>■アーチェリー場</p> <table border="1"> <tr> <td>競技場面積</td> <td>9,600㎡</td> </tr> <tr> <td>射程距離90m</td> <td>20的</td> </tr> <tr> <td>夜間・雨天練習場</td> <td>3的</td> </tr> <tr> <td>強化レーン</td> <td>4的</td> </tr> </table> <p>■クライミングセンター</p> <p>・屋外メインウォール（屋根付き）</p> <table border="1"> <tr> <td>高さ</td> <td>15.6m</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>4m×2基、左右カンテ幅30cm</td> </tr> <tr> <td>ウォールの面積</td> <td>143.5㎡</td> </tr> <tr> <td>ステージの広さ</td> <td>84.9㎡</td> </tr> <tr> <td>ウォールの呼称</td> <td>左からAウォール、Bウォール</td> </tr> <tr> <td>ウォールの材質</td> <td>FRP</td> </tr> <tr> <td>傾斜</td> <td>上下稼働壁 上部平均斜度範囲：115°～148° 下部平均斜度範囲：100°～113° 最大斜度：170°（左壁上部強傾斜部分）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>夜間照明、スポット照明</td> </tr> </table> <p>■トレーニングルーム（高さ9.2m、幅15.0m、ウォール面積156㎡）</p> <p>■共用部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟 ・会議室 ・更衣室、シャワー室 <p>■駐車場 50台分</p>	競技場面積	9,600㎡	射程距離90m	20的	夜間・雨天練習場	3的	強化レーン	4的	高さ	15.6m	幅	4m×2基、左右カンテ幅30cm	ウォールの面積	143.5㎡	ステージの広さ	84.9㎡	ウォールの呼称	左からAウォール、Bウォール	ウォールの材質	FRP	傾斜	上下稼働壁 上部平均斜度範囲：115°～148° 下部平均斜度範囲：100°～113° 最大斜度：170°（左壁上部強傾斜部分）	その他	夜間照明、スポット照明
競技場面積	9,600㎡																								
射程距離90m	20的																								
夜間・雨天練習場	3的																								
強化レーン	4的																								
高さ	15.6m																								
幅	4m×2基、左右カンテ幅30cm																								
ウォールの面積	143.5㎡																								
ステージの広さ	84.9㎡																								
ウォールの呼称	左からAウォール、Bウォール																								
ウォールの材質	FRP																								
傾斜	上下稼働壁 上部平均斜度範囲：115°～148° 下部平均斜度範囲：100°～113° 最大斜度：170°（左壁上部強傾斜部分）																								
その他	夜間照明、スポット照明																								

施設の利用時間	アーチェリーセンター、クライミングセンター 平日（火曜日～金曜日） 午前 10 時から午後 10 時まで 休日（土曜日・日曜日・祝日） 午前 9 時から午後 9 時まで
休館日	毎週月曜日（ただし祝日にあたる時はその直後の休日でない日） 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターは、福井県福井市にあるアーチェリーとクライミングの競技場である。アーチェリーセンターは、公式競技場を備えており、各種大会の開催が可能となっている施設である。また、クライミングセンターは、各種ウォールを有しており、初心者から上級者まで楽しめる施設となっている。屋外のメインウォールは傾斜度を変更でき、夜間照明を備えている。

(アーチェリー場)



(管理棟およびクライミングセンター屋外メインウォール)



(2) 指定管理者

① 指定管理者の概要

指定管理者の名称	福井県アーチェリー・クライミング振興協議会 福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターは、設置当初より福井県アーチェリー・クライミング振興協議会へ管理委託されており、指定管理者制度導入以降は同協議会が指定管理者となっている。 福井県アーチェリー・クライミング振興協議会は、福井県アーチェリー協会と福井県山岳連盟が共同で運営している任意の団体であり法人格は取得していない。福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターの管理において、実質的にはアーチェリーセンターの方を福井県アーチェリー協会のメンバーが、クライミングセンターの方を福井県山岳連盟のメンバーが管理している。
募集方法 (公募/非公募)	公募

制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 ・利用料金に関する業務 ・アーチェリーセンターおよびクライミングセンターの維持管理に関する業務 ・アーチェリー競技、クライミング協議の指導および助言に関する業務 ・その他アーチェリーセンターおよびクライミングセンターの管理に必要な業務
指定管理料	平成29年度：5,136千円 平成30年度：5,598千円 令和 元年度：5,184千円 令和 2年度：5,232千円 令和 3年度：7,641千円

②指定管理者の選定理由

公募により指定管理者を選定しているが、申し込みは福井県アーチェリー・クライミング振興協議会のみであった。福井県アーチェリー・クライミング振興協議会は、福井県立体育施設指定管理者選定委員会の審査において、「福井県立体育施設の設置および管理に関する条例」で定める指定の基準を満たしていると評価された。特に、管理実績や管理能力を有していることや、ジュニア教室の開催による競技人口の拡大や国際大会で活躍を目指す選手強化支援の提案内容が優れており、福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンターの設置目的を効率的に達成することができ、指定管理者にふさわしいと認められることから、当該団体を指定管理者候補者に選定された。

③指定管理者選定委員および選定結果

1) 選定委員会委員

- ・福井大学教育学部 教授
- ・北陸税理士会坂井支部 副支部長
- ・福井県レクリエーション協会 理事
- ・総合型地域スポーツクラブ福井県連絡協議会 常任委員
- ・福井県交流文化部 スポーツ課長

2) 選定結果

審査基準は、1. 県民の平等な利用が確保されていること、2. アーチェリーセンター、クライミングセンターの効用を最大限に発揮するものであること、3. 管理の経費の縮減が図られるものであること、4. アーチェリーセンター、クライミングセンターの管理を安定して行う能力を有すること、の4点から構成されている。2 について、ジュニア教室開催による競技人口の拡大に向け

た提案が評価された。3について、提案された管理経費は妥当であると評価された。4について、アーチェリーセンター・クライミングセンターの現在の指定管理者として安定的に運営を行っており、アーチェリーおよびクライミング競技の技術指導に必要な指導員を配置できるなど施設運営のノウハウを十分有しているとして評価された。

以上の総合的な評価により、福井県アーチェリー・クライミング振興協議会は、指定管理者の指定の基準を満たしているものと評価された。

指定管理者候補者の選定手続きおよび選定結果の妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、選定委員の選定状況、審査基準、審査内容を確認し、指定管理者の選定手続きは所定の手続きに基づいて行われ、選定結果は審査基準と審査内容に照らして妥当であることを確認した。

(3) 比較財務諸表（収支表）

<福井県>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<歳入>					
使用料	91	81	82	83	76
国庫補助金	-	-	-	24	-
収入計	91	81	82	107	76
<歳出>					
消耗品費	-	-	-	24	-
委託料	5,200	5,665	5,327	5,298	7,707
備品購入費	-	-	-	352	-
支出計	5,200	5,665	5,327	5,674	7,707
収支	△ 5,108	△ 5,583	△ 5,244	△ 5,566	△ 7,630

<指定管理者>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<収入>					
指定管理料	5,136	5,598	5,184	5,232	7,641
使用料収入	3,307	2,821	2,539	1,149	1,589
雑収入	108	179	115	116	92
収入計	8,551	8,599	7,839	6,498	9,323
<支出>					
人件費	3,048	3,156	3,273	3,285	3,335
共済費	-	9	9	10	46
消耗品費	183	194	180	112	214
印刷製本費	89	70	100	29	48
光熱水費	1,813	1,780	1,686	1,483	1,638
修繕費	856	478	432	0	664
通信運搬費	103	98	101	102	99
手数料	5	3	4	1	8
保険料	35	35	33	32	32
委託料	2,526	2,527	2,538	1,418	2,558
使用料・賃借料	86	86	86	87	87
負担金・補助金	3	3	3	3	3
支出計	8,752	8,443	8,452	6,568	8,736
収支	△ 200	156	△ 613	△ 69	587

令和2年度の委託料については、一部に減額が発生したことから減少している。

(4) 施設の利用概要

①利用料金

利用料金については、条例において上限が定められているが、条例に定める限度額の範囲内において、指定管理者が定めている。

<利用料金>

■アーチェリー（アーチェリー場）

	個人（1人1回につき）		貸切り使用	
	一般	学生等	一般	学生等
午前	320円	100円	1,570円	520円
午後			2,200円	730円
夜間	350円	110円	-	-

■クライミング

	一般	学生等
1人1回	320円	100円
冷暖房使用時	440円	140円

■会議室

	一般	学生等
午前	480円	160円
午前 冷暖房使用時	570円	190円
午後	650円	220円
午後 冷暖房使用時	780円	260円
夜間	650円	220円
夜間 冷暖房使用時	780円	260円

学生等とは、小学生、中学生、高校生、大学生、専門（専修）学校生をいう。

②減免・免除

「福井県立体育施設の設置および管理に関する条例」に基づいた形で、利用料金の免除・減免の基準を定めており、それに基づいて利用料金の減免・免除を行っている。

意見 55	減免金額の報告について
<p>競技力向上のために必要な国体強化選手は利用料金を減免するなどの対応を行っており、減免した人数は事業報告書において報告されているが、減免された金額の集計報告は実施されていない。本来あるべき収入からどのぐらいが減免されているかについては重要な情報であり、指定管理者は、減免された金額について集計し報告すべきである。</p>	

③利用予約方法

アーチェリーセンターにおいては、利用者は、事前に電話で予約し、最終的に予約票を直接もしくはFAXで利用の2週間前までに提出することで予約が確定する。事前予約がなくても、空いていれば利用できる。Webでの予約はできない。予約申込票は、Webサイト上に公開されている。

クライミングセンターにおいては、通常の利用は、予約なしで利用できる。ただし、講習については、定員があるので、事前に電話で予約し、最終的に利用申請書を提出することで利用できる。

なお、アーチェリーセンター・クライミングセンターともに、利用するには事前に利用者講習会等に参加し、使用許可証を保持したものでなければ利用できない。

アーチェリーセンターにおいては、大会等の予約について4月に確定するため、まず優先的に入れている。また、クライミングセンターにおいては、大会等の予約は、急に決まることも多く、空いている日に予定を入れ、Webサイトにて公表している。特定の団体の便宜を図るような対応はなされておらず、平等利用は確保されている。

④利用料金の徴収方法

利用料金は、事前徴収のみで現金もしくはPayPayで行われている。振込やクレジットカードでの支払いには対応していない。

⑤利用料金の管理体制

利用料金の収受業務の流れについて確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の収受から銀行への入金までの流れについて特に問題は発見されなかった。

⑥利用者数の把握方法

利用者は、利用時に予約申込票や利用者名簿に人数等を記載することになっており、当該書類に記載の人数を基に利用者数を把握している。

⑦利用者数の推移状況

施設名	利用人数（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
【アーチェリーセンター】						
一般	2,945	2,231	1,362	1,391	1,349	1,856
（うち有料入場者）	1,539	1,330	669	570	587	939
学生	1,357	1,323	1,494	1,371	1,997	1,508
（うち有料入場者）	669	597	916	948	1,555	937
計	4,302	3,554	2,856	2,762	3,346	3,364
（うち有料入場者）	2,208	1,927	1,585	1,518	2,142	1,876
【クライミングセンター】						
一般	9,108	7,169	6,995	3,385	4,248	6,181
（うち有料入場者）	7,293	5,824	5,301	2,065	2,966	4,690
学生	3,017	2,770	3,520	1,790	1,755	2,570
（うち有料入場者）	770	1,680	1,638	793	778	1,132
計	12,125	9,939	10,515	5,175	6,003	8,751
（うち有料入場者）	8,063	7,504	6,939	2,858	3,744	5,822
総合計	16,427	13,493	13,371	7,937	9,349	12,115
（うち有料入場者）	10,271	9,431	8,524	4,376	5,886	7,698
トータルコスト（千円）	8,752	8,443	8,452	6,945	8,736	8,266
一人当たりコスト（円）	533	626	632	875	934	720

アーチェリーセンターにおいては、令和3年度に利用者数が増加し、平成30年度の水準に戻っている。クライミングセンターにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度に大きく減少し令和3年度においても若干の回復が見られるものの新型コロナウイルス感染症の発生前の水準には戻っていない。

⑧利用促進策

指定管理者は、利用促進の取り組みとして、Webサイトを通じて、利用案内、年間予定表、教室や講習会情報、大会情報等の紹介を行ったり、新聞等マスコミに広報したりしているが、SNSを活用した広報活動は行っていない。

令和3年度は、スポーツクライミング全国大会のジャパンツアーやベトナム人に対するクライミング講習会の実施、県の広報番組等で取材を受け広報したりしている。加えて、競技の魅力を体験してもらえよう、体験会や初心者講習会を開催したり、競技の特徴や安全に利用するための知識等も案内し、未経験者も参加しやすいようにし、競技の裾野を増やす試みを行っていたりしている。

また、アーチェリーセンターにおいては、ジュニア向けの育成事業（育成プログラムあり）を実施しており、クライミングセンターにおいては、ビギナー向けのジュニアスクールを開講している。

クライミングセンターにおいては、令和3年度においては、アンケートを実施していなかったが、令和4年度においては実施している。

意見箱については、以前は置いていたが、利用実績がないことから、現在は撤去されている。

意見 56	Webサイトのリンク切れについて
<p>Webサイトのリンク先のうち、福井県関連のリンク先（福井県、福井県交流文化体育課、福井県教育庁保健体育課）についてアドレスが最新のものとなっていないため、リンク先が切れてしまっており到達できなくなっていた。</p> <p>指定管理者は、Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。</p> <p>また、デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行っていくべきと考える。</p>	

意見 57	回数券や定期料金の設定について
<p>令和4年度のアンケートでは、利用料金についての意見を受けている。利用者にとっての利便性向上のためにも、指定管理者は、民間施設では設定がある回数券や定期料金などの導入を検討することが望まれる。</p>	

(5) 施設の管理および運営の状況

日常点検は職員が行い、不具合箇所があれば随時修繕等に対応している。専任の施設指導員の配置、プロルートセッターによるルートセッティング、点検整備、法令に基づく測定・検査、調査を実施

している。法令点検等の専門知識を要するものについては外部の専門業者に委託し、定期的を実施してもらっている。高額な修繕等が発生した場合は、その都度、県と協議し修繕等の対応を行っている。

再委託割合（令和3年度）

委託料	2,558 千円
支出合計	8,736 千円
再委託割合	29.3 %

当施設においては、ウォール保守業務、植栽管理業務、清掃業務、警備業務等を委託している。委託業務手続きについて、必要な手続きが行われているか確認したが、特段問題はなかった。


意見 58	LED 照明の積極的な導入について
<p>照明器具として水銀灯を利用している。一般照明用の高圧水銀灯について製造、輸出または輸入が令和3年から禁止となっているため、いずれは更新する必要がある。LED化に伴い電球の交換サイクルの長期化や電気使用量の削減が可能である。こういった設備投資は早ければ早いほど投資効果は大きくなると考えられるため、県は、検討を進めることが望まれる。</p>	

(6) 備品の管理

備品については、県の所有物と指定管理者の所有物がそれぞれ分けられて備品台帳が作成され管理されている。また、現物には備品管理シールを貼付して管理している。

指定管理者は、現存の備品に対して定期的な現物確認は実施していない。

指定管理者は、指定管理者所有のクライミング用のシューズや弓具の貸出を行っているが、県の備品について貸出を行っているものはない。

指摘事項 13	廃棄物について
<p>アーチェリーセンターでは、的の一部として利用する置について大量の廃棄物が生じるが施設内に放置されていた。また、福井県の所有物ではないが、テレビやショーケースなど協議会が利用していたものの壊れて使っていないものについても廃棄されずに放置されていた。指定管理者は、適切に廃棄することが必要である。</p> <p>(廃棄すべき置)</p> 	

指摘事項 14	備品の現物確認について
<p>指定管理者は、所有する現存の備品に対して定期的な現物確認を実施していない。</p> <p>備品については、現物数量や日常管理の程度にもよるが、指定管理者は、原則として年に1回は、全ての備品について実際に存在しているかどうか、使用できるものであるかを確認すべきである。数量が多すぎるなどの場合でも、例えば、数年に1度の頻度でのローテーションによる現物確認は実施したほうがよいと考える。</p>	

(7) 指定管理者制度

①指定管理料の算定

指定管理料については、「指定管理者制度に関する手引き」の流れに基づいて決定している。

指定管理者の公募にあたっての指定管理料の上限額は、前指定管理期間における管理実績を踏まえて定めている。公募時に応募者が上限値以内で申請し、選考の結果採択された団体の申請額をもとに実際の指定管理料の総額となっている。

具体的には、指定管理料については、財政課より所管課に算定方法の指示があり、それに基づき、所管課は、算定表を作成し、指定管理料の総額を算定している。

総額の算定方法だが、大別して収入と経費に分かれる。収入については、直近3年間の実績平均か前指定期間5年間の計画平均を比較し、多い方を採用している。経費については、人件費・管理費および事業費に分かれる。人件費は、前年度の実績ベース、もしくは、必要な人数に階級に応じた標準単価を乗じて算定する。管理費と事業費は、施設の性格・業務内容等および社会経済情勢の変化等を十分に配慮しながら費目ごとに積上げ計算を行うことにより総額を決定し、前指定期間の実績と比較して適切と考えられる方を採用し算定している。

指定管理料については、所管課において算定された後、財政課によりチェックされるとともに、選定委員会が各費用について確認し最終的に議会で承認される流れになっている。

指定管理料の算定の際に考慮されていない事象（例えば急激な物価上昇や消費税増税など）が生じた場合は、その都度追加予算で対応を行っている。

②自主事業と指定管理事業の区分

自主事業はない。アーチェリーセンターにおいて、体験会および初心者講習会を開催しており、また、クライミングセンターにおいて初心者講習会を開催している。これらの事業は協会や団体として行っているものであり、指定管理者として実施しているものではない。

③指定管理者による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

事業報告	月次報告	随時の報告
以下の内容を毎年度終了後30日以内に提出する。 (1) 管理業務の実施状況 (2) アーチェリークライミングセンターの利用状況 (3) アーチェリークライミングセンターの利用料金の収入の状況および免除の状況 (4) 管理業務に係る経費の収支の状況 (5) その他アーチェリークライミングセンターの管理の状況を把握するために必要な事項。	以下の内容を翌月の10日までに提出する。 (1) アーチェリークライミングセンターの利用状況 (2) アーチェリークライミングセンターの利用料金の収入の状況および免除の状況 (3) その他アーチェリークライミングセンターの管理の状況を把握するために必要な事項	福井県は、管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるときは、福井県アーチェリー・クライミング振興協議会に対し随時報告を求めることができる。

④目標設定と実績管理

1) 令和3年度による達成率

	人数	前年度比
■アーチェリーセンター		
有料入場者（一般）	587人	103.0%
有料入場者（学生）	1,555人	164.0%
■クライミングセンター		
有料入場者（一般）	2,966人	143.6%
有料入場者（学生）	778人	98.1%

令和3年度については、稼働率と利用料金収入額は達成できたが、利用者数と利用可数は未達成となっている。

2) 目標設定と実績管理

計画時に目標値については指定管理者が設定し、県が承認している。

年度目標については、有料利用者数の前年度に対する増加率（3%）で設定されている。

事業報告書において実績が報告されている。目標設定と実績管理は実施されている。

⑤モニタリング

県の指定管理者の評価体制については、「第3章 総論 XIV. 県のモニタリング」に記載しておりである。

⑥インセンティブ

「福井県アーチェリー・クライミング振興協議会規約」によると指定管理者である福井県アーチェリー・クライミング振興協議会の目的は「アーチェリー競技およびクライミング競技の普及振興を図ること」である。当該目的の達成のためには福井県立アーチェリーセンター・クライミングセンターの運営は非常に有効な手段であり、同協議会にとって福井県立アーチェリーセンター・クライミングセンターを運営することに十分なインセンティブがあると考えられる。ただし、現状、収支面でのインセンティブは働きにくい状況にあ

る。

⑦指定管理制度導入の成果

指定管理者制度を導入したことにより、導入以前と比べ利用者は増加している。また、国体での入賞等、選手の強化も図られており、指定管理者制度導入の成果はあったと考える。

4. 福井県立クレ射撃場

(1) 施設の概要

施設名	福井県立クレ射撃場
施設所在地	福井県勝山市野向町牛ヶ谷 107-3
設置年月	平成8年3月
所管課	交流文化部 文化・スポーツ局 スポーツ課
運営方法	指定管理者制度
根拠条例等	福井県指定管理者制度基本条例 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例 福井県立クレ射撃場の管理運営に関する規則
設置目的	県民の体育およびレクリエーションの振興を図るため
施設の内容 (提供サービス)	敷地面積 120,500.55 m ² 【射撃設備】 国際式トラップ1面 国際式スキート1面 【施設設備】 プラーハウス2棟、選手控室2棟、休憩室、銃手入室、研修室2室、その他 駐車場 87台
施設の利用時間	開館時間 平日(月、水～金) 9:00～17:00 土日祝 8:00～18:00 (冬季は日没時間に応じた対応)
休館日	火曜日(火曜日が祝日の場合は、翌水曜日が休み)

福井県内唯一のクレ射撃競技の専用競技場であり、国際式のクレ射撃場である。有害鳥獣駆除隊の育成と射撃訓練、オリンピック、国体強化選手の育成、教習射撃・技能講習の実施をしている。

福井県立クレ射撃場は、平成14年度から平成27年度まで休場していた。平成13年度において全国的に鉛汚染による環境問題が発覚したことを受け、福井県が当該施設を調査したところ、土壌から環境基準を超える鉛成分を検出したためである。その後平成28年4月より再開している。

(施設外観)



(トラップ射場)



(スキート射場)



(2) 指定管理者

①指定管理者の概要

指定管理者の名称	<p>一般社団法人 福井県クレー射撃協会</p> <p>一般社団法人福井県クレー射撃協会（以下「福井県クレー射撃協会」という。）は、県民の体育およびレクリエーションの振興に資するため、有害鳥獣駆除隊の育成と射撃訓練、オリンピック、国体強化選手の育成、教習射撃・技能講習の実施を目的として活動している。</p> <p>令和4年3月31日時点で、代表理事1名、理事2名、会員2名、社員6名で構成されており、うち射撃指導員は4名である。</p>
募集方法 (公募/非公募)	公募
制度導入年月日	平成28年4月1日
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者が行う業務	(1) 利用の許可、利用許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務

	(2) 利用料金に関する業務 (3) クレー射撃場の維持管理に関する業務 (4) クレー射撃競技の指導および助言に関する業務 (5) その他のクレー射撃場の管理に必要な業務
指定管理料	令和3年度：6,436千円（当年度より指定管理者変更）

②指定管理者の選定理由

福井県クレー射撃協会は、当該団体は、福井県立体育施設指定管理者選定委員会の審査において、「福井県立体育施設の設置および管理に関する条例」で定める指定の基準に適合しており、かつ最も優れたものと評価されている。

特に、冬季を含めた射撃場営業の通年化や休業日の縮小などの営業期間拡大による利用促進やシューティングシミュレーションの導入などクレー射撃競技の普及に向けた提案内容が優れていることが主な理由としている。

③指定管理者選定委員および選定結果

1) 選定委員会委員

- ・福井大学教育学部 教授
- ・北陸税理士会坂井支部 副支部長
- ・福井県レクリエーション協会 理事
- ・総合型地域スポーツクラブ福井県連絡協議会 常任委員
- ・福井県交流文化部スポーツ課長

2) 選定結果

審査基準は、1. 県民の平等な利用が確保されていること、2. クレー射撃場の効用を最大限に発揮するものであること、3. 管理の経費の縮減が図られるものであること、4. クレー射撃場の管理を安定して行う能力を有するものであること、の4点から構成されている。2について、選定団体からの射撃場営業を通年化する提案やハンティングシミュレーター導入やジビエ交流イベントなど利用者促進に向けた提案が評価された。3について、最も低額の提示をした福井県クレー射撃協会が、高配点となり評価された。4について、射撃場管理に必要な射撃指導員を配置できるなど射撃場管理を適正に行う能力があるとして評価された。

以上の総合的な評価により、福井県クレー射撃協会が、高配点を獲得し、申請団体の中で最も指定管理者として適当であると評価され、指定管理者候補者に選定された。

指定管理者候補者の選定手続きおよび選定結果の妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、選定委員の選定状況、審査基準、審査内容を確認し、指定管理者の選定手続きは所定の手続きに基づいて行われ、選定結果は審査基準と審査内容に照らして妥当であることを確認した。

指摘事項 15	指定管理者交代時の引継ぎについて
<p>令和3年4月より指定管理者の変更が行われ、福井県クレ-射撃協会となった。前任の指定管理者との引継ぎの際に電気水道の引継ぎがうまく行われずに電気水道が止められるといった事態が発生した。また、スキートプールの放出機は、調整が必要な状態であった。</p> <p>指定管理者の引継ぎがきちんと行われないと、施設設備の維持保全管理や管理運営をスムーズに行うことができず、利用者の利用に支障をきたすなど不測の事態に陥りかねない。今後、指定管理者の交代があるときは、指定管理者のみならず福井県としても管理業務の引継ぎを密に行う必要がある。その際、チェックリストを使用して引継ぎを確実にできる体制を構築するのがよいと考える。</p>	

(3) 比較財務諸表 (収支表)

<福井県>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<歳入>					
行政財産使用料	7	7	7	5	8
国庫補助金－新型コロナ対応				24	
収入計	7	7	7	30	8
<歳出>					
消耗品費	-	-	-	24	-
委託料	3,313	362	3,543	5,008	6,502
備品購入費	-	-	-	352	-
補償填補および賠償金	2,314	2,250	-	-	-
支出計	5,628	2,612	3,543	5,384	6,502
収支	△ 5,620	△ 2,605	△ 3,536	△ 5,354	△ 6,493

<指定管理者>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<収入>					
射場使用料	5,927	8,868	6,514	6,653	8,060
指定管理料	3,248	295	3,402	4,942	6,436
受取補助金	2,314	2,250	-	-	450
雑収入	73	618	38	40	37
収入計	11,564	12,032	9,956	11,635	14,984
<支出>					
材料費	2,861	2,359	1,595	1,591	3,249
人件費	6,179	6,248	5,211	4,505	5,756
その他経費	2,523	3,423	3,149	3,155	6,085
支出計	11,563	12,030	9,955	9,251	15,090
収支	1	2	1	2,384	△ 106

平成30年度は、平成29年度に比べて射場使用料が3,000千円程度増加しているが、平成30年度に開催された福井国体の影響と考えられる。

また、令和3年4月から指定管理者が交代しており、射場使用料が1,400千円程度増加し、その他経費も3,000千円程度増加している。射場使用料の増加について、福井県立クレ－射撃場の通年営業やSNSを利用して集客に努めたことによる営業努力が見てとれる。その他経費について、指定管理者の交代により、福井県立クレ－射撃場の修繕や清掃用具の購入といった経費が多くかかっている。

(4) 施設の利用概要

①利用料金

利用料金については、条例において上限が定められているが、指定管理者は、そのおおむね上限額を料金として定めている。また、条例および規則において利用料金の免除および減免を定めている。

条例では、射場を専用する場合としない場合で利用料金設定が異なっており、標的は1枚につき単価が決められている。

<利用料金>

区分		利用料金
射場を専用する場合	1面1日につき	43,000円
射場を専用しない場合	1人1日につき	800円
標的放出機	標的(クレ－)1枚につき	42円
研修室1(55名収容)	午前(9時～12時)	1,000円
	午後(13時～17時)	1,360円
研修室2(12名収容)	午前(9時～12時)	260円
	午後(13時～17時)	370円

研修室の利用について、エアコンを使用する場合は、20%加算

指摘事項 16	自動販売機手数料収入の計上漏れについて
<p>令和3年10月分以降の分に係る自動販売機に係る手数料収入について、施設の職員が誤って福利厚生用の財布に入れてしまったため、収入に係る会計処理が漏れてしまっていた。</p> <p>指定管理者は、自動販売機に係る手数料収入に係る現金の管理を適切に行えるようなチェック体制を設けるとともに、その計上漏れが発生しないようなチェック体制を設ける必要がある。</p>	

指摘事項 17	射場使用料収入計上額の誤りについて																		
<p>令和3年度において以下の射場使用料収入の計上誤りが発生しており、令和4年度において訂正を行っていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>訂正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月19日</td> <td>△5,550円</td> </tr> <tr> <td>7月7日</td> <td>△7,400円</td> </tr> <tr> <td>7月21日</td> <td>△1,850円</td> </tr> <tr> <td>8月18日</td> <td>△1,850円</td> </tr> <tr> <td>1月7日</td> <td>△180,000円</td> </tr> <tr> <td>1月25日</td> <td>△140,000円</td> </tr> <tr> <td>2月28日</td> <td>5,250円</td> </tr> <tr> <td>3月27日</td> <td>△800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年度の経理担当者が経理処理を誤ってしまい、決算を締める前に退職してしまったこともあり修正されないまま生じてしまったものである。</p> <p>射場使用料収入は、各科目の中でも最も重要な科目である。指定管理者は、今後、決算を締める前に今一度確認を行う必要がある。</p>		日付	訂正額	5月19日	△5,550円	7月7日	△7,400円	7月21日	△1,850円	8月18日	△1,850円	1月7日	△180,000円	1月25日	△140,000円	2月28日	5,250円	3月27日	△800円
日付	訂正額																		
5月19日	△5,550円																		
7月7日	△7,400円																		
7月21日	△1,850円																		
8月18日	△1,850円																		
1月7日	△180,000円																		
1月25日	△140,000円																		
2月28日	5,250円																		
3月27日	△800円																		

指摘事項 18	射場使用料収入の計上漏れについて
<p>令和4年3月にPayPayにより支払われた射場使用料8,950円について、未収入金計上がされていなかったため、射場使用料収入が8,950円分だけ過少計上になっていた。</p> <p>電子マネー決済の場合、施設利用時に入金されるのではなく、後日入金が行われるため注意が必要である。なお、利用人数は加味されていた。</p> <p>指定管理者は、射場使用料収入の計上漏れが発生しないように注意する必要がある。</p>	

②減免・免除

利用料金の減免・免除は、「福井県立体育施設の設置および管理に関する条例」に基づき行われる。

一部、承認のないまま利用者に減免を行っていた。

指摘事項 19	減免の適用誤りについて
	<p>令和3年4月から令和3年10月までの期間に、福井県クレール射撃協会の役員のみ一部減免での利用料金の徴収を行っていた。当該減免について県の承認は取られていなかった。</p> <p>利用料金については、条例第十五条第二項により、定める限度額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とし、あらかじめ県の承認を受けなければならないとされている。条例第十七条、規則第六条の規定により利用料金の全部または一部を免除できる場合は下記のとおりであり、協会役員の一部減免は承認されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">一 県がスポーツに関する行事に使用する場合 利用料金に相当する額二 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額県がスポーツに関する行事に使用する場合 利用料金に相当する額三 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額 <p>指定管理者は、条例に従って、減免適用を行っていく必要がある。</p>

③利用予約方法

利用の予約は、電話、FAX、ないし、電子メールにて行なわれる。Web予約システムは導入されていない。

利用者は、利用する際には、最終的に専用の利用申込書に所定の事項を記入して利用する。

施設の空き情報については、Facebookにて情報を流している他、電話での確認も可能となっている。施設の予約は、何ヶ月前から予約開始とかはなく、早い者勝ちである。団体であろうが、個人であろうが平等に対応しているとのことである。

④利用料金の徴収方法

利用料金の徴収は、現金、振込、ないし、電子マネー決済（PayPayのみ）により行なわれており、先払いも後払いも可能となっている。クレジットカードでの支払いはできない。

⑤利用料金の管理体制

利用料金の収受業務の流れについて確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の収受から銀行への入金までの流れについて特に問題は発見されなかった。

⑥利用者数の把握方法

電話とFAXで予約を受付け、福井県立クレール射撃場の受付で専用の利用申込用紙に必要事

項を記入する。その際に利用者人数を記載するため、正確に利用者数は把握される。

⑦利用者数の推移状況

	利用人数（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
クレー射撃場	1,590	2,889	1,377	1,383	1,702	1,788
計	1,590	2,889	1,377	1,383	1,702	1,788
トータルコスト（千円）	11,564	12,032	9,956	9,252	15,091	11,579
一人当たりコスト（円/人）	7,273	4,165	7,230	6,690	8,867	6,475

平成30年度は、福井国体の影響により利用者数が他の年度に比べて多い。その後、新型コロナウイルス感染症の発生による影響もあり、令和元年および令和2年と大幅に減少したものの、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の発生下にもかかわらず増加している。これは、新しく交代した指定管理者により通年営業としたことやSNSを利用して集客に努める営業努力を行なったことにより増加したものである。

⑧利用促進策

クレー射撃は銃刀法の制限があり、誰もが気軽にできるスポーツではなく、利用者の増加を図ることは難しい。しかし、指定管理者は、利用者増加のために利用者目線を大切にし、さまざまな手法を駆使し、利用促進策を講じている。

1) 福井県立クレー射撃場の情報発信の強化

指定管理者は、Webサイトを通じて、利用案内、施設予定表、技能教習実施日情報、イベント情報の紹介を行っており利便性の向上を図っている。加えて、指定管理者は、施設のFacebookを立ち上げており、SNSを利用して、施設の空き情報、行事予定、日々の出来事といった情報を頻繁に発信しており、利用者の利便性を考慮した活動を行っている。

しかし、利用者アンケートや満足度調査といったものはしていない。意見箱といったものも設けていない（現在導入予定中）。インターネット上での口コミ等も特段チェックはしていない。ただし、利用者のニーズに合った射撃場作りを重点施策の一つとしており、利用者のニーズの把握は、現場にて聞き取りベースで行っている。指定管理者のメンバー自体も競技者であり、利用者のニーズを把握できる状況にある。利用者の意見や要望等が合った場合には、指定管理者内で設定しているグループ連絡ツールで情報共有を行っており、随時協議し即時の対応に心がけているとのことである。ただ、意見等について一覧にまとめて管理を行うといったことまではしていない。

2) 利用者からの要望の積極的な取組み

利用者がフィールドスキート競技を行いたいとの要望があり、高所作業車を購入してハイタワー放出機を設置し、その競技の実施を可能にした。また、スマートフォンを使用していない利用者には紙ベースで予定表を配付したり、初心者教習や技能講習も積極的に進められている。

3) 施設の有効活用

福井県勝山市は雪深いところであり、前任の指定管理者は、11月頃から冬季中は施設を閉

鎖していたが、現在の指定管理者は、冬季中は除雪を積極的に行うなどし、令和3年4月から通年営業を行った。また、本監査の往査時に受けた印象として、施設の清掃が隅々まで行き届いており、各種競技設備も競技者が競技しやすいように修繕等の対応を行っている状況が確認できた。

4) 練習射撃場の指定

福井県立クレ射撃場は、教習射撃場の指定をうけているが、練習射撃場の指定も受けたいと考えている。練習射撃場の指定を受けると、散弾銃の所持許可を受けようとする利用者が、散弾銃の選定の機会を得ることや射撃に関する技能の維持向上を図ることが可能となる。また、大会中に銃器故障が発生した際に代替の銃器貸出ができ、選手は棄権をせずに済むという利点もある。そのため、福井県立クレ射撃場の利用者の増加につながると考えられる。これについては、令和5年1月時点で申請中である。

5) シューティングシミュレーション導入への動き

クレ射撃は参入障壁が高いスポーツであり、実際に射撃が行なえるようになるまでに、各種教習等を受けて、免許を取る必要があるため、少なくとも射撃ができるようになるまでには3ヶ月という期間が必要となるスポーツであり、加えて道具をそろえたり、実包を購入したりするのにそれなりの費用がかかるスポーツである。そのため、免許のない人に少しでもクレ射撃の魅力を経験してもらおうと、シューティングシミュレーションの導入を目指している。シューティングシミュレーションは、銃刀法の規制がなく誰でも気軽にクレ射撃競技のシミュレーションが行えるため、利用者の底辺拡大が図れる可能性がある。

このように指定管理者は、クレ射撃競技の普及のため、利用者目線を心掛けて利用者の要望に応えるのみならず、シューティングシミュレーションの導入も視野に入れて潜在的な利用者も取り込もうとしている姿勢が強く見てとれた。

意見 59	情報の記録・整理・保管について
<p>利用者の意見・要望・クレーム等は、現場であれば即時対応が行われるとともに管理者に報告される。また、グループ連絡ツール等を利用して情報の共有が図られる。ただ、それらの情報を整理して保管はしていない。また、指定管理者と所管課のスポーツ課との会議において議事録を作成していない。</p> <p>利用者の意見・要望・クレームや会議などの情報は、記録し整理して保管しておくことで情報の共有化や可視化が図られ理解が深まると考えられるので、指定管理者は、今後、情報を記録し整理して保管しておくことが望まれる。</p>	

意見 60	Webサイトの表示について
<p>公式Webサイトを閲覧すると、「READ MORE」という記載があり、クリックすると「只今コンテンツ作成中です。」と表示される。これは、少なくとも令和4年10月の往査時から令和5年の2月まで変わっていない。これでは閲覧する利用者によっては未完成なのではないかとの誤解を与えてしまう可能性もある。</p> <p>「只今コンテンツ作成中です。」と表示されていると、今後何か新しい試みがあるのかと期待してしまう利用者がいるかもしれない。近々新しいコンテンツがアップされるのなら別だが、そうでないならば、指定管理者は、「READ MORE」という記載自体を無くすか、「現在新しいコンテンツはありません」といった記載などにして、利用者に誤解を招くおそれのあるWebサイトの表示はなるべく控えたほうがよい。</p>	

意見 61	シミュレーション設備等の導入について
<p>シミュレーション設備を備えている射撃場は基本的にないようで、加えて、練習射撃場備付銃（貸与銃）等もおいてあれば、銃を保有していない人だけでなく、試し撃ちしたい愛好家も来てくれる可能性がある。また、シミュレーション施設があれば、子供連れも含め、楽しめるのではないか。また、近くにある恐竜博物館とコラボでやると集客もできるのではないか。また、中部縦貫自動車道が開通すれば、さらに集客が可能となると考えられることから、それに間に合うように、指定管理者は、それらの導入に努めることが望まれる。</p>	

意見 62	会議室の利用率の向上について
<p>会議室（研修室）があるが、利用者制限は設けておらず、一般の方も利用できるようになっている。そのため、指定管理者は、会議室をより多く利用してもらえようWebサイト上などでPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。</p>	

（5）施設の管理および運営の状況

基本的に日常点検は職員が行い、不具合箇所があれば随時修繕等で対応している。高額な修繕等が発生した場合は、その都度、県と協議し修繕等の対応を行っている。法令に基づく消防用設備や浄化槽といった法令点検等の専門知識を要するものについては外部の専門業者に委託し、定期的に実施してもらっている。

場内外の整理整頓および清掃と除草を徹底している。包括外部監査での往査の際、場内外の清掃等は、徹底されていると実感した。その他、クレーの破片やワッズ・鉛弾などの回収に努めている。

平成30年度の福井国体開催に合わせて、以下のような整備・改修が行なわれている。

- ・斜面コンクリートの吹付
- ・平坦部アスファルト舗装
- ・射場改修、管理棟改修

射撃設備について老朽化が見られるものの、できる限り自前でできるだけお金をかけないよう努力して修繕を行っている様子が見受けられた。その他の設備についても清掃が行き届いており、施設の維持保全管理に努めていると感じた。

令和4年8月4日から北陸地方、特に福井県の奥越地域に線状降水帯が発生し、記録的な大雨が観測された。勝山市の山間にある福井県立クレー射撃場に濁流が流れ込み、スキート射撃場は、同年8月後半まで使用できない状況にあった。下記の写真は、令和4年10月4日に包括外部監査で往査した際のスキート射撃場の様子である。



この大雨の影響による射撃場に流れ込んだ濁流を、従業員で一生懸命に排出作業を行い、早期の営業再開を実現している様子が確認できた。

・再委託割合（令和3年度）

委託料	883 千円
支出合計	15,090 千円
再委託割合	5.9 %

委託料は、場内警備業務、浄化槽法定検査業務、クレー放出機点検業務、その他機器保守点検業務である。

委託業務の手続について必要な手続が行なわれているか確認したが、特段問題は発見されなかった。

指摘事項 20	災害時の対応規程の作成について
<p>福井県立クレー射撃場の管理に関する基本協定書第9条によれば、災害時の対応規程を作成し、福井県の承認を得なければならないとされているが、災害時の対応規程が作成されていない。また、危険物を扱っているが、文書化された安全管理マニュアルもない。</p> <p>先の大雨の災害が記憶に新しいところ、今後も何らかの災害がないとは言い切れない。そのため、指定管理者は、一刻も早く災害時の対応規程を作成し、より一層の安全管理に努める必要がある。また、指定管理者は、安全管理マニュアルを作成し、一定水準以上の安全管理が安定的に確保できる体制にする必要がある。</p>	

(6) 備品の管理

備品について、県の所有物と指定管理者の所有物がそれぞれ分けられて備品台帳が作成され管理されている。また、現物には備品管理シールは貼付して管理している。

指定管理者は、現存の全ての備品に対して定期的な現物確認を年1回、年度終わりが年度初めに行っている。

当施設においては、備品の貸出は行なわれていない。

(7) 指定管理者制度

① 指定管理料の算定

指定管理料については、「指定管理者制度に関する手引き」の流れに基づいて決定している。

指定管理料については、財政課より所管課に算定方法の指示があり、それに基づき、所管課は、算定表を作成し、指定管理料の総額を算定している。

総額の算定方法だが、大別して収入と経費に分かれる。収入については、直近3年間か前指定期間の平均収入を比較し、収入が多い方を採用している。経費については、人件費・管理費および事業費に分かれる。人件費は、前年度の実績ベースで必要な人数に階級に応じた標準単価を乗じて算定する。管理費と事業費は、施設の性格・業務内容および社会経済情勢の変化等を十分に配慮しながら費目ごとに積上げ計算を行うことにより総額を決定し、前指定期間の実績と比較して適切と考えられる方を採用し算定している。

指定管理料については、所管課において算定された後、財政課によりチェックされるとともに、選定委員会が各費用について確認し最終的に議会で承認される流れになっている。

指定管理料の算定の際に考慮されていない事象（例えば急激な物価上昇や消費税増税など）が生じた場合は、その都度追加予算で対応を行っている。

② 自主事業と指定管理事業の区分

大会等は開催しているものの、協会として行っているものであり、指定管理者として実施しているものではない。

③指定管理料による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容を毎年度終了後30日以内に提出する。 (1) 管理業務の実施状況 (2) クレー射撃場の利用状況 (3) クレー射撃場の利用料金の収入の状況および免除の状況 (4) 管理業務にかかる経費の収支の状況 (5) その他クレー射撃場の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容を翌月の10日までに提出する。 (1) クレー射撃場の利用状況 (2) クレー射撃場の利用料金の収入の状況および免除の状況 (3) その他クレー射撃場の管理の状況を把握するために必要な事項	福井県は、管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるときは、福井県クレー射撃協会に対し随時報告を求めることができる。

令和3年度の事業報告書と月次報告書を通査したが、いずれも上記の必要事項は記載されていることを確認した。なお、福井県は、随時報告を求めたことはない。

④目標設定と実績管理

1) 令和3年度による達成率

	目標値	実績値	達成率
利用大会数	4大会	5大会	125.0%
大会以外の利用※	30回	38回	126.7%
利用延人数	1,000人	1,702人	170.2%

※大会以外の利用とは、クレー射撃協会の射撃勉強会、初心者教習、技能講習をいう。

利用大会数、大会以外の利用、利用延人数全ての項目で目標値を実績値が上回っている。利用延人数について、目標よりも実績が大きく上回っている。利用促進が功を奏して利用者が増加した良い結果であるが、目標値の設定が低すぎるとも考えられる。

2) 目標設定と実績管理

事業計画書で利用大会数・大会以外での利用および利用人数を目標数値として設定しており、事業報告書と月次報告書で実績を管理把握している。

意見 63	事業計画書の目標値の記載について
	令和3年度の事業報告書には、利用大会数について、利用した大会ごとに利用者数を記載しているが、令和3年度の事業計画書には、利用する大会ごとに利用者数目標が記載されていない。指定管理者は、今後、大会の規模や過去の経験から大会ごとの利用者数を事業計画書に記載することを検討することが望ましい。

⑤モニタリング

県の指定管理者の評価体制については、「第3章 総論 XIV. 県のモニタリング」に記載しているとおりである。

上記の「(4) 施設の利用状況 ②減免・免除」において記載した特定の利用者のみ一部減免での利用料金の徴収を行っていたことを発見したのは、所管課のモニタリングによるものである。所管課のモニタリングが有効に機能していたといえる。

⑥インセンティブ

クレー射撃競技は、銃刀法の規制があり競技への参入障壁が高い。そういった中、指定管理者が、福井県立クレー射撃場の管理運営を行うことは、専門性の強い競技の管理が直にできるだけでなく、クレー競技の発展や競技人口増加に直接関わっていくことができることになり、競技自体の普及や強化につながる活動であることから、指定管理を受ける必然的な強いインセンティブが認められる。ただし、現状では、収支面でのインセンティブは働きにくい状況にある。

⑦指定管理制度導入の成果

指定管理者制度導入前は、長期間にわたり休場していたため、指定管理者制度導入前の各種データが残っておらず、導入前後での比較はできない。

ただし、指定管理者が、競技団体ということもあり、クレー射撃の普及拡大および競技の強化が図られており、指定管理者制度導入の成果はあったと考える。

(8) その他

指摘事項 21	源泉所得税の徴収納付漏れについて
初心者講習や技能講習の報酬として対価を支払っているが、請求書・領収書および支払明細書などの証憑がなかった。また、源泉所得税の徴収および納付が実施されていなかった。	
指定管理者は、支払先・支払金額および支払内容等を明確化するために根拠資料を保管する必要がある。さらに、指定管理者は、支払内容が講習の謝金である場合は、報酬・料金等の源泉徴収事務が必要となるので注意する必要がある。	

5. 福井県立ホッケー場

(1) 施設の概要

施設名	福井県立ホッケー場
施設所在地	福井県丹生郡越前町朝日 22-35
設置年月	平成 13 年 5 月
所管課	交流文化部 文化・スポーツ局 スポーツ課
運営方法	指定管理者制度
根拠条例等	福井県指定管理者制度基本条例 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例 福井県立ホッケー場の管理運営に関する規則
設置目的	県民の体育およびレクリエーションの振興を図るため
施設の内容	設置面積 8,335.2 m ² 人工芝コート、ナイター照明 駐車場 15 台
施設の利用時間	開館時間：9:00～22:00
休館日	火曜日、12月1日から翌年2月28日まで

越前町朝日総合運動場と一体的に運用されている。施設内には、県立ホッケー場として1面あるほか、町立ホッケー場として2面が提供されている。オリンピックホッケー競技仕様の人工芝が張られている。県立ホッケー場のコートは鮮やかな青色のコートで、目にもとても鮮やかである。

(施設入口)



(県立ホッケー場)



(2) 指定管理者

①指定管理者の概要

指定管理者の名称	越前町
募集方法 (公募/非公募)	非公募
制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none">・ホッケー場の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務・ホッケー場の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務・ホッケー場の維持管理に関する業務・ホッケーについての指導および助言に関する業務・上記に掲げるもののほか、ホッケー場の管理に関し知事が必要と認める業務
指定管理料	平成29年度： - 千円 平成30年度： - 千円 令和 元年度： - 千円 令和 2 年度： - 千円 令和 3 年度： - 千円 ※指定管理料の支払いはない。

②指定管理者の選定理由

越前町は、福井県立ホッケー場周辺に自らの施設を整備し、「越前町営朝日総合運動場」として一体的に運営することにより効果的、効率的な管理運営を行っている。一体的な管理運営を通じて地域のスポーツ振興や競技力の向上が図られ、各々の施設の効用が最大限に発揮されており、当該団体に管理を行わせる必要があると認められることから、公募によらず、当該団体を指定管理者候補者に選定された。

③指定管理者選定委員および選定結果

非公募のため、該当なし。

(3) 比較財務諸表（収支表）

<福井県>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<歳入>					
	-	-	-	-	-
収入計	-	-	-	-	-
<歳出>					
修繕料	702	-	-	-	-
支出計	702	-	-	-	-
収支	△ 702	-	-	-	-

<指定管理者>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<収入>					
施設利用料	244	276	268	117	106
販売収入	204	215	165	91	66
他施設事業収入流用	2,715	2,682	2,882	2,836	2,797
収入計	3,165	3,173	3,316	3,046	2,970
<支出>					
消耗品費	39	38	39	19	19
燃料費	13	11	12	11	15
光熱水費	2,594	2,639	2,625	2,239	2,444
修繕費	-	-	128	291	5
通信運搬費	40	40	41	41	21
保険料	6	8	10	8	8
委託料	469	435	457	434	455
支出計	3,165	3,173	3,316	3,046	2,970
収支	0	0	0	0	0

収支状況はおおむね横ばいで推移している。ほとんど利用料収入が発生しない。これは利用のほとんどが減免対象となっていることによるものである。県立ホッケー場の指定管理料はゼロであることから、施設の運営管理に係る経費の大半は越前町からの支出により賄われている。一方、支出の多くを光熱水費が占める。利用料収入がわずかしくなく、施設事業外の補助的な収入により支えられている状況である。

(4) 施設の利用概要

①利用料金

利用料金については、条例において利用料金の上限が定められているが、指定管理者は、そのおおむね上限額を利用料金として定めている。

<利用料金>		(単位：円)	
区分	利用料金	備考	
コート	全面	1,360	1時間あたり
	片面	680	
照明	1,250		

県立ホッケー場は、運営上、主に団体利用を想定しており、個人で利用したい声があるときは町営の管理棟に案内し、個人利用を促している。そのため、県立ホッケー場の個人の利用料金については条例どおりの設定をしているものの、対外的に公表しておらず、利用料金の周知ができていない状態となっている。

②減免・免除

「福井県立体育施設の設置および管理に関する条例」に基づいた形で、県が承認する事業計画書において利用料金の減免・免除について定めており、それに従い利用料金の減免・免除を行っている。

意見 64	減免ルールの改善について
<p>現状の減免ルールでは、減免対象を①県、県ホッケー協会が主催する大会、②町内小・中学校の団体が使用するとき（個人使用は除く）③指定管理者が適当と認めたとき、としている。ここで、運用上は、町外の団体学生が使用する場合においても減免対象としているが、ルール上は②の減免ルールではなく、③の減免ルールを弾力的に解釈して減免しているのが実態であると考えられる。</p> <p>そもそも、②の減免ルールは、福井県の施設であるにも関わらず、町内の団体に減免対象を縛るのは適切ではないと考えられるし、③の減免ルールがあるとはいえ、これも恣意的に解釈されることで公平な減免ルールの運用を損なうおそれがあると考えられることから、指定管理者は、減免ルールを適切に設定することが望まれる。</p>	

③利用予約方法

電話・メールにて利用予約の確認を行っている。電話は行き違いのリスクもあるため、現在はメールによる連絡を主として進めている。なお、FAXは収受の運用が不安定のため、あまり利用していない。

団体利用に関しては、月1回利用者会議（調整会議）が行われ、利用予定が調整される。

④利用料金の徴収方法

利用料金は利用後にまとめて請求され、現金か振込にて回収される。電子マネーについては未導入である。

⑤利用料金の管理体制

現金管理については、一般財団法人越前町公共施設管理公社（以下、「管理公社」という。）の担当者が管理している。

利用料金の収受業務の流れについて確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の収受から銀行への入金までの流れについて特に問題は発見されなかった。

⑥利用者の把握方法

県立ホッケー場の利用者数については、利用状況を記載した施設利用日誌をもとに集計・把握している。実際に利用した人数についてはカウントしているが、大会や試合などの観戦者については集計・把握していない。

⑦利用者数の推移状況

	利用人数（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
県立ホッケー場	17,932	22,185	17,210	15,522	14,449	17,460
計	17,932	22,185	17,210	15,522	14,449	17,460
トータルコスト（千円）	3,165	3,173	3,316	3,046	2,970	3,134
一人当たりコスト（円/人）	177	143	193	196	206	183

平成30年度は福井国体の効果もあり、利用者が増加していた。近年の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う大会の減少や活動の減少により、下降基調となっている。

⑧利用促進策

指定管理者は、Webサイト等を通じたPR活動、ニーズに答えた施設運営などを通じて、利用率向上に取り組んでいる。一方で、利用者の満足度やニーズの把握のためのアンケート調査等は実施していない。また、意見箱も設置していない。

越前町は、ホッケーの町として競技が盛んであり、施設管理を行う管理会社だけでなく、競技団体、プロホッケーチーム、学校等がそれぞれ自身の活動をPRすることで、よりホッケーに興味を持つ人口増加への働きかけとなっている。特に越前町内においてはその効果は大きく、老若男女を問わず、ホッケーに関わりを持つ町民は多い。県下全体にホッケーを広めるためにも、県と町が協力してより幅広いPR活動が期待される。

（5）施設の管理および運営の状況

日常点検は職員が行い、不具合箇所があれば随時修繕等に対応している。高額な修繕等が発生した場合は、その都度、県と協議し修繕等の対応を行っている。法令点検等の専門知識を要するものについては外部の専門業者に委託し、定期的実施してもらっている。

施設の中核をなす県立ホッケー場芝コートは老朽化が進み、近い時期に芝の張替えを実施しなければならないことが予想されている。芝コートの張替えには、約1億5千万円程度の費用が予想されており、多額の費用がかかる見込みである。指定管理者は、県に状況を電話にて連絡しているものの、書面等を通じて意見したことはない。

定期的に修繕が必要で、その金額も高額となる場合、事前に修繕計画を作成し、単年度予算として落とし込むことが望ましい。修繕を先送りにした場合、公式のホッケーの試合が開催できなくなることで、施設の魅力を半減させてしまうおそれがあるため、定期修繕は必要なものという認識を持って施設管理することで、安定的な運用が実現すると思われる。

また、他にも夜間照明設備の水銀灯についても老朽化がみられ、水銀灯を交換できる業者も限られている状況であることから、指定管理者としてはLED化も検討しているが、指定管理者から県への修繕意向は今のところ上げられていない。

意見 6 5	LED照明の積極的な導入について
<p>県立ホッケー場の夜間照明設備は、現在、水銀灯が使われている。一般照明用の高圧水銀灯について製造、輸出または輸入が令和3年から禁止となっているため、いずれは更新する必要がある。LED化に伴い電球の交換サイクルの長期化や電気使用量の削減が可能である。こういった設備投資は早ければ早いほど投資効果は大きくなると考えるため、県は、検討を進めることが望まれる。</p>	

指摘事項 2 2	事業計画書における休業日の承認について
<p>雪の影響もあり、12月～2月の間は、施設は休業となっている。ただし、事業計画書上は、休業の旨が記載されておらず、結果的に承認が取られていない形での運用になっている。指定管理者は、当該運用方針について事業計画書に記載し、承認を受ける必要があると考えられる。</p>	

意見 6 6	施設の損害に係る保険契約の整備について
<p>過去、県立ホッケー場の夜間照明器具について、保険に加入しておらず、指定管理者である越前町側が落雷被害の修繕費用の負担をした事実があった。県立ホッケー場の夜間照明器具が保険に加入していない理由について確認したところ、過去経緯を記したものはなく、書面では確認が取れないため不明であった。県と越前町における協定書においては、県は管理物件のうち必要なものについて、火災保険契約（火災、落雷、風水害、雪害、氷害による損害を対象とする保険契約をいう。）を締結する旨の条項がある。よって、施設に対する自然災害の備えは、基本的には県にあると考えられる。</p> <p>保有施設に対して付保するかどうかは、その施設におけるリスクの程度や想定される被害金額等、総合的な要素を加味して判断するものであると思われるが、その判断は、万一の事故に備えるためのものであるから、県は、丁寧に検討する必要がある。また、県は、その検討の結果、施設保有者としての県が付保しないと判断した場合における損害回復の責任関係について事前に明確にしておくことが望まれる。</p>	

指摘事項 23	施設賠償責任に係る保険契約の把握について
<p>施設賠償責任保険の加入状況の確認が指定管理者である越前町ではできていない。県と越前町との間で締結された協定書によると、越前町は、管理業務の実施にあたり、施設賠償責任保険を付保するものとする旨の条項がある。県立ホッケー場の指定管理者は、あくまでも越前町であり、その加入状況を確認・管理する責任は越前町にある。したがって、指定管理者である越前町は、管理業務を委託している管理公社加入の保険証券のコピーを入手し、保険契約の内容を確認するとともに町で保管すべきである。</p>	

・再委託割合（令和3年度）

委託料	2,970 千円
支出合計	2,970 千円
再委託割合	100.0 %

※指定管理者である越前町から提出されている事業報告書における収支計算書は、越前町から指定管理を受けている管理公社から提供された収支計算書をそのまま報告しているため、厳密には越前町自体の収支計算書とは言えない。越前町内部で県立ホッケー場に係る収支を取りまとめた資料は無く、再委託割合の計算上、支出額のすべてが委託費であると言わざるを得ない。

委託料は、受付業務、施設清掃業務、夜間管理業務である。委託関係については、指定管理者である越前町と、県立ホッケー場が位置する朝日総合運動場を一体的に運営管理している管理公社の間で取り持たれている。

指摘事項 24	指定管理者の委託状況について
<p>受付業務、施設清掃業務、夜間管理業務の委託に際し、指定管理者は、県立ホッケー場が位置する朝日総合運動場を一体的に運営管理している管理公社との間で委託関係を取り持っているが、この委託関係について委託契約書を取り交わしていない。</p> <p>なお、指定管理者は受付業務、施設清掃業務、夜間管理業務の各業務を委託する計画について、「指定管理者管理業務委託計画書」を提出し、県に報告を行っている。</p> <p>公共施設に係る管理業務の委託において契約書を取り交わさずに行うことは、委託の目的や範囲、そして、委託する業務内容が不明瞭となるおそれがあり、事後の争論の原因ともなりかねない。それだけでなく、委託に関する契約書がない場合は、想定された委託業務のみが適切に行われたかどうかを担保することが難しく、県と指定管理者との間で結ばれた協定も適切に遵守されたかどうかの検証も困難となる可能性がある。</p> <p>したがって、指定管理者は、業務の委託を行う際は適切に契約書を取り交わす必要があり、また、県も指定管理者のモニタリングを通じて施設の管理運営が適切に実施されるように十分に監視・監督を行う必要がある。</p>	

(6) 備品の管理

県の備品については、基本協定書の中で明記され、指定管理者である越前町によって適切に管理されている。越前町は、施設管理の一環で委託業者に点検を依頼し、現物確認および現物の状況を把握している。なお、県の備品管理のための備品管理シールについては、管理備品が少ないとはいえ、すべての備品について貼付がなされていなかった。

(備品管理シールが貼付されていないかったホッケーゴールポストおよび人工芝清掃用スィーパー)



(7) 指定管理者制度

①指定管理料の算定

ホッケー競技については、市町のスポーツ振興の色合いが強く、昔から県が自発的に整備するというよりは市町からの要望で整備をしている。市町が地元のスポーツ振興を図っていくということで、指定管理料ゼロで管理を委託している。なお、大規模な修繕に係る費用は県が負担している。

②自主事業と指定管理事業の区分

自主事業は実施していない。

③指定管理者による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

<事業報告の内容>

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容を毎年度終了後30日以内に提出する。 (1) 管理業務の実施状況 (2) ホッケー場の利用状況 (3) ホッケー場の利用料金の収入の状況および免除の状況 (4) 管理業務にかかる経費の収支の状況 (5) その他ホッケー場の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容を翌月の10日までに提出する。 (1) ホッケー場の利用状況 (2) ホッケー場の利用料金の収入の状況および免除の状況 (3) その他ホッケー場の管理の状況を把握するために必要な事項	福井県は、管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるときは、越前町に対し随時報告を求めることができる。

指定管理者からは、月次の事業報告および年度の事業報告が提出される。報告書の内容は典型的なものが多い。なお、年度の事業報告には収支報告が添付されるが、この収支報告は指定管理者である越前町の収支報告ではなく、その施設維持管理業務の委託先である管理公社における

収支報告をそのまま貼り付けているだけとなり、収支報告としては不適切である。

指摘事項 25	事業報告書における収支報告の適切性について
<p>事業報告書において収支として報告されているのは、実際の管理運営を行っている管理公社において把握された収支報告であり、本来の指定管理者である越前町の収支を報告したものではない。あくまでも管理公社の立場は指定管理者の委託先であるから、管理公社の収支を県の業務報告書に記載することは適切ではない。指定管理者と管理公社の役割を明確に整理し、指定管理者は、自己が施設管理をする上で発生した収支を継続的に把握・記録し、県に報告する必要がある。</p>	

指摘事項 26	利用料金収入の帰属について
<p>収支報告における利用料金収入を詳しく確認したところ、県立ホッケー場に係る利用料金収入は、本来は、指定管理者に帰属するものであるが、現在の運営実務上、施設運営の委託先である管理公社の収入として帰属していた。これは、指定管理者から管理公社に施設運営に関する業務の委託が行われる中で、越前町から管理公社に委託される委託料の一部として県立ホッケー場の利用料金収入が充当されたことによるものである。指定管理者は、指定管理者と管理公社の役割を明確に整理し、利用料金収入は適切に指定管理者に帰属させる必要がある。</p>	

指摘事項 27	指定管理者における委託先の管理について
<p>収支報告における支出を詳しく確認したところ、県立ホッケー場の光熱水費を管理公社が管理する他の施設分と合算して支払っている状況となっていた。委託先においては、業務遂行の実態を明らかにするために、業務を管理している単位ごとに区分すべきである。そもその前提として、業務の適切な区分は委託先が取り組むべきではあるが、指定管理者の立場からも、委託先の業務体制を監視・監督する必要がある。</p>	

④目標設定と実績管理

1) 令和3年度による達成率

事業計画書では利用者数の目標は対前年度5%増加としているが、それを達成するための具体的な施策は実践しておらず、目標自体は形式的といえる。令和3年度の達成率は対前年度6.9%減であり、これは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う大会の減少や活動の減少が大きな影響をもたらしていると分析されている。

2) 目標設定と実績管理

主に利用者数および収支状況により判断される。利用者数については、実際に練習や大会などで施設を利用した人数をカウントし、利用者数の把握を行っている。全体として定型的な側面に終始しており、具体的な要素についての詳細な分析は少ない。

⑤モニタリング

県の指定管理者の評価体制については、「第3章 総論 XIV. 県のモニタリング」に記載しておりである。

所管課におけるモニタリングによって把握された重要事項は、必要に応じて報告がなされたり、記録として残されるものの、内部評価においてどのような観点からどのようにモニタリングしたのかを把握できる資料は残していないため、属人的なモニタリングが実施される懸念はある。

外部評価委員会の評価は、越前町が指定管理者となっていることから対象外であるため実施していない。

⑥インセンティブ

越前町は、推進したいホッケー推進を県有施設を利用してできることから指定管理者となることにインセンティブがある。また、指定管理者である越前町自体がホッケーの町としてホッケー競技を重視しており、ホッケー競技の拠点・普及の場を所有できることに対して大きなインセンティブを持っていると考えられる。

⑦指定管理制度導入の成果

指定管理者である越前町からすると、ホッケーの町としての拠点施設を持つことにより、ホッケーの普及および競技力の向上に資するため、指定管理料がゼロであっても大きなインセンティブがある。また、指定管理者自体も町営ホッケー場を所有しており、用途・利用状況により柔軟にコート利用を調整できる点もメリットがある。県としても、大きな修繕は除き、通常のコストが発生しないことから、指定管理制度導入は一定の成果があると考えられる。また、町としてホッケーを推進している越前町に管理してもらうことで、福井県のホッケーの強化が図られており、導入の成果があったと考えられる。

一方で、指定管理者が自主的にホッケーを推進できていることから、仮に県側の関与が少なくても現状の運営自体は可能であるように思われた。その場合、越前町側は、自己の地域を重視した事業運営を行うことで、ごく限られた地域だけにスポーツの推進がとどまり、県下におけるスポーツ推進が不十分になる可能性がある。したがって、県有施設の役割を鑑みると、県下全体のスポーツ推進のためには、全体的な視野を持った県の積極的な関与は不可欠であると思われる。

意見 67	効率的な施設管理について
<p>県立ホッケー場が設置されている朝日総合運動場は、町営ホッケー場も合わせて計3面のコートが設置されており、県内におけるホッケー競技の中心的役割を担っている。レベルの高いコートが複数そろっていることで多様な施設利用が実現でき、これが朝日総合運動場の1つの魅力となっている。朝日総合運動場はそのほとんどの施設が越前町の所有であり、県立ホッケー場のみが県の所有となっている。越前町は、朝日総合運動場の管理については管理公社を指定管理者として指定している。一方で、県立ホッケー場の管理について、県は、越前町を指定管理者として指定し、越前町が管理公社に業務の委託を行うことで、朝日総合運動場全体として一体的管理が実現されている。</p> <p>施設の所有主体の違いから県立ホッケー場のみが越前町を間に挟んで運営管理を行っている現状は、責任関係や管理区分の複雑化を招いているし、事務手続の増加・煩雑化を引き起こしていると思われ。結果的に、施設の一体的管理を一つの団体に集約するのであれば、現状の越前町を間に挟んで運営管理されている体制は、効率的な施設運営が行われているかどうかという視点で疑問符がつく。</p> <p>したがって、県は、効率的な施設運営を行うために、例えば、越前町とも協議のうえ、県立ホッケー場についても、朝日総合運動場を管理する共通した一つの団体に対して県と町が共同して直接指定を行い管理を実施させるなど、より効率的に施設運営が実施できる管理体制を模索することも検討することが望まれる。</p>	

6. 福井県立艇庫

(1) 施設の概要

施設名	福井県立艇庫
施設所在地	福井県三方郡美浜町久々子 29-6-1
設置年月	平成 27 年 9 月
所管課	交流文化部 文化・スポーツ局 スポーツ課
運営方法	指定管理者制度
根拠条例等	福井県指定管理者制度基本条例 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例 福井県立艇庫の管理運営に関する規則
設置目的	県民の体育およびレクリエーションの振興を図るため
施設の内容	設置面積 4,130.78 m ² 艇庫 トレーニングルーム 研修室 漕艇場 駐車場 29 台
施設の利用時間	開館時間：8:30～17:00
休館日	月曜日、12月29日から翌年1月3日まで

1500mコースが設置されている久々子湖ポートコースに臨む艇庫施設である。県内高校の活動拠点となっており、嶺南3校が日々活用している。主に3月～10月が競技シーズンとなり、シーズン中の利用者が多い。

(建物外観)



(石碑・銅像)



(艇庫)



(トレーニングルーム)



(2) 指定管理者

①指定管理者の概要

指定管理者の名称	美浜町
募集方法 (公募/非公募)	非公募
制度導入年月日	平成 29 年 4 月 1 日
指定管理期間	平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 艇庫の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 (2) 艇庫の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務 (3) 艇庫の維持管理に関する業務 (4) ボート競技についての指導および助言に関する業務 (5) 上記に掲げるもののほか、艇庫の管理に関し知事が必要と認める業務
指定管理料	平成 29 年度： －千円 平成 30 年度： －千円 令和 元年度： －千円 令和 2 年度： －千円 令和 3 年度： －千円 ※指定管理料の支払いはない。

②指定管理者の選定理由

美浜町は、「ボートのまち美浜」を掲げ、県ボート協会と連携し、ボート競技の振興や競技力向上を図っている。美浜町がボート競技の拠点である県立艇庫の管理運営を行うことで、ボート競技のさら

なる普及拡大や選手強化が図られ、施設の効果が最大限に発揮されるため、当該団体に管理を行わせる必要があると認められることから、公募によらず、当該団体を指定管理者候補者に選定された。

③指定管理者選定委員および選定結果

非公募のため、該当なし。

(3) 比較財務諸表（収支表）

＜福井県＞

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
＜歳入＞					
新型コロナ対応地方創生臨時交付金・スポ課	-	-	-	24	-
収入計	-	-	-	24	-
＜歳出＞					
消耗品費	-	-	-	24	-
修繕料	-	-	242	-	-
手数料	-	-	-	364	-
委託料	64	66	146	66	66
支出計	64	66	388	455	66
収支	△ 64	△ 66	△ 388	△ 430	△ 66

＜指定管理者＞

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
＜収入＞					
町費	4,212	4,134	2,788	3,013	3,115
施設使用料	-	10	3	3	0
諸収入	24	24	24	24	24
収入計	4,236	4,168	2,815	3,040	3,139
＜支出＞					
人件費	1,320	1,172	1,160	1,115	1,173
消耗品費	48	21	45	33	18
燃料費	15	-	0	0	17
光熱水費	770	885	890	956	1,056
修繕費	0	-	0	0	0
通信費	93	111	68	116	71
手数料	-	-	15	15	0
保険料	11	12	12	12	12
委託料	584	584	587	756	770
使用料及び賃借料	44	61	38	37	22
工事請負費	1,351	1,320	-	-	-
支出計	4,236	4,168	2,815	3,040	3,139
収支	0	0	0	0	0

ほとんど利用料収入が発生しない。これは利用のほとんどが減免対象となっていることによるものである。県立艇庫の指定管理料はゼロであることから、施設の運営管理に係る経費の大半は町費により賄われている。なお、平成29年度および平成30年度に発生経費が多くなったが、これは平成29年度については、防犯カメラの設置による工事請負費が、平成30年度については、案内看板・量水器の設置による工事請負費がそれぞれ発生したためである。

(4) 施設の利用概要

①利用料金

利用料金については、条例において利用料金の上限が定められているが、指定管理者は、その上限額を利用料金として定めている

<利用料金>

区 分		利用料金 (円)	備考
トレーニングルーム	午前 (8:30~12:00)	一般	140
		学生等	60
	午後 (13:00~17:00)	一般	140
		学生等	60
研修室	全部を使用する場合	午前 (8:30~12:00)	2,700
		午後 (13:00~17:00)	3,090
		午前及び午後以外の時間帯 1時間につき	760
	四分割して 使用する場合 1区画につき	午前 (8:30~12:00)	680
		午後 (13:00~17:00)	770
		午前及び午後以外の時間帯 1時間につき	190
審判艇	一艇1日につき	4,080	燃料は利用者の負担

②減免・免除

「福井県立体育施設の設置および管理に関する条例」に基づいた形で、県が承認する事業計画書において利用料金の減免および免除について定めており、それに従い利用料金の減免・免除を行っている。

③利用予約方法

利用の予約は、基本的に電話で行っているが、メールでの問い合わせも可能となっている。頻繁な利用がある高校については、前月の最終週までに利用計画を提出してもらい、適宜調整を行っている。ボート競技関係者の連携は積極的にとられているため、ボート競技に重要な影響を与える天候や水面コンディションについては、適宜共有されている。なお、利用者数は各利用者からの利用実績の報告等をもって把握される。

④利用料金の徴収方法

施設常駐の管理者は会計年度職員であり、正職員でないことから、現金取扱はしない方針である。したがって、指定管理者である美浜町から納付書を発行し、利用料金を納入してもらおう形式をとっており、内部統制としては適切な整備・運用が行われている。

⑤利用料金の管理体制

上記のとおり、当施設においては現金取扱が発生しないため、現金の管理・保管業務は発生しない。

利用料金の収受業務の流れについて確認したが、料金の収受から銀行への入金までの流れについて特に問題は発見されなかった。

⑥利用者数の把握方法

利用者数は、実際に練習や大会などで施設を利用した人数を各利用者からの利用実績の報告等をもって把握している。

⑦利用者数の推移状況

	利用人数（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
県立艇庫		13,480	10,047	10,401	12,643	11,643
計	0	13,480	10,047	10,401	12,643	9,314
トータルコスト（千円）		4,168	2,815	3,040	3,139	3,291
一人当たりコスト（円／人）		309	280	292	248	282

平成30年度は福井国体の効果もあり、利用者が増加していた。近年は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により利用者数は減少していたが、直近の令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から回復する兆しもあり、利用者数が増加している。

⑧利用促進策

主な利用者は、ボート関係者（実業団やボート部がある学校）であり、大々的なPRは実施していない。県立艇庫としてのWebサイトは、県のWebサイトが主であるが、内容についてはあまり充実していない。また、指定管理者側から発行している個別のパンフレットはない（大会誘致・合宿誘致などのため、パンフレットを作成する計画はある）。

指定管理者は、利用者の満足度やニーズの把握のためのアンケート調査等は実施していない。また、意見箱の設置も行っていない。

なお、指定管理者である美浜町は、ボートの町として力を入れており、地域の定例イベントとして「美浜町民レガッタ」大会を開催しており、特に美浜町民の参加は意欲的である。また、町外・県外からの参加も、新型コロナウイルス感染症の影響を除くと増加基調にあった。その他として、美浜町は、独自事業としてボート体験も実施しており、県民や観光客に対してボートへなじみを深める取り組みを行っている。

県下におけるボート選手の活躍は目覚ましく、その魅力に惹かれて競技のために優秀なボート選手が県外から来ており、県のボート競技における全国的な地位は高く感じられた。今後世界を相手により優秀なボート選手を輩出するためには、より良い競技環境も不可欠を思われるため、下記意見を掲載させていただく。

意見 68	2,000mコースの設置について
<p>美浜町におけるボート競技への熱意は高く、また、福井県の選手としてもボート競技にて優秀な成績を残している。そのため、県は、競技施設の拡充として2,000mコースを設置すべきであると考えられる。コース的には国際標準と言える2,000mコースを設置することで、競技力の更なる向上だけでなく、国際試合の誘致や、ボート強豪国・地域の合宿や練習の場にも使用可能性が広がり、福井県および美浜町としてボートを中心とした活性化が期待されると考えられる。</p>	

(5) 施設の管理および運営の状況

日常点検は職員が行い、不具合箇所があれば随時修繕等で対応している。高額になるものは県が対応するため、高額な修繕等が発生した場合は、その都度、県と協議し修繕等の対応を行っている。法令点検等の専門知識を要するものについては外部の専門業者に委託し、定期的を実施してもらっている。

施設自体は平成 27 年度に作られたもので、建物等に大きな老朽化は見られない。コースについては、インターハイ実施に向けて、令和 3 年度に県の負担のもとコースワイヤーの修繕が実施された。

意見 69	施設名の明示について
<p>施設入口に県立艇庫の看板等がない。この状況では初めて来る一般の者は、県立艇庫がどこにあるのか分からないし、さらには、その施設の存在自体が認知されない懸念もある。県所有の公共施設としての意味合いからすれば、広く県民に施設を周知すべきであると考えられるため、県は、看板等を適切に設置し、施設の存在を分かりやすくすべきである。施設のある美浜町は、全国的にボート強豪の町であり、ボートの町をアピールする観点からも、その活動拠点の中心である当該施設名を明示することが望まれる。</p>	

令和 3 年度艇庫管理日誌を確認したところ、日誌が作成されていない日が散見された。担当者へのヒアリングによると、利用者がいなかったため、日誌を作成していなかったと思われるとのことである。

指摘事項 28	管理日誌の適切な作成について
<p>令和 3 年度艇庫管理日誌を確認したところ、日誌が作成されていない日が散見された。艇庫管理日誌については、利用人数の記録のみならず、業務上あった出来事、管理上の記録を残すものなので、利用者がいなかったとしても、日誌を作成しないでもよい理由とはならないと考えられる。指定管理者は、適切に業務日誌を作成する体制を再整備する必要がある。</p>	

安全管理マニュアルなど有事の際の対応を示したマニュアルが作成されていない。

意見 70	安全管理マニュアルの整備について
<p>安全管理マニュアルが作成されていなかった。ウォータースポーツの拠点でもあるため、特に人命にかかわる事故が生じた場合は、迅速に適切な対応をとることが求められる。そのため、指定管理者は、万一の場合に備えられるように安全管理マニュアルを早期に整備し、管理者・担当者に浸透させることが望まれる。</p>	

現場視察において、シャワー設備の運用に問題があった。具体的には、シャワー設備自体は、利用料金は無料であるものの、コイン投入型のシャワー設備のため、集金箱を取り外し、コイン（現金）を付近に備え付けて、それを使いまわすことによりシャワーを利用できるようにする運用となっていた。

（硬貨箱を取り外して使用）



（コイン投入機にコイン放置）



指摘事項 29	シャワー設備の運用方法の改善について
<p>当施設のコイン投入型のシャワー設備の運用方法が、コイン（現金）を付近に備え付けて、それを使いまわすことによりシャワーが利用できるような体制になっていた。この運用方法に関しては、コイン（現金）をその場にずっと放置することになり盗難のリスクがあると考えられるし、特に学生利用が多い当施設としては、金額的に小さいとはいえ、教育的にも良くなく、トラブルの原因にもなりかねないため、指定管理者は、適正な運用を行うべきである。</p> <p>また、指定管理者は、シャワー設備の利用は無料としているが、県のWebサイトには「有料」との文言記載となっているため、県は、Webサイトの表示を修正するべきである。</p>	

・再委託割合（令和3年度）

委託料	770 千円
支出合計	3,139 千円
再委託割合	24.5 %

委託料は、施設機械警備業務、施設清掃業務等である。

委託業務手続について、必要な手続が行われているか確認したが、特段問題はなかった。

(6) 備品の管理

備品に関しては、県所有物と指定管理者所有物は台帳を分けて管理している。県の備品については、備品管理シールを貼り、現物管理する運用となっている。

県の備品については、県の職員と指定管理者が年に1度、冬場に現物確認を行っている。

現場における備品の状況と基本協定書に記載される県所有の備品数量を照合したところ、基本協定書記載の備品数量に誤りがあることが発見された（片袖机。基本協定書では数量1となっているが、現場視察の結果、数量2であることが判明した）。

指摘事項 30	基本協定書における管理物件一覧の記載誤りについて															
基本協定書において、県立艇庫に所属する県の備品の数量記載が正確でないものが発見された。具体的には、下記の備品に関する事項である。																
＜物品等＞																
<table border="1"><thead><tr><th>品名</th><th>規格等</th><th>備考</th><th>相違箇所</th><th>誤った記載</th><th>正しい記載</th></tr></thead><tbody><tr><td>片袖机</td><td>コクヨ SD-BSN107LC 3F11N</td><td>平成29年 3月2日 購入</td><td>数量</td><td>1</td><td>2</td></tr></tbody></table>	品名	規格等	備考	相違箇所	誤った記載	正しい記載	片袖机	コクヨ SD-BSN107LC 3F11N	平成29年 3月2日 購入	数量	1	2				
品名	規格等	備考	相違箇所	誤った記載	正しい記載											
片袖机	コクヨ SD-BSN107LC 3F11N	平成29年 3月2日 購入	数量	1	2											
基本協定書における取り決めは、双方の認識を整理し、後の争論を防ぐ役割があるため、双方合意のもと正確に作成されるべきであると考えられる。県および指定管理者は、誤らないように基本協定書を作成する必要がある。																

(7) 指定管理者制度

①指定管理料の算定

ボート競技については、市町のスポーツ振興の色合いが強く、昔から県が自発的に整備するというよりは市町からの要望で整備しており、市町が地元のスポーツ振興を図っていくということで、指定管理料はゼロで管理を委託している。なお、大規模な修繕に係る費用は県が負担している。

②自主事業と指定管理事業の区分

自主事業は実施していない。

③指定管理者による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容を毎年度終了後30日以内に提出する。 (1) 管理業務の実施状況 (2) 艇庫の利用状況 (3) 艇庫の利用料金の収入の状況および免除の状況 (4) 管理業務にかかる経費の収支の状況 (5) その他艇庫の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容を翌月の10日までに提出する。 (1) 艇庫およびボートコースの利用状況 (2) 艇庫の利用料金の収入の状況および免除の状況 (3) その他艇庫の管理の状況を把握するために必要な事項	福井県は、管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるときは、美浜町に対し随時報告を求めることができる。

指定管理者からは、月次の事業報告および年度の事業報告が提出される。報告書の内容は管理運営業務の実績報告、経費の収支実績を主として報告されており、利用者や利用料金なども報告されているが、全体的に定型的なものが多い。

指摘事項 3 1	月次報告書における記載誤りについて
	<p>令和3年度5月分の月次報告書において、令和3年5月の利用実績報告で収入が報告されているのにも関わらず、月次報告書で収入が計上されていない状況であった。内容を確認すると、月次報告書に記載誤りがあり、減免の対象となる利用者であるため減免がなされているが、その減免の報告が漏れていたとのことである。月次報告書は、委託者側である県が指定管理者の事業遂行状況を適切にモニタリングする上で重要な役割を果たしているため、指定管理者は、適切に作成し、報告すべきである。</p>

④目標設定と実績管理

1) 令和3年度による達成率

利用者数の年度目標は前年度比5%増を目標としている。令和3年度の増加率は21.6%増で目標を達成している。比較年度が新型コロナウイルス感染症の拡大による一時閉館を行っていたため利用者数が相対的に増加したこと、および、大規模大会は開催されていないものの県内合宿および練習が増加したことにより、利用者数が増加したものと分析されている。

2) 目標設定と実績管理

主に利用者数および収支状況により判断される。利用者数については、実際に練習や大会などで施設を利用した人数をカウントし、利用者数の把握を行っている。全体として定型的な側面に終始しており、具体的な要素についての詳細な分析は少ない。

⑤モニタリング

県の指定管理者の評価体制については、「第3章 総論 XIV. 県のモニタリング」に記載していると

おりである。

所管課におけるモニタリングによって把握された重要事項は必要に応じて報告がなされたり、記録として残される。しかし、内部評価においてどのような観点からどのようにモニタリングしたのかを把握できる資料は残していないため、属人的なモニタリングが実施される懸念はある。

外部評価委員会の評価は、美浜町が指定管理者となっていることから対象外であるため実施していない。

⑥インセンティブ

収支面でのインセンティブはないと考えられるものの、指定管理者である美浜町自体がボートの町としてボート競技を重視しており、ボート競技の拠点・普及の場を所有できることに対して大きなインセンティブを持っていると考えられる。

⑦指定管理制度導入の成果

指定管理者である美浜町からすると、ボートの町としての拠点施設を持つことにより、ボートの普及および競技力の向上に資するため、指定管理料がゼロであっても大きなインセンティブがあるし、県としても、大きな修繕を除き、通常のコストが発生しないことから、指定管理制度導入は一定の成果があると考えられる。

一方で、指定管理者が自主的にボート競技を推進できていることから、仮に県側の関与が少なくても現状の運営自体は可能であるように思われた。その場合、美浜町側は、自己の地域を重視した事業運営を行うことで、ごく限られた地域だけにスポーツの推進がとどまり、県下におけるスポーツ推進が不十分になる可能性がある。したがって、県有施設の役割を鑑みると、県下全体のスポーツ推進のためには、全体的な視野を持った県の積極的な関与は不可欠であると思われる。

7. テクノポート福井総合公園

(1) 施設の概要

施設名	テクノポート福井総合公園
施設所在地	坂井市三国町黒目 22 字下本割 51 番 1
設置年月	平成 6 年 3 月
所管課	産業労働部 公営企業課
運営方法	指定管理者制度
根拠条例等	福井県指定管理者制度基本条例 テクノポート福井総合公園の設置および管理に関する条例 テクノポート福井総合公園の設置および管理に関する条例施行規程
設置目的	福井県臨海工業地帯の都市機能の充実を図るとともに県民のスポーツおよびレクリエーションに親しむ場を提供するため
施設の内容	総合公園（敷地面積 159,000 m ² ） <ul style="list-style-type: none"> ・ テクノポート福井スタジアム （サッカー場、収容人員 21,053 人） ・ グラウンド ・ 芝生広場 ・ パットゴルフ場 ・ マレットゴルフ場 駐車場：400 台
施設の利用時間・	<ul style="list-style-type: none"> ・ テクノポートスタジアム：8：30～21：00 ・ パットゴルフ場、マレットゴルフ場、バーベキュー広場 ：8：30～17：00
休館日	年末年始（12月29日～1月3日）

21,000 人を収容できる全面洋芝のスタジアム、10,000 m²を超える芝生広場、36 ホールのマレットゴルフ場などを有する大規模な総合運動公園である。

(施設外観)



(施設案内図)



(2) 指定管理者

①指定管理者の概要

指定管理者の名称	グリーン・コンソーシアム（共同事業体） （グリーン・コンソーシアムの出資割合： （株）グリーンシェルター 95%、福井県サッカー協会 5%）
募集方法 （公募/非公募）	公募
制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理期間	5 年（平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）
指定管理者が行う業務	・ 利用の許可、利用の許可の取り消し、利用の制限 その他利用に関する業務 ・ 施設等貸出業務、普及広報業務、各種イベント誘致業務、 産業・観光情報提供業務、その他の業務 ・ 総合公園の維持管理に関する業務 ・ その他 総合公園の管理運営に必要な業務
指定管理料	平成 29 年度：43,647 千円 平成 30 年度：43,235 千円 令和 元年度：55,942 千円 令和 2 年度：56,455 千円 令和 3 年度：56,407 千円

②指定管理者の選定理由

当該団体は、テクノポート福井総合公園指定管理者選定委員会の審査において、テクノポート福井総合公園の設置および管理に関する条例で定める指定の基準に適合しており、かつ、優れたものと評価する。

特に、これまでの事業に加え、新たな企画を提案するとともに、学校や企業・団体等との連携した取り組みなど、多様な企画運営が可能である点や、芝生の管理運営実績を有しているなど安定した運営が可能である点において、指定管理者としてふさわしいと認められ、当該団体が指定管理者候補者に選定された。

③指定管理者選定委員および選定結果

1) 選定委員会委員

- ・ 福井大学教育学部教授
- ・ 福井県中小企業診断士協会理事
- ・ テクノポート福井企業協議会総務理事
- ・ 福井臨海工業地帯対策協議会会長

・ 福井県産業労働部公営企業経営課長

2) 選定結果

審査基準は、1. 県民の平等な利用が確保されていること、2. 施設の効用を最大限に発揮するものであること、3. 管理の経費の縮減が図られるものであること、4. 管理を安定して行う能力を有するものであること、の4点から構成されている。2 について、選定団体からの新たな自主事業への提案や地域や関係団体と連携しようとする提案は高く評価された。3 について、提示額が上限額の範囲内で提案されており、自社所有機械の活用など経費の縮減が認められた。4 について、これまでの実績や実施体制から十分な能力があると評価された。

以上の総合的な評価により、グリーン・コンソーシアムは、テクノポート福井総合運動公園) の指定管理者に求められる水準に十分達しているものと評価され、指定管理者候補者に選定された。

指定管理者候補者の選定手続きおよび選定結果の妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、選定委員の選定状況、審査基準、審査内容を確認し、指定管理者の選定手続きは所定の手続きに基づいて行われ、選定結果は審査基準と審査内容に照らして妥当であることを確認した。

(3) 比較財務諸表（収支表）

<指定管理者>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<収入>					
利用料金	727	1,405	3,015	3,851	7,591
スタジアム	16	667	1,895	1,592	3,510
芝生広場	-	-	-	-	408
パットゴルフ	396	435	475	392	562
マレットゴルフ	56	78	61	45	47
その他施設	258	224	583	1,820	3,062
指定管理料収入	43,647	43,235	55,942	56,455	56,407
収入計	44,374	44,640	58,957	60,306	63,998
<支出>					
人件費	14,972	16,365	23,392	22,446	22,952
福利厚生費	-	20	571	624	509
委託費	1,488	1,659	2,304	7,385	7,982
旅費交通費	356	375	869	424	512
保険料	559	465	509	462	379
消耗品費	4,925	5,321	7,879	7,854	8,718
使用料・賃貸料	2,063	2,542	2,773	7,048	5,138
燃料費	762	742	740	588	735
光熱水費	3,333	5,462	9,141	7,228	4,399
修繕費	12,396	9,689	6,165	4,702	9,473
自主事業運営費	2,367	2,097	4,168	410	467
その他支出	1,268	705	1,396	1,078	1,206
支出計	44,493	45,446	59,912	60,256	62,476
収支	△ 119	△ 806	△ 955	50	1,522

スタジアムと芝生広場以外を利用したイベントや四季折々のイベントの開催により、年々その他の施設の利用者収入が増加している。令和3年度のスタジアム収入の増加は、プロチームの試合が2試合開催されたことによる。

委託費は、維持管理関係だが毎年度増加している。令和2年度と令和3年度は大規模的に法面の雑木・大木伐採処理等を実施したことが増加の主な要因である。光熱水費は、ナイター照明について発電機を利用するようにしたことから電気代が減少した。

(4) 施設の利用概要

①利用料金

条例において利用料金の上限を定めており、指定管理者は、その上限額を料金として定めている。

<利用料金>

スタジアム	区分	学生等	一般	入場料徴収		県外利用者	ライン代 (1回)	
		午前・午後・夜間	8,380	12,570	83,810		表示料金の1.5倍	10,000
全日	25,150	37,720	251,430					
照明設備料 (使用時間 30分あたり)	区分	学生等	一般	入場料徴収A	入場料徴収B	A：アマチュア B：プロフェッショナル		
	全点灯	6,280	12,570	25,150	75,430			
	2/3点灯	4,190	8,380	16,760	50,280			
	1/3点灯	2,100	4,190	8,380	25,150			
芝生広場	区分	学生等	一般	—		県外利用者	ライン代 (1回)	
	午前・午後・夜間	5,300	7,950			表示料金の1.5倍	10,000	
パット広場	個人	小学生以下	中学生以上	ふく育パスポート、 福井県国際交流協会賛助会員証 を提示した 親子連れ2人目以降の同伴の子供 ：無料				
		370	730					
		65歳以上	6枚綴り回数券					
	団体	中学生以上の方10人以上	370					3,660
		520						
	貸出し	貸しパター (1本につき)	210					
210								
マットゴルフ	貸出し	スティックボール (1セット)	330					
		330						
アスレチック広場	—	無 料						
そりコース	—							
バーベキュー広場	—							
オリエンテーリング	—							
バスケットコート	—							
パーゴラ	—							

マレットゴルフは、用具の貸出料は徴収しているが、プレー代は無料である。これについて、パットゴルフは有料であることとの対比で公平性の観点から問題があるのではないかという疑念が生じた。しかし、マレットゴルフは①1977年に福井県で誕生したスポーツであり、老若男女の生涯スポーツとして普及を目指していること、②体力をさほど必要としないため、特に高齢者が健康維持のため手軽にプレーできるようにすること、③パットゴルフに比べ維持管理コストが低いこと、といった理由により県は利用料金を無料としているということである。

このようなマレットゴルフのプレー代金無料の理由について、監査人は公平性を鑑みても問題はないと考える。

研修室について、1日2,720円で貸し出ししているがパンフレットやWeb上で公開していない。また、研修室の使用料については、1日単位での料金設定になっている。

スタジアム内には、選手控え室、観覧席（会議室BC）や記者室として利用している会議室等があるが、それらだけを利用したい場合にも別の料金設定ではなく、スタジアムの使用料金全体がかかるという設定になっている。スタジアムの利用料金についても、施設における場所や設備を細分化して部分的に利用できるようなしたほうが利用者にとっても、指定管理者にとっても利便性が高まってよいと考

えられるので検討することが望まれる。

②減免・免除

県が承認済である「テクノポート福井総合公園利用料金の還付および免除の基準」において、利用料金の減免および免除について定めており、それに基づいて利用料金の減免・免除を行っている。

③利用予約方法

施設の利用予約は、受付窓口、電話、メール、FAXにて予約を受け付けている。Web予約システムは、まだ導入されておらず、施設の空き状況に関しても直接電話による問合せにより確認できる形となっており、Web上で確認することも現時点ではできない。また、予約の管理も紙の予定表に記載して管理している状況にある。

各種競技団体による大会は、事前に予約が可能となっている。一般の利用者は利用日の2か月前から予約が先着順にて可能となっている。特定の団体の便宜を図るような対応はなされておらず、平等利用は確保されていると考える。

④利用料金の徴収方法

利用料金の徴収は、現金による事前徴収、もしくは、銀行振込による事後徴収の方法により行なわれている。電子マネーやものの、利用者の要望もあり、現在、電子マネーの導入を検討している。

利用料金の徴収は、事前または事後に、現金、PayPay、納入通知書による振込形式の方法で徴収している。クレジットカードでの支払いは導入していない。

⑤利用料金の管理体制

利用料金の収受業務の流れについて確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の収受から銀行への入金までの流れについて特に問題は発見されなかった。

⑥利用者数の把握方法

利用人数については、利用者に提出してもらっている利用申請書において利用者の人数が記載されており、それに基づいて利用人数を把握している。

⑦利用者数の推移状況

	利用人数（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
スタジアム	6,674	18,907	27,551	14,641	16,087	16,772
芝生広場	37,144	54,236	79,284	66,970	79,741	63,475
パットゴルフ	612	697	715	544	864	686
マレットゴルフ	7,174	7,379	5,694	7,015	7,147	6,882
バーベキュー	2,217	2,032	2,567	1,075	258	1,630
グラウンドゴルフ	0	110	0	0	0	22
オリエンテーリング	54	47	60	45	42	50
計	53,875	83,408	115,871	90,290	104,139	89,517
トータルコスト(千円)	44,493	45,446	59,912	60,256	62,476	54,517
一人当たりコスト(円/人)	826	545	517	667	600	631

令和元年度にスタジアムの利用人数が多いのは、福井ユナイテッドとジュビロ磐田との交流戦や親子での参加を見込んだユニクロキッズなどが開催されたためである。それを考慮すると、年々利用人数が増加しているといえる。また、室外なので、新型コロナウイルス感染症の影響を受けにくいと考えられる。

⑧利用促進策

指定管理者は、利用促進のための取組みとして以下のようなことを行っている。

- ・スタジアムと芝生広場以外の利用
スタジアムと芝生広場以外を利用したイベントを開催し、利用者増に努めた。
- ・四季折々のイベントの開催
四季折々のイベントを開催し、リピーターの確保に努めた。
- ・総合管理事務所のホールロビー等の有効活用
総合管理事務所のホールロビー等を有効活用し、来場者増につなげた。
- ・観光ポスター、他の施設のパンフレット等の案内の掲示
受付ロビーに観光ポスター、他の施設のパンフレット等の案内を掲示し、利用促進に努めた。
- ・「テクノポート福井活性化推進協議会」の発足
地元・関係機関との連携を図り、より一層の利用促進に努めた。
- ・ホームページ、SNSの充実
ホームページやSNS（Facebook、Twitter）の充実を図り、イベントの情報、利用案内、予約状況などをリアルタイム更新することで利便性の向上を図った。
- ・総合公園パンフレットの配布
パンフレットは、公園情報の特徴や利用案内、見所情報をコンパクトにまとめ、総合公園管理事務所や近隣施設等、県内公共施設においても配布し情報提供に努めた。
- ・季刊誌の配布
季刊誌は年間、月間の行事やイベント、国内インフォメーションを明記したものにし、来園者に配布してリピーターの確保に努めた。

- ・地元広報誌の活用
イベント告知を掲載してもらい、公園のPR活動に努めた。
- ・マスコミへの情報提供
大きなイベントや大会の告知は、地元新聞、テレビ等を通して、広範囲に情報を提供した。

利用者の満足度やニーズの把握のための調査のために、利用者に対してアンケート調査を行っており、結果は記録しまとめている。利用者から要望や苦情は随時対応し、施設の運営の改善につなげている。

意見箱を設置しているものの、投書されたことはないとのことである。

上記の利用率向上策について、積極的に取り組まれているという印象を受けた。

意見 71	会議室の利用率の向上について
<p>会議室（研修室）があるが、利用者制限は設けておらず、一般の方も利用できるようになっている。そのため、指定管理者は、会議室をより多く利用してもらえようWebサイト上などでPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。</p>	

（5）施設の管理および運営の状況

施設の状況については、施設の維持管理マニュアルに基づき管理しており、年間の管理計画を立てて、当該計画に基づいて管理している。

施設の日常点検は、職員が実施しており、軽微な修繕箇所があれば随時対応している。法定点検業務は外部の専門業者に委託している。

高額な修繕等が発生した場合は、その都度、県と協議し修繕等の対応を行っている。修繕費が大きいものについては、県の予算による更新を随時要望している。

高校総体の会場となったこともあり、スタジアム、芝生広場の整備に注力した。また、老朽化と利用者から分かりにくいと苦情のあつた案内板等の更新工事、経年劣化したパットゴルフ場のカップ整備工事、問題発生が多かった水周りの修繕工事、オリエンテーリングコース改修工事などを行ったことにより、修繕費の実績は計画よりも2,994千円多い9,473千円となった。スタジアムのベンチの劣化については、可能なものは職員にて研磨塗装を行うなど経費の削減を図っている。

施設の管理について特段問題はなかった。

・再委託割合（令和3年度）

委託料	7,982 千円
支出合計	62,476 千円
再委託割合	12.8 %

委託料は、庁舎機械警備業務、消防用設備点検業務、公園遊具点検業務、その他機器保守点検業務である。

委託業務手続きについて、必要な手続きが行われているか確認したが、特段問題はなかった。

(6) 備品の管理

備品に関しては、県の所有物と指定管理者の所有物がそれぞれ分けられて備品台帳が作成され管理されている。また、現物には備品管理シールは貼付している。

指定管理者は3月に現物確認を行い、リストをもとに全件チェックしている。

当施設においては、備品の貸出サービスを行っている。貸出時には、利用申請書に貸出備品の記載をもらい、返却時には、利用申請書に記載の数と照らし合わせて管理する体制を取っている。

備品の現物確認を実施したところ、乗用3連アプローチモアについては、備品管理シールが剥がれていた。

(乗用3連アプローチモア)



意見 72

使用していない備品について

以下の備品については現在使用していない。県および指定管理者は、今後の使用可能性を判断し、売却や廃棄等の措置を検討すべきである。

- ・ 自走式スプリンクラー、乗用ハイダンプスィーパー、ブロードカスタ、コートローラー、ロータリーモア

(自走式スプリンクラー)



(乗用ハイダンプスィーパー)



(コートローラー)



(ロータリーモア)



(7) 指定管理者制度

① 指定管理料の算定

指定管理料については、「指定管理者制度に関する手引き」の流れに基づいて決定している。

指定管理料については、財政課より所管課に算定方法の指示があり、それに基づき、所管課は、算定表を作成し、指定管理料の総額を算定している。

総額の算定方法だが、所管課において必要な人員数等を考慮して人件費を算定するとともに、光熱費等の施設管理費や事業費等については過去の3年の平均を用いたり、各項目ごとの費用額を積み上げる方式により各費目の算定し委託料を算定している。

指定管理料については、所管課において算定された後、財政課によりチェックされるとともに、選定

委員会が各費用について確認し最終的に承認される流れになっている。

物価上昇の影響は、現状、指定管理料の算定において考慮されていない。物価上昇によるコストアップの影響は、指定管理者が原則負担することになり、大幅な変動があった場合には、協議を行ない別途支払われることになる。

②自主事業と指定管理事業の区分

自主事業を行っている。令和3年度においては、フォトコンテスト、サッカー教室、マレットゴルフコンペ、ヨガ教室、オリエンテーリング大会、凧揚げ教室、体験農園、アロマワックスバー手作り体験を行っている。また、福井ユナイテッドのオリジナルグッズ、ボールやたこ上げセット等の遊び道具の販売を販売している。



③指定管理者による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

事業報告書	月次報告書	随時報告
毎年度終了後30日以内に福井県に提出する。	毎回翌月10日までに福井県に提出する。	県の求めに応じた随時報告
1. 管理業務の実施状況 2. 利用状況 3. 利用料金の収入の状況 4. 経費の収支の状況 5. 管理運営目標の達成状況 6. 利用者アンケート等の状況 7. 管理体制（組織図）	・施設稼働率 ・利用回数 ・利用者数 ・利用料金の収入状況（前年同月と比較した増減理由等） ・利用者等からの苦情とその対応状況	管理業務の実施状況を把握するために必要な事項

意見 73	収入に関する勘定科目の独立表示について
<p>事業報告書（年度）において、収入における「雑収入（その他の施設）」の割合が高い（令和3年度：40%超）。月次報告書では、「雑収入（その他の施設）」の内訳項目について記載しているが、事業報告書（年度）では、当該内訳項目の記載がされていない。</p> <p>指定管理者は、事業報告書（年度）においても、「雑収入（その他の施設）」の内訳項目について記載することが望まれる。</p>	

意見 74	自主事業における収入・支出の独立表示について
<p>指定管理者は、自主事業における収入および支出について月次報告書では独立記載しているが、事業報告書（年次）では、支出には「自主事業運営費」という勘定科目があるが、収入には自主事業収入が把握できるに関する勘定科目がない。</p> <p>自主事業における収入および支出は、適切な指定管理料を算出するために必要な重要な情報と考えられるため、指定管理者は、事業報告書（年次）においても独立した科目で表示することが望まれる。</p>	

④目標設定と実績管理

1) 令和3年度における達成率

	目標		実績		達成率	
	利用者 (人)	利用収入 (千円)	利用者 (人)	利用収入 (千円)	利用者 (%)	利用収入 (%)
スタジアム	20,000	1,550	16,087	3,510	80.4	226.5
芝生広場	71,000	-	79,741	408	112.3	-
パットゴルフ	500	400	864	562	172.8	140.5
マレットゴルフ	8,000	50	7,147	47	89.3	94.0
その他施設	1,600	1,500	300	3,062	18.8	204.1
バーベキュー	1,500	-	258	-	17.2	-
利エンターリクガ	100	-	42	-	42.0	-
計	101,100	3,500	104,139	7,589	103.0	216.8

【利用者数】新型コロナウイルス感染症の影響により、スタジアム、マレットゴルフ、バーベキューの利用者は、減少した。一方、芝生広場は、新型コロナウイルス感染症の影響が少ない野外のため、遠足での利用者が回復した。また、パットゴルフは、県内利用者の増加により、70%以上増加した。トータルで、利用者数の実績は、目標より3.0%増加した。

【利用収入】スタジアムは、客単価が高いプロチームの試合が2試合行われたことなどにより2倍以上の利用収入となった。芝生広場は、計画では収入なしであったが、条例改正により令和3年10月1日より芝生広場を専用利用する際の利用料金が新設されたことにより収入が発生した。その他の施設の収入が計画の2倍以上になったのは、サッカーの試合が増えたことにより、広告看板設置数が増加したことによる。

2) 目標設定と実績管理

事業計画書作成時に前年度の利用状況等を踏まえ目標を設定しており、実績は月次報告書にて管理している。

⑤モニタリング

県の指定管理者の評価体制については、「第3章 総論 XⅢ. 県のモニタリング」に記載しておりである。

4名の委員によって行われた外部評価委員会の評価一覧表において、指定管理者の事業計画と実績を比較して、「1.指定管理の業務が、申請した事業計画書のとおりに行われているか」では、19項目×4人＝76個のA評価、「2.施設の管理状況に関する報告の内容」では4項目×4人＝16個のA評価（A：実施されている、B：実施されているが、不十分であり改善を要する、C：実施に向け準備中、D：実施されていない）が並んでおり、それ以外の評価はなく、意見要望は「特になし」となっている。

これについて、所管課である公営企業課の担当者に質問したところ、この評価一覧表の評価内容は指定管理者制度の統括部書である財産活用課が作成したもので、指定管理者に対して一律に使用しているものであるということであった。

他の指定管理者の外部評価委員会においては、A以外の評価もいくつも見られたことや意見要望もあがっていることから、上記の外部評価委員会の評価に疑念が生じたが、指定管理者と外部評価委員との間の質疑応答の内容を確認できたこと、および、指定管理者の事業報告書等において記載内容が詳細になされていることから、すべての項目でのA評価や意見要望が特になしという評価について問題はないと判断した。

⑥インセンティブ

施設内で自主事業を行っており、施設の利用者の増加は自主事業の収入につながるため、インセンティブはあるといえる。

⑦指定管理制度導入の成果

制度導入前よりはコストが大幅に減少している。しかし、再雇用制度等によって平成29年度と令和3年度を比較すると、人件費が約1,200万円増加している。

また、当施設のサッカー場においては、夜間照明設備が付いているものの、全照明を点灯して利用するのは年間でそれほど多くない。電力料の支払いは、高圧電力契約によっており、全照明を点灯する使用電力量がピークとなる日の最大需要電力に合わせて年間契約を結んでおり、当該契約に基づいて全ての電力を使用した場合、年間を通すと割高な料金設定になってしまう。この点に関して、当施設においては、使用日においては、発電機をレンタルして利用したことにより、電力デマンドを抑えることができた結果、発電機のレンタル料を考慮しても年間を通して大幅な電気料の削減を実現している。利用者増・利用促進のための取組みや広報活動および自主事業の拡大により利用者数が増加しそれに伴い利用収入が増大している。また、ナイター照明に発電機を使用するなど経費削減にも取り組んでいる。指定管理者制度導入の成果はあったと考える。

(8) その他

総括責任者を地理的に4 km 弱しか離れていない臨海中央公園（土木部都市計画課の所轄）と当テクノポート福井総合公園（産業労働部公営企業課の所管）の兼務を行うなどして、人件費を削減することができるのではと考える。

また、公営企業課の会計は、県の財務システムから独立した公営企業の会計システムで処理しており、同じ公園事業ではあるが会計システムが相違する。テクノポート福井総合公園は、場所が県が管轄する臨海工業地帯であるテクノポート福井内にあるということで公営企業課の所管になっているが、公園の機能という面からみればほとんどが臨海中央公園と同じだと思われる。

県は、人件費の削減および公園の管理という業務の同一性、会計システムの同一性の観点から、両施設は、同じ部課が所管することについて検討する余地があると思われる。

8. ふくい健康の森

(1) 施設の概要

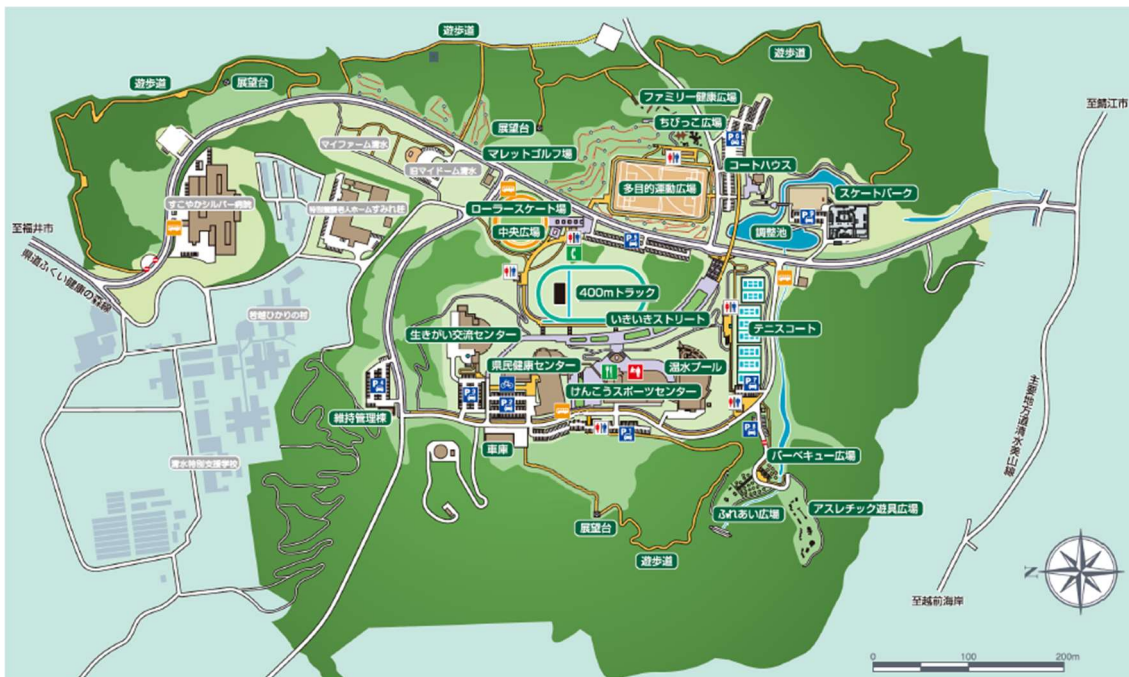
施設名	ふくい健康の森
施設所在地	福井市真栗町 47-47 (けんこうスポーツセンターの所在地)
設置年月	<ul style="list-style-type: none"> ・監査対象 (けんこうスポーツセンター) 平成 7 年 9 月 1 日 (温水プール) 平成 9 年 11 月 1 日 (健康スポーツ公園) 平成 7 年 6 月 1 日 ・監査対象外 (県民健康センター) 平成 6 年 7 月 1 日 (生きがい交流センター) 平成 11 年 3 月 15 日
所管課	健康福祉部地域福祉課
運営方法	指定管理者制度
根拠条例等	福井県指定管理者制度基本条例 ふくい健康の森の設置および管理に関する条例 ふくい健康の森の設置および管理に関する条例施行規則
設置目的	体力づくりに関する指導および講座を開催するとともに、体力づくりその他健康の増進に必要な施設および設備を提供し、もって健康で生きがいのある県民生活の確保に資するため
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■けんこうスポーツセンター 床面積 1 階 3,589.08 m² 2 階 3,069.57 m² 渡り廊下 212.75 m² ・トレーニングジム…316.33 m² ・エアロビクススタジオ…214.60 m² ・運動フロア ・200mトラック ・その他 男女浴室、会議室 等 ■温水プール 床面積 2601.71 m² 渡り廊下 121.39 m² ・25mプール…水深 1.1m～1.3m 6 コース ・幼児用プール…水深 0.5m と 0.8m ・その他 流水プール、ウォータースライダー 等 ■健康スポーツ公園

	<p>面積 約 21 h a</p> <ul style="list-style-type: none"> ・400mトラック…4コース ・テニスコート…8面 ・スケートパーク ・多目的運動広場 ・中央広場 ・マレットゴルフ場 ・その他 <p>ちびっこ広場・ファミリー健康広場、周回ウォーキングコース、ふれあい公園、やすらぎの森 等</p> <p>■ 駐車場：597台</p>																																										
<p>施設の開館時間 および休館日</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>けんこうスポーツセンター</th> <th>温水プール</th> <th colspan="2">健康スポーツ公園</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>スケートパーク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">開館時間</td> <td>平日</td> <td>午前9時～午後9時</td> <td>午前10時～午後8時30分</td> <td rowspan="2">午前9時～午後6時</td> <td rowspan="2">午前9時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>日・祝日</td> <td>午前9時～午後6時</td> <td>午前10時～午後5時30分</td> </tr> <tr> <td>7月1日～8月末日までの日・祝日</td> <td>午前9時～午後9時</td> <td>午前9時30分～午後8時30分</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12月29日 1月3日</td> <td>午前11時～午後5時</td> <td>午前11時～午後4時30分</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休館日 or 休園日</td> <td>—</td> <td colspan="4">月曜日（祝日の場合、その翌日） 年末年始（12月30日～1月2日） ただし7月1日～8月末日までは休みなし</td> </tr> <tr> <td>コートハウス バーベキュー広場</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12月1日～2月末日まで閉鎖</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>夏場においては、利用者が多く、利用者に少しでも多く利用してもらうため、利用可能な日および時間の拡大を行っている。</p>			けんこうスポーツセンター	温水プール	健康スポーツ公園							スケートパーク	開館時間	平日	午前9時～午後9時	午前10時～午後8時30分	午前9時～午後6時	午前9時～午後9時	日・祝日	午前9時～午後6時	午前10時～午後5時30分	7月1日～8月末日までの日・祝日	午前9時～午後9時	午前9時30分～午後8時30分	—	—	12月29日 1月3日	午前11時～午後5時	午前11時～午後4時30分	—	—	休館日 or 休園日	—	月曜日（祝日の場合、その翌日） 年末年始（12月30日～1月2日） ただし7月1日～8月末日までは休みなし				コートハウス バーベキュー広場	—	—	12月1日～2月末日まで閉鎖	—
		けんこうスポーツセンター	温水プール	健康スポーツ公園																																							
					スケートパーク																																						
開館時間	平日	午前9時～午後9時	午前10時～午後8時30分	午前9時～午後6時	午前9時～午後9時																																						
	日・祝日	午前9時～午後6時	午前10時～午後5時30分																																								
	7月1日～8月末日までの日・祝日	午前9時～午後9時	午前9時30分～午後8時30分	—	—																																						
	12月29日 1月3日	午前11時～午後5時	午前11時～午後4時30分	—	—																																						
休館日 or 休園日	—	月曜日（祝日の場合、その翌日） 年末年始（12月30日～1月2日） ただし7月1日～8月末日までは休みなし																																									
	コートハウス バーベキュー広場	—	—	12月1日～2月末日まで閉鎖	—																																						

けんこうスポーツセンター、温水プールおよび健康スポーツ公園においては、利用者に対する運動実践の指導や効果測定、施設の安全な利用のためのサポート、利用者のニーズに対応した体力づくり講座の開催、体力づくりに関する情報の提供などを実施し、県民の体力づくりを支援している。

子どもからお年寄りまで、一人一人が目的、ペースに合わせた運動を楽しめ、楽しみながらさまざまな活動を通じて、自然の中で健康づくりや生きがいづくりを行うことができる総合拠点となっている。

(施設地図)



(施設内写真)



(2) 指定管理者

① 指定管理者の概要

<p>指定管理者の名称</p>	<p>公益財団法人 福井県健康管理協会</p> <p>・設立目的 県民の健康管理、特にがんをはじめとする生活習慣病の予防、早期発見並びに保健衛生に関する知識の普及に必要な事業を行うとともに、健康長寿県を目指して県が推進する健康づくり事業を促進する事業を行い、県民の健康福祉の向上に寄与することを目的として設立された。</p> <p>・沿革 1970年：前身の「財団法人 福井県成人病予防協会」設立 1971年：成人病予防センター併設 1972年：福井県対がん協会と合併 1974年：県と県医師会により「財団法人 福井県健康管理協会」に改組 1995年：「健康スポーツ公園」「けんこうスポーツセンター」の管理運営を県から受託 1997年：「温水プール」開設、管理運営 2006年：ふくい健康の森の全施設の指定管理者として県知事が指定 2013年：「公益財団法人 福井県健康管理協会」に移行</p>
<p>募集方法 (公募/非公募)</p>	<p>公募</p>
<p>制度導入年月日</p>	<p>平成 18 年 4 月 1 日</p>
<p>指定管理期間</p>	<p>5 年 (平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)</p>
<p>指定管理者が行う業務</p>	<p>・けんこうスポーツセンター、温水プールおよび健康スポーツ公園 (ア) 体力づくりに関する指導および講座の開催 (イ) 体力づくりその他健康の増進に必要な施設および設備の提供 (ウ) その他体力づくりに関する業務</p> <p>・県民健康センター、生きがい交流センターについても当該指定管理者が業務を行う。</p>
<p>指定管理料</p>	<p>けんこうスポーツセンター、温水プールおよび健康スポーツ公園の指定管理料</p> <p>平成 29 年度： 222,410 千円 (税込) 平成 30 年度： 222,591 千円 (税込) 令和 元年度： 208,546 千円 (税込)</p>

	令和 2 年度： 210,500 千円（税込）
	令和 3 年度： 210,500 千円（税込）

②指定管理者の選定理由

当該団体は、ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）指定管理者選定委員会の審査において、ふくい健康の森の設置および管理に関する条例で定める指定の基準に十分適合しているものと評価され、指定管理者にふさわしいと認められたことから、当該団体が指定管理者候補者に選定された。

③指定管理者選定委員および選定結果

1) 選定委員会委員

- ・ 福井県立大学学術教養センター 准教授
- ・ 一般社団法人福井県中小企業診断士協会 会長
- ・ 福井県レクリエーション協会 理事
- ・ 福井県 P T A 連合会 副会長
- ・ 福井県健康福祉部地域福祉課長

2) 選定結果

審査基準は、1. 県民の平等な利用が確保されていること、2. 施設の効用を最大限に発揮するものであること、3. 管理の経費の縮減が図られるものであること、4. 管理を安定して行う能力を有するものであること、の4点から構成されている。2について、営業日の増設や営業時間の延長、年齢層に応じた運動メニューの提供などの新たな提案が評価された。3について、提示額が上限額の範囲内で提示されており、きめ細かな省エネ・資源節約の実施など、経費縮減に向けた取組みの提案が評価された。4について、指定管理者としてふくい健康の森の管理を行ってきた実績があり、安定した管理運営を行うことのできる体制が整っている点が評価された。

以上の総合的な評価により、公益財団法人福井県健康管理協会は、ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）の指定管理者に求められる水準に十分達しているものと評価され、指定管理者候補者に選定された。

指定管理者候補者の選定手続きおよび選定結果の妥当性を検証するため、選定に関する一連の書類を閲覧し、選定委員の選定状況、審査基準、審査内容を確認し、指定管理者の選定手続きは所定の手続きに基づいて行われ、選定結果は審査基準と審査内容に照らして妥当であることを確認した。

(3) 比較財務諸表（収支表）

<福井県>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<歳入>					
使用料	937	870	815	793	760
収入計	937	870	815	793	760
<歳出>					
委託料	402,174	402,301	280,888	283,505	283,505
負担金	-	-	-	-	4,180
支出計	402,174	402,301	280,888	283,505	287,685
収支	△ 401,237	△ 401,431	△ 280,073	△ 282,712	△ 286,925

令和3年度の負担金は、温泉設備修繕負担金である。

なお、委託料は、指定管理料であるが、平成29年度および平成30年度においては、ふくい健康の森の施設全体に対する管理料であったが、令和元年度以降は、県民健康センターを含まない施設に対する管理料である。

<指定管理者>

(単位：千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益						
事業収益		297,891	299,247	277,631	247,921	261,226
指定管理料		222,410	222,591	208,546	210,500	210,500
利用料収入		75,481	76,656	69,085	37,421	50,725
スポーツセンター	個別利用	70,081	71,201	61,721	33,091	44,157
	学割利用	—	—	427	422	739
	専用利用	179	141	126	56	113
	計	70,260	71,343	62,275	33,570	45,011
公園	専用利用	1,570	1,595	1,798	1,699	2,021
レンタル	レンタル利用	811	770	601	401	587
教室	教室利用	2,579	2,625	2,452	682	2,147
スケートパーク		—	—	1,678	1,018	831
その他		258	321	278	48	126
利用料収入計		75,481	76,656	69,085	37,421	50,725
(利用料免除)		1,950	13,411	633	2,690	145
受取負担金		1,817	1,936	1,832	1,676	1,740
雑収益		280	252	356	253	216
経常収益計		299,989	301,436	279,820	249,852	263,183
経常費用						
人件費		20,614	21,160	13,552	14,775	14,181
事業経費		255,191	256,367	243,404	230,653	262,744
賃金		2,481	2,481	2,481	2,230	0
需用費		92,319	94,428	85,195	72,080	99,090
消耗品費		3,763	3,937	2,898	1,880	2,782
燃料費		23,651	26,205	20,432	20,232	36,176
印刷製本費		1,008	459	710	463	529
光熱水費		53,763	54,587	52,916	45,319	54,411
修繕費		10,132	9,237	8,237	4,184	5,189
役務費		2,954	2,837	2,384	1,265	1,717
通信運搬費		300	295	302	297	293
手数料		1,291	1,108	900	503	985
保険料		462	378	467	464	439
広告料		900	1,055	713	0	0
委託料		155,797	154,749	151,154	153,141	159,877
使用料賃借料		922	1,229	1,924	1,876	1,899
負担金交付金		540	521	18	3	23
その他		175	119	245	56	136
経常費用計		275,806	277,527	256,956	245,429	276,926
収支		24,183	23,908	22,863	4,423	△ 13,743

(注) この収支表は今回の監査のために対象施設に絞って指定管理者が算出した資料に基づいて作成している。

利用料収入は、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されて令和2年度より増加したが、新型コロナウイルス感染症の発生以前には回復していない。費用においては、令和3年度において、燃料費が約80%（約16百万円）増加した。これは、令和元年12月23日から令和2年6月30日までの期間に温水プールを利用停止していた一方、令和3年度においては、重油単価が高騰したことによるものである。

(4) 施設の利用概要

①利用料金

利用料金については、条例において限度額が定められており、指定管理者は、その限度額の範囲内で料金として定めている。

【利用料金】

名称	区分	算定基礎		限度額 (単位：円)		
けんこう スポーツ センター および 温水プール	施設	個人	大人	1人1回	630	
				回数券1組(6枚)	3,150	
				定期利用券	3ヶ月 12,600 6ヶ月 22,050	
			中学生以下	1人1回	250	
				回数券1組(6枚)	1,250	
				定期利用券	3ヶ月 5,000 6ヶ月 8,750	
		団体	大人	1人1回	500	
			中学生以下	1人1回	210	
		専用	エアロビクススタジオ		1時間	650
			運動フロア		全面1時間	1,780
	半面1時間				890	
	附属 設備	バドミントン用具		1セット	220	
卓球用具		1セット	220			
健康 スポーツ 公園	施設	一般	1人1回	400		
			回数券1組(6枚)	2,000		
			定期利用券	3ヶ月 8,000 6ヶ月 14,000		
			高校生・ 大学生	1人1回	200	
				回数券1組(6枚)	1,000	
				定期利用券	3ヶ月 4,000 6ヶ月 7,000	
		中学生以下	1人1回	100		
			回数券1組(6枚)	500		
			定期利用券	3ヶ月 2,000 6ヶ月 3,500		
		専用	テニスコート		1面1時間	220
			四百メートルトラック		全面1時間	860
			多目的運動広場		全面1時間	650
	半面1時間				330	
	附属 設備	テニス用具		ラケット1本	220	
		マレットゴルフ用具		1セット	330	

利用者の属性別に利用料金が区分されており、その都度料金支払いのほか回数券や定期利用券による支払いもある。専用利用の場合は時間単位の金額である。

バトミントン、卓球、テニス、マレットゴルフにおいては、用具の有料貸し出しがある。

意見 75	パンフレットにおける利用料金の明示について
<p>当施設においては、無料の施設もあれば、有料の施設もあるが、当施設のパンフレット上においては、各施設が有料か無料の記載がなされていない。有料か無料かの情報は、利用者にとって有益な情報と思われるため、指定管理者は、パンフレットにおいて有料施設か無料施設かが分かるように記載をすることが望まれる。また、有料施設の料金について、パンフレットに記載するのが困難であれば、利用料金については、当施設のWebサイトを参照等の案内をパンフレットに記載したほうがよいと考える。</p>	

意見 76	案内板の表示について
<p>多目的運動広場に設置してある使用上のお願いの表示のにおける案内板において、利用料金の記載があるが、専用使用との表現であり、分かりにくい。案内板の表現は、利用者に分かりやすい表現、例えば、貸切使用料等の表現にするほうがよいと考える。また、400mトラックの方の案内板に記載があるように個人使用の場合は無料である旨の記載も行なったほうが容易に有料施設か無料施設なのかの判断ができてよいと考える。そのため、指定管理者は、当該案内板の表示について検討することが望まれる。</p>	

スケートパークの管理体制について確認したところ、比較的オープンな施設であるため、利用者が料金を支払わずに利用しているケースがあるとのことである。状況としては、スケートパーク敷地はあまり高い柵などもなく、容易に入れる状態であること、ロケーションも管理事務所から比較的離れていること、料金支払方法は敷地横にある券売機による無人集金となっていることもあり、定期的に見回っているとはいえ、利用料金を支払わず無断で利用するケースがなくなっていない。

意見 77	スケートパークの利用料金の収受について
<p>スケートパークは比較的オープンな施設であるため、料金を支払わずに利用しているケースがある。適正な料金を払っている人が不公平感を感じることなく、皆が気持ちよく使ってもらえるためにも、指定管理者は、施設管理状況を改善し、適切に利用料金の回収を実施できるような工夫が求められる。場合によっては、利用料金は完全に無料化する、もしくは、無断利用の場合には割増料金の請求を行う等の罰則を設けるのも一つの方法と考える。</p>	

②減免・免除

県が承認済である「ふくい健康の森 管理運営規程」の第 7 条において利用料金の免除および減免を定めており、それに基づいて利用料金の減免・免除を行っている。

③利用予約方法

電話での予約のみであり、予約台帳を作成し、予約者の管理を行っている。電子メールやFAXでの予約はできない。また、Web予約システムは、導入されておらず、施設の空き状況に関しても、Web上で確認することも現時点ではできない。

福井県が主催のイベントは、その都度予約を入れている。大会等の予約は、原則 3 か月前から予約が可能となっている。一般の利用者は、1 か月前から先着順にて予約可能となっている。

④利用料金の徴収方法

利用料金の徴収は、現金による事前徴収、もしくは、銀行振込による事後徴収の方法により行なわれている。電子マネーやクレジットカードでの支払いは手数料もあり、現時点では導入していないものの、利用者の要望もあり、現在、電子マネーの導入を検討している。回数券や定期券については簿冊管理を行っている。

⑤利用料金の管理体制

利用料金の収受業務の流れについて確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の収受から銀行への入金までの流れについて特に問題は発見されなかった。

⑥利用者数の把握方法

利用人数の把握は、入館者については、券売機による売上情報により入館者数を把握しており、施設の専用利用については、利用者に利用申請用紙の記入を依頼しており、そこに記載の人数にて把握している。無料の広場については、毎日、午前、午後 1 回巡回時に利用人数をカウントしている。

⑦利用者数の推移状況

		利用人数（人）						
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	
けんこうスポーツセンター	施設別	エアロビクス（専用）	616	434	350	0	0	280
		運動フロア（専用）	1,749	1,434	1,189	317	607	1,059
		トレーニングジム（一般）	63,273	67,992	63,354	37,493	47,933	56,009
		フロア・プール（一般）	75,567	75,138	56,911	33,659	43,942	57,043
		教室	59,241	62,711	61,022	31,689	46,382	52,209
		合計	200,446	207,709	182,826	103,158	138,864	166,601
健康スポーツ公園	専用利用	テニスコート	12,146	13,537	14,048	14,437	16,071	14,048
		ゲートボール場	240	320				280
		多目的運動広場	4,233	3,039	3,171	2,198	2,571	3,042
		400mトラック	3,816	4,312	4,201	1,571	3,173	3,415
		バーベキュー場	3,301	2,592	2,543	931	671	2,008
		小計	23,736	23,800	23,963	19,137	22,486	22,624
	公園自由利用	46,764	47,600	54,537	25,999	22,864	39,553	
	上記計	70,500	71,400	78,500	45,136	45,350	62,177	
	スケートパーク	-	-	7,406	3,921	3,271	4,866	
	合計	70,500	71,400	85,906	49,057	48,621	65,097	
総計	270,946	279,109	268,732	152,215	187,485	231,697		
トータルコスト（千円）	275,806	277,526	256,955	245,429	276,926	266,528		
一人当たりコスト（円/人）	1,018	994	956	1,612	1,477	1,212		

〔けんこうスポーツセンター〕

平成30年度までは、体カづくり教室の充実やWeb広告などの広報拡充の取り組みにより利用者は増加傾向にあったが、その後、新型コロナウイルス感染症の発生による影響もあり、令和元年度、令和2年度にかけて利用者数が大幅に減少している。ただし、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の状況が若干落ち着いた影響もあり、前年度比34.6%増加した。

〔健康スポーツ公園〕

令和元年度においては、新型コロナウイルス感染症が発生するも、スケートパークが新しくできた影響もあり、利用者数が増加している。その後、新型コロナウイルス感染症の発生の影響やスケートパークのオープン効果もなくなり、令和2年度、令和3年度においては減少となった。

トータルでも新型コロナウイルス感染症の発生前の利用者数には戻っていない。

⑧利用促進策

指定管理者は、Webサイトを通じて、利用案内、施設予定表、各種教室・情報、イベント情報の紹介等非常に多くの情報を提供しており、利用者の利便性の向上を図っている。加えて、指定管理者は、Facebook、Twitter、Instagram、LINE等のSNSを利用して、施設のイベント情報、営業情報、四季折々の景色等、日々の出来事といった情報を頻繁に発信しており、利用者の利便性を考慮した活動を行っている。また、紙ベースでもパンフレットや健康の森通信といった定期チラシも発行しており、各公共施設、地域の公民館、各団体、西武福井店、老人クラブ等の施設などにも設置して、利用拡大を促している。

体カづくり教室等の企画および実施に力を入れており、令和3年度は全12教室に延べ5万人近く

の参加者が集まり、また、運動実践指導業務として、個別運動プログラム、体カテスト・運動能力テスト、減量月間（年2回）を行い、利用者数は合計で6千人超集める等している。これらについては、WebサイトやSNS等で発信するとともに、近隣住民への案内チラシの投込み等も実施する等し、集客や利用促進のための施策やPRを行っている。

利用者の満足度やニーズの把握のための調査のために、教室等で利用者に対してアンケート調査を行っており、結果については整理し、利用者から要望や苦情は随時対応し、施設の運営に活用している。また、意見箱をロビーに設置しており、適宜、投書内容については、課内回覧し、施設運営に反映している。

けんこうスポーツセンター内に、会議室があり、施設利用者に対して希望があれば控え室等として無料で貸している。

意見 78	アンケート調査の実施について
施設利用者アンケート調査結果のサンプル数が少ない（サンプル数12件等）ため、施設利用者の満足度等を測る調査として十分とはいえない。指定管理者は、アンケート調査のサンプルを拡大することにより、利用者の満足度調査の精度を高めることが望まれる。	

意見 79	事業報告書における利用促進策の記載について
事業報告書において、スポーツ施設に関する利用率向上策が抽象的な表現しかなく、具体的な事業の記載がない。指定管理者は、事業報告書において、利用率向上の具体策の結果や次期以降の計画を数値を使用しながら文章で説明することが望まれる。	

意見 80	利用者数の集計について
利用者数の集計について、男性、女性、65歳未満、65歳以上という簡単な区分で行っており、高年齢の方を対象としているように見える。実際には18時以降は65歳未満の方の利用が多く、どのようなニーズがあるのかは高齢者と若者と違うはずである。指定管理者は、より幅広いニーズへの対応を意識して業務を行うことが望まれる。	

意見 81	収益拡大策について
ふくい健康の森の施設内には、資源的には多面性があり、緑が多く、景観がすばらしい場所もあることから、植物や昆虫採集の他、映画やドラマの撮影や結婚式等外観を楽しむ施設にも利用できると思われる。	
県または指定管理者は、積極的にその資源を活用していくことが望まれる。PRも含め観光業界とタイアップしながら企画したり、知名度を生かして健康を売りにしたい企業のネーミングライツの需要に応えたりするのもよいのではないかと思われる。	

(5) 施設の管理および運営の状況


単年度の施設等設備維持管理計画は作成している。備品の更新申請は、更新計画に基づいて県に申請している。

日常点検は職員が行い、軽微な修繕箇所があれば随時対応している。総合点検や機能点検・法令点検等は、外部の専門業者に委託し定期的に点検してもらい、終了後速やかに報告書を県に提出している。


高額な修繕等が発生した場合は、その都度、県と協議し修繕等の対応を行っている。

現場視察を行ったところ、ふれあい公園に設置されている遊具の一部に、使用禁止の黄色いテープが張られているものの、テープの劣化によりテープが切れ、使用禁止の状況が分かりにくくなっていた。状況としては、木材遊具の劣化に伴う破損があり、遊具の利用により怪我等の恐れがあるため使用禁止としたものである。テープ自体は夏前の時期に張ったものの、風雨等の影響でちぎれてしまったとのことである。

意見 82	使用禁止遊具について
ふれあい公園に設置されている遊具の一部に、使用禁止の黄色いテープが張られているものの、テープの劣化によりテープが切れ、使用禁止の状況が分かりにくくなっていた。	
指定管理者は、使用禁止の明示の仕方について安全管理の側面から適切な対応をする必要がある。	

意見 83	身障者用の点字ブロックについて
身障者用の点字ブロックに落ち葉がたまっていて通行しにくくなっていた。原因として、点字ブロックの中央に草が伸びており、それが引っかかるような形でたまっていた。身障者用のものであり、指定管理者は、日頃から注意して管理することが望まれる。	
(身障者用の点字ブロック)	
	

多目的運動広場に設置してある専用利用案内の掲示板的損傷状況が激しく、利用されていない状態であった。

意見 8 4	利用案内の掲示板的の管理について
<p>多目的運動広場に設置してある専用利用案内の掲示板的の損傷状況が激しく、利用されていない状態であった。</p> <p>指定管理者は、修繕を実施するか、別途現状の利用ニーズに合わせて他の掲示板的としての利用に転用するなど、適切な維持管理を実施すべきである。</p> <p>(多目的運動広場の専用利用案内の掲示板的)</p> 	

再委託割合（令和3年度）

委託料	159,877 千円
支出合計	276,926 千円
再委託割合	57.7 %

当施設においては、運動指導・プール監視業務、施設・設備・機械装置等の保守点検・管理業務、植栽管理業務、清掃業務等を委託している。

委託業務の手續について必要な手續が行なわれているか確認したが、特段問題は発見されなかった。

(6) 備品の管理


備品に関しては、県の所有物と指定管理者の所有物がそれぞれ分けられて備品台帳が作成され管理されている。また、現物には備品管理シールを貼付している。指定管理者は、現存の備品に対して定期的な現物確認を年1回、毎年8月頃に行っている。リストに基づき全件対象で実施している。

当施設においては、バドミントン、卓球、テニス、マレットゴルフ用具の貸出サービスを行っている。貸出時には利用カード（氏名・連絡先記載）と券売機で購入したレンタル券を提出してもらい、返却されたら利用者カードを返却する体制を取っている。

AED の設置状況を確認したところ、スケートパーク付近に設置してある AED は、近くに設置されている物品保管小屋内に設置されている。しかし、物品保管小屋自体は常時施錠されており、必要な時に AED を利用できない状態になっている。現状として、野外施設のため、AED を外に設置することができず、また、付近に職員が常駐している施設がないため、盗難やいたずら防止のため、やむなく上記の保管状況になっているとのことである。

意見 85	AED の設置について
<p>スケートパーク付近に設置してあるAEDは、近くに設置されている物品保管小屋内に設置されている。しかし、物品保管小屋自体は常時施錠されており、必要な時にAEDを利用できない状態になっている。</p> <p>今の管理体制では、人命救助の際に適切に対応することができず、施設管理体制としては不十分であると考えられる。指定管理者は、AEDの設置方法を見直すべきである。</p>	

けんこうスポーツセンターの講師控室にあるテレビはブラウン管のテレビであった。当該テレビが使用できるかは、施設の担当者も自信なさげであった。今の時代では使用できないことはないが、あまりにも効果的とは言えない。

意見 86	ブラウン管テレビについて
<p>けんこうスポーツセンターの講師控室にあるテレビは、ブラウン管のテレビであった。当該テレビが使用できるかは、施設の担当者も把握していなかった。</p> <p>県および指定管理者は、今後使用しない、もしくは、使用できないのであれば現物を廃棄する必要がある。</p> <p>(ブラウン管テレビ)</p> 	

(7) 指定管理者制度

①指定管理料の算定

以下の表は、ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）の指定管理者制度委託料の限度額算出資料をもとに作成したものである。

管理等経費調べ / 温泉・スポーツ施設

	新契約 (H31～)	構成比	備考
	千円	%	
人件費	42,737	10.0	7名。H30予算 42,635
施設管理費	331,575	77.9	前回5年平均 351,554
燃料費	34,945	8.2	
光熱水費	72,298	17.0	
消耗品費	9,993	2.3	
修繕料	16,457	3.9	
通信運搬費	911	0.2	
保険料	694	0.2	
委託料	167,695	39.4	
使用料・賃借料	5,107	1.2	
その他	23,475	5.5	
事業費	51,141	12.0	前回5年平均と同額。
運動指導・体カづくり教室事業	49,562	11.6	1社へ委託。
生きがいづくり事業	1,579	0.4	
管理経費計	425,453	100.0	
使用料等収入	143,303	33.7	前回指定期間(H26～30)の申請時計画額の年平均 127,824 + リニューアル影響額 2,218
その他の収入	3,403	0.8	過去3年平均と同額
収入計	146,706	34.5	
収支差額 (委託料)	278,747	65.5	

(注) この表の数値には、けんこうスポーツセンター、温水プール、健康スポーツ公園のほか、生きがい交流センターも含まれる。

・運動指導業務

この表の個々の項目における契約額の数値と備考欄における説明からは妥当でないといえるところは見当たらない。しかし、実際監査人がけんこうスポーツセンターを視察したときにはトレーニングジムの室内において利用客が10名程度なのに対しインストラクターのウェアを着た人間が5名程度がいた。ここ何年間で2つのスポーツジム（うち1つはこのセンターの運動指導業務の再委託先である民間業者が運営）を利用している者の情報によると、両ジムともフルタイムの利用で月額8千円ほどであるが、トレーニングジムの利用者20～30人に対し1名のインストラクターが利用時間の半分程度姿が見える程度である。このことと比較して考慮すると、インストラクターが過剰と思われる。

意見 87	運動指導業務委託における適正額について
<p>けんこうスポーツセンターのトレーニングジム内のインストラクターの人数が利用者数からすると多いように思われる。</p> <p>県は、民間スポーツジムとけんこうスポーツセンターと両方を体験し、そのサービス内容とサービス時間、利用者数を吟味することにより、このセンターにおける適正なインストラクターの数や勤務時間から限度額を算出することが望まれる。</p>	

②自主事業と指定管理事業の区分

施設の中で指定管理契約の対象となっている部分において、指定管理者として行っている自主事業はない。

③指定管理者による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

事業報告書	月次報告書	随時報告
毎年度終了後30日以内に福井県に提出する。	毎回翌月10日までに福井県に提出する。	県の求めに応じた随時報告
1. 管理業務の実施状況 2. 健康の森の利用状況 3. 健康の森の利用料金の収入の状況および免除の状況 4. 管理業務に係る経費の収支の状況 5. その他健康の森の管理の状況を把握するために必要な事項	1. 健康の森の利用の状況 2. 健康の森の利用料金の収入の状況および免除の状況 3. その他健康の森の管理の状況を把握するために必要な事項	管理業務の実施状況を把握するために必要な事項

意見 88	事業報告書における資料について
<p>会計システムから作成される大きい表をそのまま紙面に出力・印刷した結果、文字が小さすぎて読み取るのに苦労する資料があった。</p> <p>指定管理者は、会計システムから作成される表をそのまま印刷すると読むことが困難となるものについては、読者が読めるような形で出力もしくは加工してから保存することが望まれる。</p>	

④目標設定と実績管理

1) 令和3年度による達成率

【目標達成率】

			R 2年度	R 3年度			
			実績	目標	実績	実績増加率	目標達成率
けんこうスポーツセンター ・温水プール	利用者数	人	103,158	176,000	138,864	34.6 %	78.9 %
	料金収入	千円	34,286	—	47,245	37.8 %	— %
健康スポーツ公園 ・スケートパーク	利用者数	人	49,057	47,000	48,621	△ 0.9 %	103.4 %
	料金収入	千円	3,135	—	3,481	11.0 %	— %
計	料金収入	千円	37,421	70,820	50,725	35.6 %	71.6 %

2) 目標設定と実績管理

年度別事業計画書で前年度実績に基づき、管理運営目標（利用者数、利用料金収入）を施設ごとの積上げにより設定しており、月次報告書および事業報告書において実績管理、増減理由の分析管理を行っている。しかし、令和3年度目標（利用者数）においてセンター・プールが令和2年度実績の約35%増加、公園・パークは、0.9%減少という設定をした理由が記載されておらず、明確でなかった。

⑤モニタリング

県の指定管理者の評価体制については、「第3章 総論 XIV. 県のモニタリング」に記載しておりである。

指定管理者は、施設管理業務の再委託の契約書において求めている委託業務の結果の月次報告が行われていない再委託先があった。県は指定管理者に再委託先の報告書を入手するよう指導することが望まれる。

⑥インセンティブ

利用料金収入はすべて指定管理者に帰属するため指定管理者となるインセンティブはあるといえる。

⑦指定管理制度導入の成果

当施設においては、平成18年度から指定管理者制度に移行し、平成17年度以前は管理委託契約であった。管理委託契約では、利用料収入は県の歳入として計上され、指定管理者制度導入後は、利用料金を指定管理者が収入としている。そこで、平成17年度の管理委託契約金額から利用料収入を除いた金額と令和3年度の指定管理料を比較することで導入前と令和3年度のコストを比較する。

平成17年度の管理委託契約金額から利用料収入を除いた金額は、県民健康センターおよび生きがい交流センターを含めて424,896千円である。令和3年度の指定管理料は、同じく県民健康センターおよび生きがい交流センターを含めて408,436千円であり減少している。よって、指定管理者制度導入の効果はあったと考える。

9. 若狭総合公園

(1) 施設の概要

施設名	若狭総合公園
施設所在地	福井県小浜市北塩屋
設置年月	平成 11 年 4 月
所管課	土木部都市計画課
運営方法	指定管理者制度
根拠条例等	都市公園法 福井県指定管理者制度基本条例 福井県都市公園条例 福井県都市公園の管理に関する規則
設置目的	若狭総合公園は県の 4 地域に順次整備された総合公園で、嶺南地域の広域的なスポーツ等、多様なレクリエーションニーズに対応するため。代表的なスポーツ施設は温水プールで、地域住民の健康増進に寄与している。
施設の内容	若狭総合公園 約 16ha 多目的休養施設 ゲートボール場 クレー舗装 2 面 温水プール 25m6 コース、幼児プール、ジャグジー 散策路 全長約 2,470m 駐車場 乗用車 209 台、大型車 10 台
施設の利用時間・	■プール 火曜から金曜：午後 1 時から午後 9 時（最終入館時間：午後 8 時 30 分） 土曜・日曜・祝祭日：午前 10 時から午後 6 時（最終入館時間：午後 5 時 30 分） 火曜・金曜：午前 10 時から午後 1 時（女性専用時間）
休館日	（プール） 月曜日（国民の祝祭日のときは、その翌日）

(プール)



(民話伝承遊び広場)



(ゲートボール場)



(トリム広場)



(2) 指定管理者

① 指定管理者の概要

指定管理者の名称	小浜市
募集方法 (公募/非公募)	非公募
制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
指定管理者が行う業務	(1) 利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 (2) 若狭総合公園の維持管理に関する業務 (3) 運営業務など (4) その他管理に必要な業務
指定管理料	平成 29 年度 : 13,992 千円 平成 30 年度 : 13,992 千円 令和 元年度 : 14,121 千円 令和 2 年度 : 14,250 千円 令和 3 年度 : 14,250 千円

②指定管理者の選定理由

設置当初から小浜市へ管理委託することが決まっていた施設であり、指定管理者制度導入時も指定管理者として小浜市を選定している。なお、県の作成した随意契約理由書には「小浜市は、市内に市営都市公園を整備しており「若狭総合公園」と一体的かつ、効果的、効率的な管理運営を行うことができる。都市公園は、広域的利用に供される目的で整備され、地元に着した管理運営を通じて地域の振興や公園の有効利用が図られる必要があることから、公募によらず当該団体を指定管理者として、随意契約」と記載されている。

③指定管理者選定委員および選定結果

非公募のため該当事項なし

(3) 比較財務諸表（収支表）

<福井県>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<歳入>					
	-	-	-	-	-
歳入計	0	0	0	0	0
<歳出>					
委託料	13,992	13,992	14,121	14,250	14,250
通信運搬費	96	94	94	93	92
工事請負費	317	-	-	-	-
歳出計	14,406	14,086	14,215	14,343	14,342
収支	△ 14,406	△ 14,086	△ 14,215	△ 14,343	△ 14,342

<指定管理者>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<収入>					
県補助金	13,992	13,992	14,121	14,250	14,250
利用料金	5,713	5,069	4,970	4,791	4,444
都市計画使用料	120	120	100	120	100
市費	30,064	29,614	26,009	27,401	33,878
収入計	49,889	48,795	45,201	46,562	52,672
<支出>					
報酬	9,784	10,404	8,484	8,119	8,434
職員手当等	532	430	414	1,054	1,639
報償費	-	-	-	50	50
旅費	400	349	370	359	384
需用費	26,655	26,061	24,082	24,373	22,446
役務費	557	551	491	466	446
委託料	11,872	10,949	11,067	11,621	18,703
使用料及び賃借料	33	33	292	350	382
備品購入費	-	15	-	133	134
負担金補助金及び交付金	14	-	-	35	49
公課費	37	-	-	-	-
支出計	49,889	48,795	45,201	46,562	52,672
収支	0	0	0	0	0

収入の内訳は、公園整備時の覚書による県の負担額である指定管理料（有料施設の維持管理に係る固定的経費分）と施設利用料収入および小浜市の一般会計となっている。

支出について、報酬、職員手当等、委託料が増加傾向にある。これは、配置される職員についてアルバイト職員から会計年度職員へ変更されたことおよび小浜市の給与規程に変更があったためである。また、令和3年度において委託料が令和2年度と比較して7,082千円増加しているが、これは小浜市の指定管理公園に係る支出事業の考え方の変更に伴い公園部分も含めた額で計上するようになったためである。

(4) 施設の利用概要

①利用料金

利用料金については、「福井県都市公園条例」において上限が定められているが、指定管理者は、その上限額を超えない範囲で定めている。

料金改定に際しては、指定管理者である小浜市財政当局の方針、他の体育施設の考え方に合わせて決定している。

会議室の利用料金については、午前・午後・夜間区分での料金設定になっている。

<利用料金>

施設名		区分		県内利用料金	県外利用料金		
温水プール	専用する場合	1時間		2,900	4,350		
		1日		29,000	43,500		
	専用しない場合	個人	2時間	一般	280	420	
				高校生以上	150	220	
				中学生以下	100	150	
			超過1時間ごと	一般	140	210	
				高校生以上	70	110	
				中学生以下	50	70	
		団体	30人以上 100人未満	2時間	一般	196	294
					高校生以上	105	154
					中学生以下	70	105
			100人以上	2時間	一般	140	210
					高校生以上	75	110
					中学生以下	50	75
	回数券 (11枚)	2時間	一般	2,800	4,200		
			高校生以上	1,500	2,200		
			中学生以下	1,000	1,500		
	1カ月券	2時間	一般	3,500	—		
高校生以上			1,900	—			
中学生以下			1,300	—			
会議室		午前	学生	340	510		
		午後		470	705		
		夜間		470	705		
		午前	一般	930	1,395		
		午後		1,400	2,100		
		夜間		1,400	2,100		

※ 団体利用の際は事前にご連絡が必要です。

※ 会議室利用の際に冷暖房を使用する場合は、料金は2割増しとなります。

②減免・免除

利用料金の免除および減免基準を定めており、それに基づいて利用料金の減免・免除を行っている。

③利用予約方法

利用者は事前予約なく、利用当日に券売機にて利用券を購入することで利用できる。

団体利用の場合は、事前に連絡するよう求めている。

④利用料金の徴収方法

利用料金は、現金により徴収しており、部活動等の団体利用については、後日納付書により振込により徴収している。電子マネーやクレジットカードでの支払いは、小浜市として取り扱っていないことから採用されていない。

⑤利用料金の管理体制

利用料金の収受業務の流れについて確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の収受から銀行への入金までの流れについて特に問題は発見されなかった。

⑥利用者数の把握方法

プールの利用者数については、利用者に利用時に、入館時刻等を記入してもらい、その名簿で把握している。公園の利用者数については、保育園等の遠足の利用の際には申請申請書に記載された利用者数により把握しており、その他の施設利用申請のない利用者については、1日3回、外部委託者が巡回する際にカウントしてもらっており、その報告ベースで集計している。

⑦利用者数の推移状況

施設名	利用者数（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
プール	31,048	27,699	26,255	24,974	23,622	26,720
公園	-	-	-	46,386	37,749	42,068
合計	31,048	27,699	26,255	71,360	61,371	68,787
トータルコスト（千円）	49,890	48,796	45,201	46,563	52,673	48,624
一人当たりコスト(円)	1,606.9	1,761.6	1,721.6	652.5	858.3	1,320.2
一人当たりコスト(円) ※プール利用人数で算定	1,606.9	1,761.6	1,721.6	1,864.4	2,229.8	1,836.9

※平成29年度、平成30年度、令和元年度においては、公園の利用者数のデータはない。

プールについては、平成30年度から施設改修を行っており、毎年、長期休館しているため、利用者数は減少傾向にある。なお、公園利用については、令和2年度より利用者数は報告がされている。

⑧利用促進策

施設の日常的な点検・巡回により、修繕箇所の早期発見と補修を適時に行い、利用者が快適に利用できるよう努めている。

小浜市のWebサイトを利用し情報発信を行っている。また、メタボ予防、介護予防と連携した高齢者を対象にしたチラシ、また、こどもを対象にしたチラシを作成し、小浜市の施設に掲示を依頼している。SNSは活用されていない。

高齢者や小学校3年生を対象に独自事業としてアクアビクス教室を開催しているほか、メタボ予防、介護予防へのニーズに対応して高齢者向けの情報発信等を小浜市のWebサイトやチラシ等を活用して行っている。

教室開催時に合わせ、毎年アンケート調査を行っている。回収した意見については、可能な順に即対応を心がけている。

意見箱を設置しているが、ここ数年は投書がない。また、インターネット上の口コミも見ており、利用者のニーズの把握に努めている。施設利用者は常連の利用者が中心となっているが、一般利用者のニーズの把握にも努めることが望まれる。

近年、マレットゴルフ場も整備されているが、Webサイト上にも案内はなく広報されていないため一般の利用者の認知度が低い。マレットゴルフ協会が管理・運営している状況にあるが、広く一般に利用を呼び掛けることが望まれる。

意見 89	利用促進のための施策について
多様なレクリエーションニーズに対応する目的で整備されたものの、現状では施設の老朽化が進み、施設の整備保存に注力されている状況である。	
広く利用者を募るためにはハード面の整備だけではなくソフト面の整備が必要と考えられるため、指定管理者は、施設整備が一巡した後は、レクリエーションニーズに対応した活動がより活発に行われることが望まれる。	

意見 90	Webサイトのリンク切れについて
福井県の当施設のWebサイトに若狭総合公園温水プール（指定管理者の小浜市のページ）へのリンクがあるが、クリックすると、小浜市の他の施設のWebサイトに繋がっており、リンク先が正しく設定されていなかった。	
県は、Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。	
また、デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行っていくべきと考える。	

（５）施設の管理および運営の状況

県は、所管課作成の「公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の更新・修繕を行っている。

日常点検は、指定管理者の職員が行い、軽微な修繕箇所があれば随時対応している。法令点検等の専門知識を要するものについては、外部の専門業者に委託し、定期的に点検してもらっている。

高額な修繕等が発生した場合は、その都度、県と協議し修繕等の対応を行っている。施設の管理業の一部については、事業計画書に記載し、あらかじめ県に報告・承認を受け、第三者に委託している。第三者に委託している管理業務には、給排水設備保守点検、機械警備、日常清掃、特別清掃、受水槽点検、自家用電気工作物点検、消防設備点検、防火設備点検等がある。

なお、温水プールについては、管理マニュアルに従い、日次点検は市職員が行い、専門知識を要するものは業者に委託している。点検結果は所管課で確認されている。

平成10年の供用開始から年数が経過し、施設および機械の老朽化が進んでいるため、県の長寿命化計画をもとに、段階的に更新を行っている。大規模改修としては、令和元年度にプール槽塗装、令和3年度に高圧受電設備およびプール昇温設備の更新を行っている。令和4年度は空調設備等の更新を行っている。

小浜湾や市街地を一望でき、NHKの連続テレビ小説「ちりとてちん」のロケ地として利用された展望台があるが、木が生い茂っており、せっかくのきれいな景色が見れなくなっている。木を伐採し、きれいな景色を見られるようにすることが望まれる。

・再委託割合（令和3年度）

委託料	18,703 千円
支出合計	52,672 千円
再委託割合	35.5 %

当施設においては、施設設備の保守点検の一部を委託している。

委託業務手続きについて、必要な手続きが行われているか確認したが、特段問題はなかった。

意見 9 1	温水プール運営について
<p>温水プールについては、施設の老朽化、燃料費の高騰、委託料の高騰等、ハード面への投資やランニングコストの増加が見込まれ厳しい環境下にある。そのため、指定管理者は、新規利用者を獲得するためのソフト面への投資を行っていくなどプール施設を問題なく継続して運営できるようにより一層の努力や工夫を継続して実施していくことが望まれる。</p>	

意見 9 2	管理マニュアルの周知について
<p>施設管理上のマニュアルの整備状況を確認したところ、温水プール管理マニュアルが平成10年に作成後、直近の令和4年4月更新まで何度か更新されているが、マニュアルが更新されていることについて現場職員への周知が十分に行われていない。指定管理者は、マニュアルについては存在自体を周知させるだけでなく、最新のマニュアルに沿って適切な管理運営ができるようにマニュアルが更新された場合には、現場職員にも周知徹底する必要がある。</p> <p>また、温水プールにおいて女性専用の利用時間が設けられているが、温水プール管理マニュアルにはその記載がない。管理マニュアルの早期の更新が望まれる。</p>	

意見 9 3	安全管理マニュアルの整備について
<p>当施設の公園においては、鹿等の動物が頻繁に出るとのことで公園に獣害対策フェンスを設置しているものの、動物がフェンスを乗り越えて公園内に出没することがある。指定管理者は、そういった状況になった場合に事故が起こらないように獣害対策の安全管理マニュアルを早期に整備し、管理者・担当者に浸透させることが望まれる。</p>	

(6) 備品の管理

備品管理については、県と小浜市がそれぞれの所有物について備品台帳を整備して管理している。

指定管理者は、現存の備品に対して定期的な現物確認を年1回、備品台帳リストに基づき全件対象で実施している。

ビート板等のプール使用する備品の貸出を行っている。ビート版等は、監視員室の横のラックに置かれており、利用の際は、監視員への申出のみで利用可能としている。

(7) 指定管理者制度

① 指定管理料の算定

指定管理料の算定基準については、指定管理者との覚書により、県は有料施設の管理に係る固定的経費のみを指定管理料として算定している。

指定管理料については、「指定管理者制度に関する手引き」の流れに基づいて決定している。

指定管理料については、財政課より所管課に上限額の算定方法の指示があり、それに基づき、所管課は、算定表を作成し、指定管理料の総額を算定している。

総額の算定方法だが、施設の性格・業務内容等および社会経済情勢の変化等を十分に配慮しながら費目ごとに積上げ計算を行い、前指定期間の範囲内で算定している。

指定管理料については、所管課において算定された後、財政課によりチェックされ最終的に議会で承認される流れになっている。

指定管理料の算定の際に考慮されていない事象（例えば急激な物価上昇や消費税増税など）が生じた場合は、その都度追加予算で対応を行っている。

② 自主事業と指定管理事業の区分

自主事業として、プールにて小学3年生と60歳以上の高齢者を対象にしたプール教室を開催している。

③ 指定管理者による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

<事業報告の内容>

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容を毎年度終了後30日以内に提出する。 (1) 管理業務の実施状況 (2) 若狭総合公園の利用状況 (3) 若狭総合公園の利用料金の収入の状況および免除の状況 (4) 管理業務にかかる経費の収支の状況 (5) その他若狭総合公園の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容を翌月の10日までに提出する。 (1) 若狭総合公園の利用状況 (2) 若狭総合公園の利用料金の収入の状況および免除の状況 (3) その他若狭総合公園の管理の状況を把握するために必要な事項	福井県は、管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるときは、小浜市に対し随時報告を求められることができる。

④目標設定と実績管理

1) 令和3年度による達成率

項目	目標	実績	達成率
利用者数(人)	30,000	23,622	78.7%

令和3年度については、目標数値を下回っており未達となっている。

2) 目標設定と実績管理

目標利用人数については、過去3年の平均利用者数を目標としている。温水プールについては、平成30年度から施設改修により、毎年、長期休館しているため、通年開館した場合に平成29年度以前の利用者数、利用料金収入をクリアできるよう目標設定している。毎月、実績を集計し、前月・前年度同月と比較した分析を行っている。

⑤モニタリング

県の指定管理者の評価体制については、「第3章 総論 XIV. 県のモニタリング」に記載しておりである。

外部評価委員会の評価は、小浜市が指定管理者となっていることから対象外であるため実施していない。

⑥インセンティブ

指定管理者である小浜市にとっては、住民がプールや公園を利用してくれることにより、住民の健康増進に資することができるというインセンティブがある。また、住民へのレクリエーション施設の提供による住民福祉の向上に貢献するという面でもインセンティブがあると考ええる。

⑦指定管理制度導入の成果

指定管理者である小浜市独自の地元の文化をテーマにした遊具を設置、改善するなど、施設としての魅力向上を図っており、利用者に近い小浜市が指定管理者であることの意義は十分あると考えられる。

また、若狭総合公園は、指定緊急避難場所に設定されており、緊急時に県・市・防災部局の連携が円滑に行えるため、都市公園の果たすべき機能の一つである防災機能の発揮という点でも地元自治体である小浜市が指定管理者であることの効果があると考ええる。

10. 奥越ふれあい公園

(1) 施設の概要

施設名	奥越ふれあい公園
施設所在地	福井県大野市篠座 70-46
設置年月	平成 12 年 12 月
所管課	土木部都市計画課
運営方法	指定管理者制度
根拠条例等	都市公園法 福井県指定管理者制度基本条例 福井県都市公園条例 福井県都市公園の管理に関する規則
設置目的	奥越ふれあい公園は県の 4 地域に順次整備された総合公園で、奥越地域の広域的なスポーツ等、多様なレクリエーションニーズに対応する目的で整備された。代表的なスポーツ施設は陸上競技場である。
施設の内容 (提供サービス)	陸上競技場 (第 2 種公認陸上競技場) テニスコート (全天候舗装 6 面)、 多目的広場 ゲートボール場 ひろびろ広場 おおらか池 子供の森 (遊具広場) 乗用車 627 台 バス 10 台
施設の利用時間・	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 (条例によりフリースペースは日没まで供用)
休館日	水曜日 冬季期間 (12 月下旬～3 月上旬) は気象条件等を考慮して閉館

奥越ふれあい公園は、奥越地域を利用対象にする総合公園として整備されている。

この公園が設置されている大野市では、名水百選に選ばれた「お清水」に代表されるように水とのかかわりが昔から現代まで大切に守り継がれており、公園づくりにおいては、奥越らしさ、奥越ならではの個性ある公園とするため、奥越地域固有の歴史と文化を踏まえた個性的空間づくりと健康づくりとスポーツレベルの向上が図れるスポーツ施設づくりを基本方針として施設配置を行っている。

陸上競技場は奥越地域唯一の第 2 種公認陸上競技場となっている。

(メインスタンド・管理棟)



(陸上競技場)



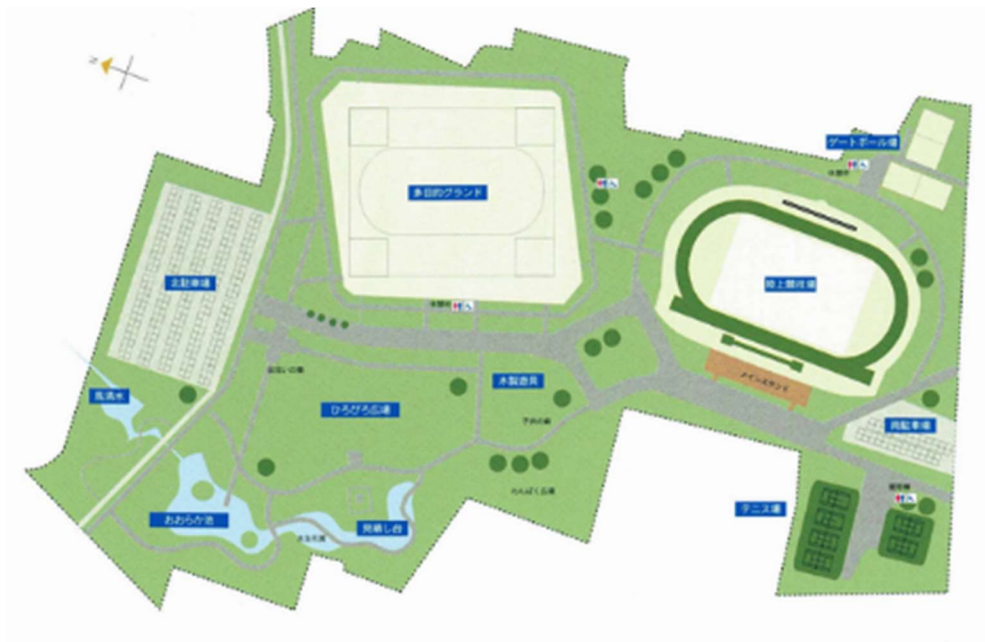
(多目的広場)



(テニスコート)



(全体図)



(2) 指定管理者

①指定管理者の概要

指定管理者の名称	大野市
募集方法 (公募/非公募)	非公募
制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
指定管理者が行う業務	(1) 利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 (2) 奥越ふれあい公園の維持管理に関する業務 (3) 運営業務など その他管理に必要な業務
指定管理料	平成 29 年度 : 15,694 千円 平成 29 年度 : 15,694 千円 令和 元年度 : 15,838 千円 令和 2 年度 : 15,980 千円 令和 3 年度 : 15,980 千円

②指定管理者の選定理由

設置当初から大野市へ管理委託することが決まっていた施設であり、指定管理者制度導入時も指定管理者として大野市を選定している。なお、県の作成した随意契約理由書には「大野市は、市内に市営都市公園を整備しており「奥越ふれあい公園」と一体的かつ、効果的、効率的な管理運営を行うことができる。都市公園は、広域的利用に供される目的で整備され、地元に着した管理運営を通じて地域の振興や公園の有効利用が図られる必要があることから、公募によらず当該団体を指定管理者として、随意契約」と記載されている。

③指定管理者選定委員および選定結果

非公募のため該当事項なし

(3) 比較財務諸表（収支表）

<福井県>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<歳入>					
都市公園占用使用料	-	0	-	-	1
収入計	-	0	-	-	1
<歳出>					
役務費	96	448	94	93	52
委託料	15,694	15,694	15,838	15,980	15,980
工事請負費	712	-	-	-	-
支出計	16,503	16,142	15,932	16,073	16,032
収支	△ 16,503	△ 16,142	△ 15,932	△ 16,073	△ 16,030

<指定管理者>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<収入>					
指定管理料	15,694	15,694	15,838	15,980	15,980
利用料金	615	699	734	549	730
雑入	116	116	116	89	79
市費	2,796	1,781	1,784	1,483	3,901
収入計	19,222	18,291	18,474	18,102	20,691
<支出>					
需用費	5,912	6,550	5,659	6,201	5,389
役務費	1,641	1,003	1,086	1,096	1,130
委託料	10,966	10,397	11,232	10,666	13,726
原材料費	153	261	216	137	293
備品購入費	548	78	278	-	150
支出計	19,222	18,291	18,474	18,102	20,691
収支	-	-	-	-	-

令和3年度の委託料増加については、令和2年度まで植栽管理費用の一部が指定管理業務に関係ない費用として計上されていなかったものを計上するよう改めたことにより増加したものである。

(4) 施設の利用概要

①利用料金

利用料金については、「福井県都市公園条例」において上限が定められているが、指定管理者は、その上限額を超えない範囲で定めている。県が設定額の変更を行った場合には、指定管理者である大野市で利用料金の協議を行い決定する。

<利用料金>

■陸上競技場(トラック、フィールド、及びメインスタンド)

[専用する場合] (単位：円)

算定基礎	学生	一般
1時間につき	630	1,900
1日につき	6,300	19,000

利用者が入場料観覧料その他これらに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合、又は入場を整理券、招待券その他の方法（以下「整理券等」という。）で制限する場合は、上記の金額の3倍に相当する額

[専用しない場合]

(個人) (単位：円)

	学生	一般
1時間につき	70	120

(団体) (単位：円)

学生	1時間につき	一般	1時間につき
7~20人	480	9~20人	980
21人	500	21人	1,030
22人	530	22人	1,080
23人	550	23人	1,130
24人	580	24人	1,180
25人	600	25人	1,230
26人	620	26人	1,270
27人~	630	27人	1,320
		28人	1,370
		29人	1,420
		30人	1,470
		31人	1,520
		32人	1,570
		33人	1,620
		34人	1,670
		35人	1,720
		36人	1,760
		37人	1,810
		38人	1,860
		39人~	1,900

■付属設備 (単位：円)

区分	算定基礎	学生	一般
役員室	1時間につき	150	310
	1日につき	1,500	3,100
拡声装置一式	1時間につき	230	450
	1日につき	2,300	4,500

■テニス場 (単位：円)

区分	算定基礎	学生	一般
1面	1時間につき	100	200
	1日につき	1,000	2,000

利用者が入場料等を徴収する場合、又は入場を整理券等で制限する場合は、上記の金額の3倍に相当する額とする。

- ・学生等とは、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに類する者をいう。
- ・一般と学生等で構成されている団体が有料公園施設を利用する場合は、一般の利用料金が適用される。
- ・県外に住所を有する場合の利用料金は、5割増しの額となる。
- ・準備撤去に要する時間は利用料金に含まれる。

②減免・免除

利用料金の免除および減免基準を定めており、それに基づいて利用料金の減免・免除を行っている。

③利用予約方法

施設の利用予約は、利用申請書を公園事務所に直接提出することにより行われる。電話での予約はできず、また、Web予約システムは、まだ導入されておらず、施設の空き状況に関してもWebサイト上で確認することも現時点ではできない。また、予約の管理も紙の台帳にて管理している状況にある。

登録されている各種競技団体や中体連や高体連は、2月に行われる調整会議を経て年間での予約が可能となっているが、一般の利用者は利用日の1か月前から予約が先着順にて可能となっている。

④利用料金の徴収方法

利用料金は、公園事務所で現金もしくはPayPayにより行われる。振込やクレジットカードでの決済は利用できない。

⑤利用料金の管理体制

利用料金の収受業務の流れについて確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の収受から銀行への入金までの流れについて特に問題は発見されなかった。

⑥利用者数の把握方法

陸上競技場などの施設利用人数については利用者日誌に記載の人数に基づいて、フリースペースの利用人数については1日3回の定期観測で計測した人数で把握している。

意見 94	フリースペースの利用者数の把握と報告について
<p>大野市では、市独自の遊具を設置して施設の魅力向上に努めている。そのため、公園のフリースペースを利用する人数はかなり多いと予想される。奥越ふれあい公園の設置目的は「奥越地域の広域的なスポーツ等、多様なレクリエーションニーズに対応する」ことであり、競技場の利用だけが目的ではない。</p> <p>現在、公園のフリースペースの利用者数として、月次報告では、定時定点観測による数が、年次報告では、遠足等で事前に申し込みがあった数がそれぞれ報告されている。施設の利用度を正確に把握するために、月次報告の方法のほうが適切であると考え。指定管理者は、年次報告においても、月次報告と同様の把握方法による利用者数を記載したほうがよい。</p>	

⑦利用者数の推移状況

施設名	利用人数（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
陸上競技場	9,505	18,722	15,912	8,998	12,389	13,105
テニスコート	2,844	2,568	2,214	2,357	2,743	2,545
トレーニングルーム	738	269	179	75	106	273
多目的グラウンド	10,436	6,962	7,780	3,947	4,882	6,801
ゲートボール場	1,814	1,746	1,702	745	70	1,215
マレットゴルフ場	0	0	0	0	35	7
小計						
公園内	1,344	130	0	95	0	314
合計	26,681	30,397	27,787	16,217	20,225	24,261
トータルコスト（千円）	19,222	18,291	18,474	18,102	20,691	18,956
一人当たりコスト(円)	720	602	665	1,116	1,023	825

注：トータルコストについて、事業報告書上の支出合計を記載しているが、施設の設置時に「施設の増改築等に要する費用、災害復旧等に要する費用、有料施設の維持管理に係る固定的経費は県が、それ以外の運営に係る費用を設置市が負担する」とこととされているため、奥越ふれあい公園を維持運営するための全ての費用ではない。

公園を除いた利用人数は、平成27年は3万8千人、平成28年は3万7千人であり、平成29年度以降、減少傾向となっている。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、さらに大きく減少している。

⑧利用促進策

指定管理者は、利用促進の取り組みとして、Webサイトを通じて、利用案内、遊具案内等の紹介を行っている。

利用促進策としてスポーツイベントを開催している（奥越ふれあい駅伝大会）。また、大野市役所各部署を通して民間団体等に対して、イベント会場として公園の利用を働きかけている。Webサイトでの広報がメインであり、SNS等の活用は見られない。

指定管理者は、利用者の満足度やニーズの把握のためのアンケート調査等は実施していないが、意見箱を管理事務所の前に設置し、利用者の意見等を回収しており、質問・意見については内容を事業報告書に記載している。また、インターネット上の口コミも見ており、利用者のニーズの把握に努めている。

（５）施設の管理および運営の状況

県は、所管課作成の「公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の更新・修繕を行っている。

日常点検は、指定管理者の職員が行い、軽微な修繕箇所があれば随時対応している。法令点検等の専門知識を要するものについては、外部の専門業者に委託し、定期的に点検してもらっている。高額な修繕等が発生した場合は、その都度、県と協議し修繕等の対応を行っている。

競技場などメインの施設に関して、管理状況に問題はなかった。付帯設備について、一部修繕を要するものがあつた。

指定管理者である大野市は、冬季の閉館期間を最小限とし、できるかぎり施設利用ができる日数を確保する方針となっている。また、第２種競技場を維持するために必要な改修は継続的に行う方針となっている。

・再委託割合（令和３年度）

委託料	13,726 千円
支出合計	20,691 千円
再委託割合	66.3 %

当施設においては、建物、設備等の点検業務、管理業務、植栽管理業務、清掃業務等を委託している。

委託業務の手續について必要な手續が行なわれているか確認したが、特段問題は発見されなかった。

意見 95 | 設備の破損等について

設備を視察した結果、以下のように修繕を要するものがあった。定期的な点検等を実施し、適時適切な修繕を実施しているものの、予算や優先順位の問題もあり、すべてを即時には対応できていない。指定管理者は、日頃から注意して管理するとともに、早期の修繕が望まれる。

(水道のパッキン不良)



(テニスコートの椅子の破損)



(ブロックの破損)



(多目的広場排水溝の詰まり)



意見 96 テニスコートの管理棟の管理状況について

テニスコートの管理棟において、今はないAEDのシールが貼られたままとなっていたり、私物が置かれていたりしており、適切な管理状況にあるとはいえない状況であった。

指定管理者は、AEDシールについては剥がすとともに、私物についても利用者に確認を行うほか、落とし物等の扱いとして移動・撤去することが望まれる。

(テニスコートにないのにAEDシール有)



(テニスコートロッカーに私物有)



(テニスコート男子更衣室に私物有)



(テニスコート廊下に私物有)



(6) 備品の管理

備品管理については、県と大野市がそれぞれの所有物について備品台帳を整備して管理している。また、現物には備品管理シールを貼付して管理している。指定管理者は、現存の備品に対して定期的な現物確認を年に1回程度実施している。

陸上器具等の貸し出しを行っている。備品をふれあい公園の外に貸し出す場合は備品借用願の提出を求めている。公園敷地内での通常利用にかかる備品貸し出しについては、管理人に口頭で許可を得ることとなっている。

備品の現物確認を実施したところ、備品にはすべて備品管理シールが適切に貼られていたが、外で管理するものについては、備品管理シールの記載内容が消えているものがあつた。

(記載内容が消えている決勝台の備品管理シール)



(7) 指定管理者制度

①指定管理料の算定

指定管理料の算定基準については、指定管理者との覚書により、県は有料施設の管理に係る固
定的経費のみを指定管理料として算定している。

指定管理料については、「指定管理者制度に関する手引き」の流れに基づいて決定している。

指定管理料については、財政課より所管課に上限額の算定方法の指示があり、それに基づき、所
管課は、算定表を作成し、指定管理料の総額を算定している。

総額の算定方法だが、施設の性格・業務内容等および社会経済情勢の変化等を十分に配慮し
ながら費目ごとに積上げ計算を行い、前指定期間の範囲内で算定している。

指定管理料については、所管課において算定された後、財政課によりチェックされ最終的に議会で
承認される流れになっている。

指定管理料の算定の際に考慮されていない事象（例えば急激な物価上昇や消費税増税など）
が生じた場合は、その都度追加予算で対応を行っている。

②自主事業と指定管理事業の区分

自主事業として、大野市スポーツ課主催でスポーツイベントを開催している。

③指定管理料による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

事業報告	月次報告	随時の報告
以下の内容を毎年度終了後30日以内に提出する。 (1) 管理業務の実施状況 (2) 奥越ふれあい公園の利用状況 (3) 奥越ふれあい公園の利用料金の収入の状況および免除の状況 (4) 管理業務に係る経費の収支の状況 (5) その他奥越ふれあい公園の管理の状況を把握するために必要な事項。	以下の内容を翌月の10日までに提出する。 (1) 奥越ふれあい公園の利用状況 (2) 奥越ふれあい公園の利用料金の収入の状況および免除の状況 (3) その他奥越ふれあい公園の管理の状況を把握するために必要な事項	福井県は、管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるときは、大野市に対し随時報告を求めることができる。

④目標設定と実績管理

1) 令和3年度による達成率

項目	目標	実績	達成率
利用者数 (人)	26,434	20,084	76.0%
利用回数 (回)	1,454	1,409	96.9%
稼働率 (%)	30	47	156.7%
利用料金収入額 (千円)	684	730	106.7%

令和3年度については、稼働率と利用料金収入額は達成できたが、利用者数と利用回数は未達成となっている。

2) 目標設定と実績管理

計画時に目標値については指定管理者が設定し、県が承認している。

管理運営目標として、「利用者数」、「利用回数」、「稼働率」、「利用料金収入額」が設定されており、年度目標は過去3年の実績の平均値を次年度の目標として設定している。目標設定と実績管理は実施されている。

⑤モニタリング

県の指定管理者の評価体制については、「第3章 総論 XIV. 県のモニタリング」に記載しておりである。

外部評価委員会の評価は、大野市が指定管理者となっていることから対象外であるため実施していない。

指摘事項 32	減免の事業報告書への記載漏れについて			
<p>利用料金の減免のうち、以下の減免について、事業報告書への記載が漏れていた。 指定管理者は、記載が漏れないようにする必要がある。</p>				
利用日付	内容	利用団体名	利用時間	徴収額 (減免率)
R3.4.11	福井県サッカーリーグ 2部A	大野市サッカー協会	7:00から16:00	9,500円 (50%)
R3.8.31	大野市連合体育大会 リハーサル	大野市連合体育大会 実行委員長	8:00から14:00	0円 (100%)

意見 97	月次報告書の記載内容について
<p>「奥越ふれあい公園管理運営業務仕様書」において月次報告書の作成が求められており、その記載内容として「施設稼働率、利用回数、利用者数、利用料金の収入状況、利用者等からの苦情とその対応状況」の記載が求められているが、月次報告書を確認したところ、苦情等についての記載がなかった。苦情等がないため記載していないとのことであるが、指定管理者は、無いことも含め、苦情等の有無については明記しておくほうがよい。</p>	

⑥インセンティブ

奥越地域で唯一の第2種公認競技場という事であり、大野市にとっては指定管理を引き受けるだけのインセンティブは十分あると考えられる。

⑦指定管理制度導入の成果

指定管理者制度の導入の成果について、利用者数の面では導入前の平成17年度の利用者数が32,994人であるのに対し、導入直後の平成18年度が31,188人、その後増減があるもののコロナの影響がなかった令和元年で27,787人と導入前より減少している。もちろん、奥越地域の人口などの問題もあり、単純な比較はできない面はあるが、指定管理者制度導入により利用者数が増えたとする事実はない。

ただし、指定管理者制度は管理運営委託と異なり、施設の経営権は指定管理者にあり、指定管理者は、自主的な施設サービスの提供や使用許可等の行政処分を行うことができるため、指定管理者である大野市が、住民のスポーツ参加を促していることで健康増進に資することができ、また、地元の特徴を活かして独自の遊具を設置、改善するなど施設としての魅力向上を図っており、利用者に近い大野市が指定管理者であることの意義は十分あると考えられる。

また、奥越ふれあい公園は、指定緊急避難場所に指定されているほか、多目的グラウンドが防災ヘリやドクターヘリの離着陸場に指定されており、緊急時に県・市・防災部局の連携が円滑に行えるため、都市公園の果たすべき機能の一つである防災機能の発揮という点でも地元自治体である大野市が指定管理とする効果があると考えられる。

11. トリムパークかなづ

(1) 施設の概要

施設名	トリムパークかなづ
施設所在地	あわら市 山室 67 丁目 30-1
設置年月	平成 15 年 4 月より開園
所管課	土木部 都市計画課
運営方法	指定管理者制度
根拠条例等	都市公園法 福井県指定管理者制度基本条例 福井県都市公園条例 福井県都市公園の管理に関する規則
設置目的	県土の均衡ある発展と地域格差是正を図る施策の一環として、広域的利用に供される文化、スポーツ・レクリエーション等の多機能を有する総合公園を、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の各地域に設置するため
施設の内容 (提供サービス)	<p>総面積：約 20 ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 多目的体育館 <ul style="list-style-type: none"> ・ アリーナ：バレーボール 2 面、バスケットボール 2 面、バドミントン 6 面、卓球 10 面、フットサル 1 面、ハンドボール 1 面、控室 1 部屋 ・ 会議室：2 部屋 ・ トレーニングジム室：ランニングマシン 4 台、コンビネーションマシン 1 基、エアロバイク 3 台、ラットプルダウンマシン 1 基、ステアクライマー 1 台 ■ 多目的グラウンド：サッカー 2 面、ソフトボール 3 面 ■ テニスコート：砂入り人工芝 8 面 うち照明設備あり 4 面 ■ 弓道場：近的 4 射 ■ ゲートボール場：屋根あり 3 面 ■ 公園 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊具広場：飛行機遊具 1 基、管制塔遊具 1 基、テント遊具 1 基、スカイロープ 1 基、ちびっ子滑り台 1 基、スイングブランコ 1 基、トリムザウルス 1 基、スプリング遊具 5 基、 ■ 砂場 2 ヶ所、木製ネット 1 基、屋外ステージ 1 か所 <ul style="list-style-type: none"> ・ マレットゴルフ：27 コース ※土日祝日使用不可 ■ ビオトープ園 ■ 和風園

	<p>■ 駐車場：普通 340 台、大型 8 台、障がい者用 12 台</p>
施設の利用時間・	<p>多目的体育館：午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分 多目的グラウンド：午前 8 時 30 分～午後 5 時（日没まで） テニスコート：午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分 ゲートボール場：午前 8 時 30 分～午後 5 時（日没まで）</p>
休館日	<p>年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）</p>

県内でも有数の規模を誇るアリーナやトレーニング室を有する冷暖房完備の多目的体育館がある。野球、サッカー、テニス、弓道場、ゲートボールなど多彩な屋外スポーツが可能な運動施設が設置されている。

親子連れを対象とした多彩な遊具を配置した遊戯広場がある。

(全体図)



(2) 指定管理者

①指定管理者の概要

指定管理者の名称	あわら市
募集方法 (公募/非公募)	非公募
制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理期間	5 年 (令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)
指定管理者が行う業務	(1) 利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 (2) トリムパークかなづの維持管理に関する業務 (3) 運営業務などその他管理に必要な業務
指定管理料	平成 29 年度 : 23,655 千円 平成 30 年度 : 23,655 千円 令和 元年度 : 23,875 千円 令和 2 年度 : 24,094 千円 令和 3 年度 : 24,094 千円

②指定管理者の選定理由

当施設は、設置当初からあわら市（当時は金津町）へ管理委託することが決まっていた施設であり、管理委託先であったあわら市を指定管理者制度導入時において指定管理者として選定している。県の作成した随意契約理由書には「あわら市は、市内に市営都市公園を整備しており、「トリムパークかなづ」と一体的かつ、効果的、効率的な管理運営を行うことができる。都市公園は、広域的利用に供される目的で整備され、地元に着した管理運営を通じて地域の振興や公園の有効利用が図られる必要があることから、公募によらず当該団体を指定管理者として、随意契約」と記載されている。

③指定管理者選定委員および選定結果

非公募のため、該当なし。

(3) 比較財務諸表（収支表）

<福井県>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<歳入>					
	-	-	-	-	-
収入計	-	-	-	-	-
<歳出>					
修繕料	283	-	-	-	-
通信運搬費	96	94	94	93	92
委託料	23,655	23,655	23,875	24,094	24,094
工事請負費	1,005	-	-	-	-
備品購入費	3,973	-	-	-	-
支出計	29,014	23,749	23,969	24,187	24,186
収支	△ 29,014	△ 23,749	△ 23,969	△ 24,187	△ 24,186

<指定管理者>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<収入>					
利用料金	3,693	3,959	4,024	3,106	3,670
アリーナ	729	1,156	930	770	1,390
トレーニング室	2,077	1,929	2,122	1,476	1,532
スタジオ	57	49	46	-	-
会議室	11	22	31	27	19
ゲートボール場	-	-	-	18	8
グラウンド	61	33	37	34	37
テニスコート	586	600	687	621	525
弓道場	170	167	168	157	157
公園	-	-	-	-	-
指定管理料	23,655	23,655	23,875	24,094	24,094
市からの収入	16,799	17,525	12,683	9,734	22,668
収入計	44,148	45,140	40,583	36,935	50,433
<支出>					
人件費	19,788	17,936	18,640	15,786	29,331
委託料	11,688	9,868	9,844	10,123	10,090
消耗品費	558	549	566	563	781
燃料費	1,332	1,801	1,680	1,410	1,775
光熱水費	6,059	7,354	6,998	6,375	6,805
修繕料	4,219	4,674	1,519	1,575	624
備品購入費	150	1,633	284	-	26
使用料	850	995	811	769	770
その他支出	227	540	236	331	228
支出計	44,877	45,352	40,583	36,935	50,433
収支	△ 729	△ 212	-	-	-

利用収入において令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響の影響により、令和元年度より

減少しているが、令和3年度は、平成29年度と同程度回復している。スタジオは、新型コロナウイルス感染症対策により利用停止しているため収入はゼロになっている。

人件費のうち、市職員人件費が令和2年度11,951千円から令和3年度23,933千円（職員数3名、メンバー同じ）と増大している。この理由は、あわら市で人件費についての記載方法が変更されたためである。

(4) 施設の利用概要

①利用料金

利用料金については、条例において上限が定められているが、指定管理者は、近隣市町の料金を考慮の上、その上限額を料金として定めている。

<利用料金>

	区分	算定基礎	限度額(単位:円)		
			学生等	一般	
1 多目的体育館					
(1) アリーナ	基本額	午前	2,300	6,280	
		午後	2,830	7,120	
		夜間	2,830	7,120	
		20時30分以後の1時間につき	1,050	2,830	
	〈基本額に加算〉				
	利用者がアマチュアスポーツに利用する場合	入場料等を徴収するときまたは入場を整理券等で制限するとき (ただし、入場料等の最高額 < 4,780 円 のとき)		上記の額 × 3 (上記の額 × 2)	
	利用者がアマチュアスポーツ以外のスポーツに利用する場合	① 入場料等を徴収する場合 (ただし、その額 < 477,720 円 のとき)		入場券等の最高額 × 200 (477,720)	
		② 入場を整理券等で制限する場合		477,720	
		③ 日曜日、土曜日または休日に利用する場合		① 又は ② に定める額 × 1.2	
	利用者がスポーツ以外の行事に利用する場合	—		上記の額 × 2	
	利用者が専用しない場合	利用面積 ≤ 床面積の1/3		上記の額 × 1/3	
		床面積の1/3 < 利用面積 ≤ 床面積の1/2		上記の額 × 1/2	
利用者が照明設備を利用する場合	専用する場合	1時間につき	上記の額 + 660	上記の額 + 1,880	
	利用面積 ≤ 床面積の1/3	1時間につき	上記の額 + 230	上記の額 + 610	
	床面積の1/3 < 利用面積 ≤ 床面積の1/2	1時間につき	上記の額 + 340	上記の額 + 880	
	利用者が冷暖房設備を利用する場合	1時間につき	上記の額 + 3,560	上記の額 + 6,920	
(2) トレーニング室	—	1人1日につき	130	310	
	利用者が冷暖房設備を利用する場合	—	上記の額 + 100	上記の額 + 170	
(3) 附属設備	小会議室	午前	230	500	
		午後	310	630	
		夜間	310	630	
	会議室	午前	370	1,010	
		午後	500	1,570	
		夜間	500	1,570	
	利用者が冷暖房設備を利用する場合	—	上記の額 × 1.2		
2 テニス場	—	1面1時間につき	110	210	
		1面1日につき	1,150	2,100	
3 野外ステージ	利用者が電気機器を利用する場合	1時間につき	160	440	
		1日につき	1,680	4,400	
	利用者が電気機器を利用しない場合	—	無料	無料	
4 弓道場	専用する場合	午前	1,470	1,470	
		午後	1,680	1,680	
		夜間	1,680	1,680	
	専用しない場合	午前	60	140	
		午後	60	140	
		夜間	60	140	
5 多目的グラウンド	専用する場合	1面1時間につき	210	520	
	専用しない場合	—	無料	無料	
6 屋内ゲートボール場	専用する場合	1面1時間につき	310		
	専用しない場合	—	無料		

②減免・免除

指定管理者は、利用料金の免除および減免基準を定めており、それに基づいて利用料金の減免・免除を行っている。

意見 98	減免の対象について
<p>当施設が設定している減免および免除の基準が、福井・坂井地区の利用者を対象にしている。県の施設であるにもかかわらず、福井・坂井地区の利用者のみを対象とすることは公平性の観点から疑問である。</p> <p>当施設は、県土の均衡ある発展と地域格差是正を図る施策の一環として、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の各地域において広域的利用に供される施設の一つとして地元自治体であるあわら市の要望により設置されたこともあり、福井・坂井地区の利用者のみを対象とする減免基準が設けられているとのことであるが、県は、その考えに基づく減免基準の設定が適切であるか再検討が望まれる。</p>	

③利用予約方法

利用者は、事前に電話で予約し、最終的に利用許可申請書を提出して正式予約となる。利用申請書は、Webサイト上で入手することが可能で、直接窓口で提出する方法の他、メールやFAXで提出することも可能である。Web予約はできないものの、Web上で空き状況を確認することができる。

④利用料金の徴収方法

利用料金は、基本、窓口での現金での事後徴収となっている。定期利用者等については、月末に利用料金を集計し、振込による徴収も行っている。電子マネーやクレジットカードでの支払はできない。

⑤利用料金の管理体制

利用料金の収受業務の流れについて確認したが、現金の管理状況も含めて、料金の収受から銀行への入金までの流れについて特に問題は発見されなかった。

⑥利用者数の把握方法

利用許可申請書に記載の人数にて利用者数を把握している。

公園への無料の来園者数は、基本的に1日3回定時に目算でカウントし、当該人数を公園の利用者数としている。公園の団体利用については、利用申請書を提出してもらっているので、そこに記載の人数で利用者数を把握している。

⑦利用者数の推移状況

	利用人数（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
アリーナ	29,883	41,242	29,123	19,142	17,961	27,470
トレーニング室	9,180	8,117	9,254	5,731	6,174	7,691
スタジオ	1,247	813	1,305	0	0	673
会議室	2,020	1,828	2,345	576	445	1,443
ゲートボール場	6,302	3,856	4,496	4,085	4,824	4,713
グラウンド	13,580	7,347	6,184	3,437	3,090	6,728
テニスコート	10,681	9,674	11,570	8,601	8,944	9,894
弓道場	4,148	4,291	4,391	3,095	3,127	3,810
小計（有料）	77,041	77,168	68,668	44,667	44,565	62,422
公園	29,333	29,102	23,841	14,648	12,733	21,931
計	106,374	106,270	92,509	59,315	57,298	84,353
トータルコスト（千円）	44,877	45,352	40,583	36,935	50,433	43,636
一人当たりコスト（円）	422	427	439	623	880	558

利用者数は、5年間逡減している。令和2年度および令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響によりそれ以前より3割以上減少している。スタジオは、新型コロナウイルス感染症の影響により利用停止している。そのため、利用者一人当たりコストが増加している。

⑧利用促進策

指定管理者は、利用促進の取り組みとして、Webサイトを通じて、施設案内、利用案内、遊具案内等の紹介を行っている。SNS等を活用した取り組みは行っていない。

利用促進の具体的な取り組みとして次のことを行っている。

- ・職員による講習会、ストレッチ指導、トレーニング指導。
- ・北信越大会（ソフトボール）等の大会会場、大学などの合宿の練習会場としての利用の促進・誘致。
- ・遠足、校外学習による公園、和風園、野外ステージの利用、地域アイドルのコンサート会場としての野外ステージの利用の促進・誘致。
- ・トレーニングジムのコンビネーションマシーンを更新するとともに、それについてWebサイト上で紹介し、周知を行った。その結果、若者のジム利用者が増えたとのことである。
- ・利用者の満足度やニーズの把握のためのアンケート調査等は実施していないが、意見箱を設置し、利用者の意見等を回収しており、質問・意見・苦情等については、早急に対応できるものは対応し、対応できないものは、予算要求や県への要望を行っている。
- ・ネイチャーゾーンは、自然豊かな施設であり散歩コースにはとても魅力的な場所であるが、トイレや休憩用のイス、橋が老朽化しており、歩道に草木が生い茂っている箇所が多数あり、現在活用されていない。このゾーンを今後どうするかについて、県とあわら市が現在検討している。

意見 99	ネイチャーゾーンについて
<p>ネイチャーゾーンは、自然豊かな施設であり散歩コースにはとても魅力的な場所であるが、施設の維持や樹木の管理には多くの費用が必要だと考えられる。しかし、他にはあまりない魅力を有しており、県および指定管理者は、活用方法についての利用者からアイデアを募集および計画的な維持管理により有効活用することが期待される。</p>	

(5) 施設の管理および運営の状況

県は、所管課作成の公園施設長寿命化計画に基づき、施設の更新・修繕を行っている。

日常点検は、指定管理者であるあわら市の職員が行い、軽微な修繕箇所があれば随時対応している。法令点検等の専門技能を要するものについては外部の専門業者に委託し、定期的に点検してもらっている。

高額な修繕等が発生した場合は、その都度、県と協議し修繕等の対応を行っている。

指定管理者は、修繕の必要があると判断した時は、毎年県に次年度の修繕要望を提出する。県は修繕の内容、必要性その他を考慮して決定額を予算に組み込んでいる。令和3年度においては、市の要望額89,422千円に対して、県の内示額は24,240千円であり、要望額の一部のみが認められた形になっていた。

・再委託割合（令和3年度）

委託料	10,090 千円
支出合計	50,434 千円
再委託割合	20.0 %

委託料は、施設管理業務、清掃、除草業務、空調設備保守点検業務、警備保障業務、消防用設備点検業務、その他機器保守点検業務である。

委託業務手続きについて、必要な手続きが行われているか確認したが、特段問題はなかった。

(6) 備品の管理

備品については、県の所有物と指定管理者の所有物がそれぞれ分けられて備品台帳が作成され管理されている。また、現物には備品管理シールを貼付して管理している。

指定管理者は、現存の備品に対して定期的な現物確認は年1回程度、備品台帳リストに基づき実施している。

備品については、貸出を行っている。備品の貸出時においては、備品借用書を提出してもらっており、返却時においては、備品借用書にて返却物をチェックする体制としている。

県が所有している備品に関しては、その管理のため、現物に備品情報を記載した備品管理シールを貼付することとされているが、以下については、備品管理シールが貼られていなかった。

- ・体育館器具庫内（バドミントン支柱）
- ・ジム内（昇降用踏み台、コンビネーションマシン、トレッドミル、ラットプルダウンマシン）
- ・体育館外（トラクター、スプリングレイキ）

また、以下については、備品管理シールの記載内容が消えていた。

- ・体育館外（グラウンドマット）

その他、外で管理するものについては、シールの記載内容が消えているものがあった。

（７）指定管理者制度

①指定管理料の算定

指定管理料の算定基準については、指定管理者との覚書により、県は有料施設の管理に係る固定的経費のみを指定管理料として算定している。

指定管理料については、「指定管理者制度に関する手引き」の流れに基づいて決定している。

指定管理料については、財政課より所管課に上限額の算定方法の指示があり、それに基づき、所管課は、算定表を作成し、指定管理料の総額を算定している。

総額の算定方法だが、施設の性格・業務内容等および社会経済情勢の変化等を十分に配慮しながら費目ごとに積上げ計算を行い、前指定期間の範囲内で算定している。

指定管理料については、所管課において算定された後、財政課によりチェックされ最終的に議会で承認される流れになっている。

指定管理料の算定の際に考慮されていない事象（例えば急激な物価上昇や消費税増税など）が生じた場合は、その都度追加予算で対応を行っている。

②自主事業と指定管理事業の区分

自主事業として、以下のようなものを行っている。

- ・職員による講習会、ストレッチ指導、トレーニング指導。
- ・北信越大会（ソフトボール）等の大会会場、大学などの合宿の練習会場としての利用の促進・誘致。
- ・遠足、校外学習による公園、和風園、野外ステージの利用、地域アイドルのコンサート会場としての野外ステージの利用の促進・誘致。

③指定管理者による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

事業報告書	月次報告書	随時報告
毎年度終了後30日以内に福井県に提出する。	毎回翌月10日までに福井県に提出する。	県の求めに応じた随時報告
1. 管理業務の実施状況 2. 利用状況 3. 利用料金の収入の状況 4. 経費の収支の状況 5. 管理運営目標の達成状況 6. 利用者アンケート等の状況 7. 管理体制（組織図）	・ 施設稼働率 ・ 利用回数 ・ 利用者数 ・ 利用料金の収入状況（前年同月と比較した増減理由等） ・ 利用者等からの苦情とその対応状況	管理業務の実施状況を把握するために必要な事項

④目標設定と実績管理

1) 令和3年度における達成率

令和3年度の達成率は以下の通りである。

	目標		実績		達成率	
	利用者	利用収入	利用者	利用収入	利用者	利用収入
	人	千円	人	千円	%	%
アリーナ	23,000	1,188	17,961	1,390	78.1	117.0
トレーニング室	7,000	1,698	6,174	1,532	88.2	90.2
スタジオ	—	—	—	—	—	—
会議室	1,000	25	445	19	44.5	76.0
ゲートボール場	3,000	—	4,824	8	160.8	—
グラウンド	4,000	58	3,090	37	77.3	63.8
テニス場	9,600	374	8,944	525	93.2	140.4
弓道場	3,000	135	3,127	157	104.2	116.3
公園	54,000	—	12,733	—	23.6	—
計	104,600	3,478	57,298	3,668	54.8	105.5

〔利用者数〕 目標値については、新型コロナ感染対策による利用者の減少を考慮し、平成30年度実績の80%程度を見込んだ数字である。

無料の公園が目標の4分の1以下となったが、それ以外の有料の施設は達成率が88.1%となり、前年度とほぼ同じ数値となった。

〔利用収入〕 上記のように利用者数は減少したが、有料の施設は上記の達成率にもかかわらず、目標値より5.5%増加した。

2) 目標設定と実績管理

目標値については指定管理者が事務事業計画で目標設定を設定し、県が承認している。

年度目標については過去のデータを参考に設定している。

実績管理については、目標と実績と比較して増減分析を行っている。

⑤モニタリング

県の指定管理者の評価体制については、「第3章 総論 XIV. 県のモニタリング」に記載しておりである。

外部評価委員会の評価は、あわら市が指定管理者となっていることから対象外であるため実施していない。

⑥インセンティブ

指定管理者であるあわら市にとっては、住民が当施設のスポーツ施設を利用してくれることにより、住民の健康増進に資することができるというインセンティブがある。また、住民へのレクリエーション施設の提供による住民福祉の向上に貢献するという面でもインセンティブがあると考ええる。

⑦指定管理制度導入の成果

指定管理者制度への移行前は、あわら市との管理委託契約の金額は年額22,996千円であり、今回の5年契約による指定管理料は年額24,094千円である。指定管理料の上昇は消費税率の上昇を反映したものである。県のコスト面からは指定管理制度導入の成果は特に見当たらない。

しかし、指定管理者制度は管理運営委託と異なり、施設の経営権は指定管理者にあり、指定管理者は自主的な施設サービスの提供や使用許可等の行政処分を行うことができるため、地元の特徴を活かした施設運営ができ、地元の利用者に近いあわら市が指定管理者であることの意義は十分あると考えられる。

また、トリムパークかなづは、多目的体育館が指定避難所に指定されているほか、多目的グラウンドが緊急避難場所および防災ヘリやドクターヘリの離着陸場に指定されており、緊急時に県・市・防災部局の連携が円滑に行えるため、都市公園の果たすべき機能の一つである防災機能の発揮という点でも地元自体であるあわら市が指定管理者であることの効果があると考ええる。

12. 丹南総合公園

(1) 施設の概要

施設名	丹南総合公園
施設所在地	福井県越前市余田町 50-4-1
設置年月	平成 27 年 4 月
所管課	土木部 都市計画課
運営方法	指定管理者制度
根拠条例等	都市公園法 福井県指定管理者制度基本条例 福井県都市公園条例 福井県都市公園の管理に関する規則
設置目的	丹南総合公園は県の 4 地域に順次整備された総合公園で、丹南地域の広域的なスポーツ等、多様なレクリエーションニーズに対応する目的で整備された。代表的なスポーツ施設は野球場で、福井国体の際は軟式野球競技に使用された。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■野球場 <ul style="list-style-type: none"> 両翼 100m センター：122m 内野スタンド：観客収容人数 1,500 人 外野スタンド：芝生席収容人数 2,000 人 ナイター照明塔：6 基 ■体育館 <ul style="list-style-type: none"> バレーボール：2 面 バasketボール：2 面 バドミントン：8 面 ■多目的グラウンド <ul style="list-style-type: none"> 14,240 m² 野球の場合：1 面 ソフトボールの場合：2 面 少年サッカーの場合：2 面 公式サッカーの場合：1 面 ナイター照明塔：8 基 ■全天候型球技場 <ul style="list-style-type: none"> ゲートボールの場合 屋内：2 面、 ■ゲートボール場 <ul style="list-style-type: none"> 屋外：1 面 ■芝生広場 <ul style="list-style-type: none"> 12,600 m²

	<ul style="list-style-type: none"> ■公園管理事務所 ■駐車場 <ul style="list-style-type: none"> 正面入口：約 60 台 芝生広場：約 100 台 正面入口（臨時）：約 150 台
施設の利用時間・	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
休館日	年未年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

（野球場）



（体育館）



（多目的グラウンド）



（全天候型球技場）



(2) 指定管理者

① 指定管理者の概要

指定管理者の名称	越前市
募集方法 (公募/非公募)	非公募
制度導入年月日	平成 25 年 9 月
指定管理期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
指定管理者が行う業務	(1) 利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 (2) 丹南総合公園の維持管理に関する業務 (3) 運営業務など その他管理に必要な業務
指定管理料	平成 29 年度： - 千円 平成 30 年度： - 千円 令和 元年度： - 千円 令和 2 年度： - 千円 令和 3 年度： - 千円 ※指定管理料の支払いはない。

② 指定管理者の選定理由

設置当初から越前市（当時は武生市）へ管理委託することが決まっていた施設であり、指定管理者制度導入時も指定管理者として越前市を選定している。なお、県の作成した随意契約理由書には「越前市は、市内に市営都市公園を整備しており「丹南総合公園」と一体的かつ、効果的、効率的な管理運営を行うことができる。都市公園は、広域的利用に供される目的で整備され、地元に着した管理運営を通じて地域の振興や公園の有効利用が図られる必要があることから、公募によらず当該団体を指定管理者として、随意契約」と記載されている。

③ 指定管理者選定委員および選定結果

非公募のため該当事項なし

(3) 比較財務諸表（収支表）

<福井県>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<歳入>					
	-	-	-	-	-
歳入計	-	-	-	-	-
<歳出>					
通信運搬費	96	94	94	93	92
歳出計	96	94	94	93	92
収支	△ 96	△ 94	△ 94	△ 93	△ 92

<指定管理者>

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<収入>					
利用料等収入	7,430	6,881	6,650	5,153	5,949
市一般会計	29,706	30,517	31,094	30,671	32,405
収入計	37,136	37,399	37,745	35,825	38,355
<支出>					
賃金	3,608	3,595	3,721	3,041	3,311
需用費	9,181	9,720	9,184	7,524	7,834
役務費	227	170	272	234	236
委託料	22,790	23,619	24,324	24,867	26,739
使用料・賃借料	1,279	242	193	156	232
原材料費	50	50	50	0	0
支出計	37,136	37,399	37,745	35,825	38,355
収支	0	0	0	0	0

収入の内訳は、利用料等収入と越前市の一般会計となっている。また、支出については除雪作業や散策エリアの植栽管理作業等により委託料が増加傾向にあり、公園施設については越前市都市計画課が直営管理をすることで管理費の削減をしているものの支出の削減には至らず支出全体としては増加傾向にある。

(4) 施設の利用概要

①利用料金

利用料金については、「福井県都市公園条例」において上限が定められているが、指定管理者は、その上限額を超えない範囲で定めている。県が設定額の変更を行った場合には、指定管理者である越前市で利用料金の協議を行い決定する。

<利用料金>

体育館

(一)アリーナ

単位：円

施設	利用時間	利用料金	
		学生等	一般
アリーナ	午前8時30分から午後1時	2,070	6,030
	午後1時から午後6時	2,040	5,280
	午後6時から午後8時30分	2,030	5,280
	午後8時30分以降の1時間につき	800	2,040

※ 上記の額には、シャワー室および更衣室ならびに競技用備品および競技用器具の利用料金を含む。
 ※ 利用者がアマチュアスポーツに利用する場合で、入場料等を徴収するときまたは入場を整理券等で制限するときの利用料金の限度額は、上記の額の3倍に相当する額(入場料等の最高額が3,560円未満のときは、2倍に相当する額)とする。
 ※ 利用者がスポーツ以外の行事に利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額の2倍に相当する額とする。
 ※ 利用面積が床面積の2分の1以下を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額の2分の1に相当する額とする。
 ※ 利用者が照明設備を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額に次の表に掲げる加算額を加算した額とする。

アリーナ照明	利用時間	利用料金
全面利用	1時間につき	300
半面利用		140

(二)附属施設

単位：円

区分	利用時間	利用料金	
		学生	一般
会議室	午前8時30分から午後1時	460	1,260
	午後1時から午後6時	490	1,470
	午後6時から午後8時30分	490	1,470
	午後8時30分から午後10時	210	630

※ 利用者が冷暖房設備を利用する場合の利用料金は、上記の額にその10分の2に相当する額を加算した額とする。(10円未満の端数切捨て)

全天候型球技場

単位:円

施設	利用時間	利用料金
半面利用	1面1時間につき	310
全面利用		620

※ 専用しない場合は、無料とする。

備考

- 1 「学生等」とは小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに類する者を、「一般」とは小学生就学の始期に達するまでの者および学生等以外の者をいいます。
- 2 一般と学生とで構成されている団体が利用する場合の利用料の額は、一般のみで構成されている団体が利用する場合の額によります。
- 3 県外に住所を有する者が利用する場合の利用料(照明設備の利用料を除く。)の額は、上に掲げる金額にその十分の五に相当する額を加算した額とします。
- 4 準備撤去に要する時間は利用料金に含まれます。

1 野球場

(一)グラウンドおよびスタンド

単位:円

施設	利用時間	利用料金		
		学生	一般	職業野球
グラウンドおよびスタンド	午前8時30分から午後1時	2,380	5,620	-
	午後1時から午後6時	2,400	5,650	-
	午後6時から午後8時30分	1,450	3,450	-
	午後8時30分以降の1時間につき	440	1,240	-
	1日(1日未満は1日とする)	-	-	293,330

※ 上記金額には、ダッグアウトおよびロッカー室の利用料を含む。

※ 利用者が入場料等を徴収する場合または入場を整理券等で制限する場合の利用料金の限度額は、上記の額の3倍に相当する額(入場料等の最高額が300円未満のときは2倍に相当する額)とする。

(二)附属施設

単位:円

施設	利用時間	利用料金		
		学生	一般	職業野球
附属施設全般 (A～Fを全て利用する場合)	午前8時30分から午後1時	2,410	6,180	-
	午後1時から午後6時	2,410	6,180	-
	午後6時から午後8時30分	1,470	3,770	-
	午後8時30分以降の1時間につき	530	1,150	-
A 役員室 B 貴賓室 C 会議室	午前8時30分から午後1時	620	1,570	-
	午後1時から午後6時	620	1,570	-
	午後6時から午後8時30分	380	840	-
	午後8時30分以降の1時間につき	140	300	-
D 拡声装置およびスコアボード装置一式	午前8時30分から午後1時	1,990	3,770	-
	午後1時から午後6時	1,990	3,770	-
	午後6時から午後8時30分	1,250	2,300	-
	午後8時30分以降の1時間につき	380	730	-
E 投球練習場	午前8時30分から午後1時	720	2,160	-
	午後1時から午後6時	700	2,200	-
	午後6時から午後8時30分	420	1,450	-
	午後8時30分以降の1時間につき	160	420	-
F バッティングゲージ(1台につき)	午前8時30分から午後1時	730	2,200	-
	午後1時から午後6時	730	2,200	-
	午後6時から午後8時30分	440	1,470	-
	午後8時30分以降の1時間につき	160	420	-
職業野球のためにグラウンドおよびスタンドを併せて利用する場合		-	-	無料

※ 拡声装置およびスコアボード装置一式:スコアボード操作パソコンを使用しない場合は、上記料金の1/2とする。

(三) 夜間照明

単位: 円

区分	利用時間	利用料金	
			職業野球
全灯	1時間につき	9,420	-
半灯		4,720	-
四分の1灯		2,300	-
-	1日(1日未満は1日とする)	-	151,900

2 多目的グラウンド

(一) グラウンド

単位: 円

施設	利用時間	利用料金	
		学生	一般
半面利用(A面又はB面)	1時間につき	210	520
全面利用		420	1,040

(二) 夜間照明

単位: 円

区分	利用時間	利用料金
A面(公式・一般競技用)	1時間につき	3,040
A面(練習・レクリエーション用)		2,300
B面(一般競技用)		1,980
B面(練習・レクリエーション用)		1,780
両面(一般競技用)		2,400
両面(練習・レクリエーション用)		2,080

※ A面をB面相当の照度で利用する場合の限度額は、B面の限度額を適用する。

備考

- 1 「学生等」とは小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに類する者を、「一般」とは小学生就学の始期に達するまでの者および学生等以外の者をいいます。
- 2 一般と学生とで構成されている団体が利用する場合の利用料の額は、一般のみで構成されている団体が利用する場合の額によります。
- 3 県外に住所を有する者が利用する場合の利用料(照明設備の利用料を除く。)の額は、上に掲げる金額にその十分の五に相当する額を加算した額とします。
- 4 準備撤去に要する時間は利用料金に含まれます。

意見 100

利用料金のWebサイト上の表示について

Webサイト上の利用料金が条例と同じ時間区分の料金表になっており午前・午後・夜間の区分になっている。実際には、条例の上限を超えないように30分単位や1時間単位で運用している。指定管理者は、Webサイト上も実際の利用料金を表示するほうがよいと考える。

②減免・免除

利用料金の免除および減免基準を定めており、それに基づいて利用料金の減免・免除を行っている。

意見 1 0 1	減免基準について
<p>当施設が設定している減免および免除の基準が、越前市内の小学校・中学校・高校・スポーツ少年団・スポーツ団体・スポーツクラブ等を対象にしている。</p> <p>県の施設であるにもかかわらず、越前市の団体のみを減免対象とすることは、公平性の観点から疑問である。</p> <p>当施設は、県土の均衡ある発展と地域格差是正を図る施策の一環として、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の各地域において広域的利用に供される施設の一つとして地元自治体である越前市の要望により設置されたこともあり、越前市の団体のみを対象とする減免基準が設けられているとのことであるが、県は、その考えに基づく減免基準の設定が適切であるか再検討が望まれる。</p>	

③利用予約方法

野球場と多目的グラウンドについては、インターネットからも空き状況の確認でき、予約申込ができるようになっている。野球場と多目的グラウンド以外の施設（体育館・全天候型球技場他）については、インターネットでの予約はできない。

予約は、利用日の1週間前までに利用許可申請書を管理事務所に提出することで最終的に予約確定となる。利用許可申請書の提出方法は、直接、FAX、電子メールで提出できるようになっている。

登録されている各種競技団体や中体連や高体連は、2月に行われる予約会議を経て年間での予約が可能となっているが、一般の利用者は、利用日の3か月前から予約が先着順にて可能となっている。

意見 1 0 2	Webサイトのリンク切れについて
<p>一部の施設については、Web上で予約できるが、Webサイト上の施設予約サービスの利用の案内ページは、リンク先が切れてしまっており到達できなくなっていた。</p> <p>指定管理者は、Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。</p> <p>また、デジタルツールについては、単に導入すればよいのではなく、その後のメンテナンスも重要となるため、情報管理の責任者を配置し、適切に運用管理を行うべきである。</p>	

④利用料金の徴収方法

利用料金は、後日、納付書による振込による支払いのみ可能となっており、現金での支払はできず、また、電子マネーやクレジットカードでの支払もできない。これまで、振込が遅れたことはあるが、全

額回収できており、不納付となったことはないとのことである。

⑤利用料金の管理体制

当施設においては、現金取引が発生しないため、現金の管理は発生しない。

利用料金の収受業務の流れについて確認したが、料金の収受から銀行への入金までの流れについて特に問題は発見されなかった。

⑥利用者の把握方法

利用者は、施設の利用申請書を公園内事務所に提出しており、当該利用申請書に記載された利用人数を集計することで利用者数を把握している。

⑦利用者数の推移状況

施設名	利用人数（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
野球場	12,707	11,707	9,665	5,900	7,212	9,438
体育館	21,846	21,197	20,438	17,862	21,293	20,527
多目的グラウンド	12,406	11,593	11,155	10,099	12,180	11,487
全天候型球技場・ゲートボール場	6,537	7,567	4,846	4,212	5,298	5,692
公園	26,455	30,930	34,201	33,296	24,440	29,864
合計	79,951	82,994	80,305	71,369	70,423	77,008
トータルコスト（千円）	37,137	37,399	37,745	35,825	38,355	37,292
一人当たりコスト（円）	464.5	450.6	470.0	502.0	544.6	486.4

利用者数は、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症が発生した影響により減少傾向にあり、公園利用は増加傾向にあったものの、野球場の利用の減少が大きく、全体としては利用者数は、減少している。

⑧利用促進策

指定管理者は、Webサイトを通じて、施設の案内、利用案内を行っており利便性の向上を図っている。

野球場と多目的グラウンドは、Webサイトからも空き状況の確認、予約申込ができるようになっており、また、予約申込に必要な利用登録および利用許可申請についてもWebサイト上で行えるようになっており、利便性の向上を図っている。

各種大会の開催地としての利用してもらうことや、スポーツ少年団等の利用団体との調整会議を通じて利用率の向上を図っている。

また、主催者がスポーツ大会等を開催しやすいよう越前市のWebサイト上に当施設の概要等を掲載し周知を図っている。

施設で開催されるスポーツイベントについては、越前市のWebサイトで情報発信されているが、施設

のWebサイトでは情報発信されていない。一般に、インターネット利用者は、施設のWebサイトを通じてイベント情報を入手すると思われるため、施設のWebサイトにおいても情報発信されることが望まれる。

利用者に対してアンケート調査を行っていないものの、体育館前事務所に意見箱を設置し、利用者から意見や要望や苦情に対して随時対応し、施設の運営に活用している。ただし、常設している意見箱についても無造作に置かれているのみであり、投書の実績も少ない。インターネット上の口コミも見ており、利用者のニーズの把握に努めている。電話での意見等も含め、意見や対応については業務日誌に記載して対応も記載している。

(意見箱の状況)



意見 1 0 3	会議室の利用率の向上について
<p>会議室があるが、利用者制限は設けておらず、一般の方も利用できるようになっている。そのため、指定管理者は、会議室をより多く利用してもらえるようWebサイト上などでPRし、会議室の利用率の向上を図ることが望まれる。</p>	

意見 1 0 4	施設のWebサイトの構成について
<p>施設のWebサイトが公園部分とスポーツ施設部分とで分かれて作成されている。指定管理者は、サイトへの訪問者にも分かりやすいよう両部分を一体化したほうがよいと考える。</p>	

(5) 施設の管理および運営の状況

市整備分に関しては、「公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の更新・修繕を行っている。県部分についても長寿命化計画を策定しており、ヒアリング結果等を勘案して更新・修繕を行っている。

日常点検は、指定管理者である越前市の職員が行い、軽微な修繕箇所があれば随時対応している。法令点検等の専門技能を要するものについては外部の専門業者に委託し、定期的に点検してもらっている。

高額な修繕等が発生した場合は、その都度、県と協議し修繕等の対応を行っている。

スケートボーダーによる利用により施設が傷んでいる箇所が数ヶ所あった。対応策として、スケートボ

ーダーとは利用場所や備品の置き場所を取り決め、施設の保全を図っていた。

施設内を視察した際、ビオトープについては、雑草が伸びて生い茂っている状態にあった。時期を決めて除草作業（例年4月～7月に2回、10月～11月に1回）を行っているとのことだが、立派なビオトープでもあり、適切に管理してあれば公園の価値も上がると考えられることから、適切に管理されることが望まれる。

（雑草が生い茂っているビオトープ）



・再委託割合（令和3年度）

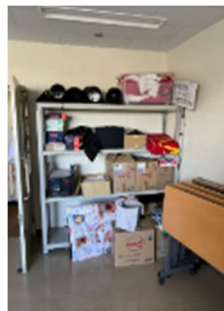
委託料	26,739 千円
支出合計	38,355 千円
再委託割合	69.7 %

丹南総合公園では、施設の管理業の一部については、事業計画書に記載し、あらかじめ県に報告・承認を受け、第三者に委託している。第三者へ委託している管理業務には、芝生広場管理、トイレ清掃、除排雪作業、遊具点検、平日・休日・夜間管理、消防設備点検、自家用電気工作物点検等がある。

指定管理者である越前市のスポーツ課が、委託契約を結んでいる体育協会施設管理委託業務（18百万円）について、再委託先からの詳細な報告がない状態となっている。県としてもできるだけ指定管理者側で適切に再委託先を管理しているかどうかについても留意してみることが望まれる。

意見105	野球連盟に文書での取り決めなく貸与している会議室について
空き会議室について、文書でのやり取りなく越前市野球連盟へ貸与している状況にあることが確認された。現状、野球連盟が保管すべきパソコンやプリンター等の備品も会議室に置かれている状況にあった。文書を取り交わすことなく会議室が貸与されている状況は備品の保管責任などが曖昧になり問題である。指定管理者は、会議室を貸与する場合や備品を保管する場合には、文書を取り交わすよう改める必要がある。	

(野球連盟のパソコンやプリンター等の備品) (野球連盟の備品棚)



意見 1 0 6 | 点字ブロックの破損について

身障者用の点字ブロックが一部剥がれていて危険であった。身障者用のものでもあり、指定管理者は、日頃から注意して管理するとともに、早期の修繕が望まれる。

(点字ブロックの剥がれ)

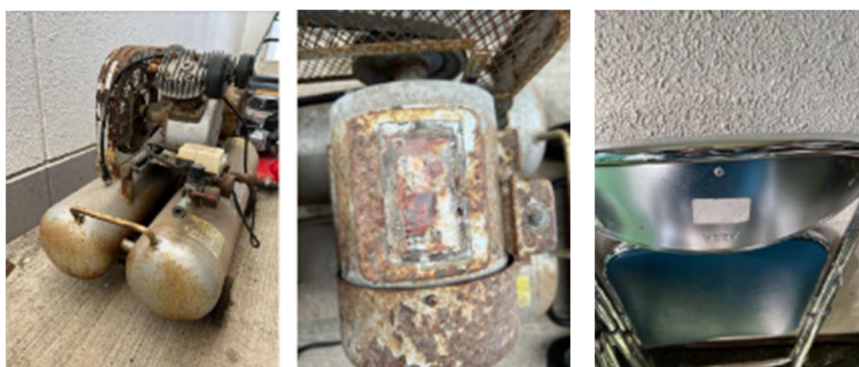


(6) 備品の管理

備品管理については、県と越前市がそれぞれの所有物について備品台帳を整備して管理している。指定管理者は、現存の備品に対して定期的な現物確認を年1回、備品台帳リストに基づき全件対象で実施している。

備品の現物確認を行ったところ、備品管理のための備品管理シールが劣化しており、備品 No. 等の情報が判別できないものがあった。

(備品管理シールの記載が消えている備品)



(7) 指定管理者制度

① 指定管理料の算定

指定管理料がゼロのため検討を省略する。

② 自主事業と指定管理事業の区分

自主事業として、例年は4月にカタクリの花の鑑賞会を開催している。(令和元年度から令和3年度までは新型コロナウイルス感染症の影響により開催を自粛している。)

③ 指定管理者による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

<事業報告の内容>

事業報告書	月次報告書	随時の報告
以下の内容を毎年度終了後30日以内に提出する。 (1) 管理業務の実施状況 (2) 丹南総合公園の利用状況 (3) 丹南総合公園の利用料金の収入の状況および免除の状況 (4) 管理業務にかかる経費の収支の状況 (5) その他丹南総合公園の管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容を翌月の10日までに提出する。 (1) 丹南総合公園の利用状況 (2) 丹南総合公園の利用料金の収入の状況および免除の状況 (3) その他丹南総合公園の管理の状況を把握するために必要な事項	福井県は、管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるときは、越前市に対し随時報告を求めることができる。

意見 1 0 7	事業報告書の記載について
<p>事業報告について、例えば、管理業務の実施状況の報告において、実施項目しか記載しておらず具体的な実施内容について記載していないなど、実績情報として不十分な状況が見受けられた。また、実績報告に数値情報しかなく、それに関する説明が記載されていないなど、事業報告に関する情報として不十分と思われるところがあった。</p> <p>指定管理者は、事業の実施状況の内容について把握できるよう記載をすべきである。</p>	

④目標設定と実績管理

1) 令和3年度による達成率

令和3年度については、目標数値をすべて上回っており達成している状況にある。

項目	目標	実績	目標との差
利用者数(人)	67,200	70,428	+3,228
利用日数(日)	357	357	0
稼働率(%)	100	100	0
利用料金収入額(千円)	4,834	5,949	+1,115

2) 目標設定と実績管理

過去の実績を参考にして目標設定している。利用者数の目標に関しては、各施設とも前年度実績数に+50人としている。また、利用料金収入の目標は、前年度実績見合いとしている。

⑤モニタリング

県の指定管理者の評価体制については、「第3章 総論 XIV. 県のモニタリング」に記載しておりである。

外部評価委員会の評価は、越前市が指定管理者となっていることから対象外であるため実施していない。

⑥インセンティブ

指定管理者である越前市にとっては、住民が当施設のスポーツ施設を利用してくれることにより、住民の健康増進に資することができるというインセンティブがある。また、住民へのレクリエーション施設の提供による住民福祉の向上に貢献するという面でもインセンティブがあると考えられる。

⑦指定管理制度導入の成果

指定管理者制度は管理運営委託と異なり、施設の経営権は指定管理者にあり、指定管理者は自主的な施設サービスの提供や使用許可等の行政処分を行うことができるため、指定管理者である越前市が、住民のスポーツ参加を促していることで健康増進に資することができ、また、地元の特徴を活かして施設としての魅力向上を図っており、利用者に近い越前市が指定管理者であることの意義は

十分あると考えられる。

また、丹南総合公園は、他目的体育館が指定避難所に指定され、多目的グラウンドが緊急避難場所に、芝生広場がドクターヘリの離着陸場に指定されており、緊急時に県・市・防災部局の連携が円滑に行えるため、都市公園の果たすべき機能の一つである防災機能の発揮という点でも地元自治体である越前市が指定管理者であることの効果があると考ええる。

Ⅲ. 事務事業の検討

令和3年度の実施した事務事業のうち、政策的経費として実行した事業は以下のとおりであった。

予 算 計 上 部 課	事 業 名	監 査 対 象
交流文化部 スポーツ課	障がい者アスリート競技力向上事業	
	障がい者スポーツ裾野拡大事業	
	障がい者スポーツ振興事業	
	パラリンピック聖火フェスティバル開催事業	
	県民スポーツ祭開催事業	●
	1県民1スポーツ普及事業	●
	ゆるスポ・ニュースポ推進事業	
	スポーツに関する県民意識調査	
	広域スポーツセンター事業	
	オリンピック機運醸成事業	
	東京オリンピック事前キャンプ誘致事業	
	スポーツ大会開催費補助金	
	フルマラソン開催推進事業	●
	スポーツ情報ポータルサイト保守事業	●
	関西ワールドマスターズゲームズ2021開催事業	
	はぴりゅうフェスタ等開催事業	
	スポーツコミッション事務局運営事業(※)	
	スポーツまちづくり推進事業(※)	
	スポーツイベント開催支援事業(※)	
	日本スポーツマスターズ開催準備事業(※)	
	「県民チーム」育成・全国魅力発信事業(※)	
街なかスポーツ支援事業(※)		
健康福祉部 地域福祉課	災害福祉支援ネットワーク構築事業	
	重層的支援体制整備事業	
	嶺南地域のスポーツ・レクリエーション施設整備事業	●
	再犯防止推進体制構築事業	
土木部 都市計画課	市街地再開発事業補助金	

(※) 地域スポーツコミッションとして県が行う事業

地域スポーツコミッション

- … スポーツと景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することでまちづくりや地域活性化につなげる取組を推進する、地方公共団体とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となった組織であり、組織要件である一体組織要件と常設組織要件、活動要件である域外交流活動要件と広範通年活動要件の4要件を備えるもの。

上記のうち、「監査対象」欄に●印が付してある事業をスポーツ施設との関連が強い事業として5つの事業を選択し、監査を行った。

1. 県民スポーツ祭開催事業

部局	交流文化部 スポーツ課				要求基準	シーリング 内
事業主体	県民スポーツ祭実行委員会					
事業実施方法	補助		補助率	定額		
事業の経過	開始年度	終了予定年度		R2年度の区分	期首までの経過年数	
	H17 年度	R4 年度		継続 事業	16 年	
福井県長期ビジョン における位置付け	分野	Ⅲ 楽しみを広げる(創造力)				
	政策	12 文化・スポーツが福井の活力				
関連する県の計画等	福井県スポーツ推進計画					
解決すべき問題・課題	約750名が参加する総合開会式の新型コロナウイルス対策					
R4 解決すべき問題・課題	シニア世代(60歳以上)の参加増					
R4 問題・課題を表す 客観的データ	シニア世代(60歳以上)参加割合 約47%(R3.10現在) ・市町対抗の部 約23% 503人 ・交流の部 約64% 1,984人 合計2,487人					
事業目的	県民が気軽に参加できる幅広いスポーツ活動の実践の場を提供することにより、スポーツを「見る、する、支える」人口の増加につなげ、生涯にわたって元気でいきいきとしたスポーツライフの実現を目指す。					
R3年度の事業内容	○県民スポーツ祭の開催 県民が気軽に参加できるスポーツ活動の場、年間を通じてできるスポーツ体験の場を提供 ・総合開会式 ・市町対抗の部：市町代表選手による競技 ・高校の部：高校生による競技 ・中学校の部：中学生による競技 ・小学生の部：小学生による競技 ・交流の部：一般参加者による競技 ・みんなでスポーツフェスタ ：親子で参加できる競技体験会					
受益者	—					
前事業	名称	県民体育大会、県スポーツ・レクリエーション大会				
	実績	平成16年まで、「県民体育大会」と「県スポーツ・レクリエーション大会」を開催。平成17年度に2大会を統合し、「県民スポーツ祭」として県内最大のスポーツイベントとして開催				
関連事業	名称	—				
	役割分担	—				
市町との連携状況	市町が開催するスポーツイベント(体験会等含む)を「県民スポーツ祭協力事業」と位置づけ、広報活動などを強力して実施					
R3年度 予算	事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称
	13,500	—	—	—	13,500	
	H30	R1	R2	R3	R4	事業評価(R3予算編成方針)
当初予算額	15,200	13,500	13,500	13,500	13,500	継続
2月現計予算額	7,300	13,500	13,500	13,500	—	R3 決算額の内訳
決算額	6,195	13,500	9,864	11,558	—	勘定科目
—	(A)				(B)	補助金
① R2年度までの 主な増減理由	H30：福井国体・障スポ開催年度のため、高校の部および 中学の部のみ開催 R2：新型コロナウイルス感染拡大により、総合開会式の中 止や各競技団体の判断で競技会を中止したものがあつたため					
② R3年度予算額の 増減理由	—					
						金額
						11,558

		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	中間目標	最終目標	考え方・根拠
成果指標	参加者数								—
	目標	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000	
	実績	25,185	39,887	12,961	23,311	—	—	—	
活動指標	競技種目数								
	シニア世代参加者数								
	目標	160	1	160	2,600	2,600	2,600	2,600	
	実績	36	158	82/167	2,487	—	—	—	
—		—		㉞	㉟				
㉞ R2年度の実績		・新型コロナウイルスの影響により、総合開会式を中止、競技実施を6月末まで延期または中止を決定 ・7月以降の競技実施については、新型コロナウイルス対策を徹底し、各競技団体と実行委員会が協議 のうえ、実施を検討 ・高校総体と県春季総体が中止となったため、一部の競技については、県スポ祭を代替大会として実施							
㉟ 実績を踏まえた R3年度の変更点		—							

【事業内容】

県民スポーツ祭は、県や各市町、県や各市町の教育委員会、スポーツ協会、県レクリエーション協会が主催し、これらのメンバーから構成される「県民スポーツ祭実行委員会」が主管し、原則として、7月と8月の第2土日（夏季）と2月中旬（冬季）を中心に実施するスポーツ祭典である。県は実行委員会に対して補助金を支給している。参加者の参加料は、1人200円である。

【主な検討事項】

監査テーマの観点から、スポーツ施設との関連で、施設・備品を有効に利用しているかどうかを検証した。

このスポーツ祭では、競技会場として、県や各市町のスポーツ施設や小中高校の施設などを使用している。今回の監査対象となったスポーツ施設に関しては、福井県立クライミングセンターと臨海中央公園以外のスポーツ施設はこのスポーツ祭で使用している。

県民スポーツ祭のような大きな大会では、多種多様な備品が使用され、その確保や用意が必要であり、その中には各種目で共通して使用できる備品もある。大会運営に必要な備品はできるだけ小さいコスト、少ない労力で用意する必要がある。また、特定の備品について、それらの余剰がある会場・施設と不足している会場・施設との間で容易に貸し借りできるシステムがない場合は、国体等の最大規模の大会における必要備品の数を各会場・施設で用意しなければならなくなる。

以上のような問題を解決するためには、クラウド型の備品（物品）管理システムを構築または使用するのが有用であると考え。このシステムによる標準化された一元管理により、「どのような種類やカテゴリ、品名の備品がいま、どこに、どのような状態にあるか」という備品に関する情報が共有され、時間や労力、コストの無駄を削減できる。

このことについて、担当部署の職員から県民スポーツ祭実施団体に聞き取り調査を行ってもらったところ、競技実施する際に施設間で備品を借り入れて実施することは、備品を移動させるためにかかる人や時間、経費の負担が重いことから、クラウド型の備品管理システムを構築しても利用する可能性が低いとの回答を得たとのことであった。

ただ、クラウド型の備品（物品）管理システムは、何がどこにどのような状態であるかがすぐに把握できるため管理の効率化が図れること、物品の共有化によりムダや遊休化がなくなること、バーコードなどの利

用により棚卸が簡便にでき、短時間で正確な管理ができること、基幹資産管理システムや財務会計システムとの連携で継続的な管理ができること、などのメリットがあるため、これらのメリットを生かす必要性が大きくなってきたら、導入を検討することが期待される。

2. 1 県民1スポーツ普及事業

部局	交流文化部 スポーツ課		要求基準	シーリング 内				
事業主体	県民体育大会、県スポーツ・レクリエーション大会							
事業実施方法	直営	補助率	—					
事業の経過	開始年度	終了予定年度	R2年度の区分		期首までの経過年数			
	H25 年度	R3 年度	継続 事業		8 年			
福井県長期ビジョン における位置付け	分野 政策	Ⅲ 楽しみを広げる(創造力) 12 文化・スポーツが福井の活力						
関連する県の計画等	福井県スポーツ推進計画							
解決すべき問題・課題	スポーツ実施率向上を図るため、スポーツをより身近に感じ、気軽に体験・継続できる環境の整備が必要。							
R4 解決すべき問題・課題	—							
R4 問題・課題を表す 客観的データ	成人のスポーツ実施率(週に1回以上スポーツを実施) R3: 福井県 66.5%[参考値]、全国 56.4% R2: 福井県 56.0% 全国 59.9%							
事業目的	福井国体後のスポーツ機運の高まりを維持しつつ、スポーツ好きな児童を増やすとともに、子どもから高齢者まで、それぞれの体力や生活時間にあった運動習慣の定着を促進する。							
R3年度の事業内容	1 県民1スポーツ ○ スポーツチャレンジ・・・ 1日30分以上のスポーツ活動を促す「ふくいスポーツチャレンジ」を実施 ○ スポーツ参加の促進・・・ 様々な世代に対し、企業研修会や団体が開催するイベントなど研修や会合で 出前講習会を開催 ○ 多様な指導者の養成・・・ ニュースポーツの指導員および指導員を目指す人を対象に研修会を開催し、 指導者の資質向上と競技の普及・発展を図る							
受益者	総合型地域スポーツクラブ会員、スポーツクラブ創設準備者、市町地域住民							
前事業	名称	—						
	実績	—						
関連事業	名称	—						
	役割分担	—						
市町との連携状況	チャレンジカードの配布や研修会等の開催などを協力して実施							
R3年度 予算	事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称		
	1,367	—	—	—	1,367	—		
	H30	R1	R2	R3	R4	事業評価(R4予算編成方針)		
当初予算額	4,738	1,367	1,367	1,367	1,534	整理統合		
2月現計予算額	4,738	1,367	1,367	1,367	—	R3 決算額の内訳		
決算額	3,910	914	970	1,218	—	勘定科目	金額	
—	①				②		消耗品費	619
① R2年度までの 主な増減理由	—				—		報償費	290
② R3年度予算額の 増減理由	—				—		印刷製本費	227
						その他	81	
	H30	R1	R2	R3	R4	中間目標	最終目標	考え方・根拠
成果指標	スポーツ実施率(%)							
	目標	58	58	65	65	65	65	65
実績	54.1	54.8	56.0	66.5	—	—	—	
活動指標	スポーツチャレンジカード配布数(R3でカード配布終了)							
	目標	20,000	20,000	20,000	20,000	—	—	—
実績	20,000	20,000	20,000	20,000	—	—	—	
—	—		③	④	—			
③ R2年度の実績	・スポーツ実施率は、54.8%となり、0.7%増加 ・スポーツチャレンジカードは、例年通り20,000枚配布							
④ 実績を踏まえた R3年度の変更点	—							

【事業内容】

福井国体・障スポを契機とした地域スポーツの振興を図り、①「する」「みる」「ささえる」スポーツに親しむ環境づくり、②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、③ユニバーサルスポーツの推進、④スポーツボランティアの活性化、⑤スポーツ交流の推進、を通じて子どもから高齢者まで、それぞれの体力や生活時間にあった運動習慣の定着を促進し県民の誰もがスポーツを楽しめるようにする事業である。

【主な検討事項】

(1) 1 県民 1 スポーツ事業の Web サイトについて

1 県民 1 スポーツ事業についての情報が、福井県のWebサイトに掲載されている。福井県のWebサイトで 1 県民 1 スポーツ事業を正しく情報発信をしているかWebサイトを閲覧し検討した。

「文化・スポーツ局スポーツ課」のWebサイト「1 県民 1 スポーツに関すること」の「ゆるスポ・ニュースポ推進事業（3 次募集）について」をクリックすると、「お探しのページが見つかりません」と表示される。

意見 1 0 8	Webサイトの情報の更新について
Webサイト上の「ゆるスポ・ニュースポ推進事業（3 次募集）について」をクリックすると、「お探しのページが見つかりません」となっておりリンク先が切れてしまっており到達できなくなっている。Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。	
Webサイトには、毎日多数の閲覧者が存在すると思われる。サイトの更新は速やかにかつ適時に行うべきであるが、業務の優先度によりおろそかになったり、失念してしまう場合も多い。県は、更新の時期や頻度、更新チェックなどのルールを設けて更新管理をする必要がある。	

(2) 1 県民 1 スポーツ事業の普及について

福井県は、1 県民 1 スポーツ事業を普及させるためにさまざまな活動を行っている。例えば、地域の社会福祉センターやショッピングモールなどで福井県主催の各種イベントを行っているが、子供、高齢者、障がい者に対するイベントが多いと感じる。福井県は、1 日に30分以上の運動を1週間に何日しているかといった統計を600人に対して行っているが、その集計結果は、10代までが多く、次いで70代や60代となっている。20代から50代までは、非常に少ない結果となっており、年代によって運動をしているか否かがハッキリと分かれる形になった。また、2023年2月下旬のNHKニュースによれば、全国健康保険協会の調査により福井県の40歳から74歳までの「運動習慣がある人」の割合が男女とも全国で40位台と非常に低いことが明らかになった。

1 県民 1 スポーツ事業は、福井県スポーツ推進計画の中でも基本施策の一つであり、重要性が高い。この事業の予算の増額や総合型地域スポーツクラブの活用・拡大などにより運動習慣のある県民が増加することを期待したい。

3. フルマラソン開催推進事業（令和4年度：ふくい桜マラソン開催推進事業）

部局	交流文化部 ふくい桜マラソン課				要求基準	シーリング 外		
事業主体	県、市町、関連団体による実行委員会							
事業実施方法	負担金	直営	補助率		—			
事業の経過	開始年度		終了予定年度		R2年度の区分	期首までの経過年数		
	R2年度		R4年度		継続 事業	1年		
福井県長期ビジョン における位置付け	分野	Ⅲ 楽しみを広げる（創造力）						
	政策	12 文化・スポーツが福井の活力						
関連する県の計画等	福井県スポーツ推進計画、北陸新幹線開業プラン							
解決すべき問題・課題	フルマラソン大会の開催に向けた準備、県内外から多くの参加者を集めるための裾野拡大							
R4 解決すべき問題・課題	「ふくい桜マラソン」開催に向けた準備、1年前プレ大会の開催、県内参加者の裾野拡大							
R4 問題・課題を表す 客観的データ	県内フルマラソン完走者 1,216人（H29）							
事業目的	北陸新幹線福井・敦賀開業に向け本県への交流人口拡大を図るため、フルマラソン大会の開催に係る実施計画の策定や2年前イベント等の準備を行うとともに、開催への機運醸成を実施する。							
R3年度の事業内容	(1) 実施計画策定・実行委員会運営 ・基本計画に沿った詳細な実施計画の策定（選手募集、給水・給食、記録計測、交通規制、救護等） ・準備委員会の運営（年6回程度） (2) 開催機運醸成・参加者裾野拡大 ・開催機運醸成、参加者裾野拡大事業の実施（FUNRUN教室、FUNRUNイベント） ・大会広報（大会ホームページ、PR動画作成等） ・2年前イベントの開催準備							
受益者	フルマラソン参加者、応援者							
想定される受益者数	参加者12,000人、応援者117,000人（福井市・坂井市人口の1/3）							
前事業	名称	—						
	実績	—						
関連事業	名称	—						
	役割分担	—						
市町との連携状況	福井市と一緒に「福井フルマラソン検討委員会」を設置。今後、コースとなる市町にも参加を打診。							
R3年度 予算	事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称		
	14,092	7,046	—	—	7,046	地方創生推進交付金		
	H30	R1	R2	R3	R4	事業評価（R4予算編成方針）		
当初予算額	—	—	2,500	14,092	95,938	拡充		
2月現計予算額	—	—	2,500	14,092	—	R3 決算額の内訳		
決算額	—	—	2,498	14,092	—	勘定科目	金額	
—	①				②	負担金補助及び交付金	14,092	
① R2年度までの 主な増減理由	—							
② R3年度予算額の 増減理由	・基本計画書に基づく実施計画書等の策定 ・機運醸成事業の実施							
	H30	R1	R2	R3	R4	中間目標	最終目標	考え方・根拠
成果指標	フルマラソン完走者数							
	目標	—	—	—	—	6,000	6,000	中間・最終目標： 令和5年度（フルマ ラソン第1回開催）
活動指標	プレ大会の参加者数							
	目標	—	—	—	—	5,000	—	4年度末：プレ大 会開催
—	—	—	③	④	—	—	—	—
③ R2年度の実績	・「福井フルマラソン検討委員会」設置 ・基本計画書の策定							
④ 実績を踏まえた R3年度の変更点	・基本計画書に基づく実施計画書等の策定 ・機運醸成事業の実施							

【事業内容】

福井県初の大規模都市型フルマラソン「ふくい桜マラソン」が、令和6年3月31日に開催予定である。大会主催者は、ふくい桜マラソン実行委員会であり、福井県は、関係市町である福井市・坂井市や他の団体と共催の形で「ふくい桜マラソン」に携わっている。福井県からは、大会主催者であるふくい桜マラソン実行委員会に対して負担金補助および交付金として資金を提供しており、実行委員会側におけるフルマラソン実施事業に連携している。

本事業は、①福井発の全国に誇れるとんがったフルマラソン、②全都道府県で一番最後だけが一番新しい、新世代のフルマラソン、③はしる、みる、ささえる+つながるフルマラソンの3つを大会コンセプトとし、各種詳細計画等の策定やSDGsへの対応など準備を着実に進めるとともに、県内の参加者を増やし開催機運を高めていくため、年間を通したラン&ウォークイベントや県内マラソン大会との連携、DXを活用した新しい取組み、1年前プレ大会の開催など、全県的なランニングブームを創出することを内容に事業を展開している。

【主な検討事項】

ふくい桜マラソンは、県におけるスポーツの大きなイベントであると認識されるが、その実施に向けた準備活動においては長期的な計画を立てる必要があることから、県は事務事業カルテを作成し、その事業の計画および成果の検証を行っている。したがって、事務事業カルテを閲覧し、計画および効果測定の手法を検討した。

また、県内における大規模イベントの開催にあたっては、既存のスポーツ活動との関わりやスポーツ資産の活用が考えられる。すなわち、県内におけるスポーツが培った財産やノウハウを有効活用できているかという視点で、事業の執行状況を検討した。

さらに、イベントやWebサイト・SNS等でのPRを通じ、マラソン参加者やマラソンに興味を持つ県民の増加を図る活動を積極的に行っているかという観点からも、事業の執行状況を検討した。

(1) 事務事業評価における指標の設定

「プレ大会の参加者数」を活動指標としているが、これは県の活動の内容を表す数値ではない。活動指標は、成果指標とした項目の成果を上げるために県が行った活動を数値化したものを活動指標として設定すべきである。

意見109	活動指標の適切性について
「プレ大会の参加者数」を活動指標としているが、これは県の活動の内容を表す数値ではない。活動指標については、例えば、マラソン指導・練習会のイベント開催回数であったり、練習拠点の整備数であったりと、成果指標の目標を達成するために県が行った事業の活動状況や活動量を表す数値を活動指標とするのが適切だと考える。	

(2) 既存のスポーツ活動との関わりやスポーツ資産の有効活用

県では、ふくい桜マラソンの機運醸成のため、県内の施設を利用してランニングコースを整備している。コース設定は県内で全22コースあり、今回の監査対象施設でコース設定している箇所は、福井運動公園、奥越ふれあい公園、丹南総合公園である。その他、市町の体育施設や公園施設、越前陶芸村やサンドーム福井など体育施設以外についても、積極的にコース設定し、ランニング利用を促している。

また、本大会前からイベント等も企画され、令和4年3月には2年前イベントが実施された。これは、周回コースをランニングするイベントで、福井会場・坂井会場・美浜大会の3会場が設定された。このうち、坂井会場については、県の公園施設であるテクノポート福井総合運動公園が活用された。

令和4年度は、福井運動公園、奥越ふれあい公園、丹南総合公園でイベントを開催した。

令和5年度もできる限り活用していく予定である。

以上のように、県は既存のスポーツ施設も積極的に利用し、ふくい桜マラソンへのなじみを深めている。

(3) 積極的なPR

県では、ふくい桜マラソンの特設Webページを作成したり、Facebook・TwitterなどのSNSを通じて、広くPR活動を実施している。また、2年前イベントや他の開催されたスポーツ大会にて、スポーツ参加者に直接PR活動を展開したり、普段スポーツに関わりが少ない県民に対してもテレビによってランニングの魅力伝える番組を放送したりと、さまざまな手法を用いてPR活動を実施している。

以上のように、県民に対するふくい桜マラソンのPRは一定程度効果を及ぼすものと考えられるが、近年全国各地で各種マラソン大会が開催されており、飽和状態に近い状態である。他のマラソン大会の傾向を見るに、更なる魅力ある大会とするためには意欲的な県外の参加者に対するPRも欠かせないと考えられる。県は令和4年度においては県外へのPR活動として以下のとおり実施しており、令和5年度も積極的にPR活動を行う予定であるとのことである。

・ランニング雑誌（全国誌）

ランナーズ1月号 表紙裏1面広告

・出向宣伝

令和4年10月 金沢マラソン2022（石川県・金沢市）

令和4年11月 富山マラソン2022（富山県・富山市）

北陸新幹線開業PR（東京都・東京駅）

秋葉原マルシェ（東京都・秋葉原駅）

越前・若狭まつり（東京都・神楽坂）

福井観光展（大阪府・天神橋商店街）

令和5年1月 全国ご当地マラソン博（東京都・東京ドーム）

さいたまランフェス（埼玉県・駒場スタジアム）

北陸新幹線開業PR（埼玉県・大宮駅）

4. スポーツ情報ポータルサイト保守事業

部局	交流文化部 スポーツ課		要求基準	シーリング 内					
事業主体	県								
事業実施方法	直営		補助率	—					
事業の経過	開始年度	終了予定年度		R2年度の区分	期首までの経過年数				
	R2 年度	R7 年度		継続 事業	1 年				
福井県長期ビジョン における位置付け	分野	Ⅲ 楽しみを広げる（創造力）							
	政策	12 文化・スポーツが福井の活力							
関連する県の計画等	福井県スポーツ推進計画、北陸新幹線開業プラン								
解決すべき問題・課題	スポーツ情報ポータルサイト「F.sports!」の安定的な運用								
R4 解決すべき問題・課題	〃								
R4 問題・課題を表す 客観的データ	スポーツイベント・大会情報を中心に、県、市町、団体が各々情報発信しており、県民にとって情報にアクセスしにくい状況となっていた。情報を一つに集約・発信することで県民のアクセス向上を図る。								
事業目的	県内のスポーツ情報をまとめたポータルサイト「F.sports!」の安定的な運用を図る								
R3年度の事業内容	以下のコンテンツのポータルサイトの保守委託（サーバ利用料、オンサイト保守） ※令和2年10月16日（金）公開								
	① ふくい県民応援チーム … 県民チームの紹介ページ								
	② はぴりゅうスポマガ … スポーツコラム								
	③ スポーツイベント … 県内のイベント情報の検索・閲覧								
	④ スポーツ施設 … 県内の大会開催地・合宿地の検索・閲覧								
	⑤ ボランティア募集 … 賢直のボランティア募集情報の検索・閲覧、メール会員登録								
	⑥ お知らせ情報 … 県からのお知らせ情報								
	⑦ イベント支援情報 … イベント開催補助金等の情報								
⑧ 福井県スポーツ街づくり推進気候 … 推進機構の紹介									
受益者	県民、県外観光客								
想定される受益者数	300 ～ 600 view/日								
前事業	名称	—							
	実績	—							
関連事業	名称	—							
	役割分担	—							
市町との連携状況	市町のスポーツ施設情報、スポーツ大会・合宿支援情報などを提供してもらい、ポータルサイトに掲載								
R3年度 予算	事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称			
	1,281	640	—	—	641	地方創生推進交付金			
	H30	R1	R2	R3	R4	事業評価（R4予算編成方針）			
当初予算額	—	—	6,614	1,281	1,281	縮減			
2月現計予算額	—	—	6,614	1,281	—	R3 決算額の内訳			
決算額	—	—	6,499	1,280	—	勘定科目			
—	A				B	委託料	金額		
① R2年度までの 主な増減理由	—						1,280		
② R3年度予算額の 増減理由	令和2年度にポータルサイト構築したが、R3年度以降は保守経費のみとなるため減少								
	H30	R1	R2	R3	R4	中間目標	最終目標	考え方・根拠	
成果指標	全国大会・スポーツイベント（1000人以上）の参加・観戦者数								
	目標	—	—	16,300	15,700	16,500	25,200	40,200	目標： 令和6年12件 40,200人
活動指標	実績	—	—	5,200	13,700	—	—	—	2年度は6月 分、3年度以降 は年間分
	目標	—	—	36,000	91,250	91,250	109,500	127,750	
—	実績	—	—	20,400	180,862	—	—	—	
—	—		C	D	—				
③ R2年度の実績	ポータルサイト構築、公開（10月16日～）								
④ 実績を踏まえた R3年度の変更点	ポータルサイト保守								

【事業内容】

このポータルサイトのアドレスは、「https://f-sports.pref.fukui.lg.jp/」である。令和5年2月時点では、上記「令和3年度の事業内容」における①～⑧のほか「競技力向上」（県内企業に就職してオリンピックを目指すトップアスリートの応援サイト）のタブが追加されている。

このWebサイトにおいて、「スポーツイベント」のタブでは「キーワードで探す」、「競技別で探す」、「目的で探す」、「期間で探す」の4つの項目で検索でき、「スポーツ施設」のタブでは「キーワードで探す」、「競技別で探す」、「市町別で探す」、「区分で探す」（大会開催地or合宿地）の4つの項目で検索できる。この事業における負担金および補助金の内訳は、以下のとおりである。

事業名	スポーツ情報ポータルサイト 事業	電子申請・施設予約サービス 事業	
事業部課	文化交流部 スポーツ課	地域戦略部 DX推進課	
サイト運営者	福井県スポーツまちづくり推進機構	福井県電子自治体推進協議会	
サイト内容	福井県スポーツ情報ポータルサイト	電子申請・施設予約サービス	
サイト名	F.sports!	ふくe-ねっと	
タブ	「スポーツ施設」	—	
ボタン	「検索」	「施設予約サービス」	「電子申請サービス」
	「キーワードで探す」、「競技別で探す」、「市町別で探す」、「区分で探す」(大会開催地or合宿地)の4項目で検索	名称・目的・所在地・分類・利用日・予約確認で6項目で検索	申請先(県と県内17市町)の選択
	↓ 該当施設 ↓ 選択した施設の Webサイト ↓ × 予約できず	↓ 該当施設 ↓ 選択した施設 ↓ ○ 予約	↓ 届出書、申請書 など
備考	—	令和5年3月利用開始	—

【主な検討事項】

「F.sports！」の整備状況を検討した。

意見 1 1 0	活動指標の適切性について
<p>県が活動指標としている「ポータルサイト延べ閲覧数」はサイト閲覧者の行動の数値であり、県の活動の指標とはいえない。活動指標としては、県の事務事業における目的である成果を上げるための活動を端的に表す数値（例えば、ポータルサイトの情報量を数値化したもの）を設定する必要がある。</p>	

意見 1 1 1	情報の更新について
<p>Webサイト上の「合宿支援情報をクリックすると「お探しのページが見つかりません」となっておりリンク先が切れてしまっており到達できなくなっている。Webサイトの管理を適切に行ない、リンク切れが発生していないかなどときどき確認すべきである。</p> <p>Webサイトには、毎日多数の閲覧者が存在すると思われる。サイトの更新は速やかにかつ適時に行うべきであるが、業務の優先度によりおろそかになったり、失念してしまう場合も多い。県は、更新の時期や頻度、更新チェックなどのルールを設けて更新管理をする必要がある。</p>	

意見 1 1 2	施設の予約について
<p>「スポーツ施設」のタブでは、「キーワードで探す」、「競技別で探す」、「市町別で探す」、「区分で探す」（大会開催地、合宿地）という4つの視点から該当施設を検索でき、便利である。しかし、検索結果の施設の「施設 URL」をクリックしてその施設のサイトで予約できるかどうかは、そのサイト運営者の考え次第であり、予約できる場所はほとんどない。</p> <p>この事業とは別に県は「施設予約システム」を構築し平成 5 年 3 月から利用可能となる。両サイトのリンクにより、「F.sports!」のサイトから県と市町のすべての公共施設の予約がスムーズにできるようになることを期待する。</p>	

5. 嶺南地域のスポーツ・レクリエーション施設整備事業

部局	健康福祉部 地域福祉課		要求基準	シーリング 内					
事業主体	県								
事業実施方法	直営	補助	補助率	1/2 (市町施設への補助金)					
事業の経過	開始年度	終了予定年度		R2年度の区分		期首までの経過年数			
	H30 年度	R3 年度		継続 事業		3 年			
福井県長期ビジョン における位置付け	分野	Ⅲ 楽しみを広げる(創造力)							
	政策	12 文化・スポーツが福井の活力							
関連する県の計画等	—								
解決すべき問題・課題	「ふくい健康の森」リニューアル工事を平成30年度に実施し、平成31年度春から供用開始しているが、嶺南地域からは気軽に利用しにくい。								
R4 解決すべき問題・課題	〃								
R4 問題・課題を表す 客観的データ	・運動習慣者(20~64歳)の割合 平成28年度：男性 17.8%、女性 18.6% (運動習慣者…1回30分以上で週2回以上の運動を1年以上継続している者)								
事業目的	「ふくい健康の森」のリニューアルに合わせ、嶺南地域においても年少者から高齢者まで幅広い世代が楽しく体力づくりや健康づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション施設の整備を行う。								
R3年度の事業内容	1 県立施設 若狭総合公園、成海緑地(こども家族館屋外エリア)の整備 2 市町立施設 市町立施設への補助 ・補助率：1/2 ・補助上限額：5,000万円								
受益者	嶺南地域の県民								
想定される受益者数	約133,000人								
前事業	名称	—							
	実績	—							
関連事業	名称	—							
	役割分担	—							
市町との連携状況	県立施設については県が整備し、指定管理者である小浜市とおおい町が施設を管理								
R3年度 予算	事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称			
	236,823	146,810	—	—	90,013	↓ 原子力発電施設等立地地域 基盤整備支援事業 交付金 100,980千円、電源交付金 45,830千円			
	H30	R1	R2	R3	R4	事業評価(R4予算編成方針)			
当初予算額	1,200	4,543	45,031	336,823	2,423	縮減			
2月現計予算額	485	4,543	45,031	336,823	—	R3 決算額 の内訳			
決算額	418	4,153	40,022	257,501	—	勘定科目	金額		
—	①					②		—	
① R2年度までの 主な増減理由	令和元年度：県立施設の基本設計着手のため、事業費が増加 令和2年度：県立施設の実施設計着手、市町立施設への補助実施のため、事業費が増加					工事請負費 補助金	200,980 56,521		
② R3年度予算額の 増減理由	県立施設：工事着手 市町立施設：敦賀市、高浜町、若狭町へ補助					—			
	H30	R1	R2	R3	R4	中間目標	最終目標	考え方・根拠	
成果指標	利用者数								
	目標	—	—	280,000	280,000	280,000	280,000	280,000	若狭総合公園、こども家族館の利用者数の合計
	実績	—	261,901	75,280	72,445	—	—	—	—
活動指標	基本設計、実施設計、工事の実施箇所								
	目標	—	2	2	2	—	2	2	若狭総合公園、成海緑地(こども家族館屋外エリア)
	実績	—	2	2	2	—	—	—	—
—	—		③	④	—				
③ R2年度の実績	県立施設：実施設計の実施 市町立施設：美浜町への補助								
④ 実績を踏まえた R3年度の変更点	県立施設：工事着手 市町立施設：敦賀市、高浜町、若狭町への補助								

【事業内容】

「ふくい健康の森」リニューアル工事を平成30年度に実施し、令和元年度の春から供用開始しているが、嶺南地域からは気軽に利用しにくいと、同地域のリニューアルに合わせ、嶺南地域においても、年少者から高齢者まで幅広い世代が楽しく体力づくりや健康づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション施設の整備を行う事を目標とした事業である。

具体的には、県の施設である若狭総合公園と成海緑地（こども家族館屋外エリア）を整備するとともに、市町の施設への補助（補助率2分の1、補助上限5,000万円）を行う事業である。令和3年度においては、若狭総合公園の遊具の更新工事、成海緑地のスケートパーク等の整備と遊具の設置工事が行われた。また、高浜町（脇坂公園整備）、敦賀市（敦賀市総合運動公園整備）および若狭町（トレイルコース整備、湖面アウトドア施設整備）が実施した市町立施設の整備へ補助を実施している。

なお、当該事業のうち、県の施設である若狭総合運動公園と成海緑地の整備は令和3年度で完了し、令和4年度からは「嶺南地域のスポーツ・レクリエーション施設オープニング事業」としてイベントが実施されている。また、市町立施設の整備への補助は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響等により資材の納入に遅延が生じたため、敦賀市および若狭町の整備は令和4年度に繰り越しとなっている。

【主な検討事項】

（1）活動指標と成果指標

事務事業カルテ（予算要求シート）において、活動指標として「基本設計、実施設計、工事の実施箇所」が設定されており、令和3年度の目標値は2箇所（若狭総合公園、成海緑地）となっている。また、成果指標として「若狭総合公園、こども家族館の利用者数の合計」が設定されており、令和3年度の目標値は280,000人となっており、令和4年度以降も同様の目標値となっている。

なお、成果指標は事業の目的を達成したことを数値として示すことができるものを設定する必要がある。もちろん整備した施設が利用されることは重要であり、現在の成果指標である「利用者数」は重要である。しかし、事業目的に「・・・体力づくりや健康づくりができるよう・・・」との表現があり、所管課が健康福祉部地域福祉課であることを考えると県民の体力づくりや健康づくりの実施度合いを示す指標である「運動習慣者（20～64歳）の割合」を成果指標としてもよい。

意見 1 1 3	活動指標の適切性について
<p>活動指標は、成果指標に結び付くもので所管課がコントロール可能なものを設定する必要があるが、「基本設計、実施設計、工事の実施箇所」は、その要件は満たしている。しかし、当該指標では所管課の努力や業務量が見えてこない。例えば、全体計画を発注が予定されている整備工事ごとに分け、整備工事完了件数を活動指標とする方法が考えられる。</p> <p>また、現在の活動指標は、市町補助についての活動を示していない。別に市町への補助事業としての活動指標があるとよい。例えば、補助申請した市町の数か活動指標として考えられる。</p>	

意見 1 1 4	成果指標について
<p>現在の成果指標は、市町補助についての活動を示していない。別に市町への補助事業としての成果指標があるとよい。例えば、市町が当該事業を利用して整備した施設の利用者数が成果指標として考えられる。</p>	

(2) 所管課間の連携

当該事業のうち若狭総合公園、成海緑地（こども家族館屋外エリア）の整備に関しては嶺南振興局小浜土木事務所が担当している。一方、市町への補助事業については、健康福祉部の地域福祉課が所管課となっている。

市町立施設の整備に対する補助について、市町が実施する整備内容は健康器具だけでなく、遊具や公園の整備などレクリエーション施設の整備が含まれている。そのため、地域福祉課だけでなく、スポーツ課や都市計画課も協力しながら推進することが重要と考えられる。連携しながら事業は実施されているとのことであるが、今後も更なる連携強化を図っていくことを期待する。